

研究紀要

2002.8

20

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

目次

- 津島秀章・桜井美枝・井上昌美 1
黒色安山岩の採取可能地域 —長野・香版川流域を中心として—
- 齋藤 英敏 11
水田跡から見た東アジアの農耕技術の変遷 —「群馬県水田跡一覧表」の分析を通じて—
- 谷藤 保彦 27
天明三年浅間山噴火後の耕地復旧について —高崎市上滝町周辺の遺跡調査から—
- 檜崎修一郎 43
下小島神戸遺跡出土火葬人骨

研究ノート

- 斉藤 和之 51
「埋蔵文化財調査資格制度」をめぐって
—埋蔵文化財保護行政の今日の状況の一断面として—
- 石坂 茂 71
縄文時代中期末葉の環状集落の崩壊と環状列石の出現
—各時期における拠点集落形成を視点とした地域的分析—
- 深澤敦仁・中里正憲 103
群馬県玉村町所在・砂町遺跡出土の北陸系土器の位置づけをめぐって
- 田中 雄 123
群馬県内糸里制研究資料の収集と解題

資料紹介

- 高井 佳弘 147
一本造り軒丸瓦における布と横骨 —瓦工人たちの創意工夫—
- 谷藤保彦・関根愼二・今井和久 157
群馬県内出土の縄文時代石製装身具集成
- 檜崎修一郎 191
聖獄洞窟表面採集人骨

小特集 考古学と教育

- 能登 健・長沼孝則 205
アーネスト・サトウが大室古墳に来たわけ —国際理解・郷土理解の教材開発—
- 関 俊明・山口邦弘 233
高床建物の組立式構造模型の製作と教材化
—縄文人の木材建築技術から接合方法を学ぶ—
- 檜崎修一郎 245
ノースウェスタン大学人類学部の考古学野外実習

研究紀要

— 20 —

2002・8

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

黒色安山岩の採取可能地域

— 長野・香坂川流域を中心として —

津島秀章・桜井美枝・井上昌美

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 問題の所在 | 3. 香坂川流域の黒色安山岩 |
| 2. 採取可能地域 | 4. 偏光顕微鏡による通常観察 |
| i) 武尊山産の黒色安山岩 | 5. 成果と今後の課題 |
| ii) 荒船山産の黒色安山岩 | |

— 論文要旨 —

黒色安山岩製石器の原産地分析を進めるにあたって、筆者らは、その「原産地」と「採取可能地域」を分別して理解してきた。原産地試料は、石器原産地分析のための基礎試料となるものであり、供給起源となる溶岩露頭（原産地）に試料を求める必要がある。しかしその一方で、群馬県内出土の旧石器時代の黒色安山岩製石器を見ると、円磨度の高い礫に限って認められることから、その採取先は河原や段丘礫層（採取可能地域）であったと推測される。石器石材の採取場所が「原産地」とは異なる河川流域である以上、当時の人の石材獲得に関する活動内容を理解するためには、石材の「採取可能地域」を把握することが不可欠である。

以前に、群馬周辺にある複数原産地の黒色安山岩試料を提示した。それは、石器原産地分析のための基礎試料充実を目的としたものであり、偏光顕微鏡観察による原産地同定に対して一定の見通しを得た。本稿では、その中で指摘した「八風山溶岩」、「香坂礫岩層」、「八重久保層上部層」に対して、3層準起源の黒色安山岩それぞれの、香坂川流域での採取可能地域を解明することを主な目的とした。

その結果、それらの黒色安山岩は、信濃川流域までは流下しておらず、香坂川流域と志賀川流域といった、非常に限定された地域で採取可能な石材であることが理解された。

キーワード

対象時代 旧石器時代
対象地域 中部日本
研究対象 石器石材、黒色安山岩

1. 問題の所在

黒色安山岩¹⁾製石器の原産地分析を進めるにあたって、これまで筆者らは、その「原産地」と「採取可能地域」を分別して理解してきた(桜井・井上・関口 1993、井上・桜井 1999、津島 1999、津島・桜井・井上 2001)。黒色安山岩の供給起源となる溶岩露頭などが認められる地点を、「原産地」と限定的にとらえ、黒色安山岩を河床礫(転石)として採取可能な河川流域などを、「採取可能地域」とするものである。

原産地試料は、石器原産地分析のための基礎試料となるものであり、それをより充実したものにするためには、供給起源となる溶岩露頭(原産地)に試料を求めることが必要である。しかしその一方で、群馬県内出土の旧石器時代の黒色安山岩製石器を見ると、自然面の状況から円磨度の高い礫に限って認められることから、その採取先は河原や段丘礫層が主な場所(採取可能地域)であったと推測される。当時の人の石材獲得をめぐる活動内容を理解するためには、石器石材の採取場所が河川流域である以上、「原産地」とは分離して「採取可能地域」を把握することが重要である。

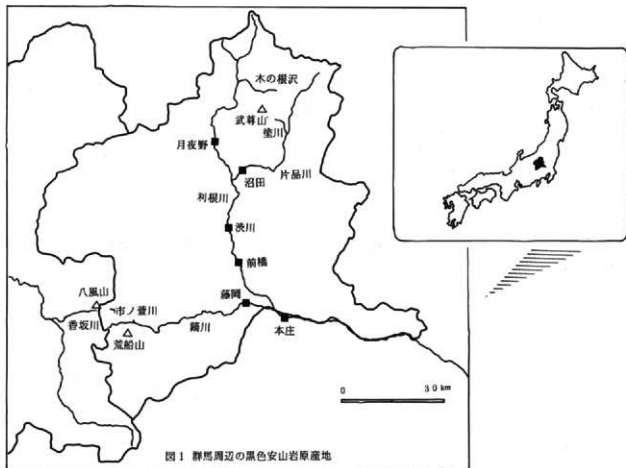
以前に、群馬周辺にある複数原産地の黒色安山岩試料を提示したことがある(津島・桜井・井上 2001)。それは、

石器原産地分析のための基礎試料充実を目的としたものであり、偏光顕微鏡観察による原産地同定に対して一定の見通しを得た。その中で、長野県香坂川流域には、黒色安山岩の供給起源となる層準として、「八風山溶岩」(野村・小坂 1987)、「香坂礫岩層²⁾」(盧野 1986)、「八重久保層上部層³⁾」(笠井 1934)があることを指摘した。特に、「香坂礫岩層」と「八重久保層上部層」の2層準は、それまで未調査の供給源であることから、両層準を起源とする黒色安山岩の、河川での採取可能地域の調査が不可欠であると考えられた。

本稿では、以上のような経緯から、香坂川流域において河床礫を調査し、その上で、採取試料の偏光顕微鏡による通常観察をおこなった。その目的は、上記3層準の採取可能地域を解明することにある。

2. 採取可能地域

群馬県内には、武尊山と荒船山に、黒色安山岩の供給起源層が存在することがよく知られている(図1)。これまでに、両原産地の黒色安山岩は、河川での礫調査により追跡されており、採取可能地域の推定が可能である。香坂川流域について考察する前に、両産地の黒色安山岩の採取可能地域をまとめておきたい。



1) 武尊山産の黒色安山岩

武尊山の黒色安山岩については、「無斑晶質安山岩グループ」(山口 1981)の複数の溶岩流に供給起源があること、武尊山周辺の広範囲にその溶岩露頭があること、が確認されている(津島・桜井・井上 2001)。

それらは、利根川水系の河川で河原石として採取することができる(図1)。武尊山南東麓の塗川で多産し、下流の片品川の沼田付近で少量見られる(中東・飯島 1984)。また、北麓、木の根沢でも多産し(井上・桜井 1999)、下流の利根川の月夜野では、「拳大から長径15cm程の円蹄状のものを比較的容易に見つけること」ができる(桜井 1995)。さらに下流の渋川・前橋の利根川河原では、「ごくわずかしかなく」(桜井 1995)、「100m四方に1個見られるかどうかというくらい」の量である(中東・飯島 1984)。

よって、武尊山に産する黒色安山岩は、利根川水系の武尊山周辺小河川で多産し、下流にいくにしたがい数を減らし、前橋付近の利根川河原まで採取可能といえる。それは、「この石材が緻密堅硬であるとはいえ、多分にガラス質であり、下流域においてもなお礫としての形を留めるほどは堅くないため」(中東・飯島 1984)と考えられる。

ii) 荒船山産の黒色安山岩

荒船山の黒色安山岩は、「荒船溶岩」(野村・小坂 1987)に供給起源があり、その大露頭が荒船山北麓にある(津島・桜井・井上 2001)。この黒色安山岩は、北麓を流れる市ノ置川で多産し、より下流の鍋川でも採取可能である(桜井・井上・関口 1993、桜井 1995)。鍋川では、上流から下流にいくにしたがい黒色安山岩の数量は減り、最下流の藤岡付近では非常に少ないが、長径20cm程のものも認められる(桜井・井上・関口 1993、桜井 1995)。

また、埼玉県本庄付近の利根川河原まで採取可能であることが指摘されており、長径15cm程の礫が存在するという(柴田 1994)。武尊山の黒色安山岩は、前橋付近の利根川では非常にまれであること、一方、荒船山のもの、鍋川最下流の藤岡でも、数は少ないものの長径20cm程度の礫が存在することから、この本庄付近で採取可能と指摘されているのは、荒船山の黒色安山岩の可能性が高い。これらのことから、荒船山の黒色安山岩は、荒船山北麓の市ノ置川から下流の鍋川を経て、より下流の埼玉県本庄付近の利根川まで採取可能と考えられる。

3. 香坂川流域の黒色安山岩

香坂川流域には、「八風山溶岩」(野村・小坂 1987)、「香板礫岩層」(鹿野 1986)、「八重久保層上部層」(笠井 1934)が、黒色安山岩の供給起源層としてある(津島・桜井・井上 2001)。これまでに香坂川で採取できると指摘されてきた黒色安山岩には、この3層準のものが混在している



「荒船溶岩」の大露頭 市ノ置川方面よりのぞむ

可能性がある。今後の石器原産地分析を見通した場合、前記3層準を起源とする黒色安山岩の採取可能地域を、それぞれ解明しておく必要がある。

「八風山溶岩」を起源とする黒色安山岩については、これまで多くの場面で指摘されてきており、特に、八風山の東方となる群馬県側の諸河川では採取できないことが確認されている(桜井・井上・関口 1993)。「香板礫岩層」「八重久保層上部層」に関しては、周辺地域の地形からみて、採取可能な地域は、香坂川とそれに合流する諸河川および香坂川の下流域に限定されるであろう。よって、香坂川流域に複数地点を設定し、黒色安山岩の河床礫調査をおこなった(図2)。さらに、各地点で分析試料を採取した。

以下、各地点の調査結果を記す。

0地点

香坂川最上流の河原。数多くの黒色安山岩が存在する。おおよそ、一人あたり1時間で20個体程度が採取可能である。礫形状は角礫～亜角礫であり、長軸は最大のもので50cm程である。本地点で採取したものの中から、任意に10個体を抽出し、分析試料とした(試料名: 0地点No. 1～10)

1地点

佐久市東地、香坂川の河原。比較的多くの黒色安山岩が存在する。おおよそ、1時間で10個体程度が採取可能である。礫形状は亜角礫～亜円礫であり、長軸は最大のもので25cm程である。本地点で採取したものの中から、任意に10個体を抽出し、分析試料とした(試料名: 1地点No. 1～10)

2地点

佐久市西地、香坂川の河原。1地点より数量は減るものの、黒色安山岩は比較的多くある。1時間で5～10個体程度、採取可能である。礫形状は亜角礫～亜円礫であり、長軸は最大のもので20cm程である。そのうち任意に10個体を抽出し、分析試料とした(試料名: 2地点No. 1～10)

3 地点

佐久市中層、志賀川の河原、香坂川との合流点より上流側に位置する。少量の黒色安山岩が存在し、1時間で2～3個体程度、採取可能である。礫形状は亜角礫～亜円礫であり、長軸は最大のもので15cm程度である。本調査地点は、香坂川合流点より上流側にあり、前記3層準との位置関係を考慮すると、そこに分布する黒色安山岩は、「八重久保層上部層」に起源があるものに限られるはずである。よって、採取試料の中から任意に1個体抽出し、補足的に分析試料とした（試料名：3地点No.1）

4 地点

佐久市瀬戸東、志賀川の河原。香坂川との合流点より下流側に相当する。少量の黒色安山岩が存在し、1時間で2～3個体程度、採取可能である。礫形状は亜円礫～円礫であり、長軸は最大のもので10cm程度である。そのうち任意に10個体を抽出し、分析試料とした（試料名：4地点No.1～10）。

5 地点

佐久市三河田、志賀川の河原。黒色安山岩を発見することはできなかった。灰～黒色の安山岩はごく少量見受けられるもの（1時間で1～2個体採取できる程度）、それらは石器に利用されているものと比較して斑晶量が多

く（1cmあたり10～20個程度）、ガラス光沢に劣るものである。礫形状は、亜角礫～亜円礫、長軸は10cm程度であり、岩石ハンマーでも容易に打ち割ることが出来ないほど堅硬である。よって、本地点で、黒色安山岩を採取することは不可能であると判断した。

6 地点

佐久市鳴瀬、信濃川の河原。黒色安山岩を発見することはできなかった。灰～黒色の安山岩はごくわずかに見受けられるもの（1時間で1個体採取できるかどうかといった程度）、それらは石器に利用されるものと比較して斑晶量が多く（1cmあたり20個程度）、ガラス光沢の著しく劣るものである。礫形状は、おおむね亜円礫、長軸は10cm程度であり、岩石ハンマーでも容易に打ち割ることが出来ないほど堅硬である。これらのことから、本地点で、黒色安山岩を採取することは不可能であると判断した。

4. 偏光顕微鏡による通常観察

黒色安山岩試料を記載分類するには、岩石組織の立体的構造を考える必要があるという意識から、相直交する二方向あるいは三方向の岩石薄片を作成してきた（井上・桜井 1999、津島・桜井・井上 2001）。今回は、既に、供給

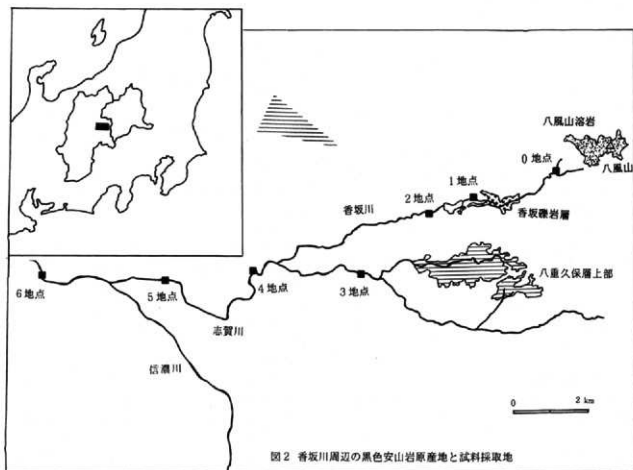


図2 香坂川周辺の黒色安山岩原産地と試料採取地

起源となる3層準(「八風山溶岩」「香坂礫岩層」「八重久保層上層部」)の特徴を把握しており(津島・桜井・井上2001)、それらとの対応関係を考察すればこと足るので、一方の岩石薄片作成に留めた。

偏光顕微鏡による通常観察の結果、河川採取試料全41点は、その岩石学的な特徴から、9タイプに分類された(下表)。以下、各タイプについて記載する。

Aタイプ 0地点、1地点、2地点、4地点で採取した計25点の試料で、今回タイプ分類した半数以上を占める。斑晶量が比較的少なく、大きな斑晶は汚れがあるものの全体的にきれいだ。斑晶と石基部分の中間的な大きさの斜長石は、長柱状と方形の二種類が混在する試料と、すべて長柱状で結晶の縁に細かい粒子が重なり石基部分との境界が不明瞭となる試料、さらに前記2者の

中間的な試料がある。石基部分は針状と方形の斜長石があり、弱いながら一定方向に配列する傾向がある。このことからAタイプは「八風山溶岩」起源の転石と考えられる。

Bタイプ 1地点No.6の1点のみである。斑晶量はやや多く、大型の斜長石の斑晶が多く内部の汚れがひどい。二次的な不定形の鉱物が見られる。石基部分は単一コルで粒状～短柱状の輝石が目立つ。原産地調査を行った際の「香坂礫岩層」試料6と同じ特徴を示す(津島・桜井・井上2001)。

Cタイプ 1地点No.5の1点のみである。斑晶量はやや多く、斑晶は大きく内部が汚れている。石基部分は細かい粒状で鉱物の識別が困難である。細い脈が多く認められる。原産地調査を行った際の「香坂礫岩層」試料5

黒色安山岩の観察表

試料名	斑 晶								石 基				斑晶量 %	タイプ	
	Pl	最大An	Cpx	最大An	Opx	最大An	Mt	最大An	組織	Pl	輝石	不透明			ガラス
1 0地点No1	○	0.5	△	1.1	△	0.8	△	0.1	組織	Pl	△	△	△	5.4	A
2 0地点No2	◎	0.8	△	0.4	△	0.3	△	0.3	組織	◎	△	△	△	0.5	A
3 0地点No3	◎	1.4	△	0.3	△	0.8	○	0.1	組織	◎	△	△	△	4.8	A
4 0地点No4	◎	0.8	△	0.2	△	0.5	△	0.2	組織	◎	△	△	△	2.8	A
5 0地点No5	◎	0.8	△	0.2	○	0.4	△	0.3	組織	◎	△	△	△	4.1	A
6 0地点No6	◎	0.9	○	0.9	△	0.2	○	0.2	組織	◎	△	△	△	2.2	A
7 0地点No7	◎	0.7	△	0.7	△	0.3	○	0.3	組織	◎	△	△	△	5.8	A
8 0地点No8	◎	0.8	△	0.5	△	0.3	△	0.4	組織	◎	△	△	△	0.7	A
9 0地点No9	○	0.5	—	—	△	0.7	△	0.2	組織	◎	△	△	△	5.9	A
10 0地点No11	○	0.8	△	0.2	△	0.5	△	0.2	Hp	◎	△	△	△	2.1	A
11 1地点No1	◎	1.0	△	0.6	○	0.4	△	0.2	Hp	◎	△	△	△	0.8	A
12 1地点No2	◎	0.6	○	0.4	○	0.3	△	0.2	Hp	◎	△	△	△	4.4	A
13 1地点No7	◎	0.8	○	0.5	○	0.5	○	0.3	組織	◎	△	△	△	3.9	A
14 1地点No9	◎	0.5	△	0.2	△	0.3	△	0.3	組織	◎	△	△	△	2.9	A
15 2地点No1	◎	0.9	○	0.8	△	0.3	△	0.2	組織	◎	△	△	△	2.9	A
16 2地点No2	◎	0.8	△	0.3	△	0.4	△	0.2	組織	◎	△	△	△	4.8	A
17 2地点No4	◎	1.0	△	0.4	△	0.4	△	0.2	組織	◎	△	△	△	3.1	A
18 2地点No5	◎	0.8	○	0.6	△	0.3	△	0.3	組織	◎	△	△	△	2.9	A
19 2地点No7	◎	2.3	△	1.1	△	0.3	△	0.2	組織	◎	△	△	△	2.0	A
20 2地点No10	◎	0.8	△	0.4	△	0.3	△	0.2	組織	◎	△	△	△	3.8	A
21 4地点No1	◎	0.8	△	0.2	△	0.4	△	0.2	組織	◎	○	△	△	1.9	A
22 4地点No2	◎	1.9	△	0.8	△	0.3	△	0.3	組織	◎	△	△	△	0.8	A
23 4地点No3	◎	1.8	△	0.2	△	0.3	△	0.2	組織	◎	△	△	△	2.3	A
24 4地点No5	◎	0.9	△	0.8	△	0.4	△	0.2	組織	◎	△	△	△	4.5	A
25 4地点No6	◎	0.5	△	0.5	△	0.4	○	0.2	組織	◎	△	△	△	3.5	A
26 1地点No6	◎	1.4	△	0.4	△	0.3	△	0.2	組織	◎	○	△	△	12.3	B
27 1地点No5	◎	1.8	△	0.5	○	0.8	△	0.3	組織	◎	○	△	△	0.5	C
28 2地点No6	◎	0.9	○	0.2	○	0.3	○	0.1	組織	◎	○	△	△	4.4	O
29 3地点No1	◎	1.3	△	0.4	—	—	△	0.4	組織	◎	○	○	△	7.5	E
30 4地点No8	○	1.0	—	—	△	0.2	△	0.2	組織	◎	○	○	△	4.5	E
31 4地点No10	◎	2.0	○	1.6	○	1.7	△	0.3	組織	◎	○	△	△	11.8	F
32 1地点No3	◎	0.9	△	1.2	△	0.4	△	0.2	組織	◎	○	○	△	2.9	G
33 1地点No4	◎	0.7	△	0.2	△	0.4	△	0.1	組織	◎	○	○	△	2.3	G
34 1地点No10	◎	1.1	△	0.5	△	0.5	△	0.2	組織	◎	○	○	△	4.8	G
35 2地点No5	○	0.5	△	0.2	△	0.3	△	0.1	組織	◎	○	○	△	8.3	G
36 2地点No9	◎	1.1	△	0.5	△	0.3	△	0.3	組織	◎	○	○	△	3.0	G
37 4地点No4	◎	0.7	△	0.2	△	0.2	△	0.3	組織	◎	○	○	△	2.8	G
38 4地点No7	◎	1.5	○	0.7	○	0.6	△	0.3	組織	◎	○	○	△	4.6	G
39 1地点No8	◎	2.2	△	0.7	△	0.4	△	0.2	組織	◎	○	○	△	5.0	H
40 2地点No8	◎	1.1	○	1.3	○	1.5	○	0.6	組織	◎	○	○	△	5.7	H
41 4地点No9	◎	1.1	△	1.0	△	0.2	△	0.4	組織	◎	○	○	△	4.5	I

Pl:斜長石 Cpx:輝石 Opx:斜方輝石 Mt:鉄鉱物 Hp:ガラス基質成分 Ig:黒斑状 Iu:黒斑状

と同じ特徴を示す。

Dタイプ 2地点No.6の1点のみである。珪晶量はやや多く、特に珪晶と石基部分の中間的な大きさの斜長石が多い。大きな珪晶は内部が汚れていない。原産地調査を行った際の「香坂礫岩層」試料4と同じ特徴を示す。

Eタイプ 3地点No.1、4地点No.8の2点である。珪晶量はやや少なく、斜長石の珪晶は内部に汚れが目立つ。単斜輝石、斜方輝石はごくわずかにある。石基部分の斜長石は配列に弱い方向性を持ち、輝石は粒状を呈する。このことから、「八重久保層上部層溶岩」起源の転石と考えられる。

Fタイプ 4地点No.10の1点のみである。珪晶量が多く、大きい。斜長石の珪晶は内部に汚れが目立ち、集斑状となるものもある。また二次的な鉱物も見られる。これはやや珪晶の輝石が多いものの「八重久保層上部層凝灰角礫岩」中の試料と同じ特徴を示す。

Gタイプ 1地点、2地点、4地点の計7点である。珪晶量は全体的には少なく、大きな珪晶は内部が汚れている。石基部分は全体的に粗く、斜長石は細い長柱状で配列に弱い方向性があり、輝石は粒状である。このような特徴を示す原産地試料は前回の調査（津島・桜井・井上2001）では確認されていない。

Hタイプ 1地点、2地点の計2点である。珪晶量は比較的少なく、珪晶は内部に汚れが目立ち、不定形の粘土鉱物と思われるものがある。石基部分は粗く、斜長石は細い長柱状のものと同様のものがある。このような特徴を示す原産地試料は前回の調査（津島・桜井・井上2001）では確認されていない。

Iタイプ 4地点No.9の1点である。珪晶量は比較的少なく、斜長石の大きな珪晶は内部が汚れている。輝石の珪晶は少ない。石基部分は直交ニルで粒状の輝石が目立つ。このような特徴を示す原産地試料は前回の調査（津島・桜井・井上2001）では確認されていない。

5. 成果と今後の課題

今回の調査では、「八風山溶岩」、「香坂礫岩層」、「八重久保層上部層」を起源とする黒色安山岩の採取可能地域を解明することを目標とした。そのため、香坂川とその下流域の河川において黒色安山岩を採取して偏光顕微鏡観察を行い、原産地の露頭採取の試料と比較することによって、その起源となる層準の特定を試みた。

河川採取試料全41点は、その岩石学的な特徴から、9タイプに分類された。このうち、Aタイプは「八風山溶岩」、B、C、Dタイプは「香坂礫岩層」、Eタイプは「八重久保層上部層溶岩」、Fタイプは「八重久保層上部層凝灰角礫岩」に同定できた。

黒色安山岩の河川での採取地域は香坂川と志賀川に限られ、より下流の信濃川では採取できなかった。志賀川

でも信濃川との合流点近くでは採取できず、香坂川との合流点よりもやや下流の地域までしか流下していない。原産地の露頭からの距離は、最も近い「八風山溶岩」からでも9kmほどである。武尊山産の黒色安山岩が原産地から数十kmも離れた地域まで流下しているの比べ、非常に限られた分布を示す。これは、この周辺の黒色安山岩の絶対量が、武尊山周辺と比較して少ないためであろうか。次に、原産地ごとに採取地域を確認してみる。

「八風山溶岩」としたAタイプは、0、1、2、4地点で採取されており、特に0地点では採取した試料の全てがこのタイプであった。これは、0地点が「八風山溶岩」の分布域より下流、「香坂礫岩層」の分布域よりも上流にあるため（図2）、この点からもAタイプが「八風山溶岩」起源であることを立証している。採取可能地域は、香坂川の最上流部から志賀川との合流点のやや下流までの地域である。

「香坂礫岩層」としたB、C、Dタイプは、少数の試料が1、2地点で採取されているのみである。採取可能地域は、比較的原産地の露頭に近い地域に限られる。

「八重久保層上部層溶岩・凝灰角礫岩」としたE、Fタイプは、3、4地点で採取された。香坂川は「八重久保層上部層」の分布域を流れていないために、その流域（0、1、2地点）では採取できない。採取可能地域は、志賀川の中流域である。

以上の採取可能地域で採取できる黒色安山岩は、「八風山溶岩」起源のものに圧倒的に多い。河川採取試料中における各原産地の比率は、「香坂礫岩層」と「八重久保層上部層」がともに3点、7.3%と低いのに対し、「八風山溶岩」は25点、61.0%にのぼる。「香坂礫岩層」と「八重久保層上部層」起源の黒色安山岩は珪晶量が多いものが多く、石器石材に向かないものも含まれている。全体量としても非常に少ないため、香坂川で採取できる石器石材に適した黒色安山岩は、大半が「八風山溶岩」起源のものと考えられる。

ここで問題となるのが原産地を特定できなかったG、H、Iタイプのものである。

特にGタイプは7点と多く、河川採取試料中の比率は17%にのぼる。細粒・均質で、石器石材として申し分の

黒色安山岩のタイプと採取地点

タイプ	供給起源	試料点数						
		0地点	1地点	2地点	3地点	4地点	5地点	6地点
A	八風山溶岩	10	4	6		5		
B	香坂礫岩層		1					
C	香坂礫岩層		1					
D	香坂礫岩層			1				
E	八重久保層上部層溶岩				1	1		
F	八重久保層上部層凝灰角礫岩							
G	?		3	2		2		
H	?		1	1				
I	?						1	

ない質を有している。1、2、4地点で採取されており、香坂川上流の「八風山溶岩」か「香坂礫岩層」にその起源が想定されよう。ただし、最上流部の0地点で採取された10点の試料は全てAタイプで、Gタイプのものは含まれていない。河川での出現率から見れば、10点のサンプル中に1つも含まれない確率は低く、Gタイプが「八風山溶岩」起源である可能性は低いと考えられる。もっとも可能性が高いのは「香坂礫岩層」であるが、以前に採取した原産地の露頭試料の中には見られない。「香坂礫岩層」の黒色安山岩は、複数の溶岩流を起源とすると考えられ、様々な岩石学的特徴を有するものが混在している(津島・桜井・井上 2001)。したがって、Gタイプのものが含まれる可能性もあるとはいえ、やはり河川での出現率を考えれば、前回までの原産地での調査によって1点も見つからなかったとは思えない。現状では、「香坂礫岩層」起源の可能性とともに、未知の溶岩流などの原産地が存在する可能性も指摘しておく。

Hタイプについても、Gタイプよりも少数ではあるが、外見の特徴や河川での分布の様子が類似しており、同様の可能性が考えられる。Iタイプは香坂川には無く(0、1、2地点)、志賀川との合流点よりも下流の4地点で採取されている。合流点より上流の3地点では分析試料を1点に絞ったため、Iタイプが採取できるか否かについては確定できない。現状では、Iタイプは「香坂礫岩層」か「八重久保層上部層」のどちらかに起源を持つ可能性がある。

今回までの調査によって、八風山周辺と荒船山の黒色安山岩の原産地とその採取可能地域については、Gタイプの原産地の特定などの課題は残るが、ほぼ把握できたと考える。今後は、これらの原産地試料と遺跡出土の石器との比較を行い、本来の目的である石器石材の原産地同定を進めていく。

謝辞 本稿を記すにあたり、飯島静男氏には、地質学的、岩石学的内容に関して様々なご教授頂いた。岩崎泰一氏には、本研究に関して考古学的な側面から様々なアドバイスをいただいた。山村英二、吉田和夫、牧野裕美、柳沢由里子の各氏には、黒色安山岩の試料採取をご協力頂いた。紙上を借りて感謝いたします。

注

- 1) 黒色安山岩という石材名は、中東・飯島により命名された(中東・飯島 1984)。「黒色緻密の岩石で、極細粒でヤカラス質の基質中に、少量の微斑晶を含む。斑晶量は標本によって多少ばらつきがあり、1cm²あたり1〜数個程度の量である。」本文中では、これと同等の特徴を備えた安山岩を、黒色安山岩と表記した。
- 2) 「香坂礫岩層」の命名は、(鹿野 1986)による。ただし、この論文は、信州大学理学部卒業論文であるため、入手不可能であった。本論では、「香坂礫岩層」の語特徴は、(小坂・鹿野・北爪 1991)を参照した。
- 3) 「八重久保層上部層」の命名は、(笠井 1934)による。ただし、こ

の論文は、東北大学理学部卒業論文であるため、入手不可能であった。本論では、「八重久保層上部層」の語特徴は、(野村・小坂 1987)、(小坂・鹿野・北爪 1991)を参照した。

引用文献

- 井上昌英・桜井英枝 1999 「第4文化層出土黒色安山岩の分析」『三和工業団地1遺跡(1)―旧石器時代編―群馬県埋蔵文化財調査事業調査報告第246集』222-225頁
- 笠井 章 1934 「荒船火山付近の地質及び地形について」東北大学 理学部地質学古生物学教室卒業論文(未見)
- 小坂共栄・鹿野智山・北爪 牧 1991 「関東山地北西部の第三系(その1)―長野県東部香坂川〜内山川流域、特に駒込帯の地質とその地質的意義について―」『地球科学』45-3 43-56頁
- 桜井英枝・井上昌英・関口博幸 1993 「群馬県における石器石材の研究(1)―鍋川流域における石器石材の調査―」『群馬県埋蔵文化財調査事業研究紀要』11 1-14頁
- 桜井英枝 1995 「河川における石器石材のあり方」『第3回岩質フォーラム/シンポジウム学術集 石器石材―北関東の原石とその流通を中心として―』13-16頁
- 柴田 豊 1994 「使用石材からみた旧石器時代の南関東における地域性について」『松戸市立博物館紀要』1 3-25頁
- 鹿野智山 1986 「関東山地北西部の第三系」信州大学理学部卒業論文(未見)
- 津島秀雄 1999 「石器石材の獲得」『三和工業団地1遺跡(1)―旧石器時代編―群馬県埋蔵文化財調査事業調査報告第246集』231-233頁
- 津島秀雄・桜井英枝・井上昌英 2001 「黒色安山岩の原産地試料―群馬周辺を中心として―」『群馬県埋蔵文化財調査事業調査報告』19 139-156頁
- 中東耕志・飯島静男 1984 「群馬県における旧石器・縄文時代の石器石材―黒色頁岩と黒色安山岩―」『群馬県立歴史博物館報』5 28-36頁
- 野村 哲・小坂共栄 1987 「群馬県南西部の第三系の地質構造発達史」『群馬大学教養部紀要』21 51-68頁
- 山口尚志 1981 「武蔵火山の地質」『地質学雑誌』87-12 823-8 32頁



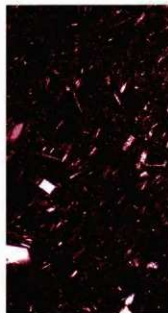
Aタイプ (八風溶岩)
1地点No1



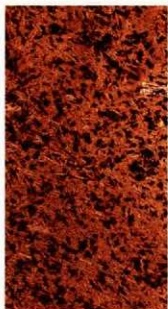
a'



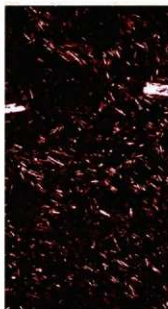
Aタイプ (八風山溶岩)
4地点No2



a'



Bタイプ (香坂礫岩層)
1地点No6



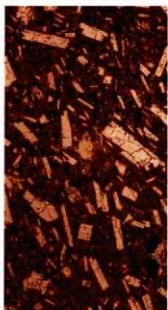
a'



Cタイプ (香坂礫岩層)
1地点No5



a'



Dタイプ (香坂礫岩層)
2地点No6



a'

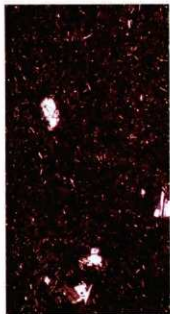
黒色安山岩の薄片の偏光顕微鏡写真(1)

a : 平行ニコル

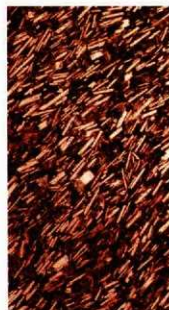
a' : 直交ニコル×50



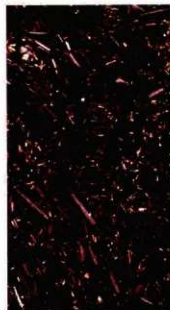
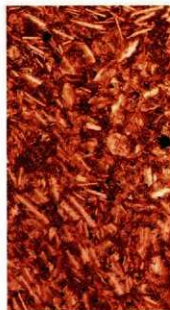
Eタイプ (八重久保層上部暗岩部)
3地点No1 a



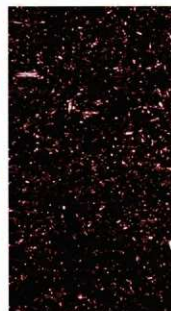
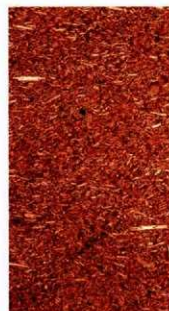
Fタイプ (八重久保層上部暗岩部)
4地点No10 a a'



Gタイプ 1地点No3 a



Hタイプ 1地点No8 a a'



Iタイプ 4地点No9 a

黒色安山岩の薄片の偏光顕微鏡写真(2)

a : 平行ニコル

a' : 直交ニコル×50

水田跡から見た東アジアの農耕技術の変遷

—「群馬県水田跡一覧表」の分析を通じて—

齋藤英敏

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 水田区画の研究史と問題点 | 4. 中国大陸から伝来した小区画水田 |
| 2. 「群馬県水田跡一覧表」のデータ分析 | 5. まとめ |
| 3. 弥生～古墳時代は、すべて小区画水田 | 付. 群馬県水田跡一覧表 (抜粋) |

— 論文要旨 —

群馬県では幾層かの火山性堆積物層があることから、水田区画規模の時代的変遷を顕著に見いだすことができる。つまり、不定形小区画水田→極小区画水田→大区画水田、という水田区画の時代的変遷である。そして、AD300年頃のAs-C下水田は不定形小区画水田に、6世紀代のHr-FA下水田・Hr-FP下水田は極小区画水田に、9世紀代の洪水層下水田・As-B下水田(1,108年)・As-A下水田(1,783年)は大区画水田に、それぞれ比定して考えることが可能である。

筆者は、上記のような群馬県における水田区画の変遷を、朝鮮半島・中国大陸まで含めた、東アジアの水田稲作技術の発展過程を反映したものという視点から考えてきた。そして、不定形小区画水田から極小区画水田への変化を、人力段階における灌漑技術の発展(集約化)として捉えた。また、極小区画水田から大区画水田への変化を、犁・馬鍬(肥・糞)を伴う先進的な牛馬耕技術(畜力)の導入・普及に起因すると考えてきた(齋藤1998他)。

日本では、全国的に小区画水田が検出されている。また、近年中国の江蘇省草鞋山遺跡(BC4,000)や湖南省城頭山遺跡(BC4,300)で新石器時代の水田跡が検出され、また朝鮮半島の論山麻田里遺跡や蔚山玉峴遺跡でも青銅器時代(BC7～6世紀)の小区画水田が検出されている。このような状況において、東アジア地域の中で水田稲作文化の比較研究を行うために、全国屈指の検出数を誇る群馬県の水田跡を集成し、水田区画の時代的変遷における現状を把握しておくことは、極めて重要な意義があると考えられる。

そこでここでは、群馬県内の水田跡をできるだけ多く収集し、一区画面積の時代的変遷を比較検討するとともに、その要因について私論を提示して、東アジアの水田稲作文化を考えるための基礎作業としたい。

キーワード

- 対象時代 弥生時代～現代
対象地域 東アジア(主に日本・群馬県)
研究対象 不定形小区画・極小区画・大区画
牛馬耕・条里地割・圃場整備

1. 水田区画の研究史と問題点

従来、水田跡については、低湿地における平坦面に立地し、杭や矢板で補強した畦畔で囲う大区画水田と、沖積地の緩傾斜地あるいは段丘面に立地して、大畦畔で囲った大区画内の湛水を良くするために小畦畔(小あぜ)を設けた小区画水田とに大きく分けて理解されてきた。¹⁾

そして、このような水田分類は、次の二つの条件が前提となっていた。

- ① 登呂遺跡は、大区画水田。
 ② 群馬県の6世紀代の水田に代表される極小区画水田は、火山性堆積物層等を基盤とする鉛直浸透量の大きな特殊土壌における、地域独特の形態。²⁾

しかし、この二つの前提条件は、最近の発掘成果によって、再検討が迫られている。まず、①の登呂遺跡については、乙益重隆が「…登呂では1,000平方m以上の水田址が37枚もあり、これらに万遍なく水を配るには小あぜによる区画が行われた可能性がある。…」(乙益1980)としたように、大区画内の小畦畔の存在が指摘されている(松田他1991)。

また②は、静岡県・長野県等でも極小区画水田が検出されてきていることから、火山灰層等の透水性に富んだ特殊土壌独特のものではないことがわかってきた。

このような状況から、従来の水田跡に対する考え方は、小区画水田・極小区画水田を巧く農業技術史上に位置づけられない状況に陥っていた。

前述のような状況の中で筆者は、群馬県において顕著に見られる下記のような水田区画の時代的変遷は、群馬

不定形小区画水田→極小区画水田→大区画水田

県特有のものではなく、東アジア乃至水田稲作文化の歴史的發展段階を示す、一般的な傾向であると考えた。そして、「不定形小区画→極小区画」という変化は、人力段階における灌漑技術の発展として、「極小区画→大区画」という変化は、犁・馬牽を伴う牛馬耕の導入・普及過程として理解できることを指摘した(斎藤1998他)。

その後、滝沢誠は前述の議論を踏まえた上で、「形状や規模に統一性を欠くことが多い弥生時代の小区画水田に比べ、古墳時代の小区画水田には、方形または長方形の小区画を一律に採用する例が多く見られるようになる。また、厳密な規格は見出し難いが、規模の均一性が相対的に高まっていることも事実である」とし、「その傾向は、近畿地方で早くも古墳時代に入る頃から認められ、全体的には古墳時代の後半期より顕著になっていくようである」と理解された。さらに、群馬県の極小区画を、①「基盤の傾斜方向に優先的に小畦畔を設置し、その内部を梯子状に分割」するものと、②「基盤の傾斜方向と直

行する帯状区画をつくり、その後帯状区画内を梯子状に分割していくもの」の二種類に分けられた。また、静岡県の極小区画を、「中区画」とも言うべき略方形の分割単位を構成し、さらに中区画内を格子目状に分割していくものが認められ、その場合にはほとんど的小区画に水口は設けられていない」とし、極小区画水田の造成技術を、群馬2種類・静岡1種類の計3種類に分けて理解された。そして、静岡県と群馬県の極小区画水田を比較して、「弥生時代以来の技術を背景とした地域ごとの技術の選択、適応の結果をみてとることができそうである」とされた(滝沢1999)。

以上、簡単に水田区画についての研究史を概観してきた。従来の研究は、「登呂遺跡が大区画水田」という大前提に無批判であったことや、群馬県等の極小区画について地域的特性を強調しすぎた感があったと言える。韓国で小区画水田が発見されてきている今日、滝沢が言うように、「地域を越えた性格こそ追求されるべき」であろう。

また、群馬県・静岡県の極小区画水田を、3種類に分類することにも抵抗がある。極小区画水田はすべて同じ造成技術下の産物であり、微地形・造成手順によって若干のバリエーションがある、ということであろう。さらに、「水口は設けられていない」という指摘にも疑問が残る。

小区画水田は、弥生時代の不定形小区画水田から、規模の均一性を増しながら、古墳時代の極小区画水田へと継続していく。つまり、極小区画水田は、弥生時代以来の不定形小区画水田を継承・発展させた形態である。小区画水田は、小さな一区画毎に湛水しながら、且つ水口を有効的に設置して一方向に用水を流すための灌漑技術であり、水田稲作を生業とする全地域共通の技術体系と考えられる(斎藤2001)。

以上のような議論を踏まえた上で、ここでは「群馬県水田遺跡一覧表」(相京・斎藤 近刊)を利用して、群馬県の水田跡全体を紹介するとともに、その膨大なデータから、群馬県における水田跡の時代的変遷を改めて考え、東アジア全体の水田跡を考えるための基礎作業とした。

また、用語の混乱を避けるため、AD300年頃のAs-C下水田跡を不定形小区画水田とし、6世紀代のHr-FA下水田・Hr-FP下水田は極小区画水田とする。また、その後の条里地割の水田(9世紀代の洪水層下水田、1,108年のAs-B下水田、1,783年のAs-A下水田は、大区画水田と呼ぶ。³⁾

さらに、畦畔の呼称については、大きな区画を構成し、農道としての機能も合わせ持つ畦畔を「大畦畔」、その内部に造成される縦横無数の細小な小あぜ・手あぜを、「小畦畔」と呼称する。

以下、水田区画の時代的変遷の様相・原因について抛磚引玉の如く拙論を呈示し、各位の御批判を仰ぎたい。

2. 「群馬県水田跡一覧表」のデータ分析

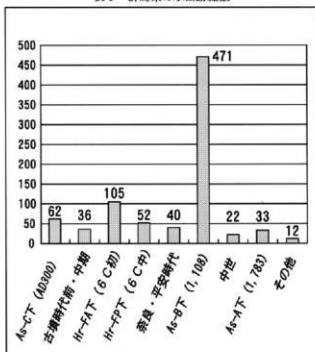
群馬県には、火山性堆積物層が、幾層も良好に残っているため、容易に水田跡を検出できる。2002年2月現在の水田跡検出総数は、574遺跡りに上っている。これらの水田跡の資料を見ると、群馬県では水田区画規模が時代を追って変化していることがわかる（表2）。

表1は、群馬県で検出された水田跡の統計から、各時代の水田遺跡検出数を示したものである。全体の574遺跡中、As-B下水田跡(1,108年)の検出数が、471遺跡と最も多いことがわかる。これは、1,108年の浅間山噴火による被害が、如何に甚大なものであったかを示していると考えられる。

また、群馬県においては火山性噴出物層下ではなく、洪水層に覆われた水田跡(古墳時代前・中期36例、奈良・平安時代40例、中世22例)の検出事例も増加してきている。

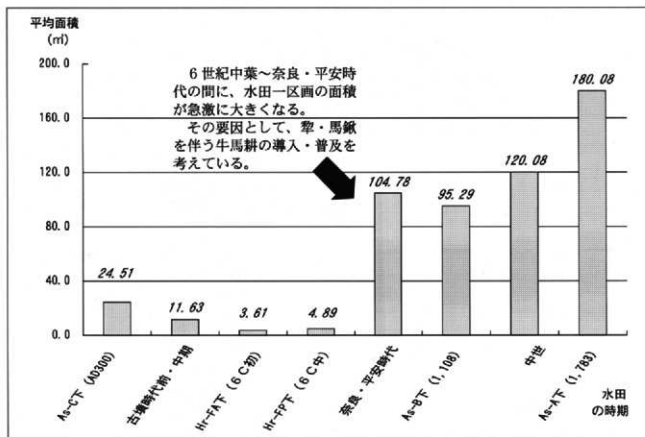
表2は、群馬県における一区画面積の時代的変遷である。本文最後に掲載した一覧表により、作成したものである。表2からは、AD300年頃の不定形小区画水田が、AD6世紀代には極小区画水田へと変化していること、

表1 群馬県の水田跡総数



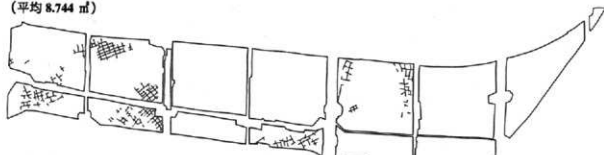
6世紀中頃～奈良・平安時代のある時期から100㎡以上の条里地割に伴う大区画水田へと変化していること、その後は100㎡前後の平均面積をもつ大区画水田がAs-A下

表2 群馬県における水田区画平均面積の時代的変遷



4～5世紀の不定形小区画水田 (As-C 混土下)

(平均 8,744 m²)



4～5世紀の不定形小区画水田 (As-C 混土上)

(平均 5,794 m²)



6世紀初頭の極小区画水田 (Hr-FA 下面)

(平均 2,361 m²)



1,108年の大区画水田 (As-B 下面)

(平均 94,971 m²)

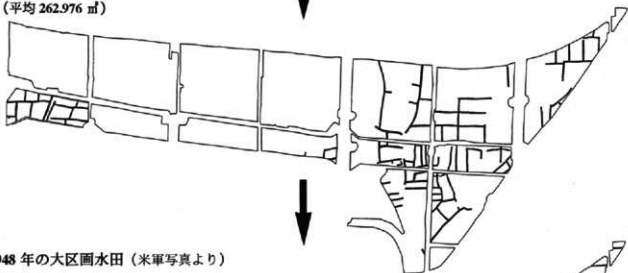


大区画の面積は、現代水田より大きな区画もある。最大の大区画は 5,465 m²、最小は 281 m²である。

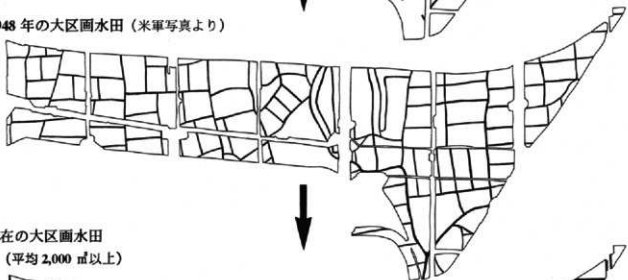
0 100m

図1 上滝榎町北遺跡における水田の変遷①

1,783年の大区画水田 (As-A 下面)
(平均 262,976 m²)



1,948年の大区画水田 (米軍写真より)



現在の大区画水田
(平均 2,000 m²以上)

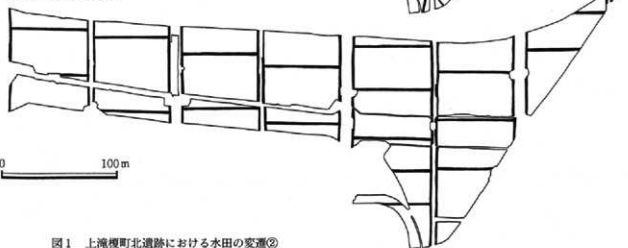


図1 上滝榎町北遺跡における水田の変遷②

水田 (1,783年) まで継続していく様子が見とれる。
次に個別の遺跡について見ていこう。

3. 弥生～古墳時代は、すべて小区画水田

図1-①・②は、高崎市の上滝榎町北遺跡における水田
の時代の変遷である。4～5世紀代と考えられる不定形

小区画水田が、6世紀には碁盤目状に規格化された極小
区画水田 (Hr-FA 下水田) へ、1,108年には条里地割の
大区画水田 (As-B 下水田) へ、その後1,783年の大区画
水田 (As-A 下水田) を経て、現代の圃場整備が施された
大区画水田へと、時代を追って変化していく様子がよく
わかる。このような上滝榎町北遺跡における水田区画の

変遷は、群馬県における一般的な傾向を示していると考えてよいだろう。現在まで、弥生～古墳時代以前の大区画水田は見つかっておらず、今後も発見される可能性は低いと考えられる。

上滝櫻町北遺跡のように、各時代の水田跡が、重層的且つ良好な状態で確認された事例はあまり多くはない(文末表参照)。このような事例の中から、次の6遺跡を例に、区画の変遷について見ていこう。

1. 上滝櫻町北遺跡(高崎市)
2. 同道遺跡(群馬町)
3. 宿横手三波川遺跡(高崎市)
4. 新保田中村前I遺跡(高崎市)
5. 御布呂遺跡(高崎市)
6. 横手湯田・横手南川端遺跡(前橋市)

表3を見ると、1～6の各遺跡で3面以上の水田跡が検出されており、それぞれの遺跡での水田区画の変遷がわかる。上滝櫻町北遺跡、同道遺跡、宿横手三波川遺跡、横手湯田遺跡・横手南川端遺跡では、As-B下水田(1,108年)の時には、一区画が100㎡を越える水田に変化している。新保田中村前I遺跡のAs-B下水田は、平均面積40.47㎡とやや小さいが、これは遺跡が立地している地形の影響と考えられる。

このように、群馬県ではAD300年頃のAs-C下水田(不定形小区画水田)から、6世紀のHr-FA下・Hr-FP下水田(極小区画水田)まで、すべてが小区画水田である。つまり古墳時代の前・中・後期を通じて、一区画が100㎡以上の大区画水田と考えられる水田跡は、一つも発見されていないのである。

また、上滝櫻町北遺跡等で見られるような水田区画の時代的変遷は、滝沢誠が「厳密な規格は見出し難いが、(弥生から古墳時代にかけて 筆者)規模の均一性が相対的に高まっていることも事実」(滝沢1999)とされているように、群馬県だけの特色ではなく、日本全国的な流れとして捉えられることが可能である。

乙益重隆は、「…登呂のような平坦な地形に形成された水田は、地ごしらえも容易であったろうが、それでも一枚の水田内における高低差があったことは否定できない。一枚の面積が2,000平方m以上もある水田にうまく水を配分することがはたして可能であったろうか。甚だ疑問視せざるをえない」(乙益1980)とする。乙益が論文を発表したのは1,980年のことであり、水田跡も日本全国で未だ20カ所そこそこの時代である。その時に、登呂遺跡の小畦畔があった可能性を指摘しているのは、まさしく卓見であろう。

他県での顕著な例としては、長野県の石川糸里遺跡や川田糸里遺跡の報告がある。⁹⁾河西克造は、弥生後期～古墳前期前半の水田は小畦畔が不規則で、特に古墳前期前

半は大畦畔が不規則に走る特徴をもち、水田一筆は不定形な様相を示すとす。それが、古墳時代後期になると極小区画水田が展開し、奈良時代(8世紀前半頃)まで残るとする。さらに、奈良時代(8世紀後半)～平安時代(9世紀前半)になると、条里型水田が出現する、と指摘している(河西2000)。

長野県におけるこのような現象は、群馬県とほぼ同じ変遷を迎えている。まず、古墳前期のAs-C下水田は不定形小区画水田であり、古墳後期(6世紀)のHr-FA下・Hr-FP下水田は極小区画水田である。また、9世紀前半代と考えられる、奈良・平安時代の洪水層下の水田跡は、条里型水田である。奇しくも、長野県と群馬県における水田区画変遷の経過が、ほぼ同じ様相を呈しているのだから、このことから、極小区画水田が群馬県特有のものではないことは明らかであろう。

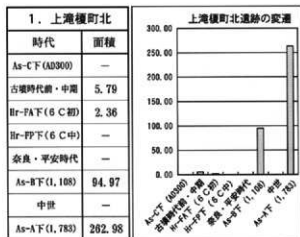
このように見てくると、弥生時代から古墳時代にかけての水田は、日本全国すべてで小区画水田が採用されていたと考えられよう。そして小区画水田は、弥生時代から古墳時代へと連続と続く。その時期は、現在と形態的にあまり変化のない鋤・鍬を使用しているが、畜力導入前の人力段階の農業である。そのような人力段階において、増収を目的として水管理のためのマイナーチェンジが施される。そのマイナーチェンジこそ、「不定形小区画→極小区画」という小畦畔の規格化・均一化を通じた、集約的な水田稲作農業の追求だったのである。

小区画水田に対するこのような考え方は、80年代初めにスタート島タヌリ的小区画水田が紹介された時に、すでに指摘されていた。渡部忠世は、高崎の場合もタバヌリ同様、主目的は湛水深の均等化であるとし、水田水利のよりいっそうの安定のために小区画水田をつくったのであって、それはいわば水稲栽培としての一種の高等技術であるとされている(渡部1981)。従うべきであろう。¹⁰⁾

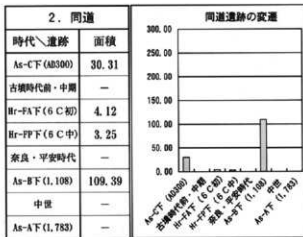
登呂遺跡が小区画水田であったことが指摘されている今日、もう一度水田研究の原点に立ち戻つ、議論が迫られているように思われる。つまり、水田稲作伝来以来の弥生～古墳時代にかけての水田跡は、「全国的に、すべて小区画水田(不定形小区画→極小区画)であった」という、共通理解・前提が必要となろう。

さらに、小区画水田について乙益が、「面積の尺度や政治的な意味をもつものではなく、あくまでも灌漑上の水まわりを考慮したものであった」(乙益1980)としたように、あくまでも灌漑技術からの視点で考えたほうがよいだろう。群馬県的小区画水田は、遺跡毎に一区画の平均面積が異なっており(表3、文末表参照)、一律的な行政管理・取巻システムが、小畦畔(小区画)に反映していた可能性は極めて低いと考えられる。

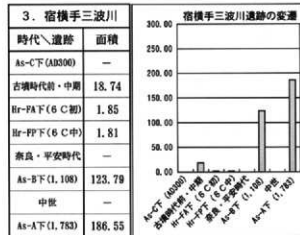
以上のように、弥生～古墳時代にかけての水田跡が、



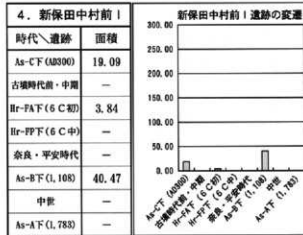
上滝横町北遺跡……古墳時代前・中期の不定形小區画水田から、6世紀のHr-FA下水田では極小區画水田へ変化。1,108年のAs-B下水田では大區画水田に変化している。



間道遺跡……As-C下水田は、不定形小區画水田であるが、その後6世紀のHr-FA下・Hr-PP下水田では、極小區画水田へ変化。1,108年では大區画水田に変化している。



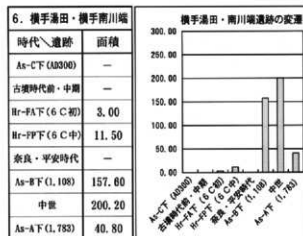
宿横手三波川遺跡……古墳時代前・中期の水田は、不定形小區画水田。6世紀のHr-FA下・Hr-PP下水田は、極小區画水田。1,108年には、大區画水田に変化している。



新保田中村前1遺跡……不定形小區画水田であるAs-C下水田から、6世紀の極小區画水田へ、そして、1,108年の大區画水田へという変遷がよくわかる。ただ、1,108年のAs-B下水田の平均面積が、小さくなっている。



御布呂遺跡……不定形小區画水田から極小區画水田への変遷が明確である。



横手通田・横手雨川端遺跡……Hr-PP下水田はやや大きいが、席捲性のある極小區画水田である。その後は、1,108年のAs-B下水田以降、大區画水田へと変化する。As-A下水田は、やや小さい。

表3 群馬県の代表的な水田遺跡における平均区画面積の変遷

[平均面積が100㎡を上まわるのは、As-B下水田(1108年)からである。つまり、6～12世紀の間に、極小區画水田は姿を消し、大區画に変化していったことがわかる。]

不定形小区画
微地形に影響された、不定型な小区画水田。畦畔・水口は設置されているが、灌漑方法はランダム。

不定形小区画
微地形に影響されながらも、ある程度は列状を呈し、一方方向に用水を流そうとする思想が窺える。弥生～古墳時代前期の水田跡には、この形態が多い。

極小区画
完全な列状構造を呈し、用水は一方方向へ流下。古墳時代中～後期初には出現。群馬県・長野県・静岡県などで検出。

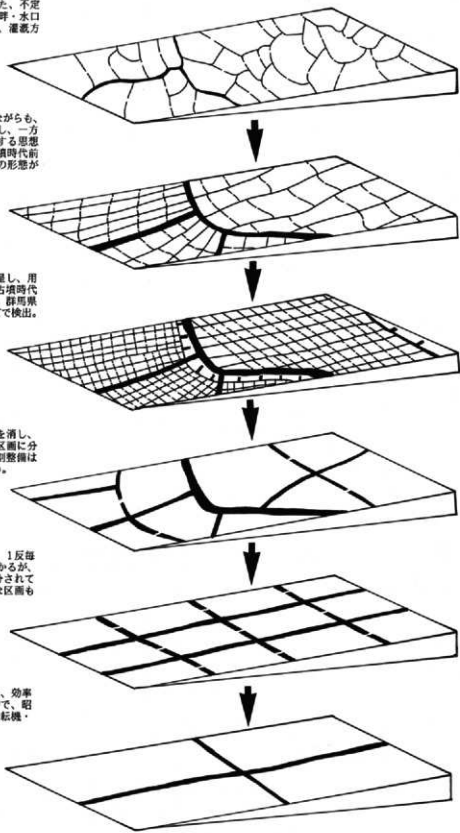
不定形な大区画
無数の小畦畔が姿を消し、大区画内を幾つかの区画に分割する形態。条里地割整備はまだ施工されていない。

条里地割の大区画
109m四方の坪内を、1反毎に10等分。坪区画はわかるが、坪内は必ずしも10等分されておらずかなり不規則な区画もある。

圃場整備の大区画
大型機械を導入して、効率化・省力化を図る目的で、昭和30年代から整備。耕耘機・トラクター対応型。

(小区画水田)

(大区画水田)



人力

畜力

機械力

図2 水田区画発展過程の想像図

すべて小区画水田であったと考えられるならば、当然中国大陸から伝来した水田稲作は小区画水田技術であり、中国・朝鮮にも小区画水田が存在したと想定される。

4. 中国大陸から伝来した小区画水田

中国蘇州市の草鞋山遺跡(BC4,000)を水田の初現的な形態とすれば、韓国慶尚南道蔚山の無去洞玉峴遺跡D地区(BC7)・也音洞遺跡II区(BC7)や、忠清南道論山麻田里遺跡C地区(BC6)等の水田は、不定形小区画水田に分類することができよう。そして、このような不定形小区画水田が、縄文時代晩期頃の北九州地方へ伝来すると考えられる。

無去洞玉峴遺跡の水田跡について李相吉は、「…日本の初期の水田と同一形態の小区画の水田が確認されたことにより、日本の初期における水田耕作の起源が韓半島の南部地域である可能性も非常に高くなった」(李2001)としている。⁷⁾

以前筆者は、中国西周封建制度を理想化してつくられた「周禮」稻人条の記述から、古代中国では小畦畔を「列」と表現していた可能性を指摘した(斎藤2001)。この「周禮」に記述されている「列」が、流水方向を規定する小畦畔列(縦方向の小畦畔列)を表している可能性が高いと考えたからである。

最近、羅二虎は四川省青川県の郝家坪戦国後期墓から出土した秦「爲田律」に、水田の規格についての記述が残されているとする。それによると、当時の水田における最小単位面積は、長さ1歩(1.38m)、長さ8歩(11.04m)で、秦代の1畝の1/30の大きさに当たる15.24㎡であるという。そして、30の小区画を組み合わせると、457㎡ほどの大きな区画になり、漢代の小区画水田を推測する一つの拠り所になるとする。また羅は、中国漢代において、大区画水田・小区画水田・柳田(棚田)があったとしている(羅2001)。

小区画に規格があったとする羅の主張には、にわかに従うことはできないが、漢代(の明器)にも小区画水田があったとする中国側からの羅の主張は注目される。⁸⁾

中国や韓国でも、水田跡が検出され、且つ小区画水田が意識され始めている。今後、水田稲作に限らず、アジアの農耕文化全体のダイナミックな関係が解明されていくことだろう。その意味で、日本が東アジアに位置していること、大陸文化が日本文化形成に多大な影響を及ぼしてきたことを、改めて問い直していく必要がある。

5. まとめ

以上、「群馬県水田跡一覧表」から作成したデータをもとに、水田区画の時代的変遷と、そこから考えられること述べてきた。以下、まとめをしてみたい。

表2からもわかるように群馬県においては、不定形小区画水田から、蕃盤目状に規格化・均一化された極小区画水田へ、そして条里地割に伴う大区画水田へ、さらに現代の圃場整備された大区画水田へ、という変化が、はっきりと確認できる。このような変遷は、農業技術の発展過程を反映したものと理解すべきであり、長野県でもほぼ同様の変遷が見られることから、日本全国的に同様の変遷を辿っていたことは間違いない。

図2は、筆者が考えた水田区画の発展過程の想像図である。中国の草鞋山遺跡のように窪みが列状に並んだものを水田の初現的な形態とすれば、それが不定形小区画水田へと変化し、次第に規格性を増して極小区画水田に進化していく。ここまでは、人力段階の水田稲作である。その後、犁・馬鍬を伴う牛馬耕の導入・普及を契機に、政治的なリーダーシップの下で、大規模な圃場整備が行われる(条里地割)。条里地割は近代まで残るが、戦後のトラクターの普及を契機として、トラクターには狭かった耕地を再び圃場整備した、という大胆な推測である。

水田区画の変遷は、圃場整備の歴史とも言い換えられよう。圃場整備には人件費その他の諸経費が必要なのであり、整備後の採算が合わないようでは、圃場整備は行われない。その意味で、歴代の圃場整備は経済的メリットに裏付けられていたはずである。

班田収受法を実施するためだけに、圃場整備としての条里地割を施工した可能性は低い(落合1967)。むしろ、増収・農地拡大・乾田化・効率化・用排水整備等を根本的の目的として、圃場整備が行われたと考えられる。

さらに条里地割施工には、それを要請するだけの農業技術レベルが前提となる。現代の圃場整備は、大型機械を利用して、効率化・省力化のために行われた。⁹⁾このように考えると、奈良・平安時代の条里地割も、経済的メリットを目的として、施工されたと考えて大過は無いただろう。その技術レベルとは、言うまでもなく牛馬耕の採用である。

織豊政権の太閤検地の際に、1反が360→300歩へと変更になった。この時に、検地は実施されたが、大規模な区画変更としての圃場整備が行われた話は聞かない。つまり、税率の変更等の理由によって、耕地区画が変更されることは無いと考えられる。租税収奪は耕地面積が把握できればよいのであって、圃場整備とは直接的には関係ないのである。

とすれば、極小区画水田が姿を消して、条里地割の大区画水田が出現する最も大きな理由は、技術革新に伴う増収・農地拡大・乾田化・効率化・用排水整備等であったと考えられよう。そして、その技術革新とは、牛馬耕以外考えられないのである。

群馬県で見られる水田区画の変遷は、日本全国共通の農耕技術発展過程を示していると考えられる。さらに、

韓国でも小區画水田が輸出されており、近い将来、中国でも発見されるに違いない。その意味で、群馬県の水田区画の変遷は、東アジア乃至は水田稲作文化圏共通の動きであったと推測できる。

このような意味において、火山性堆積物層によって、水田区画の変遷を明瞭に実見できる群馬県の水田跡は、農業技術の発展過程を考える上で、世界的にも第一級の貴重な資料であると位置づけられよう。

(2002, 2 脱稿)

以上は、筆者の浅見によるものであり、先学諸氏に多くのご教示・ご指導をいただければ幸いである。

また、執筆に際し、齋藤利昭・春山秀幸・新井仁(群県文)の各位から数々のご指導を戴いた。記して、感謝の意を表す次第である。

註

- 1) 都出比呂志(1989)、工業普通(1991)等参照。
- 2) 高谷好一(1982)、能登健(1989他)等参照。また、工業普通(1991)・都出比呂志(1989)・藤原宏志他(1989)等も、鉛直浸透量の大きい火山灰土壌等の特殊性を、極小區画水田の成立要因とする見方を示している。
- 3) 都出比呂志は、群馬県の1108年のAs-B下水田を、B型水田(小區画水田)第三型の大大水・日高型とされている(都出1989)。しかし、その後の群馬県における調査で、As-B下水田は一區画面積の平均値が100m²前後で、中世・近世水田と差が見られないことから、大區画水田と考えたほうが妥当である。
- 4) 集計した水田跡は4374遺跡であるが、試掘データなどの微細データを加えれば、600か所以上となる。
- 5) 白居直之(1997)、河西玄道(2000)。
- 6) 藤原宏志は、「ただ単に水を均等にたためるためには必要とするほどの区画が整然としている」という判断から、「集約的な水管理を通じて生産力を増大しようとした古代水田の姿であろう。そのことを要請した社会的背景が当時存在したと思われる」とした(藤原1981)。
- 7) 甲元眞之は、「…忠清南道論山麻田里遺跡と慶尚南道蔚山市の玉城遺跡などの小區画水田や…」とされ、朝鮮半島から輸出された青銅器時代の水田跡を、小區画水田として理解している(甲元2001)。
- 8) 藤二虎は、漢代の水田には、1. 大區画水田、2. 小區画水田、3. 梯田の三種類があったとする(藤2001)。
- また、工業普通は現代中国・韓国で、手あぜが作られていた場面を実見した経験等から、「地形によって小さく区画された水田が並んでいたであろう」と推測している(工業1991)。
- 9) 『昭和農業技術発達史 第2巻』P-39。

〈引用・参考文献〉

- 相江建史・斎藤英敏 近刊「上塩塚町北遺跡 北関東自動車道部分」群馬県埋蔵文化財調査事業誌。
- 白居直之 1997『弥生・古墳水田の変遷』、『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書15 一長野市内の3一 石川系遺跡』第1分冊、長野県埋蔵文化センター。
- 及川 司・山中朝二・小澤政夫・中尾政司・笠井信季 1996『曲金北遺跡(遺構編)』群馬県埋蔵文化財調査事業誌。
- 落合重信 1967『糸里制』吉川弘文館。
- 河西玄道 2000『水田跡の変遷』、『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書10 一長野市内の8一 川田系遺跡』第3分冊、長野県埋蔵文化財センター。
- 韓国国立中央博物館 2000『特別展 稲作文化3000年—来—』。
- 工業普通 1991『水田の考古学』東京大学出版会。

- 河野通明 1994『日本農耕史の基礎的研究』和泉書院。
- 甲元眞之 2001『東亜中国海をめぐる稲作の伝播』、『日本人はるかな旅④ 一イネ、知られざる1万年の旅—』NHK出版。
- 小柳英敏 2001『中国新石器時代の稲作栽培』、『日本人はるかな旅④ 一イネ、知られざる1万年の旅—』NHK出版。
- 齋藤英敏 1998『試論古代小區画水田』、『古文化演義』41、北州古文化研究会。
- 齋藤英敏 1999『水田区画規模と牛馬耕についての一試論 一小区画水田から大區画水田へ—』、群馬県埋蔵文化財調査事業誌(研究紀要)17。
- 斎藤英敏 2001『小區画水田・極小區画水田の構造 一群馬県水田跡から見た古代東アジア—』、群馬県埋蔵文化財調査事業誌(研究紀要)19。
- 齋藤英敏 2002『香濃以前の水稲作と弥生・古墳時代の水田跡—「周縁」稲人集の〈刈り刈水〉と小區画水田の判別構造—』、『アジア史研究』第26号、中央大学東史学会。
- 下條信行 2002『稲の伝播と農業技術の発達』、『古代を考える 稲・金銅・戦争—弥生—』吉川弘文館。
- 高崎市教育委員会 2000『新編高崎市史』資料編第2巻。
- 高谷好一・田村成文・吉川久雄 1981『スマトラの小區画水田』、『農耕の技術』4、農耕の技術研究会。
- 滝沢 誠 1999『日本型農耕社会の形成 一古墳時代における水田開発—』、『食料生産社会の考古学』朝倉書店。
- 武末純一 2002『弥生文化と朝鮮半島の初期農耕文化』、『古代を考える 稲・金銅・戦争—弥生—』吉川弘文館。
- 田崎博之 1997『農具から見た長江下流域の農耕文化と弥生文化』、『福岡からアジアへ 一長江に見る弥生の源流—』日本新聞社。
- 田崎博之 2001『東アジアの稲作農耕』、東京大学・考古学公開セミナー—東アジアの生業形態—レジュメ(2001, 10, 14)。
- 都出比呂志 1989『古代水田の二つの型』、『日本農耕社会の成立過程』第一巻の2、岩波書店。
- 寺沢 薫 2000『日本の歴史02 一王権誕生—』講談社。
- 中村慎一 2002『弥生文化と中国の初期稲作文化』、『古代を考える 稲・金銅・戦争—弥生—』吉川弘文館。
- 農林水産省農林水産技術会議事務局・昭和農業技術発達史編纂委員会 1993『昭和農業技術発達史』第2巻 水田作備、農山漁村文化協会。
- 能登 健 1983『小區画水田の調査とその意義 一群馬県同遺跡—』、『地境』28—10。
- 能登 健 1983『群馬県下における埋没水田調査の現状と課題 一火山災害史への考古学的アプローチ—』、『群馬県史研究』17。
- 能登 健 1989『古墳時代の火山災害 一群馬県同遺跡の発掘調査を中心にして—』、『第四紀研究』27—4。
- 春山秀幸 2002『横手川遺跡・横手川川端遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業誌。
- 藤原宏志・佐々木木・奥野敏子 1989『先史時代水田の区画規模決定要因に関する検討』、『考古学と自然科学』第21号、日本文化財科学会。
- 藤原宏志 1998『稲作の起源を探る—』岩波新書554。
- 松田隆二・岡村 孝・藤原宏志・宇田津俊昭 1991『群馬県平野部における弥生時代後期(登島層)水田跡の検討 一登島遺跡、有東稲子遺跡、鷹ノ道遺跡、有東遺跡を例として—』、『考古学と自然科学』第23号、日本文化財科学会。
- 米田賢次郎 1989『中国古代農業技術研究』同朋舎。
- 藤二虎 2001『中日古代稲作文化』、『農業考古』2001年1期(第61期)、江西省社会科学院・中国農業博物館。
- 李相吉 2001『青銅器時代を代表する生活遺跡—前山無去割玉城遺跡—』、『東アジアの古代文化』109号、大和書房。
- 藤原宏志 1981『コメント(2)』、『農耕の技術』4、農耕の技術研究会。

〈図表引用〉

- 図1・図2 相江建史・斎藤英敏 近刊「上塩塚町北遺跡(北関東自動車道部分)」。群馬県埋蔵文化財調査事業誌。
- 表1・表2 齋藤英敏 2002『群馬県水田跡一覧表について 一群馬県における水田区画の時代的変遷—』、『横手川遺跡・横手川川端遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業誌。

番号	遺跡名	所在地	報告書名	発行者	年度 (A1000) 年・月	Ag-C下 (A1000) 年・月	中世 (U, 100)	As-A下 (U, 75)	その他	備考
26	上海日遺跡	高崎市	上海日遺跡 上野町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	2002	—	—	—	—	Hi-PP 下水田：2 火曜日の敷物
27	上海五反田遺跡	高崎市	上海五反田遺跡 上野町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	1999	—	3.27	200.00	—	Hi-FA 下水田：1.105~2.20m, As-B 下水田：42.87~226.27m, As-A 下水田：84.3~201.1m
28	上野町古神1遺跡	高崎市	上野町古神1遺跡 上野町	高崎市教育委員会	1997	—	—	—	—	As-B 下水田：76.73~107.50m
29	古神・五反田(II)遺跡	高崎市	古神・五反田(II)遺跡 上野町	高崎市教育委員会	1986	—	—	—	—	As-B 下水田：10.6~40.6m
30	上野町(II)・大明神遺跡	高崎市	上野町(II)・大明神遺跡 上野町	高崎市教育委員会	1984	—	23.13	—	—	As-B 下水田：12.19~33.56m
31	上野町(II)・大明神遺跡	高崎市	上野町(II)・大明神遺跡 上野町	高崎市教育委員会	1985	—	—	—	—	As-B 下水田：20.48~178.57m
32	聖地遺跡群(1)	高崎市	聖地遺跡群(1) 聖地	高崎市教育委員会	1981	—	—	—	—	As-B 下水田：17.09~262.06m
33	聖地遺跡群(II)	高崎市	聖地遺跡群(II) 聖地	高崎市教育委員会	1982	—	—	—	—	As-B 下水田：1.65~218.82m
34	北新田遺跡	高崎市	北新田遺跡 北新田	高崎市教育委員会	1982	—	—	—	—	As-B 下水田：5.96~105.21m
35	小八木遺跡(1)	高崎市	小八木遺跡(1) 小八木町	高崎市教育委員会	1979	48.88	—	—	—	As-C 下水田：17~85m
36	小八木遺跡(II)	高崎市	小八木遺跡(II) 小八木町	高崎市教育委員会	1980	—	—	—	—	As-B 下水田：14.77~174.06m
37	西倉遺跡群(III)	高崎市	西倉遺跡群(III) 西倉町	高崎市教育委員会	1986	—	—	—	—	As-B 下水田：23~560m
38	牛小島神戶遺跡	高崎市	牛小島神戶遺跡 牛小島町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	1977	2.34	—	—	—	Hi-FA 下水田：1.7~4.1m
39	牛小島町遺跡	高崎市	牛小島町遺跡 牛小島町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	1996	—	—	—	—	As-C 下水田：遺跡群全体のみ、Hi-FA 下水田：1.80~3.60m, As-B 下水田：可能区のみ
40	下之蔵村前日遺跡	高崎市	下之蔵村前日遺跡 下之蔵町	高崎市遺跡調査会	1996	—	—	—	—	As-B 下水田：198.2~269.9m
41	山島・天神遺跡	高崎市	山島・天神遺跡 山島町	高崎市教育委員会	1984	—	—	—	—	As-B 下水田：18.5~300m
42	新橋子三郎江遺跡	高崎市	新橋子三郎江遺跡 新橋子町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	2001	18.74	1.81	166.35	—	古墳群の中核部：As-C 三土山田、Hi-PP 下水田：1.80~2.00m, As-A 下水田：2.2~2.0m, Hi-PP 下水田：1.9~2.3m
43	西野子遺跡	高崎市	西野子遺跡 西野子町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	2001	—	1.72	0.80	—	As-B 下水田：5.78~102.7m
44	尾形町1遺跡	高崎市	尾形町1遺跡 尾形町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	1993	—	—	—	—	As-C 下水田：4.73~29.23m, Hi-FA 下水田：1.80~2.40m, As-B 下水田：37.1~17.00m, Hi-FA 下水田：1.08~13.92m, A区水深3.44m, C区水深2.23m
45	新田中村日遺跡(1)	高崎市	新田中村日遺跡(1) 新田町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	1990	19.09	—	—	—	As-C 下水田：計測可3区域のみ、As-B 下水田：42.97~337.69m
46	新田遺跡群II	高崎市	新田遺跡群II 新田町	高崎市歴史文化財調査委員会 高崎市教育委員会	1988	—	—	—	—	As-C 下水田：計測可3区域のみ、As-B 下水田：42.97~337.69m
47	西倉遺跡群II	高崎市	西倉遺跡群II 西倉町	高崎市教育委員会	1985	48.03	—	—	—	As-B 下水田：18.5~300m

番号	遺跡名	所在地	報告書名	刊行者	年度	(A,C)の 面積(㎡)	(B,C)の 面積(㎡)	(A,B) の面積(㎡)	中世 (1,750)	その他			
97	下河内町田跡跡	前橋市	跡地の位置 下河内町田跡跡 下河内町田跡跡・跡 地 下河内町田跡跡・跡 地 下河内町田跡跡・跡 地 下河内町田跡跡・跡 地	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	2001	—	—	135.80	—	As-B下田田: 21.8~27.5㎡, Hi-FA下田田: 不詳			
98	下河内町田跡跡	前橋市	下河内町田跡跡 下河内町田跡跡・跡 地 下河内町田跡跡・跡 地 下河内町田跡跡・跡 地	前橋市農史研究会	1998	—	—	117.66	—	As-B下田田: 計測可1枚のみ			
99	西田田跡跡	前橋市	西田田跡跡 西田田跡跡・跡地 西田田跡跡・跡地 西田田跡跡・跡地	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1999 1999 1996	—	—	109.45 109.45	—	As-B下田田: 21.8~27.5㎡ As-B下田田: 計測可1枚のみ Hi-FA下田田: 計測可1枚のみ			
100	西田田跡跡	前橋市	西田田跡跡 西田田跡跡・跡地 西田田跡跡・跡地 西田田跡跡・跡地	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	2001	—	2.45	—	○	As-B下田田: 計測可1枚のみ			
102	宮庭川原田跡跡	前橋市	宮庭川原田跡跡 宮庭川原田跡跡・跡 地 宮庭川原田跡跡・跡 地	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1984	—	—	45.27	—	As-B下田田: 計測可1枚のみ			
103	宮庭川原田跡跡	前橋市	宮庭川原田跡跡 宮庭川原田跡跡・跡 地 宮庭川原田跡跡・跡 地	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1994	—	—	15.75	—	As-B下田田: 小塚遺跡あり、特異な割 As-C下田田: 3.86~5.5㎡, 古墳遺跡: 3. 7~4.8㎡, Hi-FA下田田: 2.8~2.0㎡, Hi- FA下田田: 3.6~3.5㎡, As-B下田田: 2.2~2.0 ㎡, 計測可3枚のみ, Hi-FA-A-B間田: 3面の水田跡 跡, その他: Hi-FA-A-B間田: 3面の水田跡			
104	二之宮古田跡跡	前橋市	二之宮古田跡跡 二之宮古田跡跡 二之宮古田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1992	13.56	14.44	7.97	—	○	As-B下田田: 12.30~117.75㎡ As-B下田田: 106.67~188.50㎡, 本文では面 積10~15㎡以内とする		
105	二之宮古田跡跡	前橋市	二之宮古田跡跡 二之宮古田跡跡 二之宮古田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1994	—	—	17.00	—	—			
106	森山田跡跡	前橋市	森山田跡跡 森山田跡跡・跡地 森山田跡跡・跡地 森山田跡跡・跡地	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1998	—	—	17.66	—	As-B下田田: 12.30~117.75㎡			
107	五反田田跡跡	前橋市	五反田田跡跡 五反田田跡跡 五反田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1995	—	—	128.07	—	—			
108	五反田田跡跡	前橋市	五反田田跡跡 五反田田跡跡 五反田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1987	—	—	94.81	—	As-B下田田: 23.30~179.75㎡ As-C下田田: 5.44~9.14㎡			
109	五反田田跡跡	前橋市	五反田田跡跡 五反田田跡跡 五反田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1995	6.97	—	—	—	—			
110	村道田跡跡	前橋市	村道田跡跡 村道田跡跡 村道田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1986	—	—	131.67	—	As-B下田田: 121.87~188.50㎡			
111	柳田田跡跡	前橋市	柳田田跡跡 柳田田跡跡 柳田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1997	11.68	—	—	—	As-C下田田: 1.30~30.50㎡, As-B下田田: 0.75~169.30㎡			
112	柳田田跡跡	前橋市	柳田田跡跡 柳田田跡跡 柳田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1985	—	—	89.58	—	As-B下田田: 89.34~295.60㎡			
113	柳田田跡跡	前橋市	柳田田跡跡 柳田田跡跡 柳田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1983	—	—	168.88	—	As-B下田田: 23~17㎡ As-B下田田: 11.58~76.05㎡, 古墳・中野水 田: 計測可1枚のみ, Hi-FA下田田: 0. 65~39.50㎡			
114	柳田田跡跡	前橋市	柳田田跡跡 柳田田跡跡 柳田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1993	22.40	7.53	6.45	—	—			
115	柳田田跡跡	前橋市	柳田田跡跡 柳田田跡跡 柳田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	2002	—	3.00	11.50	—	157.60			
116	柳田田跡跡	前橋市	柳田田跡跡 柳田田跡跡 柳田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	2001	—	3.08	—	○	—			
117	柳田田跡跡	前橋市	柳田田跡跡 柳田田跡跡 柳田田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	2001	—	—	103.06	○	As-B下田田: 1区のみ遺跡参照, 計測可1枚のみ			
118	牛久保田跡跡	前橋市	牛久保田跡跡 牛久保田跡跡 牛久保田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1984	—	—	190.00	—	計測可1枚のみ			
119	牛久保田跡跡	前橋市	牛久保田跡跡 牛久保田跡跡 牛久保田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1998	—	—	40.96	—	As-B下田田: 継久14~168.50㎡ As-B下田田: 21.8~27.5㎡, 計測可2区 継久のみ			
120	六反下堂木田跡跡	前橋市	六反下堂木田跡跡 六反下堂木田跡跡 六反下堂木田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1999	—	—	33.96	—	計測可1枚のみ			
121	六反下堂木田跡跡	前橋市	六反下堂木田跡跡 六反下堂木田跡跡 六反下堂木田跡跡	前橋市農史研究会 前橋市農史研究会 前橋市農史研究会	1997	—	6.53	—	16.98	Hi-FA下田田: 3.84~21.82㎡, As-B下田田: 計測可1枚のみ			
122	下堂木田跡跡	真壁町	下堂木田跡跡 下堂木田跡跡 下堂木田跡跡	真壁町農史研究会 真壁町農史研究会 真壁町農史研究会	1999	—	—	52.32	29.95	As-B下田田: 4.30~274.53㎡, 中部水田: 52. 01~58.68㎡			
					24.51	11.63	3.61	4.39	104.73	95.29	120.08	100.08	54.38

从水田遗迹看东亚农业技术的演变

—〈群馬县水田遗迹一览表〉的分析—

斋藤英敏

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 关于水田区划的研究史和问题 | 4. 从中国大陆传来的小区划水田 |
| 2. 〈群馬县水田遗迹一览表〉的分析 | 5. 结语 |
| 3. 弥生 - 古坟时代的水田都是小区划水田 | 付. 〈群馬县水田遗迹一览表〉摘录 |

— 摘 要 —

在群馬县, 因有几层明确的火山灰层, 所以能够明显的看出水田区划面积的历史变迁, 如: 不定形小区划水田 ⇒ 极小区划水田 ⇒ 大区划水田。约 AD300 年降下浅间山 C 轻石层下的水田遗迹属于不定形小区划水田。6 世纪初期降下榛名山 FA 火山灰层下的水田遗迹和 6 世纪中期降下榛名山 FP 火山灰层下的水田遗迹属于极小区划水田。1108 年降下浅间山 B 轻石层下的水田遗迹和 1783 年降下浅间山 A 轻石层下的水田遗迹属于大区划水田。

笔者一直认为, 水田区划规模的变化就反映着水稻耕作技术的演变, 也就是水田灌溉技术的演变。并且能指出, 从不定形小区划水田到极小区划水田的变迁是指人力阶段的灌溉技术的发展(集约化), 而从极小区划水田到大区划水田的变迁是带着犁、耙、抄等畜力农耕技术导入·普及的影响(斋藤 1998 等)。

日本各地有很多小区划水田遗迹。另外, 这几年来, 在中国也发现了江苏草鞋山遗迹(约 BC4000)和湖南城头山遗迹(约 BC4300)等新石器时代水田遗迹, 在韩国也发现了论山麻田里遗迹和蔚山玉岬遗迹(BC7~6 世纪)等青铜器时代小区划水田遗迹。在这种情况下笔者认为, 通过分析拥有世界上数量最多的水田遗迹为自豪的群馬县的水田资料, 而把握群馬县各个时代水田遗迹的状况和变迁, 具有很重要的意义。

所以, 这篇论文的首要目的是收集群馬县水田遗迹的全资料, 然后分析群馬县水田遗迹的演变。而对于水田演变的原因提出笔者的看法, 并希望以这篇论文为比较研究东亚水稻文化的基础。

关键词语

- 对象时代 弥生时代~现代
对象地域 东亚(主要是日本的群馬县)
研究对象 不定形小区划·极小区划·大区划
牛(马)耕·耕地整理

天明三年浅間山噴火後の耕地復旧について

—— 高崎市上滝町周辺の遺跡調査から ——

谷 藤 保 彦

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1 はじめに | 4 耕地における復旧のあり方 |
| 2 文献に見る天明三年の浅間山噴火による災害と復旧 | 5 結 語 |
| 3 検出された遺構と明治期以降の耕地比較 | |

—— 論 文 要 旨 ——

前橋長湊線発掘調査に関わる報告書「上滝榎町北遺跡・上滝II遺跡」が、平成14年3月に刊行される。本小稿は、その考察である。

天明三（1783）年に大噴火した浅間山災害に関わる遺構が、近年の発掘調査で数多く検出されている。高崎市や利根川周辺の遺跡からは、溝（水路）、耕地を区画する畦、区画内に残された耕作痕、軽石や土石の処理坑とされる土坑状の遺構等が検出されている。高崎市上滝町周辺では、前橋長湊線および北関東自動車道に伴う発掘調査によって、それらの遺構が全面に広がり、当時の耕地地割りや耕地への復旧工事の様子が窺える状況となった。そこで、本小稿では文書・記録類、現存する旧村絵図を用いながら、検出された遺構（痕跡）を検証し、耕地復旧のあり方を考察する。

耕地の復旧は、区画単位（耕作者単位）毎に地目とする耕作物に大きな影響のない範囲内で、様々な方法が採られたようで一律ではない。各遺跡から検出される区画内の耕作痕は、水田地ないし畑地といった地目の分別は難しいが、水田地に比較的多く認められ、畑地には少ない傾向が窺える。これらの作業は、「田畑返し」とされた耕地復旧工事に属する行為であり、併せて灰掻き穴（軽石処理の土坑）や泥流災害後の処理土坑もその中に含まれる。同時に、「川渡い」といった復旧整備も行われるわけで、文書に残る天狗岩用水（滝川）の復旧工事も、そうした一連の作業と言える。しかし、天狗岩用水の復旧工事が終了し、用水としての機能を回復するのは天明六年春頃であり、同年七月には再度の被害に見舞われ、翌七年春まで滝川を用水とする水田稲作ができなかったのが実態である。

キーワード

- 対象時代 江戸時代
対象地域 群馬県高崎市上滝町周辺
対象研究 浅間山噴火後の耕地復旧

1 はじめに

近年の発掘調査からは、江戸時代の天明三（1783）年の大噴火後の浅間山を給源とするAs-A軽石（以下、A軽石と略す）下の遺構として、溝（水路）、水田を区画する畦、田面に残された耕作痕といった水田に関わる遺構、畑、さらには軽石処理坑とされる土坑状の遺構等が多く遺跡で検出され、A軽石降下後の復旧した痕跡として捉えられている。検出された遺跡には、高崎市の西横手遺跡群（I）、萩原団地遺跡、中大類沖田遺跡、下中居桑里遺跡、天王前遺跡、下之城村東遺跡、稲荷町II遺跡、栄町I遺跡、真町I遺跡、東町III・V遺跡等、また上流五反畑遺跡や宿横手三波川遺跡、上流榎町北遺跡、さらには前橋市や玉村町の利根川河岸に位置する遺跡でも検出されている（第1回参照）。

こうした遺構に対する見解として、先に刊行された報告書「上流五反畑遺跡」（金井1999）と「宿横手三波川遺跡」（岩崎2001）では、金井の軽石降下後の水田復旧の耕作痕とする見解と、岩崎の水田から畑への転化による耕作痕とする見解の二者がある。

金井氏は、A軽石降下後に降下した火山灰（軽石）を処理するため、耕土を反転させることにより、耕作土下に軽石を鋤込むことで水田を復旧した痕跡とし、その理由に通常の耕作よりも耕作深度が深く及んでいる点と、畦畔状の区画部分に水田特有の水口（踏み跡）を挙げている。そして、その農具に「エンガ」（踏み跡）を想定している。また、その作業は短時間の一連の行為であり、1回のみでの作業であるとも述べている。

一方、岩崎氏は、土地改良（圃場整備）以前まで残っていた灰塚や田島の存在から、降下したA軽石を耕地の隅に集めて山にする（灰塚・砂山あるいは田島）復旧法と、宿横手三波川遺跡での灰塚き群を例に、耕地に土坑や溝を掘りその中に埋め込む（灰塚き穴）復旧法が耕地復旧であり、農具痕の確認状態のみでは復旧を意図した作業ないし通常の耕作の痕跡とは断定できないとし、耕作深度の深い耕作では水田の床土の破壊による保水が困難な点と、軽石を水田全面に鋤込むという復旧法が効率の悪い方法であることを挙げ金井説を否定している。その上で、さらに区画内の農具痕の形状差および鋤込まれた軽石の量から、軽石の処理の場、水田から畑への転化を想定している。

いずれにせよ、天明三年の大噴火による軽石降下後の作業による農具の耕作痕で、その作業が1回限りであることは両者共に共通する見解であり、検出された水田や畑に関わる耕作の痕跡を軽石降下後の耕作復旧の姿とすることは大勢が認めるところであろう。しかしながら、それぞれの区画内の痕跡が、如何なる目的（耕作地の種類）による作業であるのかについては、意見が異なる点であると同時に最大の問題となる。さらには、1回限

りの作業による痕跡という点に疑問がある。仮に、軽石降下後の復旧作業としての痕跡であるならば、その後の連作に伴う農作業（耕作）により各遺跡で検出された耕作痕は残らないと思われるが、明瞭に残っている。

以下、上流榎町北遺跡、上流五反畑遺跡、宿横手三波川遺跡で検出された天明三（1783）年の噴火後の遺構から、上流地区での耕地復旧のあり方を考察してみたい。

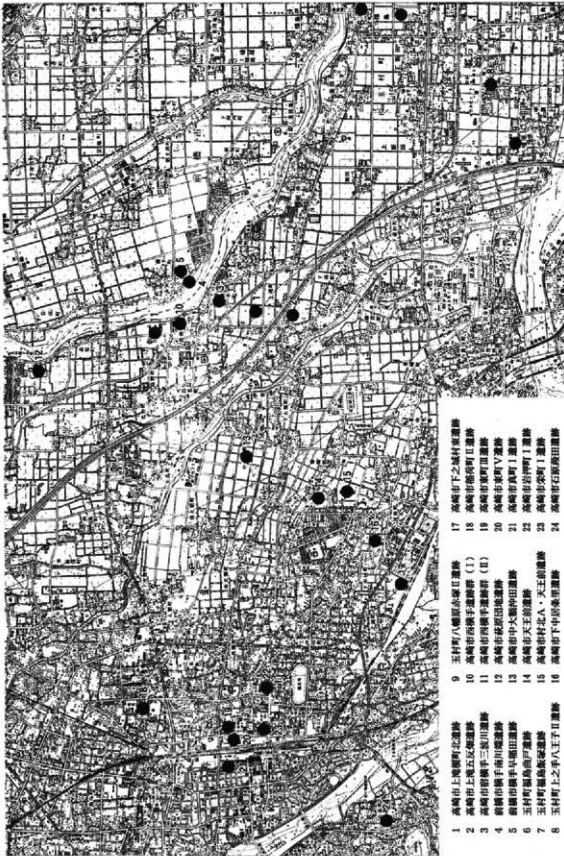
2 文献に見る天明三年の浅間山噴火による災害と復旧

天明三（1783）年の浅間山の大噴火については、「浅間大変覚書」や「文月浅間記」、「浅間山焼に付見聞覚書」等の多くの文書・記録が残されており、その状況が生々しく伝えられている。ここでは、噴火による被災状況と災害復旧について、文献資料から掘り込んで確認しておく。

天明三年の浅間山の大噴火による災害

浅間山の大噴火は、天明三年七月八日午前10時頃の噴火とともに、火砕流が火口から北側に流出し、吾妻郡鎌原村（鎌原村）等の村落を埋没させながら吾妻川に流出し、泥流は吾妻川の両岸まで押し上げながら流下する。現長野原町、吾妻町、中之条町、子持村、渋川市の流域沿いに甚大な被害をおよぼして、利根川へと合流していく。利根川と合流した泥流はさらに勢いを増し、両岸の村々まで押し上げ、天狗岩用水等もせき止められた。現玉村町五科付近でも、七分川が埋まって三分川が幹線（利根川）となるのをはじめ、五料河岸・沼之上河岸（ともに玉村町）等の流域沿岸を被災させ、その勢いは千葉県銚子を経て太平洋へ、さらに関宿から分派して江戸川を流下し江戸湾に達していたことは、多くの文書・記録から知られているところである。

前橋近辺の被害を記録した「天明三年泥流の利根川流下絵図」（萩原連氏蔵）によると、漆原（現古岡町）の植野堰取水口の所には「是は御用水、広瀬不残とろにてうづまる」、さらに「川原輪無難、此所へ人馬ながれとまる」「大久保田畑とろ入」「たかい（高井）無難」「惣社無難」「立石」「石くら」「小相木」「上新田、此辺へ大石多くとまる」「下新田」「萩原、田畑とろ入」「西横手村とろ入、草木石流とまりて、とろ入すましく高ク、人馬流来有」「板井」「此処一面ニとろニ成ル」「中島」とあり、利根川沿いの被害状況が解る（「前橋市史 第三巻」）。ここに記された「萩原」とは現在の高崎市萩原町であり、萩原団地遺跡の調査ではこの記実通りの泥流堆積物や被災後の復旧の痕跡が検出されている。「西横手村」は現在の高崎市西横手町であり、西横手遺跡群でも洪水堆積物が確認されている。



第1図 天明三年噴火後の耕地復旧が検出された遺跡

また、前橋藩領の被害状況を記した「藩日記」九月二十五日の条に、「群馬郡植野原本川并悪水抜川共、長サ三千二百三拾間程、平均幅八間程、深老丈式尺程焼石泥ニ埋候付、松平右京亮普請場天狗岩堰ニ至迄干川ニ相成、御領私領田方乾上り申候」とあり、この泥流による天狗岩用水への被害は、用水路への土砂の流入と利根川水路の水位の変化により、取水（通水）が不可能であったことが解る（『前橋市史 第三巻』）。因みに、「三千二百三拾間」というと、現在の前橋市大友町付近となる。

この天狗岩用水は現在の滝川であり、吉岡町付近の利根川から取水し、前橋市西部から高崎市東部を経て玉村町に至る広範囲な地域を灌漑する用水である。天狗岩用水は、総社城主秋元長朝によって慶長七（1602）年から同九年に掘削・完成された用水であり、さらに慶長15（1610）年に幕府代官伊奈備前守忠次が滝川の江原源左衛門重久の協力を得て、植野原用水大友堰から福島村（玉村町）までの延長工事を行なった用水で、水下村63ヵ村に及ぶ大用水路である。村の支配は幕府領13ヵ村、旗本領11ヵ村、前橋藩領23ヵ村、高崎藩領28ヵ村となる。また、この用水からの分水堰は、一番五千石堰から二八番上之手堰まであり、滝川に二ヵ所の分水堰があったことが文書から知ることができる（『新編 高崎市史 資料編 7』）。

被災後の復旧

被災地への幕府が行った復旧工事は、原則として幕府領のみであり、藩領・旗本領でも公共性の強い場合に計画に加えられたようである。また、幕府は天明四年正月二七日、熊本藩主細川重賢に、被害を受けた武蔵・上野・信濃の村々の復興を命じている。これに対し、熊本藩ではおよそ十萬両を拠出して復旧に参画し、同四年閏正月二十二日には終了している。

復旧工事に関する文書記録の中で、群馬郡大久保村（吉岡町）の名主中島字右衛門の「万覚書」によると、箇所が決まると工事は教農土木工事方式となり、人夫は地元住民を採用し、多数の人員を要するため組合村を作り、数村ないし十数ヵ村を一組合とし、交替して工事に当たらせている。工事の種類は、大別すると次の通りである。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 田畑返し | 田畑の上に堆積した岩・石・砂等を除き、元地にする工事。 |
| 2 | 川浚い | 用水や河川に押し込み降り積んだ岩石・砂・流出物を浚って水の流れを旧に戻す工事。 |
| 3 | 道造り | 道路に堆積した岩石等を取り除き、通行を確保する工事。 |
| 4 | 橋造り | 落ちた橋を応急に架ける工事。 |

この内容からすると、旧上滝川周辺での復旧工事の主と

なるものは、「田畑返し」であり、「川浚い」であったものと推察されよう。本小稿で問題とした耕作痕の痕跡は、正にこの「田畑返し」の痕跡の一つであったものと推測に亘い。

また、天狗岩用水への復旧工事については、関係する領主それぞれから人足賃を出しての普請が行われているが、天明四年から同五年にかけての間に金銭的な疑義が生じての訴訟が起きている。さらに、福島村などの末水23ヵ村は、上滝川・上京目村など24ヵ村を相手取り、天明五年一二月に工事場所の平等と経費の負担の均等割を要求して幕府へ訴えた。これに対し、幕府は同六年二月二五日に「用水のゆえ」をもって内済を勧め、菅谷村（群馬町）庄蔵他二名が扱ひ人となり熟議和解した資料が残されている。

こうした記録類から、天狗岩用水は泥流による被害（埋没）から取水できなくなっただけでなく、その後の復旧工事が天明六年まで続いていたことが知れ、工事が完了するまでの間は用水としての機能が働かなかったことを意味している。言い換えれば、被災後、天明六年春頃までの間は、滝川を用水とする水田稲作が出来なかったということである。

蛇足であるが、復旧工事が完成した天明六年七月には、再度の被害に見舞われることとなる。寛保二（1742）年八月の風水害とならび称される規模の水害で、天明三年の浅間山噴火直後の泥流による利根川の河床上昇に起因し、その被害も甚大であったようである。このときの復旧工事にについては、天明三年の浅間山噴火後の復興にも勝る麗工であったようである。その様子は「川越藩前橋陣屋日記」から解る。因みに、工事は天明六年一二月から同七年春までかかったようである。

なお、旧滝川・上滝川・下滝川の三ヵ村は、もともと前橋藩領であったが、寛延年間以降は幕府領となっている。

小結

天明三年の浅間山噴火による上滝地区周辺での直接的な災害は、噴火による降下火山灰（A軽石）の堆積と、利根川を流下した泥流による被害の2種類である。火山灰（A軽石）の堆積量は、資料によって多少の数字の相違はあるが、安中八寸、板鼻六寸、高崎五寸、新町二寸五分との記録もあり、「文月浅間記」からも高崎辺りの降灰の様子を知ることができる。上滝地区周辺も同様に、五寸前後の降灰があったものと推測できる。また、泥流による被害は、利根川沿いの地域では泥流の流入といった直接的な被害と、天狗岩用水の埋没という用水利用地域全域にかかわる被害ということになる。さらに、この天狗岩用水の被害は、天明六年春頃まで滝川を用水とす

る水田稲作が出来なかったということである。

3 検出された遺構と明治期以降の耕地比較

ここでは、上滝榎町北遺跡、上滝五反畑遺跡、宿横手三波川遺跡で検出された遺構と、明治6年の村絵図による旧上滝村、旧下滝村、旧宿横手村の耕地地割り、昭和21年米軍航空写真による耕地地割りを比較してみたい。

検出された遺構

第2・3図は、上滝榎町北遺跡、上滝五反畑遺跡、宿横手三波川遺跡で検出された遺構図を合成させた図である。第2図の関越自動車道南側が上滝五反畑遺跡で、関越自動車道北側から第3図中央下半までが上滝榎町北遺跡、第3図中央上半が宿横手三波川遺跡となり、宿横手三波川遺跡を斜めに横切るのが滝川である。これら3遺跡（調査は事業により5分割された）から検出された溝（水路）や畦状の区画は、それぞれ関連をもちながら繋がっていることが理解できよう。また、図に見るように、溝（水路）や畦状の区画に区画された区画内には、明瞭な耕作痕が残された区画、耕作痕が僅かに残る区画、耕作痕が残っていない（耕作痕が認められない）区画が存在する。さらに、耕作痕の列幅や列の単位等、幾通りかのパターンがあるようでもある。

次に、各遺跡で検出された特徴的な遺構についてみておく。

a) 上滝榎町北遺跡

長巻線調査部分と北関東自動車道調査部分の両者から、A軽石に覆われたように耕作痕や畦状の区画、溝（水路）等が検出されている。特徴的な遺構の一つとして、畦状の区画によって区画された耕作痕のあり方で、畦状の区画間に通常の耕作痕列とは異なる方向の耕作痕が数区画で確認されている（第4図）。また、区画によって耕作方向が90度異なる場合も多い。これは、区画内の耕作を行う中で、明らかに水路・畦状の区画位置を意識した耕作の結果と考えられ、併せて区画の単位を明確に意識しているものと考えられる。もう一つの特徴的な遺構として、第5図に示した土坑状のA軽石が詰まった遺構で、灰掻き穴と称される遺構がある。さらに、関越自動車道寄りでは検出された溝には幅広い深い溝が長く伸び、他の浅い溝とは性格を違えている様子が窺える。

b) 上滝五反畑遺跡

A軽石に覆われたように耕作痕や畦状の区画、溝（水路）等が検出されているが、耕作痕をもつ区画の中で特徴的な区画には、第6図に示した区画がある。区画内の一点を支点に放射状に展開された耕作痕であり、こうした耕作痕方向は他に例をみない。

c) 宿横手三波川遺跡

上滝榎町北遺跡と同様に長巻線調査部分と北関東自動

車道調査部分の両者から、A軽石に覆われたように耕作痕や畦状の区画、溝（水路）等が検出され、区画内の耕作痕のあり方もほぼ同様な状態である。特徴的な遺構の一つとして、第7図に示した土坑状のA軽石が詰まった遺構で、灰掻き穴と称される遺構がある。第7図右側の灰掻き穴群は区画する溝の際に位置し、図の左側の灰掻き穴群は畦上の区画内の半分に作られ、その周囲の区画からは耕作痕が少なからず検出されている。

明治6年頃の耕地地割り

明治6年に作成された村絵図（第8図）が残されており、当時の地割りおよび地目、さらに道・水路まで知ることが出来る。絵図から、旧上滝村、旧下滝村、旧宿横手村にまたがる上滝榎町北遺跡調査範囲周辺の地割りを復元したのが第10図である。（旧上滝村と旧宿横手村の合成はできず、村境の水路を境に分断した図となっている。）この図から、上滝地区周辺の地割りおよび地目をみると、大きく宅地（家屋）、畑地、水田が分かれている状況の中、部分的に水田に囲まれた畑地が点在している様子が解る。水田に囲まれた畑地が、過去の存在したと言われる灰塚の可能性もあるのではなかろうか。

さて、第10図と先の第2図を比較すると、第10図での道・水路の形状と第2図の検出された溝が、概ね似た形状を取っていることが解る。特にその状況を明確にしているのは、上滝榎町北遺跡での溝であり、第11図に示した関越自動車道寄りでは検出された溝、さらには調査区北側（F区）での東南方向に延びる溝である。しかも、この東南方向に延びる溝が、旧上滝村と旧宿横手村の村境の水路と推測される。

昭和21年頃の耕地地割り

昭和21年に撮影された米軍による航空写真から、上滝榎町北遺跡・宿横手三波川遺跡の調査範囲を復元した図が第12・13図である。

先の第2・3図および第10図と比較してみると、この昭和21年の第12・13図に見る道・水路の位置が、明治6年の村絵図である第

10図と概ね一致し、さらには調査で検出された第2・3図に見る溝の位置や区画のライン等が、かなりの部分で一致することが解る。先述の旧上滝村と旧宿横手村の村境も、推測した水路が村境であったものとはほぼ断定できる。こうした状況は、天明三年の噴火以降から昭和21年までの間、道路・水路の位置がほとんど動いていないことを物語っており、検出された遺構がある程度まで確認付けることができる要素となり得る。

小結

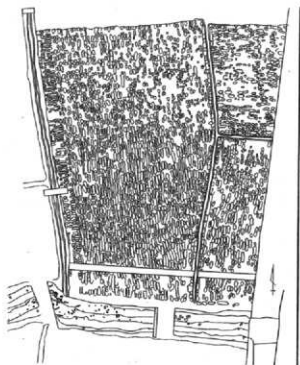
現在の上滝地区の状況は、近年の関越自動車道や土地



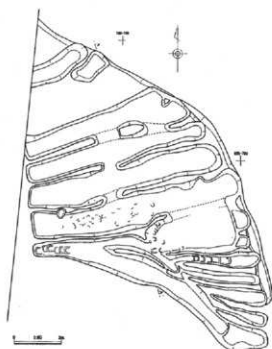
第2図 上滝五反畑遺跡・上滝櫻町北遺跡から検出された遺構



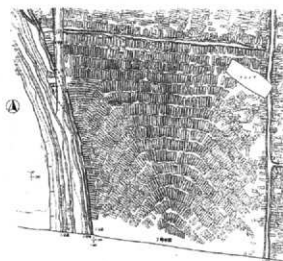
第3図 上滝町北遺跡・宿横手三波川遺跡から検出された遺構



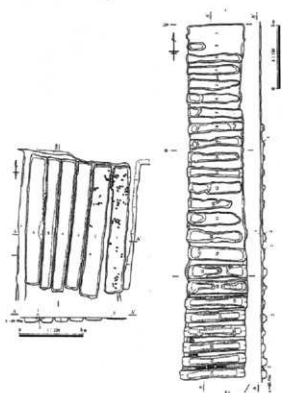
第4図 区画内の耕作痕（上滝櫻町北遺跡）



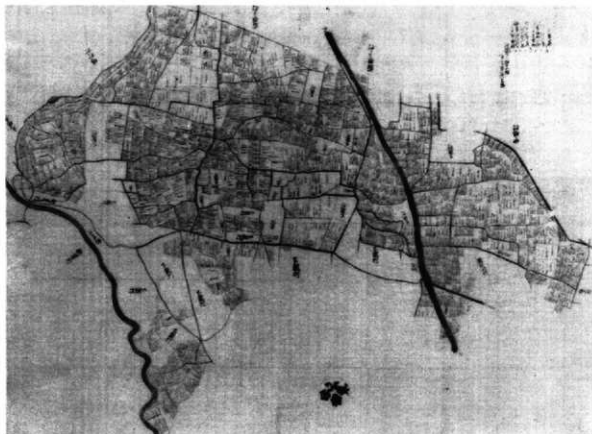
第5図 灰掻き穴（上滝櫻町北遺跡）



第6図 区画内の耕作痕（上滝五反畑遺跡）



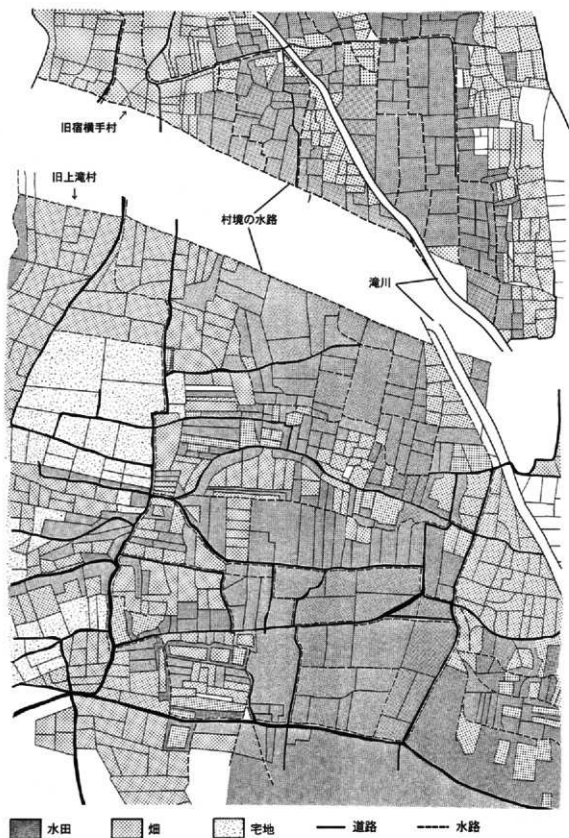
第7図 灰掻き穴（宿横手三波川遺跡）



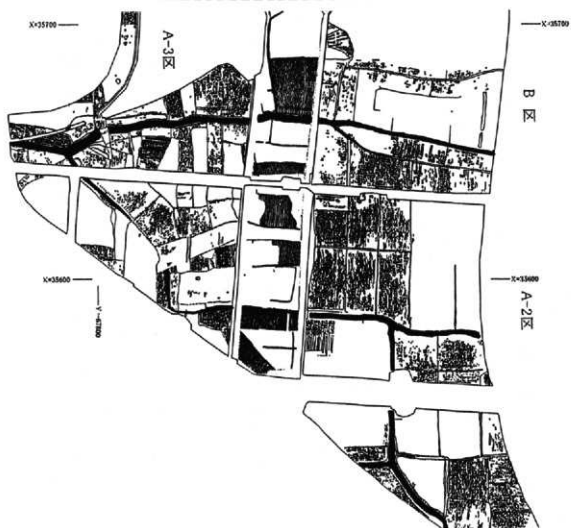
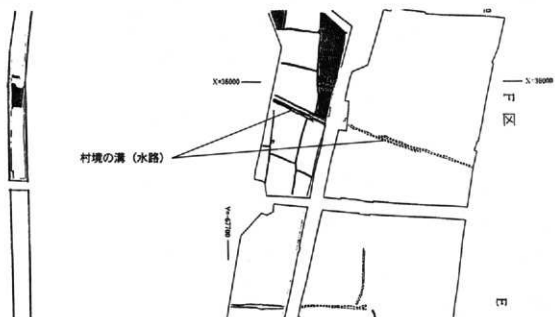
第8図 明治6年の旧上滝村絵図



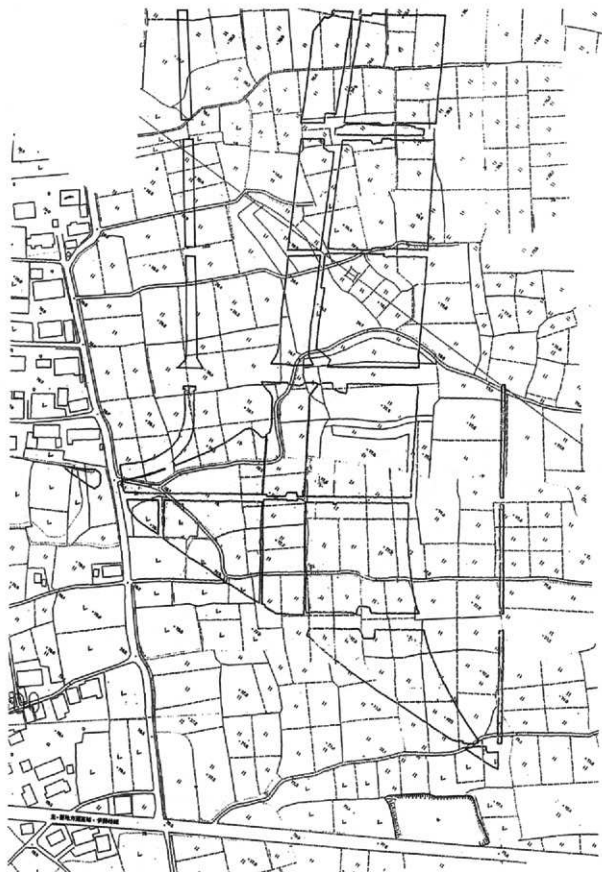
第9図 旧上滝村絵図上の上滝榎町北遺跡と上滝五反畑遺跡の調査範囲



第10図 明治6年の村絵図から復元した耕地図



第11図 上滝榎町北遺跡で検出された主要な溝



第12図 昭和21年頃の上澁地区の耕地



第13図 昭和21年頃の上滝・宿横手地区の耕地

改良等によって大きくその姿を変えたが、昭和21年以前では村ないし村の地割りを構成する道路・水路の位置がほとんど動いていないことが検証できた。このことから、明治6年の村絵図（旧上滝村）に上滝五反畑遺跡および上滝榎町北遺跡の位置を推定すると、第9図のような位置となる。本小稿を草する上で、大前提となる耕地の地割りの推定である。細部では、絵図の耕地地割りと検出された遺構の耕地区画とでは若干の差異をみるが、概ね踏襲されていることが理解できよう。なお、旧宿横手村の明治6年の絵図と寛政11（1799）年の絵図とを比較しても、村を構成する道路・水路の位置がほぼ一致しており、基本的に明治6年の絵図の状態を天明3年にトレスさせることが、ある意味で可能と考えられる。

4 耕地における復旧のあり方

発掘調査で検出された遺構を明治6年の村絵図に置き換えてみると、一筆（一区画）毎の詳細については差異があり、その特定は難しい。しかし、道・水路から割り出すとある程度の特定が可能となる。以下、遺跡毎に耕地の地目の特定と、検出された痕跡を対比してみる。

耕地地目の特定と、検出された痕跡

まず、上滝五反畑遺跡についてみると、絵図ではそのほとんどが水田となっている。僅かに、北西側の一部が畑となっており、この部分に相当する位置の検出遺構は何もない。水田とされている部分では、明瞭・不明瞭の差はあるものの少なからず耕作痕が検出されている。第6図の放射状の耕作痕をもつ区画部分も、この水田地となっている。このことから、上滝五反畑遺跡での耕作痕の形状の差は、水田ないし畑といった地目の差ではないと言える。むしろ、耕作痕が全く検出されていない部分と、耕作痕の認められる部分の差が、地目の差になり得るのであろうか。少なくとも、耕作痕が認められないということは、深耕が行われていないことである。畑の復旧には深耕しなくてもよかったのか、疑問もある。視点を変えれば、灰塚の存在も考えられよう。他の遺跡例での検証が必要である。

次に、上滝榎町北遺跡ではどうであろうか。関越自動車道に接する最も広い部分では、道・水路との比較から絵図と照合できる部分が多い。絵図に示された、南北両側に大きく湾曲する道路とその中間に水路が位置する状況は、検出された遺構と一致する点であり、絵図上での位置の特定は可能である（第9～11図参照）。そうしてみると、水田地と畑地がやや入り交じる状態であることが解る。特に、長瀬線調査の大部分が畑地となる。この畑地部分で検出された遺構は、周囲と同様の耕作痕が区画内にみられ、周囲の水田地にみられる耕作痕の状況と区別し難い。他の畑地と推定できる部分でも、同様に区別

し難い。ということは、畑地・水田の地目の違いは関係なく、深耕による復旧耕作が行われたこととなる。さらに、この畑地と推定される部分の中に、第5図に示した灰掻き穴が存在する。灰掻き穴は、深耕による耕作痕よりもさらに深く掘り込む穴であり、水田地の復旧方法としては考え難く、畑地特有の軽石処理の方法とも考えられようが、他の例をみると結論付け難い。

次に、宿横手三波川遺跡をみてみると、やはりかなりの部分で絵図と照合できる部分が多い。地目の状況は、滝川の両側に水田地と畑地が入り交じる状況があるものの、大半は水田地となる。水田地に比定できる部分では、区画内に耕作痕が検出される例が多いものの、耕作痕の検出されていない区画もある。対する畑地では、耕作痕の認められない区画が多い傾向にある。第7図に示した灰掻き穴を有する区画は、2カ所共に水田地となっている。つまり、この絵図の地目からすれば、第7図のような掘込みでも水田耕作に影響せず処理されたということであり、灰掻き穴が畑地特有の処理法とは言いつれないこととなる。

以上、3遺跡における明治6年の地目と、検出された区画内の痕跡を対比させてみた。その結果、検出された耕作痕は、多くの水田地に認められ、畑地にも認められることが明らかとなった。ただし、水田地であっても耕作痕が認められない区画も存在し、逆に畑地では耕作痕が認められない区画が多い傾向にあることも明らかとなった。つまり、水田地・畑地の両者に認められる耕作痕からは、地目の分別は難しいということになる。しかしながら、傾向とすると水田地には耕作痕が比較的多く認められ、畑地には耕作痕が少ない様子が窺える。さらに、灰掻き穴についても両者に認められており、畑地特有の処理法とは言いつれないようである。こうした結果からすると、耕地復旧は、区画単位（耕作者単位）毎に地目とする耕作物に大きな影響のない範囲内で、様々な方法が採られたようであり、その実態も一概ではなかったことが理解できる。また、深耕の痕跡である耕作痕、そして灰掻き穴は、両者ともに「田畑起返し」として耕地復旧工事の中に含まれる作業内容である。一方、灰塚については、その資料に乏しく明確にできなかったが、可能性としては深耕されていない場所ということであり、耕作痕の認められない区画となる。しかし、それも畑地との区別は難しく、強いて言うならば、水田に囲まれた点在する畑地にその姿を想像できるのではなかろうか。

次に、他の遺跡での復旧状況を見てみたい。

周辺遺跡での復旧に関わる遺構

先述した文献に記録されている「萩原、田畑斗とろ入」とは、現在の高崎市萩原町のことであり、萩原団地遺跡

が調査・報告(武部・小村 1993)されている。報文には、「災害復旧坑は土石流災害の後に耕作にじまな大きなスコリアを投げ込むために掘られた穴とみられる。掘り込み面は標準層序2層上面で、土石流災害後に時間を経ずに掘られたと考えられる。充填土層は単層で、径5~60cm大のスコリアを多量に含む。形状は細長い長方形で、幅0.9m~2.2m、長さ12~15mの規模のものが多い。掘り込みは箱形で深さは1.2~1.8mである。」とあり、この復旧坑(土坑)は利根川を流下した土石流災害後の遺構であるという。因みに、標準層序2層とは土石流堆積土で1m前後堆積し、その下層にA軽石に覆われた畑が検出されている。

利根川の対岸となる横手南川端遺跡・横手湯田遺跡では、泥流(土石流)災害後の泥流処理した土坑群と、降灰したA軽石を処理した土坑群の両者が検出されている。泥流災害後の土坑群の形状は、萩原団地遺跡での復旧坑(土坑)群とほぼ同規模・同形状を呈しているようである。一方、軽石処理の土坑群についても同形状ではあるが、同規模のものから短いものまでであるようで、深さも20cm前後と比較的浅いようである。また、円形・方形を呈する土坑も検出されているようである。

第7図に示した土坑群と同規模・同形状の遺構を検出している遺跡に、下之城村東遺跡、中大類沖田遺跡がある。中大類沖田遺跡の例も、宿横手三波川遺跡と同様に区画する溝際に整然と長方形の土坑が並んでいる。やはり、A軽石が埋め込まれており、同じ目的の遺構と考えられる。

以上の遺跡例から解るように、「田畑起返し」という耕地復旧工事には、降灰したA軽石を処理するための土坑と、利根川を流下した泥流災害後の土石を処理する土坑の両者が存在する。萩原団地遺跡では畑地の場所での処理法であることが理解でき、水田地でも同様な処理が行われたかどうかは、未だ明確ではない。

小結

水田地・畑地の両者に認められる耕作痕からは地目の分別は難しいが、水田地には耕作痕が比較的多く認められ、畑地には耕作痕が少ない様子が傾向として窺える。余談ではあるが、萩原団地遺跡でのA軽石に覆われた畑の状況は、畝間部分にA軽石が堆積している状況で、問題となっている耕作痕とは明らかに異なるものである。灰掻き穴(軽石処理の土坑)についても畑地特有の処理法とは言えないようで、水田地でも一部で行われた方法のようである。ただし、地目によって、その規模・形状に差異が認められそうである。さらに、同じ処理目的の土坑は、利根川の泥流災害後にも行われていることがはっきりしている。

5 結語

天明三年の浅間山噴火後における耕地復旧のあり方について、明治6年の村絵図を基に、検出された遺構の痕跡に求めた。明治6年の村絵図を、そのまま天明三年にまで詳細な地目をトレースできるかは疑問な点もあるが、大きく変化していないことを前提に検証してきた。その結果、各遺跡から検出される区画内の耕作痕は、水田地ないし畑地といった地目の分別は難しいが、水田地に比較的多く認められ、畑地には少ない傾向が窺える。また、深耕を行わない畑地等の場合、区画内には何の痕跡も残っていない可能性が極めて高い。これらの作業は、「田畑起返し」とされた耕地復旧工事に属する行為であり、併せて灰掻き穴(軽石処理の土坑)や泥流災害後の処理土坑もその中に含まれる。同時に、「川渡い」といった復旧整備も行われたことは想像に堅く、文書に残る天狗岩用水の復旧工事もそうした一連の作業と言える。しかしながら、天狗岩用水の復旧工事が終了し、用水としての機能を回復するのは天明六年春頃であり、同年七月には再度の被害に見舞われ、翌七年春まで滝川を用水とする水田耕作ができなかったのが実態である。

さて、高崎市真町I遺跡(関口他 1996)によると、高崎城の城下町全体を囲う「遺構」の外側に畦状の区画や耕作痕等が確認されたとし、「遺構」を境とする城下町外では軽石の除去作業を行っていない状況で、これに対し内側となる城下町内では基本的に軽石の除去作業を行っているとしている。たしかに、民家の集中する城下町のような場所と、耕地の広がる農村地帯とは、降灰により降り積もった軽石の処理の仕方に違いがあるものと考えられるが、生活に邪魔なものであることには違いはない。農村地帯での処理のあり方は、調査で明らかに成りつつあるように、深耕による方法、軽石や土石を処理する土坑、灰塚等の復旧方法が用いられている。これに対して、民家の集中する場所ではどうであったのか。仮に、高崎の城下町での除去された軽石はどこに行ったのだろうか、疑問が膨れていく。とりわけ、処理に応じられる土地の存在がキーポイントとなってくる。

門外漢の筆者ではあるが、近年、浅間山噴火に関わる多くの遺跡が調査され、多くの事実が検証できる状況となりつつある。そこには、未だ解明されていない事象も含まれている。検出された遺構・遺物(物的証拠)を解釈するにあたって、様々な角度(分野)・視点から検証することが今後必要とされよう。

文末ではあるが小稿を草するにあたって、斎藤英敏氏には上滝堰町北遺跡の北関東自動車道調査分、斎藤昭氏には宿横手三波川遺跡の長瀬線調査分の資料掲載に便宜を図っていただいた。また、春山氏からは利根川の対岸となる横手南川端遺跡・横手湯田遺跡の状況を詳しく

教えていただいた。他にも、相京建史、今井和久、金井武、鹿沼栄輔の各氏から助言をいただいた。記して感謝する。

引用・参考文献

- 前橋市史編纂委員会 1975 「前橋市史 第三巻」前橋市
 群馬県史編纂委員会 1978 「群馬県史 資料編10」群馬県
 上野 勇・朝岡紀三男 他 1978 「高崎市東部地区の民俗」群馬県教育委員会
 大熊 孝 1981 「利根川治水の要瀬と水害」東京大学出版会
 中山純一 1981 「下之城村東遺跡」下之城村東遺跡調査会
 渡辺義泰 1982 「天王前遺跡」高崎市教育委員会
 宮寺 久 1983 「北村A・天王前遺跡」高崎市教育委員会
 萩原 進 他 1992 「群馬県史 通史編6」群馬県
 渋川市市史編纂委員会 1993 「渋川市史 第二巻」渋川市
 武部喜充・小村正之 1993 「萩原団地遺跡」萩原団地遺跡調査会
 鷺谷亨信 1994 「東町田遺跡」高崎市教育委員会
 古澤勝幸 他 1995 「第52企画展 天目の浅間焼け」群馬県立歴史博物館
 鷺谷亨信 1996 「下中居米風遺跡」高崎市教育委員会
 田村 孝 1996 「稻荷町II遺跡」高崎市教育委員会
 結貫親太郎 1996 「栄町I遺跡」高崎市教育委員会
 関口 修 他 1996 「真町I遺跡」高崎市教育委員会
 原田 英 1996 「東町V遺跡」高崎市教育委員会
 平田貴正 1997 「上之手八王子II遺跡・原屋敷II遺跡」玉村町遺跡調査会
 小林良光・中島直樹・早川隆弘 1997 「特別展 群馬の遺跡2」群馬県立歴史博物館
 中島直樹 1998 「利根派遺跡」玉村町遺跡調査会
 金井 武 1999 「上滝五反畑遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団
 高崎市市史編纂委員会 1999 「新編 高崎市史 資料編7」高崎市
 中島直樹 1999 「神遺跡」玉村町遺跡調査会
 長谷川一郎 2000 「中大須沖田遺跡」高崎市遺跡調査会
 笠原仁史 2000 「八幡原赤塚II遺跡」玉村町遺跡調査会
 吉澤 学 2000 「宮ノ下遺跡・若王子II遺跡・天神廻り田遺跡」玉村町教育委員会
 岩崎理郎 2001 「宿禰手三波川遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団
 青藤利昭 2001 「亀屋平塚遺跡・横手宮田遺跡・横手早稲田遺跡・横手南川端遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団

下小鳥神戸遺跡出土火葬人骨

植 崎 修一郎

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 はじめに | (5) 死亡年齢の推定 |
| 2 火葬人骨の特徴 | 3 火葬跡出土人骨 |
| (1) 火葬の温度と人骨の色 | (1) 1号火葬跡出土人骨 |
| (2) 火葬の温度と人骨の縮み | (2) 2号火葬跡出土人骨 |
| (3) 火葬の方法と人骨の状態 | (3) 3号火葬跡出土人骨 |
| (4) 性別の推定 | 4 まとめ |

— 要 旨 —

下小鳥神戸遺跡は、群馬県高崎市下小鳥町字神戸に位置し、群馬県埋蔵文化財調査事業団による発掘調査が平成4(1992)年～平成5(1993)年にかけて行われた。本遺跡の火葬跡3基より、中世の火葬人骨が出土したので報告する。1号火葬跡出土人骨は、東西及び南北約1mの火葬跡より発見された。人骨の残存状況はあまり良くなく、取骨が行われたと推定される。被火葬者の個体数は1体で、性別は男性、死亡年齢は成人と推定された。2号火葬跡出土人骨は、南北約1m・東西約45cmの火葬跡より発見された。人骨の残存状況は良く、取骨が雑に行われたか取骨が行われなかった可能性が高い。被火葬者の個体数は1体で、性別は男性、死亡年齢は約20歳と推定された。3号火葬跡出土人骨は、南北約95cm・東西約50cmの火葬跡より発見された。人骨の残存状況はあまり良くなく、取骨が行われたと推定される。被火葬者の個体数は1体で、性別は女性、死亡年齢は約30歳～40歳と推定された。3基の火葬跡出土人骨のいずれも、人骨の色は白色を呈しており高温、恐らく900℃以上で火葬にされたと推定される。また、人骨の状態から、白骨化させてから火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。

キーワード

対象時代 中世
対象地域 日本の群馬県
研究対象 火葬人骨

1. はじめに

下小島神戸遺跡は、群馬県高崎市下小島町字神戸に位置し、御群馬県埋蔵文化財調査事業団による発掘調査が平成4(1992)年4月より平成5(1993)年3月まで行われた。本遺跡より、中世の土坑墓12基と火葬跡3基の合計15基が発見され、人骨が出土した。今回は火葬跡出土火葬人骨のみを報告し、土坑墓出土人骨については別の機会に報告したい。本遺跡の本報告は、御群馬県埋蔵文化財調査事業団によりすでに報告されているが、出土人骨については筆者が簡単に性別及び死亡年齢について観察して伝えた結果が記載されているのみであり、基本的に未記載である(緒寛1997)。今回の詳細な同定により、本報告とは一部異なる記載があるが、その責任はすべて筆者にある。なお、考古学では、「火葬墓」は火葬した施設から骨壺が出土した場合という定義があり、本遺跡出土人骨については骨壺は出土していないため「火葬跡」として記載している。

2. 火葬人骨の特徴

火葬人骨は、日本全国から数多く発見されているが、その詳細な報告が行われた事例はあまり多くない。しかしながら、火を受けた火葬人骨は火を受けていない土坑墓出土人骨に比べると、一般的に保存状態が良いので、精査すればかなりの情報を人骨から得ることができる。この分野の研究は、イギリス(BROTHWELL, 1981; MAYS, 1998)やアメリカ(KROGMAN & ISCAN, 1986; STEWART, 1979; UBELAKER, 1989; WHITE, 1991)において、人類学や法医学に応用する必要性から多く行われている。以下の所見は、様々な研究者が実験を行った結果である。

(1) 火葬の温度と人骨の色

大きな傾向として、火葬の温度が上がるにつれて、人骨の色は黒色から灰色へ、そして灰色から白色へと変化する。例えば、シップマン[SHIPMAN]の研究では、焼成温度が285°C以下では白色・黄色、285°C~525°Cでは赤色・茶色、赤色・黄色、暗灰・茶色、525°C~645°Cでは黒色・青色、645°C~940°Cでは白色・明灰色・明青色、940°C以上では白色・灰色・赤色・黄色という結果が出されている。また、メイズ[MAYS]の研究では、185°Cでは赤色・褐色、285°Cでは暗茶色・黒色、360°Cでは黒色、440°Cでは灰色・茶色、525°Cでは灰色・明茶色、645°C~1,200°Cでは白色・黄色という結果が出されている。しかしながら、通常のキャンプ・ファイヤーでも、温度は約900°C~1,000°Cに達することが知られており、ほとんどの火葬の温度は古代でもその程度であろうと推定される。さらに、死体をそのまま火葬にした場合は、太っている人間の方が痩せている人間よりも、火葬する際の温度が高くなるという。これは、太っている人間の脂肪が温度をさ

らに高めるため、通常、約800°Cになると脂肪の燃焼が飛躍的に高まるという。従って、手や足等の脂肪が少ない部分については高温にならない部位もある。

(2) 火葬の温度と人骨の縮み

焼成温度が約700°Cまでは、人骨に縮みは起きない。しかしながら、約700°C~900°Cまでは、縮みが起こる。さらに、約900°C以上では、約700°C以下と同様に縮みは起きない。人骨の色が白色の場合、つまり、高温で焼成された場合には、結果は研究者により異なるが約15%~30%の縮みを考慮に入れる必要がある。通常、男女の性別を推定するには、頭骨の眉弓・乳様突起・後頭隆起、寛骨の大座骨切痕等の特徴で推定する他に、人骨の全体的な大きさで推定する場所がある。つまり、頭丈で大きければ男性で華者で小さければ女性と推定するわけである。そうすると、高温で焼成されて約15%~30%も縮んだ人骨の場合は、男性でも小さく縮むわけであり、性別を女性として誤認して推定する恐れがある。実際に、このような人骨の縮みによる誤認からか、欧米では、火葬人骨の性別推定は大幅に女性に偏っているということが問題になっている。

(3) 火葬の方法と人骨の状態

火葬する際には、通常の死体をそのまま火葬にする方法と一旦白骨化させたものを火葬にする方法とがある。通常の死体をそのまま火葬にすると、人骨には横に曲がった亀裂が生じたり、縦に不規則な亀裂が生じたり、ゆがみやねじりが生じるという。一方、白骨化させたものを火葬にすると、人骨にはひび割れが生じたり、縦に亀裂が生じるが、ゆがみやねじりは生じないという。

(4) 性別の推定

性別を推定するには、以下の部位を用いると誤認しにくいと考えられている。頭骨の場合は乳様突起・後頭隆起を、下顎骨の場合は顎部を、四肢骨の場合は上腕骨骨頭・大腸骨骨頭・大腸骨骨幹部が良いとされている。

(5) 死亡年齢の推定

死亡年齢の推定は、成長期の場合は歯の萌出状態や骨の癒合状態でかなり正確に推定することができる。火葬人骨の場合、歯の歯冠部のエナメル質は熱により破片になる場合が多い。しかし、死亡時に未成年で未萌出の歯の場合は上顎骨や下顎骨の顎骨内部にあり、守られて残存する場合があるので、その場合は死亡年齢を歯の萌出状態で推定できる。また、成人以降は、頭骨の様々な縫合の閉鎖状態や歯の咬耗度等で推定する。

さらに、火葬人骨の場合、その骨重量で推定する方法がある。これは、成長期には加齢に伴い骨も重量が増すということ、成人では男女の性差を利用する方法である。例えば、骨重量で見ると、死亡年齢が0~6ヶ月の場合は54g・6ヶ月~3歳の場合は185g・3歳~13歳の場合は661g・13歳~25歳の場合は2,191gとされている。

また、成人の場合、男性では平均2,288g(最大最小値は、1,534g～3,605g)であり、女性では平均1,550g(最大最小値は、952g～2,278g)とされている。しかしながら、これらのデータは、主に、欧米人に基づくものであり、欧米人に比べて小柄な現代日本人及び現代日本人よりさらに小柄な古代人にただちに応用はできない。また、この方法を用いるには、火葬跡で人骨を取骨して一部しか出土していない場合や人骨の取り上げ方が不適切な場合には応用できない。従って、この方法は、死亡してからあまり時間が経過していない法医学には十分応用できるが、考古学的には応用は難しいと考えられる。

3. 火葬跡出土人骨

火葬跡は、3基発見されており、1号・2号・3号と命名されている。発掘調査時には、それぞれ7号土坑・8号土坑・13号土坑と記載されている。これら、3基とも火葬人骨が出土しているので以下に報告する。

(1) 1号火葬跡出土人骨(旧7号土坑墓)

①人骨の出土状況

隅丸方形の火葬跡より出土している。この火葬跡の大きさは、東西及び南北約1mで、深さは中央部で約20cm

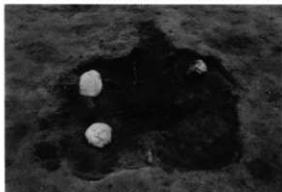


写真1. 1号火葬墓出土状況(上が東)

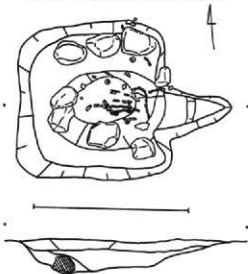


図1. 1号火葬跡実測図[上:平面図、下:断面図]

である。また、東側には煙道が約45cm突出して発見されている。さらに、火葬跡には、人頭大原石が7～8個発見されている。薪材には、クリ及び竹が用いられている(藤根, 1997)。なお、副葬品は、6枚の古銭が発見されたが、熱による変形及び破損が激しく同定はされていない。

②人骨の出土部位

同定された部位は、ほぼ、全身にわたっているが残存状況はあまり良くない。恐らく、取骨された後であろう。また、火葬跡の場合、人骨と一緒に獣骨が発見される場合もあるが、明らかに獣骨であると判別される骨は認められなかった。

③被火葬者の頭位

北側より歯が発見されているので、恐らく、火葬時には頭位は北向きであった可能性が高い。

④被火葬者の個体数

出土人骨に重複部位は認められないため、被葬者の個体数は1個体と推定される。

⑤被火葬者の性別

人骨の残存状況があまり良くないため、被火葬者の性別を推定するのに決定的な部位が無い。ただし、左寛骨座骨部の坐骨下枝の破片が1点残存しており、この形状より性別は男性と推定される。



写真2. 1号火葬跡出土人骨(左寛骨坐骨部)



図2. 1号火葬跡出土人骨出土部位図

⑥被火葬者の死亡年齢

人骨の残存状況があまり良くないため、死亡年齢を推定するのに決定的な部位が無い。しかしながら、全体的な所見として、骨の厚さや太さ等より成人であると推定される。

⑦火葬の方法

人骨の色を観察すると、白色を呈しているため、高温、恐らく900°C以上で火葬にしたと推定される。また、人骨の状態から、白骨化させてから火葬にしたのではなく死体をそのまま火葬にしたと推定される。

(2) 2号火葬跡出土人骨(旧8号土坑墓)

①人骨の出土状況

隅丸長方形の火葬跡より出土している。この火葬跡の大きさは、南北約1m、東西約45cm、深さは中央部で約20cmである。また、東側には煙道が約35cm突出して発見されている。さらに、火葬跡には、大型の石1個・人頭大の石2個が発見されている。なお、副葬品は、6枚の古銭が発見されたが、癒着した状態であり、同定には至っていない。



写真3. 2号火葬跡出土状況(上が東)

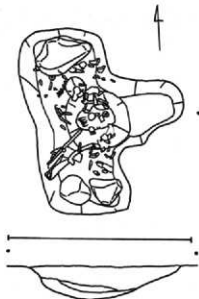


図3. 2号火葬跡実測図[上:平面図,下:断面図]

②人骨の出土部位

ほぼ、全身骨格が発見されている。取骨が雑であったか、あるいは、取骨が行われていない可能性がある。しかしながら、筆者自身の経験では、現代でも東日本が大きな骨壺を用いて火葬人骨をすべて取骨するのに対し、西日本では小さな骨壺を用いて足の骨から頭の骨にかけては人の一部分しか取骨しないので、本火葬跡の場合、西日本タイプの取骨方法かもしれない。また、火葬跡の場合、人骨と一緒に骸骨が発見される場合もあるが、明らかに骸骨であると判別される骨は認められなかった。

③被火葬者の頭位

歯が北東部より発見されているので、恐らく、火葬時には頭位は北向きであった可能性が高い。

④被火葬者の個体数

出土人骨に重複部位は認められないため、被葬者の個体数は1個体と推定される。

⑤被火葬者の性別

被火葬者の性別は、比較的保存状態の良い左右の上腕骨骨頭及び大腿骨骨頭の大きさが火葬の際の焼成による縮小を考慮しても大きく、男性と推定される。本報告においては、性別を女性としているが、これは筆者の誤認による(緒貫、1997)。

⑥被火葬者の死亡年齢

被火葬者の死亡年齢は、人骨の残存部位が多いため、総合的に推定できる。まず、上腕骨骨頭及び大腿骨骨頭は癒合している。上腕骨骨頭が癒合するのは、男性では約20歳~25歳、女性では約18歳~22歳である。大腿骨骨頭が癒合するのは、男性では約18歳~21歳、女性では約15歳~19歳である。また、仙骨の第1仙椎は癒合しておらず、この部位が癒合するのは約20歳代の後半とされている。さらに、奇跡的に残存していた右寛骨恥骨結合部は、恥骨結合面が凹凸の明瞭な隆線が観察されるので、20歳代前半と推定される。したがって、これらの所見を総合すると、被火葬者の死亡年齢は、約20歳と推定される。

⑦火葬の方法

人骨の色を観察すると、白色を呈しているため、高温、恐らく900°C以上で火葬にしたと推定される。また、人骨の状態から、白骨化させてから火葬にしたのではなく死体をそのまま火葬にしたと推定される。



写真4. 2号火葬跡出土人骨(右側頭骨)

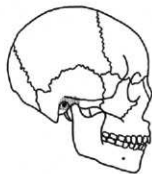


図4. 2号火葬跡出土人骨出土部位(右側頭骨)

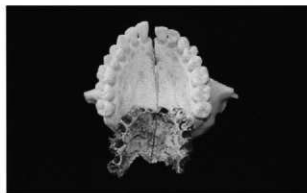


写真5. 2号火葬跡出土人骨(上顎骨)

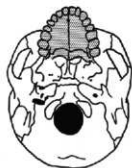


図5. 2号火葬跡出土人骨出土部位(上顎骨)



写真6. 2号火葬跡出土人骨(下顎骨左)

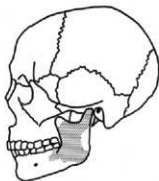


図6. 2号火葬跡出土人骨出土部位(下顎骨左)

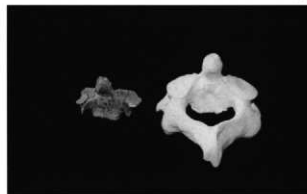


写真7. 2号火葬跡出土人骨(第2頸椎)



図7. 2号火葬跡出土人骨出土部位(第2頸椎)

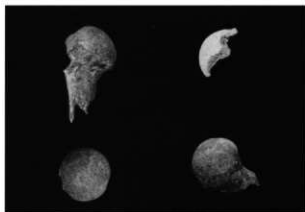


写真8. 2号火葬跡出土人骨
(上: 左右上腕骨骨頭、下: 左右大腿骨骨頭)

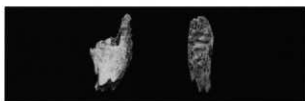


写真9. 2号火葬跡出土人骨
(右恥骨: 左・前面観、右・恥骨結合部)

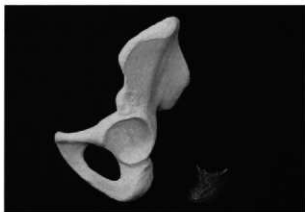


写真10. 2号火葬跡出土人骨 (左寛骨坐骨部)

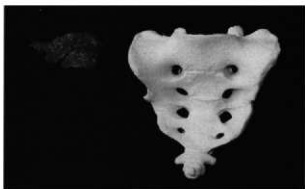


写真11. 2号火葬跡出土人骨 (仙骨)

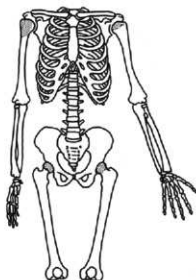


図8. 2号火葬跡出土人骨出土部位
(左右の上腕骨・大腿骨骨頭)



図9. 2号火葬跡出土人骨出土部位 (右恥骨)



図10. 2号火葬跡出土人骨出土部位 (左寛骨坐骨部)



図11. 2号火葬跡出土人骨出土部位 (仙骨)



写真12. 2号火葬跡出土人骨
(左足第1末節骨)



図12. 2号火葬跡出土人骨出土部位
(左足第1末節骨)

(3) 3号火葬跡出土人骨 (旧13号土坑墓)

①人骨の出土状況

隅丸長方形の火葬跡より出土している。この火葬跡の大きさは、南北約95cm、東西約50cm、深さは中央部で約20cmである。また、東側には煙道が約20cm突出して発見されている。さらに、火葬跡には、2個の石が発見されている。なお、副葬品は、発見されていない。



写真13. 3号火葬跡出土状況 (上が東)

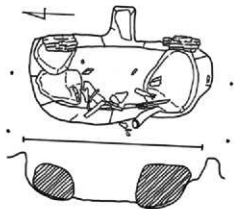


図13. 3号火葬跡実測図 [上: 平面図、下: 断面図]

②人骨の出土部位

ほぼ、全身にわたっての部位が出土している。しかし、量自体はそう多くはない。火葬後に、取骨した可能性が高い。また、火葬跡の場合、人骨と一緒に獣骨が発見される場合もあるが、明らかに獣骨であると判別される骨は認められなかった。



写真14. 3号火葬跡出土人骨 (左頬骨)

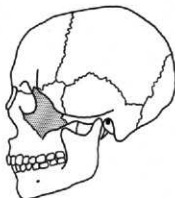


図14. 3号火葬跡出土人骨出土部位 (左頬骨)



写真15. 3号火葬跡出土人骨 (左上顎骨)

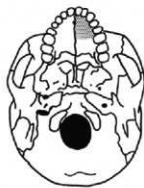


図15. 3号火葬跡出土人骨出土部位 (左上顎骨)

③被火葬者の頭位

被火葬者の頭位は、不明である。

④被火葬者の個体数

出土人骨に重複部位は認められないため、被火葬者の個体数は1個体と推定される。

⑤被火葬者の性別

人骨の残存状況が良くないため、被火葬者の性別を推定するのに決定的な部位が無い。しかしながら、火葬の際の焼成による縮小を考慮しても、人骨が全体的に小さく華奢な傾向が認められるので女性である可能性が高い。

⑥被火葬者の死亡年齢

人骨の残存状況が良くないため、被火葬者の死亡年齢を推定するのに決定的な部位が無い。しかしながら、左上顎骨の破片を観察すると、切歯縫合は癒合しているが、正中口蓋縫合がまだ癒合していない。切歯縫合が癒合するのが約30歳以上で、正中口蓋縫合が癒合するのが約40歳代であることを考えると、この個体の死亡年齢は、約30歳～約40歳と推定される。

⑦火葬の方法

人骨の色を観察すると、白色を呈しているため、高温、恐らく900°C以上で火葬にしたと推定される。また、人骨の状態から、白骨化させてから火葬にしたのではなく死体をそのまま火葬にしたと推定される。

4. まとめ

下小島神戸遺跡の3基の火葬跡より、火葬人骨が出土した。1号火葬跡出土人骨は、東西及び南北約1mの火葬跡より発見された。人骨の残存状況はあまり良くなく、取骨が行われたと推定される。被火葬者の個体数は1体で、性別は男性、死亡年齢は成人と推定された。2号火葬跡出土人骨は、南北約1m・東西約45cmの火葬跡より発見された。人骨の残存状況は良く、取骨が雑に行われたか取骨が行われなかった可能性が高い。しかし、現代でも見られる西日本タイプの取骨方法で、火葬骨を一部しか取骨しなかったものかもしれない。被火葬者の個体数は1体で、性別は男性、死亡年齢は約20歳と推定された。3号火葬跡出土人骨は、南北約95cm・東西約50cmの火葬跡より発見された。人骨の残存状況はあまり良くなく、取骨が行われたと推定される。被火葬者の個体数は1体で、性別は女性、死亡年齢は約30歳～40歳と推定される。3基の火葬跡出土人骨のいずれも、人骨の色は白色を呈しており、高温、恐らく約900°C以上で火葬にされたと推定される。また、人骨の状態から、白骨化させてから火葬にしたのではなく、死体をそのまま火葬にしたと推定される。火葬人骨は、土葬人骨に比べて、火や熱による影響で、人骨が残存しやすい。これまで、火葬人骨の詳細な検討はあまり行われていないが、詳細に観察

及び同定をすれば多くの情報が得られる。将来的に、火葬人骨の検討が進められることが期待される。

謝辞

本稿を発表する機会を与えていただき、本遺跡に関する考古学的情報を与えていただいた御群馬県埋蔵文化財調査事業団の緒貫邦男氏に感謝いたします。また、同事業団の普及情報課職員の皆様には同課の管理下にある、火葬跡出土写真3葉を貸し出していただきました。記して感謝いたします。なお、本稿で使用した火葬跡の実測図は、筆者が新たに改変してトレース仕置したものであることを付記します。

引用文献

- (和文)
 藤根 久 1997 「下小島神戸遺跡住居跡出土土灰材の樹種同定」『下小島神戸遺跡(自然科学・分析編)』(緒貫邦男編)、御群馬県埋蔵文化財調査事業団
 緒貫邦男編 1997 「下小島神戸遺跡」、御群馬県埋蔵文化財調査事業団(英文)
 BROTHWELL, D.R. 1981 "Digging up Bones", British Museum of Natural History
 KROGMAN, W.M. & ISCAN, M.Y. 1986 "The Human Skeleton in Forensic Medicine", C.C. Thomas
 MAYS, S. 1988 "The Archaeology of Human Body", Routledge
 STEWART, T.D. 1979 "Essentials of Forensic Anthropology", C. C. Thomas
 UBELAKER, D.H. 1989 "Human Skeletal Remains", Taraxacum
 WHITE, T.D. 1991 "Human Osteology", Academic Press

「埋蔵文化財調査資格制度」をめぐるって

——埋蔵文化財保護行政の今日的状況の一断面として——

齊藤和之

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 5. 資格制度が守り得るもの |
| 2. 現在の状況一調査に資格は必要か？ | 6. 何が問題なのか |
| 3. 資格制度論をめぐるって | 7. 誰が振るのか、誰のために振るのか |
| 4. 資格制度とは何か—その構造と機能 | 8. 結びに変えて |

—— 要 旨 ——

埋蔵文化財保護は今、大きな転機を迎えつつあると言われている。しかし、では具体的に何がどのように問題であり、どうあるべきなのかということについて、現実には活発な論議が交わされているという感触はあまりない。昨年の文化財保護法の改正や、地方分権への動き、またこの間続けざまに出されている文化庁通知などにしても、それぞれ埋蔵文化財保護を考える上で重要な意味を持つと思われるのだが、それらについても、あまりまとまった論議を聞くことは少ないというのが実感ではあるまいか。

そうした中で、この2、3年、埋蔵文化財調査をめぐるって、その調査担当者の要件として、公的な資格制度を導入すべきだという論議が強まってきている。なぜ今、「資格制度」なのか、そこではどのような意見が交わされ、何が問題となっているのか、それらのことについては、あまり知られていないようである。本稿では、そうした資格制度をめぐる論議やその背景について、これまでの経過にそってみたいということとしたい。というのも、この「資格制度」をめぐる論議を考えていくことによって、私たちはそれが現在の埋蔵文化財保護のシステムや、埋蔵文化財保護行政が直面している諸問題に直接結びついていることを知るからであり、「資格制度」に対して賛否どのような立場をとるにせよ、今日の埋蔵文化財保護のあり方そのものを問うこと抜きには、一定の見解を示しがたいと考えるからである。その意味では、「資格制度」を考えることは、とりもなおさず現在の、そして、これからの埋蔵文化財保護を考えることに他ならないと思うのである。

キーワード

対象時代 現代
対象地域 日本
研究対象 埋蔵文化財保護行政、資格制度

1. はじめに

「埋蔵文化財調査資格制度」(以下「資格制度」と略)という言葉については、初めて耳にするという方も少なくないであろうし、一部でそのような議論がなされていることをご存じの方も、その具体的な内容や、それについてどのような意見が交わされ、何が問題となっているのかなどについては、あまり知られていないようである。要するに、調査担当者の要件として、公的な資格制度を導入すべきということであり、この数年、かなり広い範囲で議論となっている問題といえる。

この「資格制度」論については、一部の私的な意見や見解と考えている方もあるかも知れぬが、実際には、すでに、北海道、東京、岐阜の3都道府県教育委員会や、公立埋蔵文化財センターへの要望事項の一つとして取り上げられている¹⁾ことからわかる通り、単なる個人的な願望や仮定の話というわけではない。

一方、このことに関して、文化庁も今年度(2001年)に入って動きを見せている。具体的には、まず徳島で行われた全国埋蔵文化財センターの講演で、文化庁の岡村主任調査官が、発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会の活動にふれて、「次の委員会のテーマとしては、市町村と都道府県の役割分担、資格制度の創設、発掘会社をどう使っていくのかや、標準的な発掘調査や整理報告のあり方を検討する時期に来ている」という認識を示し、資格制度を取り上げる方向にあることを示唆している。また11月には、国の文化審議会の企画調査会が報告を出し、この中でも検討事項の一つとして「発掘調査の担当者や文化財修理技術者に対する資格制度の新設」を取り上げるよう求めているという²⁾。

こうした動きを考えると、文化庁としても、次回の調査研究委員会での討議を経た上で、早ければ2、3年のうちにも、この問題に対する何らかの方向を示す可能性が高いものと思われる。その場合、これまでのご経緯から考えあわせても、それが資格制度の創設に向けた、より踏み込んだ動きとなることはかなり確実であろう。このように見てくれば、「資格制度」の問題は、すでにかなり具体的、現実的な課題となってきていると言えるのである。

この問題は、当然のことながら私たちの職務と直接的な関係は有しており、大きな影響を及ぼすことは明らかであるが、それにとどまらず(というよりそれ以上に)今日の埋蔵文化財保護行政やそのシステムが抱えている課題や状況と密接にかかわっている。そうしたことから、今や資格制度なのか、それがどのような経緯で議論されるようになり、その背景にはどのような問題があるのかなどを検討することは、それが具体的に動き出しつつあるこの時点において時宜にかなったことだと思われるし、また「資格制度」について賛否どのような立場をと

るにせよ、埋蔵文化財保護のあり方を問うこと抜きには、一定の見解を示したいという意味からも、この「資格制度」を考えるということには、埋蔵文化財保護のあり方のものも考えることに他ならないと言える。

以下では、これまでの議論の経過に沿うかたちで、この問題を見ていくこととしたいが、とりわけ、資格制度そのものについては、次の2点について検討することを主眼としたと考える。すなわち、第1に、「資格制度は必要か?」ということであり、結論的に言うならば、個人的には、それが公的な資格という形式を取るかどうかは別としても、調査担当者について、明示された、客観的かつ統一的な基準を要件とすることが、しかも早急に、求められていると考える。第2は「資格制度は有効か?」という点で、これは、本来的には、現在の問題点を改善するためのものとしてこの制度が取り上げられていることから考えれば、当然その効果が期待されるべきものであるが、しかし、後述するように、資格制度そのものは、仮に導入されたとしても、それ自体としては、直接的には発掘調査や保護システムにとって有効、或いは改善をもたらすとは言い切れないと思われる。なぜならば、現在の埋蔵文化財保護制度が抱える最大の問題は、調査担当者の資格要件にあつては、それが、資格の問題それ自体が、今日の埋蔵文化財保護システムの問題から派生している一部にすぎないからである。このことから、当然、現在の制度、システムの問題点がどこにあり、今後どのような方向へ向かうべきかを検討することが第3のポイントとなる。これを明らかにした上で、改めて資格制度がどのような意味を持つかがはっきりするであろうし、そうした手続きを経ることなしには、資格制度そのものをいかに細かく検討しようとも、正しく位置付けることは困難と言わざるを得ない。

2. 現在の状況—調査に資格は必要か?

以下、具体的に資格制度の問題を考えていくこととしたいが、その前にも、現状ではこの「担当者の要件」ということが、どのように扱われ、位置付けられているのかを見ておきたい。要するに、発掘調査は誰にでもできるのか? ということである。

現在、実施されている遺跡(法的な表現では「埋蔵文化財」もしくは「埋蔵文化財包蔵地」)の発掘調査は、盗掘³⁾や宝探しまがいの、違法、不正規なものを別にすれば、その目的や性格によって大きく3種類ほどに分けることができよう。第1は、個人、団体を問わず、考古学的研究を含めた広い意味での学術目的のもの(いわゆる学術調査)であり、第2に、史跡の保護や整備、遺跡の有無や内容、範囲の確認といった文化財保護上の必要から行政が行う調査(いわゆる行政調査)がある。そして第3として、実際にはこれが大半を占めるわけだが、開

発行為にともなう事前調査(いわゆる緊急調査³⁾、もしくは記録保存のための調査)ということになる。

これに対して、法律上では、このような目的や性格による調査の区分は行っていない。つまり、文化財保護法(以下保護法もしくは法と略)では、第57条で「土地に埋蔵されている文化財について、その調査のため土地を発掘しようとする者は」としているのみで、その目的や性格、個人か団体であるか等については一切問うていない。そして、いわば例外的に、第58条で「文化庁長官は、…その調査のため土地の発掘を施行することができる」、同じく第58条の2で「地方公共団体は、…埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる」と規定しているのである。要するに法律上は、行政すなわち文化庁長官(58条)、地方公共団体(58条の2)か、そうでないか(57条)という、調査主体による区分しかない。

保護法が調査に関してこのような区分となっているのは、これまでの我が国の埋蔵文化財保護のあり方とかかわっており、やや煩雑となるが、簡単にその経過をたどってみたい。そもそも、1950年に保護法が成立した時点で、埋蔵文化財について最も懸念されていたのは、不正常無秩序な発掘にどう対処するかということであった。登呂遺跡の発見をきっかけとした戦後の全国的な考古学ブームの中で、各地でいわば乱掘、盗掘まがいの調査が頻発していたということがその背景にあった。それを防止し、適正な調査を求めたのが57条の規定であった。

このように、第57条はもともと無秩序な発掘を防止することを目的としており、そのために事前の届出と、第2項で必要な事項の指示及び調査自体の禁止等の命令、それに反した場合の罰則(第110条)という、埋蔵文化財の扱いとしてはかなり厳しい規制をとっている。この場合、適正な調査を実施する上で最も重要な要因は担当者にあるわけで、担当者をどのような基準で審査し、適格性を判断するかということが問題となる。この点について坪井清足氏は「こうした中、文化財保護委員会にいた斉藤忠さんは、発掘届が出てきても、全国にどのような考古学的調査能力がある人がいるのかわからないということで、ともかく考古学協会のメンバーがその発掘届の中に書いてあったら許可しようということになりました。」(坪井 2000)と、当時の様子を述べている。

その後、1960年代後半からの全国的な大規模開発の波は、緊急調査の急激な増加をもたらすこととなる。対応に苦慮した行政側は、結局専門職員を採用して直接調査に乗り出さざるを得なくなる。こうして行政による調査が増えるが、そうなるが、そうなるが、地方公共団体と調査との関係が問題となり、1975年の法改正で98条の2(現在の58条の2)が新たに設けられる。届出件数も増加して、事務処理上文化庁は57条の審査を事実的に都道府県教育委員

会に委任する形をとる。担当者も急増し、それまでの担当者=考古学協会という図式は維持し難くなる。

しかし、担当者の適格性の審査ということ自体がなくなったわけではない。これについて文化庁は、「届出書に発掘調査担当者として記載されている者については、専門的知識、技術、経験の上で、その発掘調査の対象となっている遺跡を発掘調査するに十分な能力を有し、かつ、発掘調査の現場と作業を掌握して発掘調査の全行程を適切に進行させることができる者であるかどうかを判断すること」⁴⁾といった形で、その基準を各都道府県教委に示している。読みようによっては相当高いレベルを要求する内容であるが、ともかくこれにより各都道府県教委はそれぞれに基準を設けて判断することとなった。しかしながら、この基準は統一的なものではなく、各都道府県でまちまちであり、多くは担当部局での内規的な取り扱いで、対外的に明示される例も少なかった。ちなみに、群馬県における担当者としての基準は以下の通りである。「発掘調査を実施する担当者が、大学等で考古学を専攻するなど、発掘調査に関する知識を有しており、発掘調査の現場経験が実質で1年以上あり、発掘調査報告書を作成する能力を有している者」。やや意外な感もあるが、2000年4月に出来た「群馬県埋蔵文化財取扱い要綱の制定について(通知)」という文書⁵⁾に示されたこの基準が、群馬県としての、公的に明示されたものとしては、最初にして唯一のものである。実はこれと同じものは以前から存在していたのだが、それはあくまで担当部局(文化財保護課)内の内規であり、公的に明示されなかった。いずれにせよ以上のことから、57条の調査は、当初から、それが考古学協会という形にせよ、あるいは要綱等の基準によるにせよ、一定の条件を満たした者(つまりは有資格者)のみに認められているわけで、その意味では一定の資格を必要とするのである。

一方58条の2(改正前では98条の2)に規定する地方公共団体による調査は、これはとは異なっている。法文上「地方公共団体は、…発掘を施行することができる」のであり、届出の必要も、また57条2項による指示、命令の対象ともなっていない。これは、「文化財を保護し、管理すること」は地方公共団体の本来的な事務事項であり(地方自治法第2条)、それは教育委員会が執行することとなっている(地教育法第23条)から、調査を含めてそれに付帯する事項は当然業務の一部だからである。それゆえ、この58条の2による調査の根拠は「行政」であることそれ自体にある。調査は「行政」が行うのであり、実際には個々の職員が担当するにしても、それを審査することも、その基準も存在しない。もちろん、そこには地方公共団体が、調査を行うに足る能力を有しているという暗黙の前提が存在しているわけだが。

とはいえ、文化庁も、当初は地方公共団体の実施する

調査についても、57条に準じて、同様の書式の提出を指示していた。その後、事務処理の迅速化の中で、事前の提出が着手後となり、また試掘・範囲確認等については提出が不要となるなど簡素化され、現在では単に実態把握と統計的確認を目的として、年に2回、所定の総括表にまとめて提出するように改められている。このことから、58条の2での調査では担当者の資格基準はない、とも言えるが、実は担当者が行政職員であり、行政行為として実施していること（担当者の志意ではない）自体が要件なのである。

なお、財団組織が調査の主体となる場合（事業団による調査の場合）、財団は地方公共団体そのものではないから、形式上57条による調査の形をとる（実際に57条による届を出している）。しかし、本来これらの組織は行政の一部であり、便宜的に設けられているもので、行政による調査と実態上変わらない。つまり、財団自体が主体的に判断して調査を行うことはあり得ず、常に行政により調整、決定された調査を、その指示により実施しているにすぎない。それゆえ、57条の調査の形をとっているにもかかわらず、担当者については個別の審査の対象外となっている（経歴欄には単に所属、職名を記入するだけであることを想起されたい）。これはつまり、財団職員であること自体が資格要件となっているということで、58条の2の行政職員の場合も同様だが、財団職員としては担当者と見て認められても、同じ人物が個人の立場で調査をしたいと届出た場合、審査基準外として認められないというケースも当然起こり得る。いずれにしてもこのように見てくれば、57条の場合でも、58条の2の場合でも、調査を行うためには、その担当者が一定の要件を満たしていなければならないという意味で、一種の有資格者による調査なのである。

しかし、2000年の法改正において、この担当者の審査という57条2項の指示事項の一部には、重大な問題点が生じたものとする。この改正によって、文化庁長官の権限に属するかなりの部分が、地方公共団体（原則として都道府県）に移された。実際には、これまでも委任されていたのだが、名実ともに自治事務として都道府県教育委員会が行うこととなる。その中に、この57条にかかわる届出の受理及び指示、命令も含まれる。そのためには、関連する条例、規則等の整備も必要となるし、判断の根拠となる基準も用意しておかなければならない。前述した「群馬県埋蔵文化財取扱い要綱」（これには担当者の資格基準だけでなく、文字通り埋蔵文化財の取扱いに係る県として必要な基準が示されている）が定められたのもそのことによっている。ただ、こうして定められた基準は、これまでの前例を基本としたため、各県によってまちまちとなってしまっている。例えば、群馬県における担当者の基準は、前述した通り「大学等考古学を

専攻するなど、発掘調査に関する知識を有しており、発掘調査の現場経験が実質で1年以上あり、発掘調査報告書の作成する能力を有する者」なのであるが、これについて、隣接する埼玉県では「大学で考古学を専攻した者については卒業後2年の発掘経験を有する者」「大学で考古学を専攻していない者については卒業後3年以上の発掘経験を有する者」で、それぞれ「調査報告書を2遺跡以上執筆（主に）した者」としているのである。両者を比較すれば明らかなように、同一人物が、群馬県では担当者として認められても、埼玉県では認められないというケースが当然起こり得る。実のところ、これまでもこうした違いはあったのだが、形式的には決定権はあくまで文化庁長官にあり、各都道府県の判断は説明する「意見」であったために、問題が表面化することがなかったのにすぎない。しかし、法改正によって各自自治体の責任と判断において決定されるということになると、それはすまない。しかも、その判断の根拠となる基準は、決して合理的な理由によっているわけではない。表現に問題はあがあるが、「この程度なら適当だろう」という、いわば行政の恣意的な裁量に基づくにすぎない。簡単な話が、一方が1年で良いとしているものを、他方が3年でなければならぬと定めている理由を、合理的に説明することは（そして、それを納得してもらおうのは）ほとんど不可能であろう。これは単に各自自治体の判断基準の相違ということにとどまらない。当事者にとっては、それによって届の不受理や、停止・禁止命令という不利益処分をとまぬのである。極端な例えだが、同一の遺跡が複数の県にまたがっているとして、それを同じ人物が調査したいとした時、今の制度では一方の県は認めても、他方の県は認めないことも想定し得る。その場合、それぞれの判断が、どれだけの正当性を持って主張し得るのだろうか。また、当事者がその判断を不満として行政不服審査を求めた場合、行政はその判断根拠の正当性をどれだけ合理的に説明できるか。私は行政法については全くの門外漢だが、常識的に考えてかなり難しいものとなるらざるを得まい。ましてや、それを不服として命令に従わなかった場合の罰則適用においておやである。

このように考えるならば、今回の法改正以降、57条の指示・命令権は、この点（担当者の要件）に限れば、実体的にはその職能に重大な障害が生じていることができる。しかし、適正な発掘調査の維持という57条の趣旨からすれば、この担当者の適格性の確保はほぼ根幹にかかわる。構造的には、この問題を放置すれば57条の理念自体が崩壊に重大な障害が生じてしまうという、公的な資格制度という形をとるかどうかは別として、明示された、客観的かつ統一的な基準が早急に必要であると述べたのは、まさにこの理由による。

とはいえ、ことはそう簡単ではない。例えば、この間

題を改善しようとして、文化庁が統一的な基準を作るよう各自治体に求めたとしても、或いはそのような基準を定めたとしても、権限自体ですべて自治体に移っている以上、それを取り入れるかどうかは各自治体の判断すること、それを指示したり強制したりする権限は、文化庁にはない(地方分権とは、そもそもそういうことである)。自治体の側が自主的に協議して統一的な基準を定めるといっても考えられなくもないが、実面的には難しいだろう。その意味からは、方法としての適否はともかく、全く別に資格制度を作るということは、この問題を解決する方法としては、手っ取り早いものの一つと言えなくもない。ただし、後述するように単に資格制度を作るだけで、問題が解消するわけでもないのだが。

それにしても、今回の法改正において、なぜ文化庁はこの問題についてあらかじめ必要な手当をしなかったのだろうか。文化庁がこのような事態を予想し得なかったとは到底考えがたい。確かに、すでに記したように、文化庁としての審査基準はとうに各都道府県にお示ししてありますよ、と言われれば、その通りではあるのだが。それでもやはり、という思いは残る。或いは、それゆえもあって資格制度を視野に入れているのだろうか。

3. 資格制度論をめぐる一何が論じられているのか

以上から明らかのように、57条によるにせよ、58条の2によるにせよ、調査担当者は、一定の要件を満たす必要があるという点では現行制度もまた、明らかに「有資格者」による調査なのである。それならば、なぜ今改めて「資格制度」なのだろうか。現行制度のどこに問題があり、何を改善しようとしているのか。(前節で述べた57条にかかわる問題点というのは、審査基準の合理性、統一性という点についてであって、審査や資格自体を問題とするものではない)。

この資格制度について、はじめて公的にふれたのは、多分1995年12月に出された文化庁の埋蔵文化財発掘調査体制等整備充実に関する調査研究委員会の報告である。この調査研究委員会については、改めて説明するまでもないが、近年の埋行政や調査体制のあり方にかかわって、その方向を考える上で重要な提案を次々に示している。その最初の報告が「埋蔵文化財保護体制の整備充実について」なのであるが、その中で「資格制度」も取り上げられている。そして、実はこの報告の中で示された「資格制度」をめぐる見解が、その後の議論、いわば基調をなしているのである。その意味で、これ以後の「資格制度」論を考えるために、改めて、この報告が資格の問題をどのように取り上げていたのかを、少し詳しく見ていくことにしたい。

この報告はその表題にある通り、埋蔵文化財保護、とりわけ緊急調査のための体制の整備に関して、その現状

及び課題の分析と、改善方法の検討を目的としたものである。その第1章の2「埋蔵文化財保護体制の検討の視点」の節は3つの柱からなるが、その2)「保護体制の人的充実」の部分で、専門職員数がこの十数年で倍増するなど、人的充実が図られていると評価した後、次のように指摘している。「一方、地方公共団体においては、近年埋蔵文化財担当職員に大学で考古学を専門に学んだ経歴のない者を採用する比率が高まる等、適正な人材確保の観点から問題がないとはいえない状態にある」。要するに、担当職員数は増えているが、その中で考古学専攻以外の比率が増加し、問題を生じているという。具体的には、第2章で、とりわけ都道府県において「調整にあたる専門職員(主管課の職員)には、…現状では発掘調査の経験が十分でない等、専門性や指導的能力が不足している者が配置されている場合が見られ、また「調査組織に属する専門職員のうち、大学で考古学を専門に学んだ経歴を持つ者の比率は全体の63%である。このような経歴を持たなくとも発掘調査の経験と実績を十分持ち、専門性を備えた者も多いが、それが不十分な者も見られる」と分析している。その上で、同章の6「人材の養成と研修」の部分で「埋蔵文化財保護体制をより充実させるためには、考古学や発掘調査に関する専門的知識・能力を備えた人材を確保することが必要」だが、「大学で考古学を専門に学んで卒業した者だけでは地方公共団体等における専門職員の採用予定数を満たすことができない」ために、専門職員の養成や現職の研修制度にふれた後、「資格制度」を取り上げ、「専門職員の技術、知識、経験等の水準は必ずしも一定でない状況にあるが、資格制度を設けて、発掘を行う能力を有する者であることを客観的に示す仕組みを取ることによって、調査の水準を一定程度の高さに確保することや専門職員採用の際の判断基準として活用すること、さらに地方公共団体職員の行政内における専門性を裏付けることにも資することができる」と述べている。ここで、資格制度の目的(効果)として、①調査水準の維持、②職員採用基準、③専門職員の地位保証の3点を上げていることは注目される。これを受けて、第3章の改善案では「発掘調査の水準の確保や調査の担当能力を客観的に示す基準の設定が求められ」ており、「資格制度は、このような要請に応えるものであると考えられるが、「制度の創設、在り方についてはなお検討すべき多くの課題があり、引き続き検討する必要がある」とまとめている。

以上からわかるように、そもそも資格制度が取り上げられる背景には、とりわけ都道府県における考古学専攻職員の比率の低下という事実があり、それによる調査水準の低下を危惧した埋行政制(特に都道府県の機関)にあった(この場合、市町村はその大多数が1~2名の配置であり、未経験の職員を配置すること自体そもそも

困難なため、こうした問題は起こりにくいし、事実この問題についての関心は比較的薄い。それよりも未配置の市町村とのアンバランスの方がより大きな問題となる。しかも、その傾向は今後一層拡大する。それを防ぐためには、資格制度を作って採用・任命の基準とし、また調査水準を確保するべきであるということになる。

この報告の前後から、積極的に資格制度を考える論文等が見られるようになる。特に1998年、考古学ジャーナルが「激動の埋蔵文化財行政」というシリーズを連載し始め、埋文行政の課題や問題点を取り上げるが、その中にこの問題も論じられている。これらの論文⁹⁾は個人の立場で書かれているため、当然それぞれニュアンスの相違はあるが、その前提となっている現状認識については、基本的に報告の内容と共通する。

もう一つ、現在資格制度をめぐる最も活発な議論を交わしているのが、埋蔵文化財行政研究会である。この会は「埋文行政にかかわる諸問題を研究するために、1999年に主に関東地区の埋文行政関係者を中心として作られた会で、年4～5回のペースで研究会やシンポジウムを開催している。そのテーマの大きな柱の一つがこの資格制度であり、これについては、'99、'00、'01と連続してシンポジウムを開催している。上述した論文の筆者もほとんどがこのシンポに参加しており、ここで交わされた議論を見れば、今日の資格制度論の概略を理解することができる。

そこで、この会ではじめて資格制度について問題提起し、その後のシンポでもパネラーとして議論の中心となっている群馬県の西田氏の主張¹⁰⁾から、特に資格制度がなぜ必要なのかという点を中心に、その内容を見ていきたい。氏は、現在の、主に都道府県の調査組織の担当者について分析し、そこにおける考古学専攻者の占める割合が60%程度に低下しており、必ずしも十分な資質を備えた者が担当者になっていないこと、しかも、これを各県別に見ると、その割合は最低14%から最高100%までと大きな格差が生じており、発掘調査水準の確保・維持からも、このような格差は認めたいと指摘する。これは、急増する緊急調査にともなう担当者増、行政（人事当局）が主に教職から多量に移動させるという方法で対応させたためだが、これによりほとんど調査未経験という担当者が増加し、調査現場において、また整理の段階でも、様々な問題が発生し、調査水準の維持の上で重大な障害となっていることを、具体的に明らかにしている。このような状況に歯止めを掛けるためには、資格制度を創設して有資格者の配置を義務付けることが、現実的、効果的な方法だとする。その上で、資格制度を導入した場合の効果として、①調査水準の維持とともに、保護体制の充実も図れる、②埋文行政担当者にとっては資格が行政指導上の根拠となる、③専門職員の行政内部での地位の保証、向上につながる、などの点を上げている。

同時に、問題点としても、①資格判定の基準や範囲、内容等をどうするか、②学術調査との関係、③資格自体開放的なものであることにより、民間調査機関拡大への懸念、等にもふれている。この西田氏の資格必要論は説得力に富むものであり、氏は資格不要論者に対して、①調査水準の維持をどう考えるのか、②行政当局や教育委員会の上記のような対応を、指導のみで改善できるのか、という2点をあげて反論を求めている。

この西田氏の見解は、資格制度推進論のいわば代表的なものであり、同様の意見は少なくない。もちろん、細部についてはさまざまな考え方があり、例えば富山県の岸本氏はまず行政内部で、社教主事や学芸員のように、文化財専門職員に「文化財保護主事」のような資格制度を実施する（現在ある文化財保護主事は単なる職名で、資格ではない）ことを先行させる方がより現実的ではないかと主張している（岸本 1999）。ただ、基本的に現在の状況を放置すれば、とりわけ都道府県段階の調査組織では、考古学専攻職員の比率は今後一層低下し、調査水準の維持が困難となるという認識は共通する。

一方で、資格制度に対する疑問や批判もある。資格制度にかかわる問題点については西田氏もふれているが、そのほかにも、資格認定の基準や範囲について、東京都の伊藤氏は、「問題の発端となる未経験者の排除のためには、資格のハードルをやや高めに設定しなければ難しい。その場合、逆に市町村等一人現場の調査の問題が浮かび上がって、一発解決とはいかない」（伊藤 2001）と、現場の実態に照らし合わせ、その設定の難しさを指摘している。また、千葉県の西野氏は別の観点から「調査水準の維持というのは大切なことだが、それを言うときに一体維持されなければ誰が因るのか、…資格制度論は埋文担当者たちだけの利己的な論理に墮落していないか」（西野 2000）と、議論の在り方そのものについて問いかけている。市町村からも「市町村では一般採用の職員が多くて、専門職員はほとんどいないという実態の中で、逆に資格を持ってしまっただけにより業務が増してしまうのではないか、個人に埋文行政の責任がなせられてしまうのではないか」（村松 2000）という不安が投げ掛けられている。文化庁（当時、現四日市市立博物館）の和田氏は「待望されている資格制度の効果・役割は、資格そのもの問題ではなく、大半は資格の運用如何の問題である」ことを明らかにした上で、個人的感想として「資格制度以前の問題として、客観的で科学的な調査が行われないうまま「発掘調査」によって遺跡が破壊されていくことについて、個人の調査技術以上に影響があるのは、考古学の発掘調査の方法（組織も含む）、仕組みではないか、…そのことに比べれば、個人々の調査技術について水準を云々することは枝葉に属すること」（和田 2000）とさえ述べている（和田氏の見解については、後段にお

いて改めてふれる)。

このように、資格制度論といってもその論点は多岐にわたる、その必要性を認め、推進しようとする立場からも、検討し、クリアしなければならぬ課題が少なくないことが明らかにされていて、単純に制度を作りさえすれば、といった安易な議論とはなっていない。ただ、維持すべき調査水準の内容を具体的に明らかにすること、それに基づく調査基準とマニュアル(これは資格認定の基準の基礎ともなる)を作成することが必要であろうという点については、資格制度に疑問を持つ立場の人も含めて、おおむね共通した認識となりつつあるようである。

一方で、西野氏が指摘しているように、現状では議論がほとんど埋文関係者(しかも、さらにその一部)のものにとどまっていることは(民間調査機関や開発事業者の側からの積極論も出ているが、これについては別途、後段でふれる)、この問題が及ぼす意味を考えるならば、今後の大きな課題であると言える。

4. 資格制度とは何か—その構造と機能

以上見てきたことから、なぜ今「資格制度」なのか、何が問題となっているのかについて、概略ご理解いただけたと思う。その要点は、調査における未経験者の排除と、それによる調査水準の維持という点に置かれている(資格制度導入によるその他の効用についても説かれているが、それらは基本的に副次的なものである)。しかし、では、そのためにはどのような制度とすれば適当なのか、そもそも資格とはどのようなものであり、どのように機能するのかという部分については、実のところこれまでの議論の中でも、あまり明確にされているわけではない。最近になって資格認定の基準がどうあるべきかについて、論議されるようになってはいるが、推進論の中でも全体的な構造についての展望は、まちまちな状況である。とりわけその法制度的な側面については、まとまった検討を行っているのは前述した和田氏によるものがほとんど唯一と言ってよい。そこで本節では、資格制度とは何なのか、それがどのように働き、調査制度や体制にどのような影響を及ぼすのか等について、主に和田氏の見解に沿いながら見ていきたい。

そもそも「資格」とは何か、具体的に見ていくとかなり広い意味を持ち、それを定義することは難しい。例えば、学歴は資格ではないが、それを何らかの条件とすれば、資格の一種ということになる。同様に、日本考古学協会も、それ自体は私的な団体だが、その会員を57条による調査担当者として認めることにすれば、これもやはり資格と言える。また、群馬県の埋文専門講座も、その修了者について事業団としてこれこれのことを認めようということになれば、一種の資格として機能し得る。このように考えるなら、広く社会的に、若しくは特定の

団体や組織内で、一定の評価なり了解を得るものについては、資格として機能し得るといえる。問題は、その有効性という点にある。今議論となっている調査の資格制度についていえば、一部を除けば、ほとんどが「公的な」制度を想定しているようである。これは、その必要上全国統一であることが望ましく、また現在ほとんどが行政上の行為として行われているために、それなりに社会的な権威付けが必要だと判断されているからであろう。さもなければ、全埋文が認定する制度を作ったり、奈文研の研修制度を拡大してその修了者を有資格者とするというような方法でも、担当者の能力の判定はできないわけではない。

和田氏は、総務庁行政監察局の定義を引いて、公的な「資格制度」について以下のように説明している。「安全や衛生の確保、取引の適正化等の行政目的のために、国等が、一定の業務に従事する上で必要とされる専門的知識、経験、技能等に関する基準を満たしている者と判定した者について、当該業務への従事、法令で定める管理監督者等への就任または一定の称号の使用を認めるもの(専門的知識、技能等を有する旨を単に証明する制度を含む。)(和田 2000)。

これらの資格は、その種類によって、①業務独占資格(弁護士、医師等資格を有するものでなければその業務に従事することができないもの)、②必置資格(学芸員、自動車整備士等一定の事業場等においてその資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務づけられるもの)、③名称独占等資格(司書、栄養士等、①、②以外のもので、その資格を有する者でなければ一定の名称(称号)を用いることができないもの、又は単に専門的知識、技能等を有する旨を公証するもの)に分類され、その数は'00年4月1日現在280資格(うち業務独占114、必置122、名称独占等44)であるという。

なおこの他に、資格制度に類似するものとして「民間技能審査事業認定制度」があり、それは「民間団体等が行っている個人の能力に対する技能審査事業について、各省庁が、社会的に奨励すべきものとして(当該団体の申請に基づき)認定し、その技能認定審査事業に「〇〇大臣認定」等の表示をすることを認める制度」で、'00年現在、26制度173事業に及ぶ(その後削減)。

このように、公的な資格制度といっても多岐にわたるが、今回の場合、これまでの議論を見るならば、未経験者の排除による調査水準の維持という主目的からすれば、業務独占の資格とすることが必要(必置資格や名称独占資格では排除できない)ということになる。それでは、資格制度は簡単に作れるのだろうか。これについては、こうした資格制度も一種の規制であり、許認可等の一部といえる。現在こうした許認可行政は極力なくすべきだというのが、一般的、社会的な認識であるし、国

もまたそういう方向で動いていて、現に民間技能審査認定制度などは次々と取り消されている。それだけに、和田氏によれば「客観情勢としては、一般に国の制度として新たな資格制度を設けることは、極めて困難」であるとし、それだけに「資格制度新設のためには、広く国民公益の観点から「資格制度」が是非必要であるという説得力のある説明が必要」（和田 2000）であると説いている。そのような説明がどの程度可能なのか。現行でも、審査によって一定の基準をクリアしなければ調査できないという意味で、有資格者による調査なのである。ある意味で、資格制度を主張すればするほど、現在のシステムによる調査が低質であることを強調せざるを得ないという、自己矛盾を抱え込むことになる。

問題は、資格の必要性の説明だけではない。資格を認定するには、必要な基準（要するに合格基準）を明確にしておかなければならない。「考古学専攻と言っても、中世城郭の専門もあれば、縄文祭祀を専攻する者もいる。それが古代寺院址の調査を担当できるのか、それとも遺跡に応じた資格でも作るのか」と資格論を批判したのは坪井清足氏¹⁰である。これは極端な例であるにしても、どのような基準によって何を認定するのか明らかにならないければ、資格そのものを定める意味が無い。統一的な資格ということになれば、全国に共通する内容でなければならない。一般的に言えば、一定の調査水準に基づいて必要な調査を実施するだけの技術や知識を有する者、ということになるだろうが、そのような共通の調査水準は存在しないし、それを作ることも簡単な話ではない。現在でも、都道府県や市町村によって調査の手法や基準はまちまちだし、極端な場合、沖積低地は原則として調査対象外という県さえある。また、関西では現場の図面類は担当者自らが作成する例が多いと聞が、この場合図面作成能力は担当者資格に含まれるのか、含まれるとすれば、現実に現場で図面を取っている作業員や測量会社の社員にも資格が必要なのではないか、等々。

また審査基準とともに、担当者の担当内容についても明確しておく必要がある。要するに有資格者は何が出来、無資格者は何が許されないのか、ということである。例えば、遺構の覆土除去や遺物の取り上げ等、考古学的作業に資格は必要か、そうだとすれば作業員はジョレンかけ等純粋な土木作業以外は出来ないことになる（理想的には、調査水準の維持を言うならその方がより望ましい）。或いは、担当者は作業員に必要な考古学的な指示、指導を与えることがその内容なのか。それなら複数の担当が配置されている場合、少なくとも1名が有資格者であれば置はるに足りるわけで、それ以外の調査員は必ずしも資格を必要としない（それでは未経験者の排除という要件を満たせない）。一方で、市町村等一人で担当していることが多く、しかも他の業務も抱えているため、現場

を空ける場合も多い。その場合、資格者がいなければその間調査を止めるしかなくなる。それならば、有資格者は調査を統括し、全体を指導できればよいのか。そうなると、有資格者は現場に常駐する必要はないし、一人が複数の現場を掛け持ちすることも可能となって、本来の目的からは全くかけ離れてしまう。いずれにせよ、未経験者の排除ということを目的にするには、かなりタイトな基準を定める必要があるが、その場合他の部分で様々な障害が生じることとなる¹¹。

さらに、予算や期間も含めた調査計画の作成は、担当範囲にはいるのだろうか。適正な調査水準の維持という点からは、現場の状況を一番良く知る担当者が作成するのがベターだろう。しかし、個人で調査する場合とは大きく、組織・機関として調査する場合、調査計画を作成するのは調査主体者であって、担当者ではない。それなら、無資格者が調査計画を立てられるのか、当然その場合にも資格は必要ではないか。そして、その資格は、担当者の資格と同じものでいいのか、或いは別なのか。この他にも、資格の存続要件（資格の期限や更新制度）、資格付与の根拠、付与者、審査事務をどうするのか等々明らかにしておくなければならない事項は数多い。

さらに、資格制度を作ったとしても、それだけで問題が解決するわけではない。それを具体的にどのように運用するかを明らかにしておく必要があるからである。この点について、和田氏は「待望されている資格制度の効果・役割は、資格そのもの問題ではなく、大半は資格の運用如何の問題である。検討に際しては、資格制度と資格の運用制度を峻別し別個のテーマとして論ずる必要がある。特に職制とか職員の処遇に関する制度を資格と同一視、直結視或いは混同したまま検討することは避けなければ混乱することになる」（和田 2000）と指摘している。例えば、未経験者の排除という点からは、採用・任命の要件として有資格者に限定するという制度を作っておく必要があるし、調査水準の維持という点では、57条による担当者の審査要件として有資格者であることを定めおかなければ意味がない。この場合、今問題になっているのは主に緊急調査の質についてである。だが、57条は前述したように調査の目的、性格は問わないから、学術調査にも資格が必要となってしまふ。学術研究が資格制度になじむのだろうか、或いはそれを行政が認定するということが適切な行為なのだろうか。学問の自由という観点からは、当然強い反論があり得るだろう。

58条の2による調査の場合も、問題は同様に複雑である。地方公共団体は、その業務として調査が出来る。業務を実施するのは行政そのものであって、個人の担当者の能力や責任において行うのではない（当然のこととして、担当者の専門能力を前提としているが）。さもなければ、行政行為の多くは実施出来ない。それゆえ、法令等

で特に定めがない限り、担当者個々の資格は問われない。だから、58条の2による調査に資格制度を適用しようとするなら、法を改正するか、資格制度を定める法にその旨を明記しなければならないことになる。しかし、地方自治の本旨からしても、また現在の規制緩和や地方分権の流れから見ても、国が地方自治体を新たに規制するような立法が、世論の支持を得られるだろうか。総論賛成、各論反対、というわけにはいかないのである。

他の文化財保護行政のかかわりもある。専門性という点では、文化財保護審議委員や銃砲刀剣類登録審査委員は、調査担当者以上に高い専門性が求められる。だからといって、それに任命されるための資格などないし、委嘱されれば足りることで、それが問題となつたこともない。なぜ埋文担当者のみ資格が必要なのか。そのような疑問にどう答えればよいか。

もう一つ、資格制度と民間調査機関との問題についても、ここでふれておきたい。資格制度の導入が民間調査機関の参入促進につながるという懸念は、資格推進論者のほとんども指摘している問題点である。確かに民間調査機関の側からは、資格導入に積極的に賛同する意見がほとんどである。これは、それによって自らの立場を公的かつ外形的に証明できるのであるから当然のことといえる。しかし、資格制度そのものは、審査（基準）に適合する人物を予め決めておくことにすぎないのだから、資格制度導入それ自身が、自動的に民間機関の増大に結びつくわけではない。調査に民間機関を導入するかどうかは、政策の問題であり、行政判断の問題である。資格制度は民間機関の選択の材料の一つにすぎないし、資格制度がなくとも、現行の審査基準を満たしていれば調査を行うことに問題はない。現実には、現状では民間機関の参入がかなり規制されているが、これは別に資格を条件としているからでもない（いわゆる「行政指導」という名の規制である）。その一方で、少なくとも都道府県において（群馬県も含め）、その比率は低いが、民間機関の存在を必須とはいわないにせよ、事実上不可欠としている状態があることも事実なのである。

現実的に、官から民へという現在の流れは、よほど明確な根拠がない限り否定できないし、それが適正である限り、本来誰が調査しようが問題はないはずである。ついでに言えば、現在では担当者個々の能力という点では、民間機関も公的な組織と比較して遜色ないか、或いはより高い場合の方が多い。これはある意味で当然で、経営的に見て、未経験者を採用して使えるようにするよう無駄なコストを掛けるのは不利だからである。作業員についても同様で、素人を集めるより、コストが掛かっても引き抜いても熟練した作業員をそろえた方が結果的に効率的だし、経費の削減になる。少なくとも、そのような努力をしない民間機関は生き残れないだろう。その

ように考えれば、調査員・作業員とも、民間の方が高い水準を必要とするし、事実その通りであることが多い。ただし、そのことは自動的に調査水準の高さに結びつくわけではない。民間調査機関が問題視される要因の多くは、その調査が明らかに到底不可能な低予算や調査計画の下で求められ、行われている（さらにそこから利潤もあげなければならない）という点にある。より安く、より早くというのが求められる基本要件なのであり、それを求めているのは（現状では）行政そのものに他ならない。このことはまた、担当者の質の高さが、自動的に調査水準の高さを保証するわけではないことを意味しており、資格制度に対する大きな疑問点の一つともなるのである。

このように考えれば、今日、個人による調査などごく少数であり（緊急調査の場合とりわけそうである）、組織・機関による調査が中心である以上、担当者の能力以上に、調査体制を整え、実施する調査主体の方が、調査水準維持の上では重要な意味を持つことは明らかである。担当者に資格が必要ならば、同様に（或いはそれ以上に）調査組織・機関にもそれが必要ではないか。現行制度においてすら、例えば群馬県網膜網でも、それについて「発掘調査を実施する場合の主体者が、遺跡の内容と事業の性格を考慮して調査期間等を決定しているか」を審査の基準とし、「調査対象の遺跡の内容や調査面積に対して、調査期間・調査体制が不備であると判断される場合」には調査の禁止を命じているのである。

極言すれば、そもそも有する調査員の半数以上が十分な経験を持たないような調査機関（民間のことを言っているのではない。そのような民間機関は、たちまち淘汰されてしまうだろう）は、それ自体調査を行う能力を有していないし、それを放置している行政の責任が問われるべきだろう。それは、資格制度云々以前の問題である。

5. 資格制度が守り得るもの

以上見てきたことから、論じられているような内容で資格制度を作り、それを所要の目的にかなうように運用していくことが決して容易でないことが、ご理解いただけるのではないだろうか。そして、そのような困難を押して、仮に資格制度が出来たとして、その資格制度は期待される効果を上げることが出来るだろうか。つまり、資格制度は有効なのだろうか。本節では、主にその点について考えてみたい。現在の議論で、その効用の眼目は調査（特に緊急調査）の水準維持という点に置かれているので、ここでそれに限って検討するつもりである。

さて、緊急調査における「調査の水準」とは一体どのようなものだろうか。少なくとも現在存在しないし、少し考えてみれば、そのようなものを作ることは容易でないことは理解できよう。都道府県や市町村によって、調

査に対する考え方や手法はまちまちだし、極端にいえば、担当者一人一人異なっているとさえ言える。全国的に共通するようなものを定めた場合、かえって混乱するケースも少なくないだろう。確かに、一般的に言えば、調査経験が少ない担当者より、豊富な者の方が様々な条件下でもより多くの成果を上げるとは言えようが、それも程度の問題である。そうでなくとも、せっかく計画や方針を立てても、予算や期間、アクシデントや開発事業者の予定変更等々、様々な要因でできりきり舞いさせられることが日常茶飯であることは、日頃実感されている通りなのだから。それでもあえて、担当者が調査水準維持の上で果たす役割について、以下、3つのケースをあけて見てみたい。

第1の例は、奈文研による長屋王郎の調査である。これについては今更言うまでもないが、あの木間群は、本来「発掘を放棄した建物建設地」¹²⁾から見つかった。それでもたまたま担当者が気付いたから良かったものの、一日遅れれば消滅していた可能性が高い。経験の少ない担当なら見逃していたということもあろう。幸運なことにこの木間群は気付かれたから記録に残った。問題なのは、そのような條件に恵まれることなく消滅していった遺構や遺物がこれまでどれほどあったのか、誰にもわからないという点である。いずれにせよ、これが現在国内で最高の機関とスタッフによる緊急調査の水準の一端なのであり、それを不十分だと批判することは、状況を多少とも知る者にはかなり難しいだろう。

第2は、大学における調査である。といっても学術調査ではない。大学でも増改築や新築に伴って開発行為を行うから、緊急調査の必要が生じる。この場合、担当者がある大学では学内で調査を実施するのが普通である。一見ごく当たり前に行われていることなのだが、実は埋文行政上はかなり特殊な行為なのである。なぜなら「要点を一言で言えば、いかに「大学」といっても、開発という立場に立てば一般の「業者」と何ら変わるものがなく、基本的には開発業者が内部に発掘組織を持つことに他ならない」からである（寺島 2001）。本来あり得ない（これまで文化庁を含め、埋文行政はこのようなケースを認めていない）ことが行われているのは、単に担当者が専門家でない、研究機関による行為だからというにすぎない（もしこの事実を知れば、国交省や道路公団で自分でやりたいと言うだろうし、それを拒否する理由はなくなってしまう）。これだけでも大学における緊急調査というのは異例なのだが、実はもっと大きな問題を含んでいる。徳島大の北條氏によれば、「国立大学の開発行為に伴う埋蔵文化財調査費が国立学校文教委設備費の枠内で措置されるようになったのは1982年以降で、対象経費には直接工事費から報告書作成のための遺物洗浄等資料整理者の賃金、報告書印刷製本費、会議費までが含まれ

ていた」（北條 2000）。ところが1986年、この通知（各国立学校、国立大学共同研究機関あて、文部省管理局教育施設部計画課長通知）は廃止され、「施設整備費に区分される経費は発掘調査に必要な人夫賃、用具代、原材料費、機械の借損料等の発掘調査に係る直接工事費のみであること」と改められた。要するに、文化庁の所管省であり、開発事業者である文科省は、原因者負担として、直接発掘の費用は認めているものの、整理・報告書刊行費は拒否しているのである。始めてこの話を知った時、さすがにあきれ果てたが、これが実態だという（これも国交省や道路公団が知ったら何と言うだろう）。では整理はどうするのか。整理事業自体認められず、予算もないのだから、整理はない。報告書を出す義務もない（担当者は自身の研究として行っているわけではない。調査自体あくまで行政としての業務である）。とはいえ、実際には整理せずに放置するわけにはいかないから、いわば研究者の良心として、大学の一般経費の中からあちこち削りもたらして、それに当てることになる。本来他の目的のための予算だから、当然そのしわ寄せが起こるし、必要額が確保される保証もない。あとは担当者や大学当局の良心の問題である。このような調査が（現実も各地で行われている）、一般的な水準を満たしていると言えるのだろうか。また、担当者の能力が、水準維持を担保しているのだろうか（担保しているのは、むしろ担当者の良心的努力の大きさではないか）。

第3のケースは、市町村における緊急調査の実態である。今日埋文行政の最前線で、最も悪戦苦闘しているのは市町村の担当者であろう。しかも一人職場も多いから、その場合は時に文字通り孤立無援ということになる。一般に都道府県の調査組織の場合は、主に公共機関の大規模開発が主体であり、調整が終わった状態でも、(必ずしも十分ではなくとも) 予算も期間も確保された上での調査だから、少なくとも担当者がそのことで苦勞するということはない（事業団の調査が「大名調査」であると市町村から押入れされる所以でもあるが）。しかし、市町村の担当者にとっては、相手をなだめたりすかしたり、とにかく調査に持ち込むことが勝負なのである。だから「市町村の立場からすると、調査が出来るまでに協議を持っているかどうかは問題。調査まで持っていれば（調査の）レベルの話を出るかも知れないが」¹³⁾ ということになる。しかも経費（期間）も確保できたとしても、極端に低く押さえられる。例えば土地改良事業等では、1000円/m²程度しか認められないのが一般的である。それでも確保できればまだ良い。公共機関であっても「近年の財政悪化の中で予算を獲得できない例が増えている。こうした状況で、最終的に法的根拠のないものは予算を削られても致し方なく、財政当局の指示した条件内での調査を行わざるを得ない」。さらに、不況に苦しむ民

間の場合では「調査に対する理解はするが、調査費用の協力は出来ない」ということになる(大村 2001 下線は筆者)。

南関東のある中規模市の担当は、市の実態を次のように述べている。「公共事業、民間事業とも、大規模なもの、予算的に確保できるものは民間調査組織に委託する。費用確保が困難なものを市直営で調査する。要するに市は(いわば)不良債権物件を担当し、これが最後の砦。だから現場では人件費以外の出費を抑えることが鉄則で、限られた人員をいっどこに投入するかがポイント。担当者が調査基準。時により調査の成果より、調査したという事実が優先される」(立花 2001)。当然ながら報告書まで手が回らないし、財源もない。「制度の不備、体制の未整備を個人的努力でカバーしている状態」なのである。これらは別に特殊な例ではない。市町村ではごく日常的な姿なのである。それでも、行政当局が埋蔵文化財に理解がある場合はまだ良い。文化財を厄介者扱いするところもまだ少なくないし、そうしたところで、特に一人しか担当がいないうちは、まさに担当個人の良心と努力のみで支えるということになる。

市町村ほどではないにせよ、都道府県の場合でも、水準の格差の問題はある。これについては次のような指摘がある。「統計資料を少し細かく見てみると、全ての項目にわたって都道府県ごとの格差が大きいことに気付く。…多少の格差があるのは当然であろうが、あまりに違いすぎるのではないか。」「このことは、決して埋文担当職員が努力が欠けているのではなく、行政内の開発部局も含めて、開発事業個との関係が大きく影響しているものと考えられる。文化財行政側の取扱い判断がなされることもなく消滅している遺跡がどの程度あるのか。とても看過しておくことの出来るような数ではない」(佐久間 1996)。そして、開発側はその事実を正確に見抜いている。「あの県では良いのに、おたくの県ではどうしてダメなのですか」という議論はよく見られることである。これは、いわば行政自身が調査水準の「足を引っ張っている」ということに他ならない。

以上に掲げた3つのケースは、いずれも調査水準の維持が、担当者の能力では如何ともしたいという点で共通する。そこで、改めて問いたい。資格制度の導入が調査水準の維持という点で、どのような寄与が出来るのだろうか。このように書けば、資格制度は未経験者の排除を目的とするもので、上記のようなケースで議論するのは次元が違うのではないかと批判されるかも知れない。しかし、未経験者を排除できたとすると、上記の問題のいずれも少しも解決されないことも事実なのである。確かに、上記のケースは能力のある担当者であるからこそ対応できるし、そうでなければ事態はさらに悪化することは明らかである。それにもかかわらず、何とか事態

を維持できているのは、もはや担当者の技術・能力の高低などではなく、担当者個人の良心的努力の多寡にかかわると言った方がよい。そして、資格制度は、そのようなものを求めているわけではあるまい。

もう一つ、このことにかかわって資格制度が重大な陥穴になりかねない場合についてふれておく。それは「調査員の個人的資質によって報告書の内容に差があったり、報告書そのものが完成しなかつたりする場合がある。…これを理由の一つとして資格制度を求める意見もあるが疑問である。調査員の資格制度は、調査内容の責任を、調査員個人に求めるものとなる。最初から個人的責任で行う学術調査の場合はあてはまるが、行政調査の責任を組織内部の個人に求めるのは疑問である」(宮内 2000)という指摘がある。これは当然起り得る事態と考えて良い。本来行政(行政に限らず組織によるものは基本的に同じ)による調査について、その体制、内容、結果等に責任を負うのは行政そのものであって、担当した個人ではない(それゆえ58条の2には担当者の審査はない)。仮に担当者が不適格だとしても、そのような配置を行った行政の責任であって、個人の責任ではない。ところが資格制度が出来た場合、他の要因は無視されて、資格者なのだから出来て当然、資格者なのになぜ出来ない、という個人の責任、問題に転嫁されてしまいやすい。これは、とりわけ市町村のような一人職場の場合、これまで以上に大きな負担を負わせることになりかねない。このように考えた時、資格制度は諸刃の剣となる危険性さえ含んでいると言えるのである。

確かに資格制度を導入すれば、未経験者を排除することは出来る(あくまでも、それが可能な制度と運用方法が確立されれば、の話だが)。また、それによって現場担当者の負担の一部を軽減することにもつながる。しかし、今確実に言い得るのはそこまではないか。上記の3つのケースも含めて、現在の調査水準にかかわる問題は、基本的には担当者の能力や技術に起因しているとは思えないのである。調査運営上、未経験者の増大が大きな障害となることを否定するつもりはない。しかし、そのような配置を行うことの責任は、誰に、若しくはどこにあるのか? 少なくとも、未経験者も含めて担当の責任ではない。そのことも含めて、調査水準を決定するのは、担当者であるというより、はるかに調査主体の問題であり、システムの問題であろう。

そのためにも、統一基準やマニュアルを作るべきだという意見もある。文化庁もその方向で動いているようである。しかし、それを作ることの難しさについては前述した。仮にそれが出来たとして、それに従って全ての調査を行うことが可能なのだろうか。上記の3つのケースを考えた時、到底それが出来るとは思えないのである。現在ある積算基準について、ある市町村担当者は次のよ

うに述べている。「基準自体は必要なものとするが、これに基づいて出された費用が、原因者から満額協力が得られるか?」(大村 2001)。調査基準についても同様である。時には「担当者が調査基準」ということにならざるを得ない。ただし、だから調査基準が不要だとか、無意味だと言っているわけではない。私自身も基準となるべきものは必要だと思っている。ただ、なぜ、何のために作るのかということをしきりと押さえておかないと、必ずしも効果が上がらないのではなからうか。

先に「調査水準を決定するのは、担当者であるというより、はるかに調査主体の問題であり、システムの問題」と書いて、厳密には正しい表現とは言えない。担当よりウエイトが大きいことは確かだが、調査主体やシステムの小手先の改善程度では、上記の問題はいずれも解決できないからである。椎名氏は、これを「要するに、現在の開発のペースにあわせて、全ての遺跡できちんと発掘調査をするだけの対応能力がどこにもないのである」(椎名 1994)と評している。ないのは、対応能力ばかりではない。そのためのシステムも、それを保障する制度も、ない。たっぷりあるのは、ぎりぎり歯を食いしばって踏ん張っている多くの埋文関係者(担当者だけが苦しいのではない)の努力だけである。これは、脚塗でも皮肉でもない。それどころか、その努力によって、と言うよりほとんどその努力だけが、現在の埋文保護の体制を支えているからである。これまでの多くの人々の努力の積み重ねがなければ、到底現在の状況すら維持できなかったろう。早い話が、57条の2・3に係る調査(つまり開発に伴う緊急調査)自体、全ての遺跡について実施しなければならない、などという規定はどこにもない。法文上ではあくまで、「特に必要と認めた時は」とあるのみなのである。それを、ともかくも遺跡については最低限記録に留めることなしに消滅させてはならないという努力があればこそ、なのであって、始めから開発側や行政が望んだ訳ではない。

そうした苦しい状況にあるからこそ、せめてこうなれば、という願望は誰にもある。せめて資格制度があれば、せめて担当が考古学専攻であれば。しかし、法制度をいじって、いわば外圧によって状況を改善しようとするのはどうなのであろうか。これまで紹介したように、特に市町村を中心に「原因者負担」の法定化というのは、資格制度以上に強い要望である。もちろん、それによって間違いなく費用が確保されるなどと考えている関係者は誰もいないだろう。それでも「せめて原因者負担を明記してあげよう。それは文化庁も百も承知のことだが、なぜ文化庁はそうしないのか、或いは、正確にはそうできないのか。もちろん、資格制度は原因者負担の法制化とは異なる。しかし、こうむるアメリットを覚悟の上で、よほど大きなアメリットが予想されるのであれば、或いは

それ以外何の手段もないのであれば、安易に法制度をいじることは、現状では私には良策とは思えない。そして、これまで見てきたように、資格制度導入のメリットは期待されるほどにはない、というよりほとんどないと言わざるを得ないのである。その点で、この問題については「法制度化を選んで従来より保護の範囲・内容を削減するか、現在の仕組みを維持するかの選択(選択が許されるとしてのことであるが)は、極めて難しい。文化庁が容易に埋文文化財保護の仕組みの法制度化に手をつけられなかった理由の大半は、制度化が必然的にこれまで存在していた仕組み、実績の大幅な縮減を伴うからである」(和田 1998)という見解に(このことが述べられているのは、資格制度とは別の文脈ではあるが)、私も賛同する。そもそも、資格制度論において問題とされている事項は、実は資格制度の問題でずらないのである。それでは、何が問題なのだろうか。

6. 何が問題なのか—「激動」の埋文行政の中身

実のところ、未経験者の増加という、資格制度論で問題とされている事柄は、主に都道府県の調査組織に端的に見られる現象である。一般の市町村や民間の場合、ほとんどそれが問題にならないのは、もともとそのような配置を行うだけのゆとりがないからに他ならない。未経験者として配置されるほとんどは教員出身である。なぜ都道府県ではそのような配置を取るのか。基本的には緊急調査量の増加と、それに対応するための調査員の増員が背景にある。また同じ時期に、少子化現象に伴う教員のだぶつきが発生していた。教員ならば同じ教育委員会の所管であり、専攻も類似している。それ以上に、あまり定数について悩む必要がないというのが大きなメリットであったろう。仮に教員のだぶつきという現象がなかったとしても、他の部署から配置することで対応しただろう。その場合、行政職を当てることは定数問題がネックとなるが、解決不可能というわけではない。埋文側も、調査の増大を何とかしなければと、自ら出した要求である。考古学専攻者の方が望ましいことは決まっているが、そんなことは言っていられない。要するに質より量を取ることとなる。都道府県の調査組織の場合、ほとんどの現場が複数配置である。未経験者でも何とか吸収する余地はある(極言すれば、それだけ体制に無駄があるとはいえなくても良い)。こうして、両者の数量的利害は一致する。

ひとつたびこうした流れが出来れば、行政にとってそのメリットは非常に大きい。第1に便利な調整弁である。第2に、教員を派遣している間の人件費は原因者負担により、財源措置を必要としない(さもなくば、一挙に30名も増員することは到底不可能)。第3に、将来事業が減少しても、また学校に戻すだけですむ。一方、もし専

攻職員を新たに配置しようとするなら、人件費の問題は置くとしても、公務員定数削減の中では、新たな増員は他での減員をもたらす。将来事業が減少した場合の対応もある。人事権者がどちらを探るか、考えてみるまでもないのである。これだけはっきりとした差があれば、たとえ資格制度が出来たとしても、人事担当としては可能な限り抵抗したくもなろう。この「行政の論理」を批判することは難しい。埋文側としても、いったん受け入れているのである。改めてイヤと言えるかどうか。

だからといって、やむを得ないで済ませるわけにはいかない。これまでの論議であまり取り上げられていないが、未経験者や非熟練作業員の増大をもたらす問題は、単に調査水準の低下にあるのではない。それ以上に重大なのは、調査の非効率化であり、期間の延長、経費の増大をもたらすという点なのである。要するに、自分で自分の首を絞めるに等しい。今のところは何とかカバーしている（というより概算しているという方が正確か）が、この傾向が強まるほど、じわじわと効いてくることは明らかである。資格制度というのは、制度をいじってそれを何とかしようということに他ならない。しかし、そのような方法を取ることに適否は置くとしても、制度を作ること自体容易ではない。さらに、行政側が受け入れるかどうか。現行制度のままでも、57条の審査基準をその通り適用すれば事は済む。しかし、現実には財団職員については適用除外となっているのである。資格制度を作っても同じ結果にならないという保障は（新たな立法措置でも取らない限り）ない。それでは、増強しにならない職員規模まで事業量を減らしてしまうか、それもできない相談だろう。要するに、八方塞がりなのである。

今、埋蔵文化財は「激動」の時代にあるという。何が「激動」なのだかよくわからない部分もあるが（これまでの50年間を見ても、決して平穏などと言えるものでもなかった）、その大部分は緊急調査にかかわるものだから、資格をめぐる問題もその一部ということになる。では、一体何が「激動」しているのか。突き詰めていけば、それは基本的に、行政による緊急調査そのものに他ならないことがわかる。そして、そのことから、どうしてもある一つの事柄に行き着かざるを得ない。それは、なぜ行政が緊急調査を行うのか、或いは、緊急調査は行政が担当すべき事柄なのか、ということである。

確かに、法57条の2・3にかかわる事前の記録保存措置は、明白に行政行為である。しかし、そのことは、だから行政が調査を実施しなければならないということの意味しているわけではない。地方自治法にも、文化財保護法にも、「緊急調査は行政が行う」などとはどこにも書いていない。他に仕方がなかったから行政がしているというにすぎない。1960年代後半以降の大規模開発の波は、それまでの大学研究者等に依頼しての調査などでは対応

できなかった。放置すれば遺跡は破壊される、止めれば開発は進まない、どちらにせよ、批判されるのは行政である。といって頼める人も組織もない。やむを得ず自ら専門職員を採用して対応せざるを得なかった（それゆえ、行政による調査というだけで、白眼視され、忌避されるという状況が、一部では最近まで見られたのではなかった）。

こうした行政による調査を支えたのが、「原因者負担」という概念（このような意味でも原因者負担制度、などというものが確立したことは一度もない。実態を見れば、あくまでそれは概念でしかない）であった。さもなければ、このように急速に体制が整備、発展することなど考えられなかったろう。行政側にとってもこのシステムは、いわば他人の資金で事業を実施し、その成果を取り込めるという、都合の良いものであった。しかし、そもそも原因者負担の発端は、調査の遅れに音を上げた事業者側が「ともかく金は出すから何とかしてくれ」という事から始まっていることを忘れてはならない。基本的には、保護側から出てきた概念ではないのである。原因者負担の功罪については、後でもう少し詳しく検討するが、いずれにせよこうした行政による調査は、今日専門職員数7000名、年間事業規模1000億円という大きなものとなっている。それは、吉野ヶ里や三内丸山に代表される考古学ブームと国民的な関心の高まりという要因もあるが、主要には埋文担当者の努力によるものであり、始めから予定されていたわけでも、期待されていたわけでもない。こうして、今や行政調査機関による調査は、質量ともに発掘調査の主体となり、マスコミ等に取り上げられる成果も、そのほとんどがこうした調査によっている（学術調査に比べ緊急調査の方が圧倒的に多いのだから当然だ）。

埋蔵文化財保護の体制は、関係者のこれまでの努力によって、まず実態が先行し、それを制度が追いかける形で整備されてきたと言える。その中で埋文行政が果たした役割は大きく評価されて良い。その過程で、「調査は行政が」という考え方を埋文行政側が体制整備のための方便として、積極的に利用したことも事実である（文化庁もそのように指導してきた）。そうだからこそ、担当職員数を増やせし、未配置の市町村への配置の増大にもつながった。今日の御時世で、決る自治体に新たに専門職員を採用させるなど、並大抵の苦勞ではないのである。「それが行政の責務」ということが最大の落としどころとならざるを得ない。

しかし、その一方で、これほど大きな規模に成長してくれば、当然軋轢も生じるし、風当たりも強まる。「文化財保護」という理念には反対しようがないが、「緊急調査を何とかしろ」という声は強まる。埋文側にも、組織の肥大化や硬直化に伴う問題が生じてくる。外的な批判

はともかく、同じ関係者の中からさえ「とにかくこの“業界”の特徴として、経営能力の欠如している調査機関、調査担当者が多すぎることである。民間であれば、駄目なところは淘汰されるが、公共機関に所属しているために淘汰されず、放漫経営が続いてきたのである。その結果として不良債権がどんどん蓄積され続けたのが、今日問題とするような状態に至った一因と考える」(大工原2001)、「現在の行政調査は、相手が仲間の行政であるということもあって、調査システム、賃金、体制も肥大化したままで、見直しは進まず、契約は特命であり、完全に親方日の丸である」(伊藤 2001)といった声が出てきているのである。調査員の未経験者の増大という問題も、「調査は行政で」と言ってきた埋文行政側にしてあげれば、事業量に対応するには水増しであろうと何であろうと必要な人数は確保せざるを得ないことにも起因する。要するに「激動」しているのは、「激動」せざるを得なくなっているのは、埋蔵文化財保護ではなく、埋文「行政」なのである。それを承知で、この上さらに「調査は行政で」と突っ走り続けるのだろうか、走り続けられるのだろうか。

確かに、効率性や経済合理性だけで判断・処理されてはならないことは数多くある。行政が本来最も期待され、得意としなければならないのは、まさにそうした分野であり、文化財保護もその一つである。特に、埋蔵文化財など、経済合理性の下ではあつという間に消滅しかねない(現に消滅しつつある)。だが、このことは、だから「調査は行政が」ということは直結しない。少なくとも、かつてはそれが大きなメリットを(文化財保護の上で)もたらしたからといって、これからもそうだとすることを意味しない。今問われているのは、まさにそういう問題なのである。

なお、本論とは直接関係ないが、経済性という点で行政の緊急調査を考えた場合、これまでほとんどふれられていないメリットが存在する。それは、公共事業としてみた緊急調査の経済効果の高さという点で、雇用でも、(特に地元に対する)経済波及効果の大きさでも、多分一般の土木事業等をはるかにしのぐのではないかと。この点については、数量的にもっと分析されるべきだし、埋文関係者も積極的に強調して良いことだと思う。とはいえ、だからどんどん発掘調査しよう、というのでは本末転倒だし、そのことが行政による調査を正当化するというわけでもないが、そのような観点もあるという意味で、付言しておきたい。

行政による調査にかかわって、それを支えてきた原因者負担についても、ここでも少しふれておきたい。前述したように、確かにこの概念によって文化財保護の体制が大きく整備されたことは、紛れもない事実である。文化庁は郡山裁判の例も挙げて、一定の理解が得られて

いると認識しているようだが、市町村の担当の指摘にもあるように、必ずしも定着しているとは言えない。そもそも「原因者負担」という概念自体、いかに危ういものかは、文化庁自身の2つの文書を比較しても明らかである。負担する範囲について、道路公団(国交省等と同様)と文化財保護委員会(当時)との覚書に示されているのは「公団が負担する発掘調査費は…①発掘作業費(調査員・補助員の日常旅費及び人夫の賃金、機械器具借損料、立入補償費等直接発掘作業に要する費用) ②報告書作成費(記録作成のための印刷製本費)③調査雑費とする」¹⁶⁾。一方、「98年の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等」について(通知)」では次のように例示される。「事業者に経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費(機械器具の借損料、立入補償費等を含む)、出土文化財の整理等に要する経費(応急的な保存処理のための費用を含む)、報告書作成費等である」。この微妙とも思える表現の相違は、単にニュアンスの問題でないことは、文化庁自身が最も良く承知しているはずで、文化庁の認識のブレと言ってもよい。要するに負担を求める範囲すら、どこまでが適正であり、何が認められるかは、実態上事業者との力関係や協議の中で決まってくるのである。ちなみに文科省が整理費を認めていないということは先にふれた。

原因者負担の問題は、その概念や範囲の曖昧さだけではない。行政側から見れば、他人の懐をあてにして、つまり財源の心配なしに一定の事業を行えるというのは、極めて都合の良いシステムなのだ、そのことは結局、埋蔵文化財をめぐる行政内部での議論を回避させることになる。据ってさえいれば(その限りでは)、埋文行政はいわば治外法権的な存在として、いかに金を使っていようと行政的議論の外に置かれ、チェックされることもない。常識的にいっても、建設や土木といったいわゆる開発部局ならともかく、単なる一外局にすぎない機関が、年間数十億の予算を恒常的に使っていて、それがたいした論議の対象ともならないこと自体が異例と言えるのである。こうした論議のないことは、埋蔵文化財に対する無理解、無関心を生じさせ、埋文行政を事実上発掘調査の枠内に押し込めてしまうことになる。埋文行政側としても、そうした中で結局その多くを原因者負担に依拠せざるを得ない状態に追い込まれる。本来なら行政側の予算で行うべきはずの事業の少なくない部分が、実は原因者負担によっているという現象も、生じる。特に埋文センターや事業団等調査組織の場合、それ(原因者負担)によって成り立っているから、極言すれば自己の存続のためにも事業を維持・推進せざるを得ない。「調査は行政で」と言わざるを得ない要因の一つが、ここにもある。

確かに現状では(あくまで現状では、であって、将来にわたってという意味ではない)原因者負担という概念

は、緊急調査の手段としては、ベストではないが、やむを得ぬものであると思うし、それを否定するつもりもない。現実には、それなしでは調査そのものが成立しない。しかし、そのことは忘れられやすいことだが、本来原因者負担による費用は、文化財保護を目的としたものではない。事業者にとっては、あくまでも「開発」のための費用なのである。いかに喉から手が出るほど必要なものであっても、表現は悪いが、始めから毒が入っている。そのことを忘れて、或いはそれを常に頭に置いておかなければ、結局ミイラ取りが、ということにならざるを得ない。そのことに埋文関係者がどれだけ気付いているのか。少なくとも、「出して当然」などと言っている性質の少くない。

やや話がそれたが、それでもやはり「調査は行政で」なのだろうか。個人的には、その論理は既に事実上破綻していると考えられる。それでもなおかつ、やはり「調査は行政が」と主張するなら、それなりの理念を示すべきだろう。少なくとも、「今までそうしてきたから」とか、「行政は善である（から、良心的な調査を行う）はず」と言った単純な感情論ではすまされない。このまま進めば、そして民間機関による調査がより認知されれば（現在も既に一部では必要不可欠な存在となりつつある）、それを行政の都合というだけで押さえておけるか、それとの比較で、その質、内容、経費等について問題とされるのは行政による調査ということになりかねないものである。繰り返して言うが、その担当職員の半数が経験不十分、などという組織が果たして生き残れるのか。

だからといって、官から民へは時代の流れ、民間調査機関を積極的に導入すべきとする一部の論者に組みする気持ちにはなれない。確かに、それが社会的に認められ、一定のルールに則って行われるのなら、誰がどのような理由で（たとえ営利目的であっても）発掘しようが、それを否定する根拠はないし、拒否することもできない。しかし、少なくとも緊急調査について、民間機関を導入するに（それを全面的に否定しているわけではない）、ある重要なポイントについての検討が欠落している。そのことを明確にしない限り、単純に官から民へ、というわけにはいかない。

ついでながら付け加えておけば、現状で民間機関を導入することについては（既に導入されているが）、原因者負担の概念からいっても問題がある。これまでのところ、その規模が限定的であることもあってあまり問題とされていないが、本来原因者負担とは、「調査は行政で」という（かつては有効であり得た）時代の概念であり、それを前提としたものである。それゆえ、それは「費用弁償」という行政概念を根拠としている。「調査に必要最小限の」というのは、そういうことを意味している。しかし、民間で行う場合、当然一定の営利は容認される。さもない

ければ成立しない。従来の原因者負担の概念はそのようなことを想定していない。原因者負担の概念そのものを変えなければ、本来成立しないものである（開発側が納得して応じれば別だが）。さらに言えば、仮に受変えとして、どの程度の利潤が適正と言えるのか、誰がどのようにして決めるのか。少なくとも、未だだれも、それに付いてふれていない。

7. 誰が振るのか、誰のために振るのか—今後への展望
前節で、「調査は行政で」という論理は既にたちいなくなっている、と述べた。といて、調査は民間機関が、という主張にも組みする気持ちにはなれない、とも書いた。ではどうするのか、解決の方法はあるのか。ここで、それを示すだけの方向性も、ビジョンも持ち合わせてはいない。だから以下は、個人的な夢物語としてお読みいただきたい。

まずはじめに、はっきりさせておかなければならない大前提がある。埋蔵文化財に限らず、文化財とは一体誰のものなのか。言うまでもない、「文化財は国民共有の財産」と答えるのは簡単である。「それらは、地域にとって誇りと愛着をもたらす精神的拠り所であり、個性豊かな地域の歴史、文化環境を形作る重要な要素である」¹⁹と格調高く述べられもする。しかし、理念としてはなく、実態において、それはどのように具体化されているのか。早い話が、開発によって遺跡が消滅しようとしている時、それをどうするか、地域の人々に問いかけることなど、ほとんどなされてこなかったのではないのか。そんなことを言えば、開発が行えなくなってしまう、と反論されるかも知れない。しかし、本当に人々の暮らしに必要なものなら拒否されることはあるまい。その時、その遺跡をどうするか、決定するのは本来その地域の住民の権利であり、責任なのではないか。少なくとも、民主主義とは、そして自治とは、そのようなものではないのか。なるほど理想論であろう、しかし、民主主義自体、それを実現しようとする限り、単なる理念にすぎない。

現在、全国で膨大な量の遺跡が、記録保存のために発掘され調査され（そして、破壊され）ている。一体誰のために調査されているのか。それは、開発事業者のためではない、研究者のためでもない、もちろん行政のためでもない。それを国民のため、地域住民のためと答えるのは易い。しかし、本当にそうになっているのか。たまたし、本当に国民のための調査であるのなら、それは一体誰が行うべき事なのか。誰にその権利があるのか。技術的に難しいということ、権利を否定する根拠にはならない、専門知識があることで、その権利が生じるわけでもない。行政が決めるのではない。行政は、あくまで住民意志を代行するにすぎないということを忘れるべきではなからう。最近、活用や普及公開という言葉をよく耳

にするようになってきた。それは大事なことだけれど、しかし、本来国民のために、地域の人々のために調査されるのであれば、活用や普及公開の主体は、一体誰なのだろう。報告書は、誰に報告するために作られているのだろう。その所は、必ずしも明確に意識されていないように思う。

そして、埋蔵文化財が国民のものであるのなら、それを調査するのが国民のためであるのなら、それは本来誰が調査するべきなのだろうか。私は、基本的にはそれは国民自身であり、具体的にはその地域の人々なのだと思う。行政の本来の役割は、それをサポートすることにあるのではない。そんなことが本当に可能なのだろうか。私は、十分可能だろうと思う。もちろん今すぐに、というわけにはいかない。それなりに体制を作る必要もあるし、時間もかかるだろう。しかし、戦後の考古学を振り返った時、ある面で、そうした地域の人々の手弁当で育まれてきた歴史を持ってはいなかっただろうか。

そうは言っても人はいるのか。11年。今後10年、今一線で活躍している担当者の多くが定年を迎え、現場を去る。その人たちの知識や経験、技術をなぜそのままにしておくのか。もちろん、それだけでは足りないが、足りなければ育たない。ちなみに、群馬県内の、生涯スポーツの各種指導員の有資格者がどのくらいいるかご存じだろうか。'01年4月現在で延べ9238人¹⁶⁾、生涯スポーツに出来てどうして文化で出来ないのか。文化財だけならそんなにいらぬ。県内全域に1000人いれば、状況は大きく変わるはずである。年に100人養成するとして、10年で1000人、その費用に年間数千万かったとしても、総体的なコストとしては、今のシステムを維持するより、様々な意味ではるかに有利であろう。高齢化社会を迎えた今、意欲や技術を持っていても、活用する機会が少ない人は数多い。活用する道を作ることである。組織はどうするか。NPO法人として法人格を取れば、受託契約も結ぶことが出来る。財政基盤さえ確立させれば、専従の職員を置くこともできる。そうした組織を全市町村で立ち上げていく。守備範囲は埋蔵文化財に限定する必要はない。文化財全般を対象とする方がより有効であろう。手始めは、活用や普及の分野からでもよい。文化財パトロールもいいだろう。軌道に乗れば調査を行うだけの体制は整う。専門的な部分は、専門家の助言を求めればよい。手が回らない部分は、民間調査機関にサポートさせてもよいだろう。しかし、主体はあくまで地域住民が担う。全ての市町村にそのような組織・団体が出来れば、当然行政側の窓口として、全ての市町村に専門職員を配置する必要が起る。そのような組織・団体の要求に応じるためには、専門的な知識や技術が不可欠となるからである。この点で、文化庁の岡村主任調査官が市町村の配置率について「10割は必要ないでしょう。

都道府県からの派遣もあるし、ま、7割か、8割か」と述べている(足立 2001)のは、やや解せない。それがどのような文脈の上でか不明な部分もあるし、文化庁としての認識でもないだろうが、それにしても直接の担当者の発言としては、やや理解に苦しむ。現在の市町村の専門職員は、調査のため、という比重が非常に高い。それゆえ、緊急調査の少ない(ほとんどない)市町村は、専門職員を置かなくても痛痒を感じない。配置率がなかなか上がらない背景には、そういう側面もある。その結果、専門職員の有無によって、文化財の取扱いに大きな格差が生じている。しかし、文化財のない市町村などない。文化財保護の必要がない市町村もない。住民の側からニーズを作っていくなければ基本的に進まない。住民が調査を担当することになれば、行政側の担当者の仕事もより重要性を増す。コーディネーターとなりプランナーとならなければうまく進まないだろう。その一方で、埋文行政は、より確固とした基盤を持つことになる。少なくとも、これまでのように、時に孤立無援の状態に置かれることはなくなるはずである。

要するに、今必要なのは、基本的な展望なのである。これまで通り「調査は行政で」と抱え込むのか、「官から民へは時代の流れ」なのか、住民のものは住民の手で、という方向に進むのか、それ以外にも進み得る方向があるのか。それを明確にした上で、それを実現していくために、何が必要であり、どのような体制、システムを作っていくのかを考えるべきであろう。そんなことを言っても、本当に住民は動いてくれるのか、実現性はあるのだろうか、と疑うようならば、はじめから「文化財は国民共有の財産」とか「地域の文化財は地域で保存し活用する」などというお題目は掲げぬ方がよい。それが単なるお題目でないなら、どうやって具体化していくか、なのである。もちろん、始めから全てうまくいくことなどあるまい。しかし、埋文行政は、これまでに育て上げてきた知識や技術、活用実績といった大きな財産を既に持っている。ゼロからスタートするわけではない。それを、市民が主体となる文化財保護システムへと積極的に整備・活用していけばよいのである。

前節で、民間機関導入に乗れないと言ったのは、基本的にそうした全体展望が見えないからである。資格制度の問題にもあてはまるが、対症療法的な方策はそれが必要な場合もあるが、かえって事態の本質を見誤らせてしまう可能性がある。そして、今求められているのは、10年後、20年後の埋蔵文化財保護の在り方であり、システムなのである。そこへの道筋がはっきりしてきえれば、どれほど困難であろうと、「激動」する必要はないのではない。現状で資格制度論に混乱が見られるのも(少なくとも見聞した範囲では、私にはそのように感じられる)、そうした基本方向が明確になっていないからではな

いか。それが明確ならば、内容や構造は自ずから定まってくるはずである。資格の問題だけではない。調査基準も、民間機関の導入も、原因者負担の問題も、要はそれをどうのようにしていくのか、がまず明らかにされねばならないのではない。

その他にも、検討すべき事は数多くある。一々をここで取り上げるわけにはいかないが、例えば、緊急調査を行う範囲をどのようにするのかもその一つであろう。基本的に、埋蔵文化財保護の仕事は、掘ることにあるのではない。いかに掘らないようにするか、であろう。その意味では、個人的には、遺跡が確実に手がつけられないことが保障されるのなら、その部分については掘る必要がないと考える。たとえ高速道路の盛土の下であろうと、ダムの湖底であろうと、確実に存在するのなら、なぜあえて今掘る必要があるのだろうか。自動車が誕生して100年、さらに100年後、なお自動車が走っていると考えるのはかなり楽観的な見方だろう。コンクリート製のダムが果たして何世紀持つというのが、それどころか、アメリカでは今、数十年前に造ったダムを環境回復のために取り壊してさえる。日本もそうならないと、誰が断言できるだろう。調査できるのは、200年、300年先かも知れない。しかし、その間、調査技術や手法も格段の進歩を見せているはずである（少なくともそのような未来を望みたい）。その時調査するのでないといけないのか。確かに、私たちはその成果を知ることは出来ない。しかし、今わずかな情報を得るために、不十分な調査で遺跡を破壊するより、将来のより進んだ技術でより多くの情報を得ることの方が、結果として有益なのではないか。守って待つこともまた、私たちの仕事だと考える。

繰り返しになるが、基本にあるのは、誰が、誰のために、なぜ掘るのか、掘る必要があるのか、ということである。それを見失いさえしなければ、求められている仕事の道筋から、そう大きくはずれて進むことはない。

8. 結びに代えて

「資格制度」という言葉を耳にしてから、既に3年近くたつ。始めてその議論にふれて以来、賛同するとか、反感を感じるとかとは別なところで、何かしっくり落ち着かない違和感のようなものを感じ続けてきた。それがなぜなのか、何によるのか、自分なりにはっきりさせておきたいということが、この小論を書こうと思いついたきっかけである。しかし、書き進めるに従って、筆も、気持ちも次第に重いものとなっていった。そもそも、このような問題について触れるべき立場にあるのかどうかさえ、自信はない。第一、私の経歴は、教員から埋文行政を経て現場に立っているという、まさに資格制度問題の議論の対象なのである。それでもともかく書き進めることにしたのは、自分なりに、自身の寄って立つ場を明

らかにしておきたかったからに他ならない。とはいえ、それもまだまだ手探りなのである。

これを読まれて、資格制度そのものについて、かなり手厳しい内容となっていると感じられるかも知れない。ただ、あえて誤解のないように付記しておけば、私なりの考え方において、資格制度を必要だと思うし、その意味で賛成論者なのである。ただ、この問題について考えれば考えるほど、単純な賛否のみではどうにも解決できない、というか、見えてこない問題がその背後に存在しているように思えてきたし、資格制度に関する議論についても、多くの疑問が生じてきたのも確かである。

考えてみれば、この仕事は、自ら求めて苦労を背負い込み、そのことで悩み苦しむを得ないような部分がある。以前、試掘の仕事を担当していた時、一番悩んだのは、遺構をどう判断するかではなかった。「ない」ということを、どう判断するかだった。遺物も遺構も見えない時、それでも確実に「ない」と断言するのはかなり勇気がいる。そもそも全体の10%たらずのトレンパなのである。遺構に当たっていない可能性は高い。しかし、「ある」と判断すれば、それだけで数千円、数億の金をつぎ込むことになる。あとで「間違っていました」、では済まされたい。その上でなお、「ない」と言い切つてよいのかどうか、常に悩んでいた。別に試掘に限らない、現場を担当している方なら誰でも、「ない」と、「違う」と、断言できればどれほど気が楽になるか、と思われなかったことなどないだろう。その意味では、この仕事は、かなりの部分が担当者の、いわば良心の上に成り立っているといっても過言ではない。それが良心的に行われているかどうかは、外からは、そして結果からも、判断することは出来ない。しかもなお、良心的であろうとすればするほど、担当は個人的により大きな負担を背負い込まざるを得なくなる。よそ目から見れば、あえて自ら苦労を買って出ているようなものである。だから、例の事件のように、その良心への信頼感を根柢から打ち砕かれ、欺かれると、その衝撃は言い様もないものとなる。

資格制度論にも、そうした良心性への信頼感の揺らぎといった感覚を感じさせられる部分がある。無意識であるかも知れないが、その議論の中に、制度によって、何とか信頼性を確保できないものか、という思いが見え隠れしていないだろうか。民間調査機関に対する抵抗感の中にも、「営利を目的とする組織にそうした良心性があるのか」という、メンタルな部分がかなり大きな比重を占めているように思える。ただ、(考古学を専門としない者として)あえて言わせていただくなら、考古学が科学である以上、その内容が、あまりに多く担当者(研究者)の良心性を担保としている(せざるを得ない)という状態は、かなり危険なことなのではないだろうか。少なくとも、誰がどのようにやっても、それについて客観的に

再検証し、判断できるようなシステムや基準が存在してしかるべきではないだろうか。或いは、そのような検証や判断が可能な調査のシステムや方法を考えるべきなのではないか。

行政が行うことだから、ということも、それだけで調査の良心性を保障することには、残念ながらもなり得ない。その説明に、過去の幾つかの例を引くまでもないだろう。私が示した方向についても、それが本当に正しいのか、可能性があるのか、今のところ断言できる自信はない。ただ、「文化財は国民共有の財産」、「地域の文化財は地域で」という理念が誤りのないものであるならば、基本の部分においては、そう的外れなものではないと考えている。それをしる信頼できないということであれば、もはや議論の土台すら失ってしまうだろう。あとは、どう具体化できるのかの問題である。埋蔵文化財(埋蔵だけではなく)保護の在り方については、もっと広く議論されてよいことだろうと思う。しかし、毎日それについて悩み、苦しんでいるにもかかわらず、普段そのことについてあまり議論を聞くことがないのは、なぜだろう。あえて突拍子もない考えを書いた所以である。馬鹿げたことを、と突かれることは承知の上で、それでもここから何かを感じていただければ、少なくとも私の望みは叶ったことになる。

最後に、私たちの仕事は本来掘ることではない、それを護ることにあらずである。そして、埋蔵文化財保護のうえで、最も大切なことは、無用にそれを破壊しない(きざない)事であることはいままでもない。本当に必要な開発であるのならやむを得ない。しかし、数十年、数百年のスパンで考えて、そのように言い切れる開発がどの程度あるのか。いや、現在の時点においてさえ、本当に必要なものなのか。ただし、それはもはや、政治選択、政策選択の問題である。本論で言及する範囲をはるかに超えている。ただ、このことだけは言えると思う。文化財が保護される社会(ちなみに文化財破壊の最大の原因は戦争である)は、そこに住む人々にとっても住み良く、暮らしやすい社会であるはずだ。

註

- 2001年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムでの文化庁長官調査官の発言より。
- 全国埋蔵文化財センターの埋蔵文化財行政の動向について(要旨)より引用。下線は筆者による。
- 2001年11月17日付朝日新聞記事。
- 今頃盗掘が? などと思われるかも知れないが、普通として出回っている出所不明の遺物等の量から見て、決して無視できない数に上るものと思われる。そうしたプロ、とまではいかなくとも、暇なときに遺物(主に縄文土器や埴輪類などが人気が高い)を見つければと称する困った人たちが、私の知っている範囲でも何人かいる。犯罪行為だと釘をさす一応忌避するが、しかし当人はあまり違法行為を行っているという自覚はなさそうである。
- いわゆる「緊急調査」を「行政調査」と呼びならわすこともあるが、

そうした呼び方は、本来的に記録保存のための調査を全て行政が行っているわけでもなく、また第2に意味した文化財保護の必要から行政が実施する調査と混同するという意味からも、あまり適切な表現とは言えないと思う。本稿では以下「緊急調査」と表現する。

- 6) 引用は、平成5年11月19日付「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について(通知)」(庁保監第75号)より。ただし、それ以前からこうした基準は示されている。
- 7) 平成12年4月群馬県教育委員会教育長通知「群馬県埋蔵文化財取扱い要綱の制定について(通知)」。
- 8) 具体的には、(浅見 2000)、(原本 1999)、(佐久間 1996)、(末木他 2000)、(関野 1999) 等。
- 9) 詳しくは(西田 1999)、(西田 2000a)、(西田 2000b)、(西田 2001)を参照のこと。
- 10) 1999年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウム(2000年1月29日実施)における坪井氏の発言より。
- 11) この部分の記述については(伊藤 2001)の指摘を引用させていただいた。
- 12) 奈良国立文化財研究所編「平塚市長屋王塚と木簡」(吉川弘文館)35頁より。
- 13) 2000年度埋蔵文化財行政研究会ミニシンポジウム(2000年11月25日)における山梨県武川村教育委員会の竹田貴人氏の発言から。
- 14) 昭和42年9月30日「日本道路公団の建設事業等に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」。
- 15) いずれも引用は「埋蔵文化財保護体制の整備充実について(報告)」(平成7年12月、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究会)より。
- 16) この数字は、群馬県教育委員会「群馬県の教育 平成13年度」の「生涯スポーツ指導者資格取得状況」から引用した。

引用・参考文献

- 浅見和紀 2000「都市開発事業の受容と埋蔵文化財調査」考古学ジャーナル456号
- 足立倫行 2001「行軍の波にもまれる「考古学大図」日本」中央公論 2001年9月号、中央公論新社
- 有古重雄 2001a「国分寺市における発掘調査費用負担の現状」2001年度埋蔵文化財行政研究会第1回研究会レジュメ
- 有古重雄 2001b「地方分権と市町村埋蔵文化財行政の将来展望」2001年度埋蔵文化財行政研究会第2回研究会レジュメ
- 安斎正人 2000「埋文行政と大学の考古学研究」考古学ジャーナル456号
- 石塚久則・菊池 実 他 2001 特集「大開発時代の考古学を考える」群馬評論第86号 群馬評論社
- 伊藤敏行 2001「資格制度と今後の行政と発掘調査」2001年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムレジュメ
- 上野純司 1999a「発掘調査費算定基準の標準化に向けて」考古学ジャーナル441、442号
- 上野純司・水沼洋樹 1999b「千葉県における広域調査組織体制」考古学ジャーナル450、452号
- 大村浩司 2001「神奈川県茅ヶ崎市における発掘調査に伴う費用負担の実態と課題」2001年度埋蔵文化財行政研究会第1回研究会レジュメ
- 小川和博 2000「民間調査機関における埋蔵文化財調査資格制度の意義」2000年度埋蔵文化財行政研究会ミニシンポジウム
- 笠井敏光 1998「開発事業者と事前協議」考古学ジャーナル438号
- 片岡正志 2000「マスコミから見た埋文行政」考古学ジャーナル456号
- 原本雅敏 1999「発掘調査担当者の資格制度」考古学ジャーナル447号
- 原本雅敏 2000「埋蔵文化財調査資格制度」2000年度埋蔵文化財行政研究会ミニシンポジウム
- 京嶋 寛 2001「文化財保護法改正と埋蔵文化財法人」全国埋蔵文化財センター
- 合田隆史 1999「私のみち埋蔵文化財保護行政」1999年度埋蔵文化財行政研究会第3回研究会レジュメ
- 佐久間寛 1996「21世紀に向けた埋蔵文化財保護体制の確立——行政内研究者からの問題提起——」考古学研究43巻第3号(171号)
- 佐久間寛 1998「行政改革を中心とした社会の動きと埋蔵文化財」考古

- 字ジャーナル433号
- 佐久間豊 1999「緊急発掘と記録保存」考古学ジャーナル440号
- 佐久間豊 2000「埋蔵文化財資格制度導入の前提」2000年度埋蔵文化財行政研究会ミニンシボレジュム
- 澤出真雄 2001「自治体における埋蔵文化財行政」2001年度埋蔵文化財行政研究会第3回研究会レジュム
- 椎名慎太郎 1977「精説 文化財保護法」新日本法規出版社
- 椎名慎太郎 1994「遺跡保存を考える」岩波書店
- 十能敦武 他 1999「文化財保存と埋蔵文化財行政」『明日への文化財』43・44合併号 文化財保存全国協議会編
- 木本 健・清藤一樹 2000「行政内研究者と考古学」考古学ジャーナル456号
- 杉本 宏 2001「関西における原因者負担の状況」2001年度埋蔵文化財行政研究会第1回研究会レジュム
- 関野哲夫 1999「民間調査機関の効果的活用」考古学ジャーナル448号
- 大工原豊 2001「調査資料の取扱いと発掘調査報告のあり方」2000年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムレジュム
- 田尾誠雄 2000「大学における学術・緊急調査の発掘調査報告のあり方」2000年度埋蔵文化財行政研究会第2回研究会レジュム
- 高橋一夫 1998「埋蔵文化財行政の現状と展望」考古学ジャーナル432号
- 高橋一夫 1999「発掘調査の効率的な方法」考古学ジャーナル446号
- 竹内宇智 2001「愛知県下の状況」2001年度埋蔵文化財行政研究会第2回研究会レジュム
- 立花 実 2001「埋蔵文化財保護行政における市町村の役割」2001年度埋蔵文化財行政研究会第2回研究会レジュム
- 坪井清志 2000「埋蔵文化財保護行政の30年」1999年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムレジュム
- 寺島孝一 2001「大学の発掘調査体制ならびに近世史料の取扱いについて」2000年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムレジュム
- 富樫雅彦 1998「都市圏における埋蔵文化財行政」考古学ジャーナル436号
- 富樫雅彦 2001「都・区・市の役割分担について」2001年度埋蔵文化財行政研究会第2回研究会レジュム
- 戸田哲也 1999「維玉川文化財研究所の活動」考古学ジャーナル453号
- 中田 英 2000「阪神・淡路大震災の復旧・復興調査に伴う人的支援について」考古学ジャーナル454号
- 並木 謙 2001「市町村における発掘調査費用負担の実状」2001年度埋蔵文化財行政研究会第1回研究会レジュム
- 西田健彦 1999「法人調査組織の体制整備」1999年度埋蔵文化財行政研究会第2回研究会レジュム
- 西田健彦 2000a「埋蔵文化財調査資格制度」2000年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムレジュム
- 西田健彦 2000b「埋蔵文化財発掘調査資格制度」2000年度埋蔵文化財行政研究会ミニンシボレジュム
- 西田健彦 2001「なぜ、資格制度は必要か」2001年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムレジュム
- 西野 元 2000「埋蔵文化財調査資格制度」2000年度埋蔵文化財行政研究会ミニンシボレジュム
- 北條芳隆 2000「大学における埋蔵文化財保護行政」考古学ジャーナル456号
- 宮内良隆 2000「中小規模事業に伴う発掘調査報告のあり方」2000年度埋蔵文化財行政研究会第2回研究会レジュム
- 村松 篤 2000「市町村の資格制度」2000年度埋蔵文化財行政研究会ミニンシボレジュム
- 村松 篤 2001「資格に必要な要件と水準」2001年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウムレジュム
- 毛利和雄 2000「考古学ブームとマスコミ報道」考古学ジャーナル456号
- 築本 誠 2001「市町村行政における埋蔵文化財担当者位置付け」2001年度埋蔵文化財行政研究会第3回レジュム
- 渡辺伸行 1998「震災復興と神戸市の埋蔵文化財行政」考古学ジャーナル435号
- 和田勝彦 1998「埋蔵文化財に関する制度・行政のシステム」考古学ジャーナル428, 429, 430号
- 和田勝彦 2000「埋蔵文化財調査資格制度について」2000年度埋蔵文化財

縄文時代中期末葉の環状集落の崩壊と環状列石の出現

——各時期における拠点集落形成を視点とした地域的分析——

石坂 茂

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 はじめに | 4 環状列石を伴う集落の機能・性格 |
| 2 中期後半の集落動向 | 5 後期の環状・弧状列石や配石墓との脈絡 |
| 3 中期末葉の環状列石の構造 | 6 結 語 |

—— 論文要旨 ——

縄文時代の中期末葉では、各領域内で集団統合の役割を担っていた拠点的な環状集落の斉一的崩壊現象が認められるが、それと軌を一にして環状列石を伴う集落が出現してくる。

この転換期には、柄鏡形敷石住居の登場、屋外埋壘・石棒祭祀の活発化などの呪術的要素の高揚とともに、遺跡数の減少や小規模集落を単位とした散在的居住への変化も随伴し、祭祀構造や居住形態などの面で前段階とは大きな質的差異が生じている。

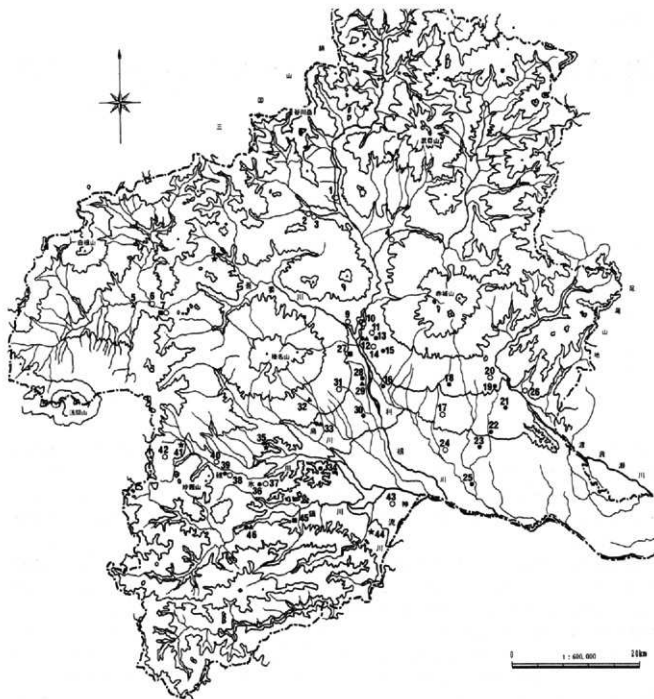
環状列石には、その規模・形態や構成要素などの側面で多様性が認められるが、基本的には直径が30m以上の規模を持つ隅丸方形的な大環状列石と、15mに満たないような小環状・弧状列石とに大きく2分することができる。また両者は、それを構成する石材量の多寡や移動・運搬に多人数を必要とする巨石の有無、それに構造的な精粗などの面で大きな違いが見られ、大環状列石を上位に位置づけるような祭祀形態の階層的構造が存在したと想定される。

このような大環状列石を伴う集落は、前段階の環状集落とは集団統合原理やセトルメントシステムを大きく違えるものであるが、やはり各領域内における集団統合の役割を担うものとして、新たな原理や価値観を基に形成された拠点集落と考えることができる。

この大環状列石集落は、列石下に集団基的な墓坑群を随伴せず、その消長も短期間で終焉を迎えることから、後期の環状・弧状列石や配石墓には直接的な脈絡を持たない。しかし、当該集落内で顕在化する弧状列石と特定の柄鏡形敷石住居との融合・一体化傾向や祭祀構造から置換される小環状・弧状列石集落間との階層的関係などは、後期前半の「核家屋」を中心とした階層的な集落構造や集落間関係へと連繋する要素を胚胎したものであったと想定される。

キーワード

- 対象時代 縄文時代
対象地域 群馬県
研究対象 環状・弧状列石を伴う集落



1. 深沢(月夜野町) 2. 新治村役場(新治村) 3. 布無(新治村) 4. 糸井太夫(昭和村) 5. 坪井(長野原町) 6. 長野原一本松(長野原町)
 7. 横堂中村(長野原町) 8. 久森(中之条町) 9. 押出(子持村) 10. 浅田(子持村) 11. 滝澤(赤城村) 12. 三原田(赤城村) 13. 上三原田東塚(赤城村)
 14. 前中後(北橋村) 15. 道調崎(北橋村) 16. 加久保C(富士見村) 17. 大瀧(前橋市) 18. 鼻毛石中山(宮城村) 19. 藤生沢(新里村)
 20. 上藤ヶ谷(新里村) 21. 清原寺裏(笠懸町) 22. 曲沢(赤堀町) 23. 三和・天ヶ塚(伊勢崎市) 24. 八坂(伊勢崎市) 25. 下瀬老(伊勢崎市)
 26. 千綱谷戸(桐生市) 27. 空沢(渋川市) 28. 沼南(古岡町) 29. 長久保大畑(古岡町) 30. 国分寺中間(群馬町) 31. 下新井(榎東村)
 32. 中喜地宮地(箕郷町) 33. 白川幸松(榛名町) 34. 大平台(高崎市) 35. 野村(安中市) 36. 砂坪(安中市) 37. 天神原(安中市) 38. 行田梅木平(松井田町)
 39. 新堀東源ヶ原(下仁田町) 40. 五科ヶ久保(松井田町) 41. 坂本北裏(松井田町) 42. 葛井(松井田町) 43. 滝川川(藤岡市)
 44. 東平井寺西(藤岡市) 45. 田島中原(富岡市) 46. 下窪田(下仁田町)
- 大規模な中期環状集落 ★大環状列石を伴う中期集落 ■大環状列石を伴う中期集落 ▲小環状・環状列石を伴う中期集落
 ○環状・環状列石や配石墓を伴う後期集落

図1 群馬県内における縄文時代中期末葉の環状集落と環状・環状列石および後期前半の環状・環状列石と配石墓の分布

1 はじめに

東日本の縄文時代において、中期末葉以降にその存在が顕著となる「環状列石」は、明治から大正における北海道志路や音江の環状列石の報告を皮切りに、大戦後の秋田県大湯環状列石の調査・研究を経る中で、その機能・性格をめぐる「墓地」あるいは「祭祀場」としての見解に二分されてきた。

こうした環状列石を巡る研究史については、山本輝久や秋元信夫により明らかにされており（山本1999、秋元1999）、その詳細についてはそちらに譲るが、近年青森県の小牧野遺跡や秋田県の伊勢堂岱遺跡などで新たに後期の環状列石が検出されたことにより、改めて議論が高まってきている。しかし、それは環状列石の機能・性格を巡っての議論が中心を占め、相変わらず「墓地説」と「祭祀場説」に二極分化したまま、集落を含めた構造的な分析にまで至るような展開を見せていない。

このような状況の背景には、結論を導くのに性急なあまり、各地域における環状列石の属性や変遷過程、あるいはそれを随伴する集落との関係といった基本的な分析が欠落していることに起因する側面が、多分に介在しているように思われる。改めて言うまでもないことであるが、日本列島に展開した縄文文化は必ずしも斉一なものではなく、少なからず時・空間的に異なった様相を有しており、各地域における文化的動向の把握は縄文文化研究の基本的課題と言えよう。

ところで、縄文時代の集落研究は、ここ数年来解决して活発とは言えない状況であったが、昨年の12月に縄文時代文化研究会の主催によるシンポジウム「縄文時代集落研究の現段階」が開催され、現在における集落研究の到達点と問題点の確認がなされた。筆者は大工原豊とともに、その資料集の中で群馬県における縄文時代集落の様相について概説し、併せてその変遷の面期についても一定の解釈を試みた（石坂・大工原2001）。その中で筆者は、中期末葉の環状列石がその出現前段階に存在した拠点的な環状集落跡地には形成されないことの意味や、大規模な環状列石を伴う集落は新たな統合原理のもとに形成された拠点集落であること、多様な環状・弧状列石のあり方はそれを媒介とする祭祀に階層的構造が存在すること、さらに後期後半以降に展開する配石墓を伴う環状列石には直接的に連携せず相互間に同期とは否めない大きな差異が存在すること、などをその変遷過程や立地論的分析を通じて論述した。しかし、頁数の制約から具体的な試料提示ができないまま論を展開したこともあり、内容的に不十分なものであったことは否めない。

本稿ではそうした点を踏まえ、新たな資料を追加・提示してその諸属性を分析し、中期末葉段階に出現する環状列石やそれを随伴する集落の機能・性格を環状集落の崩壊・消滅という文化動向の中で再認識するとともに、

併せて後期前半の環状列石・配石墓を伴う集落形成への脈絡を探りたい。

高、分析の対象とする地域については、先述したように東日本というような広域を対象とする前に、地域的な様相を明確にする必要があるという観点から、群馬県域の資料を中心に扱うことにする。また、県内の環状列石については、既に菊池実や田村公夫の研究があるが（菊池1988a・b・1990、田村1998）、ここでは研究史的にその内容紹介はせずに本文中での個別検討を通じて、基本的な考え方や資料評価などの問題点について取り上げてゆくつもりである。

2 中期後半の集落動向

(1) 環状集落の形成と集中的居住形態

環状集落の立地 中期末葉段階に大規模な環状列石が出現する背景や、それを随伴する集落の機能・性格を理解するためには、その出現前夜の中期後半の集落や遺跡の動向を理解する必要がある。これに関しては、既にその一部を論述しているが（石坂・大工原2001）、論を展開する都合上再述しておきたい。

特筆するまでもなく、群馬県域においても中期後半の集落の特徴は、100棟以上の堅穴住居を有する大規模な環状集落の形成にある。こうした環状集落は、利根川中流域や東毛域では三原田遺跡（赤山他1980・1990・1992）を代表例として、道訓前（長谷川・他2001）、上三原田東峰（長谷川・他2001）、旭久保遺跡C、鼻石石中山（細野・他1996）、藤生沢（藤田他1997）、曲沢（松村1979）、下海老（松村・他1986）、清泉寺裏（若月1983）、天ヶ堤（金子2001）、沼南（松村・他1999）、園分僧寺・尼寺中間地域（桜岡・他1986）など、そして西毛域では白川傘松（関根・他1997）、大平台（下条・他1989）、砂押（井上・他1999）、下鎌田（大賀・他1997）、新堀東源ヶ原（千田・他1997）などの17遺跡で確認されている。

それらの分布状況を見ると、図1に示したように西毛の吾妻川上流域や北毛の利根川上流域には希薄で、利根川中流域とそれと隣接した西毛の碓氷川流域に比較的に集中している。こうした分布の濃淡については、現在までの開発頻度による遺跡発見の差異を多分に反映している可能性もあり、これのみで環状集落の立地動向を論ずることは難しい。しかし、それらの立地が、いずれも丘陵陵末端部や河岸段丘などの比較的広い平坦面の確保が可能な台地形上に占地するという共通性を考慮すると、同様な地形に乏しい山地部の卓越する吾妻川上流域や利根川上流域などでの希薄性は、かなり当時の実体を反映している可能性が高いだろう。利根川中流域から東毛にかけての環状集落は、相互に5〜7kmの間隔を置いて存在しており、各環状集落が各区域の中心的・拠点集落と仮定した場合には、その領域は半径5km前後のエリア



図2 三原田遺跡の環状集落 (赤山1990に加筆)

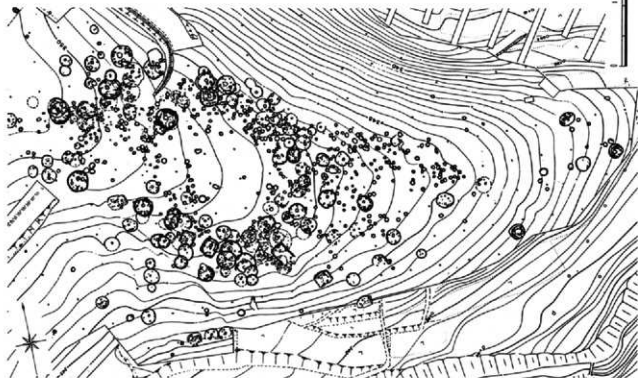


図3 新堀原遺跡、原遺跡の環状集落 (千田・他1997)

表1 各遺跡の集落規模と継続時期

(棟数)

遺跡名	五頭台	阿1a	阿1b	勝坂2	勝坂3	加E1	加E2古	加E2新	加E3I	加E3II	加E3III	加E3IV	加E4	称I	称II	堀1	不明	合計
三原田				17	23	22	22	29	33	50	30	19	14	13	4	1	56	353
新堀東源ヶ原	3	1	1	25	17	8		23	34	18	21	8					16	175
白川余松				2	3	1	8	9	8	12	8	7	7					65
下鎌田	4			6	10	4	4	7	6	30	28	17	15				56	187
藤井										1						1		2
瓦麻二之原										1	6	7	2	4	2	4	1	27
三ツ子沢中					1					1	1	3	2	1	1			10
沼南	1			6	12					2								17
野村											3	5						17
坂本北裏					1						1							2
久森										4	2	2						8
田塚中原											2	15	2					19
上原・三角											6	2						8

であったと想定される。

環状集落の形成と継続時期 17箇所の環状集落遺跡の中で、その全体を調査しているのは三原田遺跡を始め新堀東源ヶ原遺跡と下鎌田遺跡の3例に過ぎないために、環状集落の形成過程を始めとした詳細な内容の把握できないものが多い。この3遺跡を中心にして環状集落の形成や継続の時期をみると、表1のようになる。各遺跡相互で若干の違いはあるもののその形成期はおおよそ勝坂3式期であり、その後も継続的な居住がかなり長期間にわたって展開する点で共通している。また、その多くが中期末葉の加曾利E4式期で居住の終焉を迎え、三原田遺跡のように後期まで継続する場合でもその初頭段階の堀之内I式期で継続を断つという類似した特徴が認められる。これらの代表的な環状集落遺跡における時期別の住居数を見ると、各遺跡ともにその規模は加曾利E3式I期～同II期をピークとして、それ以降は縮小する傾向を有していることが解る¹⁾。

下鎌田遺跡については調査精度が粗く、その報告内容にも不備が多いことから除外し、三原田遺跡と新堀東源ヶ原遺跡について、環状集落の構造やその変遷過程を図7に示した。両遺跡ともに、勝坂3式期に環状の集落形態が出現し、その形態が加曾利E3式III期まで継続する状況を看取することができる。勝坂3式期段階での「居住帯」²⁾のサイズは、三原田遺跡が直径140m、新堀東源ヶ原遺跡が直径100mと他期に比べて最大となるが、これ以降のサイズは同心円状に徐々に縮小し、環状形態が消失する直前の加曾利E3式III期では、各々80mと60mに変化している。つまり、時間的経過に伴って居住域が外側から内側へと移行してゆく現象が、共通して認められるのである³⁾。

勝坂3式期～加曾利E3式III段階にかけての墓と想定される遺構は、貯蔵穴と類似した径1～2mの円形土坑であり、葬法的には鉢・土器片被り葬が最も多く、他に墓標的に単体の大形礫や複数の小形礫を配するものや、鉢被り葬に抱石葬を付加したもの、抱石葬だけのもの、

底部の一部や胴部下位を打ち欠いた深鉢土器を土坑の上位に供前するもの、などの幾つかのタイプが認められる。しかし、これらの墓坑が特定の区域に集中するようなあり方は認められず、基本的には「居住帯」を構成する各住居に付随するように、その周辺に散在している。少数ながら存在する屋外埋設土器なども、墓坑などと近接して存在し、そのみが集中するような状況は見られない。また、「居住帯」内側の中心部には、勝坂3式期～加曾利E3式III段階までの各時期を通じて堅穴住居を始め貯蔵穴・墓坑などの遺構は配置されず、広場状の空間部が保持されて続けている点は、当該域における集落構成の基本的原理として認識することができる。これら以外の遺構の存在は顕著ではなく、特に関東南西部で多見される掘立住居が環状集落内で確認された例は皆無であり、当該期の群馬県域では採用されなかった可能性が高い。

こうした環状集落の一時期の規模については、住居型式やそこから出土する土器型式および重複関係などを考慮すると、その半数以上の10棟前後～10数棟に縮小すると考えられる。しかし、そうした場合でも、各環状集落の同一領域内に散在する一時期2棟前後で構成される小規模集落とは、対照的な集落の規模と言える。

前述したように、各環状集落は5km～7kmの間隔を置いて各地域に散在すると考えられるが、これら集落を中心とした領域分割と集中的な居住形態の存在を窺うことができる。このような環状集落と小規模集落との併存関係については、民族誌のモデル(羽生1990・1994・2000)に従えばレジデンシャルベースとワールドキャンプ、あるいはそれに季節的な居住地移動などを加味した関係が想定されよう。いずれにしても、相互に機能を異にする集落が一領域内で社会的結合関係を持って配置されていると見てよく、いわば機能・性格を分有した各遺跡の複合体が各領域を構成する遺跡群の構造であろう。

環状集落は、第一義的に多人数による集中的居住の場としての性格を付与できるが、同時に黒曜石や硬玉製大珠などの稀少交易品をも集約する各領域の拠点的性格

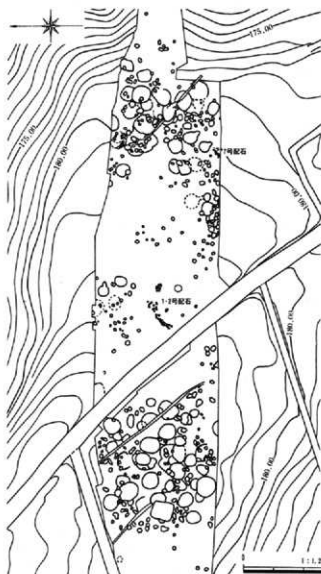


図4 白川傘松遺跡の環状集落 (関根・他1997に加筆)



図5 下鎌田遺跡の環状集落 (大賀・他1997)

加曾利E3式Ⅰ期	加曾利E3式Ⅱ期	加曾利E3式Ⅲ期	加曾利E3式Ⅳ期
<p>(三原田)</p>	<p>(三原田)</p>	<p>(荒砥前原)</p>	<p>(荒砥前原)</p>

図6 加曾利E3式土器の段階区分

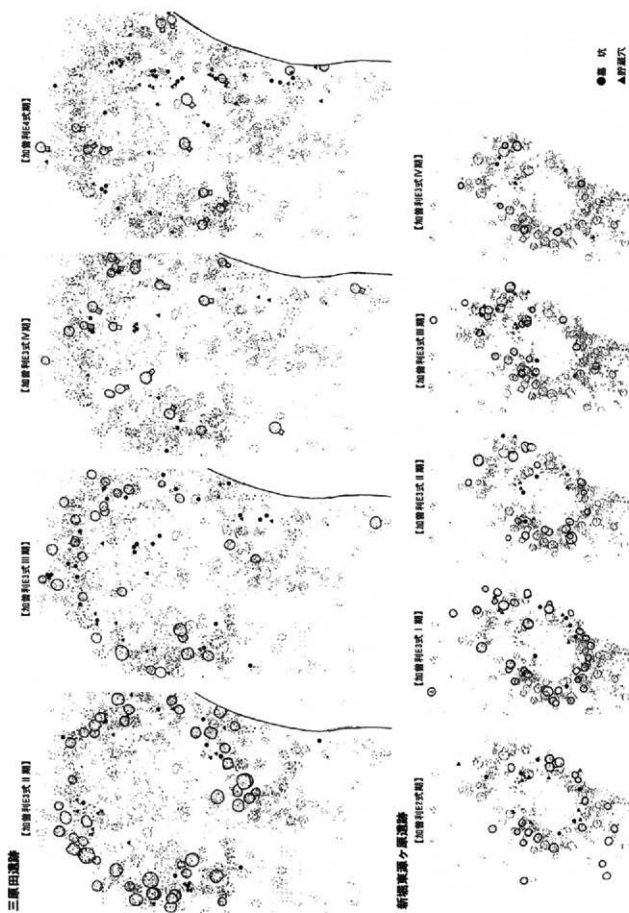


図7 三原田遺跡と新潟東原ヶ原遺跡の集落変遷

を有している点にも留意する必要がある。

(2) 環状集落の崩壊・消滅期の様相

集中的居住形態の消滅 三原田遺跡に代表される環状集落は、加曾利E3式I期～同式II期でピークを迎え、その後徐々に集落規模を縮小しながら同式IV期には、集落構成の基本的原理であった中央空開部を中心とする「居住帯」の環状配置構造が崩壊する。具体的には図7の三原田遺跡例に見るように、加曾利E3式III期の環状「居住帯」配置が散在的に変化して、前段階までの「居住帯」外側や中央の空開部にも侵出する現象が認められ、それまで強固に維持されてきた基本的原理が崩壊しているのである。また同時に、竪穴住居の構造にも変化が生じ、床面に石を敷き詰めた柄鏡形敷石住居が出現してくる。同遺跡では、他時期住居との重複による攪乱で不明瞭なものを除けば、当該期の住居は全て柄鏡形敷石住居という齊一的様相を見せている。新堀東原ヶ原遺跡の場合でも、同段階の住居群が拡散的配置となって環状原理が崩壊しており、三原田遺跡ほどの齊一性はないものややはり柄鏡形敷石住居の出現が認められる。

このように、環状集落遺跡においては、加曾利E3式IV段階に環状原理の崩壊現象と柄鏡形敷石住居の出現が軌を一にしていることに注目する必要がある。ただし、柄鏡形敷石住居それ自体はこうした環状集落跡地だけに構築されるものではなく、下記のような同時期の小規模集落にも通有なものであり、いわば当該期における齊一的現象と言える。

小規模集落を単位とした散在的居住形態の出現 中期末葉以降にも集落立地が後期初頭へと継続するのは、三原田遺跡や曲沢遺跡、天ヶ塚遺跡など少数存在するが、いずれもその集落形態は非環状であり、かつ一時期5棟前後の小規模な集落内容に変化している。こうした動向とはほぼ時を同じくして、新たに加曾利E3式III・IV期に出現して加曾利E4式期までの短時間で継続を断つような上原・三角（長谷川1999）、荒砥北原（石坂1986）、市之関前田（細野1992）等の遺跡や、二期に出現して堀之内I式期まで継続するような荒砥二之塚（石坂・他1985）、熊野谷（前原・他1989）、芳賀北曲輪（金子1990）、三ツ子沢中（池田・他2000）などに代表される遺跡が存在する。総体的には、前者のような短時間で終焉する遺跡が目立つが、各遺跡ともやはり柄鏡形敷石住居を主体とした一時期2～3棟前後の小規模なものである。

つまり、一時期10～20棟の規模を有した環状集落も、加曾利E3式IV期以降はこのような小規模集落と同質なものに変移していったと考えられ、それまでの集中的な居住形態から小規模集落による散在的な居住形態への転換期となっている。

ただし、三原田遺跡・白川傘松遺跡・下鎌田遺跡などは、当該期において後述するような小規模な環状・弧状

列石を伴っており、やや異質な側面を保持している。

(3) 環状列石を伴う集落の出現

遺跡の立地 環状集落の崩壊と柄鏡形敷石住居の出現が相関関係にあることは先に見てきたとおりであるが、これらと時期を同じくすると想定されるものに環状列石や弧状列石の出現がある。現在のところ、中期に比定されると思われる環状・弧状列石は、坪井（富田2000）、横壁中村（綿貫・他1997、群埋文1996）、久森（丸山・他1985）、三原田（前掲）、空沢（大塚1980・1985・1993、小林1991）、長久保大畑（田村・他2000）、中善地・宮地（田口・鳥羽1988）、白川傘松（前掲）、東平井寺西（古郡・他2000）、野村（千田・他2001）、田籾中原（菊池・他1990）、坂本北裏（金子・他1999）、下鎌田（前掲）などの13遺跡で確認されている⁹⁾。

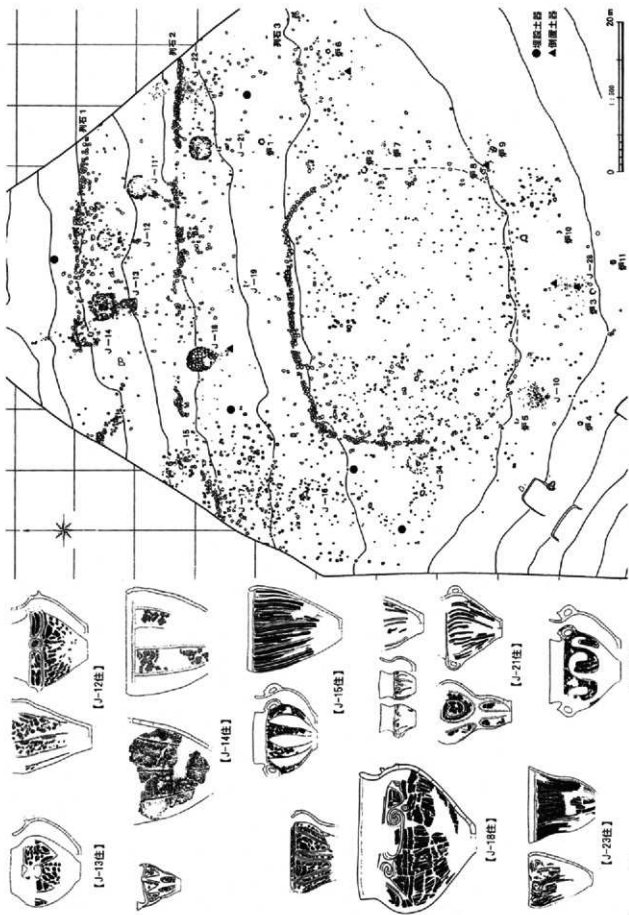
それらの立地は、図1のように西毛の吾妻川・碓氷川・鶴川などの各上流域の丘陵・山地部を中心に9遺跡が存在し、かなりまとまった分布が認められるが、利根川上流域の北毛や下流域の東毛では、極めて希薄な状況を呈している。こうした分布の偏差については、前述の環状集落遺跡の分布動向と同様に、発見の契機となる開発頻度の差異を反映している可能性を考慮する必要のあることは、言うまでもないことである。しかし、それまで多くの環状集落が立地した比較的开发の進んでいる利根川中流域では、三原田・空沢・長久保大畑の3遺跡を確認するに止まることから、環状・弧状列石の分布が山地部を中心に偏在する傾向を看取することができよう。北毛域については、今後での検出が見込まれる。

また、これらの遺跡では環状・弧状列石と同時期の集落が併存しており、基本的に環状・弧状列石そのみで単独立地することがない点は、それが集落内で執行された祭祀・儀礼と関係する遺構であることを示している。

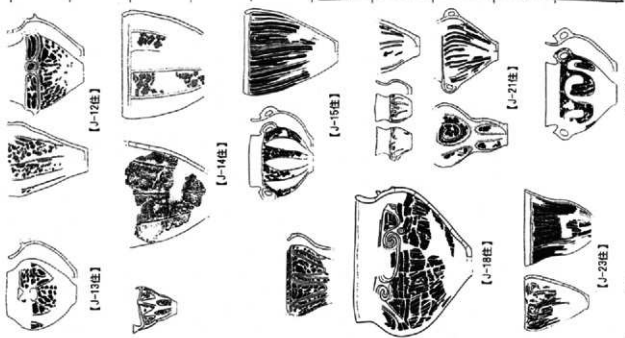
出現の時期 これらの環状・弧状列石の始末時期については、列石内の出土土器やその構築面直下の埋設土器、あるいは周辺に存在する敷石住居の構築時期や集落の存続時期等から判断し得る。久森・長久保大畑・野村・東平井寺西¹⁰⁾・田籾中原などはそうした例であり、加曾利E3式IV期～加曾利E4式期に比定できる。

伴出土器や住居等の遺構との関係が不明瞭な白川傘松・下鎌田などは、時期の確定が難しいが、集落自体の存続が加曾利E4式期で終焉するところから、当該期を下ることはないと考えられる。また、坪井遺跡例は加曾利E3式IV期のSI09住居、三原田例は加曾利E3式III期の1区75号住居のそれぞれ上部に構築されており、同様に各当該期を越えることはない。ただし、坪井遺跡例については周辺区域の遺構の時期から見て、加曾利E4式期を下ることはなく、従って加曾利E3式III期～同4式期の間に取まると考えられる。

これらの事例を表2に一括したが、時期の確定しない



野村遺跡の大塚状列石を伴う集落と出土器 (千田・小野2001に加筆)
 図8



白川傘松遺跡、下鎌田遺跡や坂本北裏遺跡の例を除けば、中期における環状列石の出現は加曾利E3式IV期にあることがほぼ確定であろう。また、その継続期間については、加曾利E4式期を下らないという状況が看取でき、その消長は比較的短い期間にて終焉するものと理解して問題ないだろう。つまり、加曾利E3式IV期に出現する環状・弧状列石は、基本的に後期初頭まで継続的に造営されることなく、中期という枠組みの中で一旦終焉すると見なすことができる⁹⁾。

3 中期末葉の環状列石の構造

(1) 環状列石の本体構造

規模・形態等の諸属性 前述したように、中期の環状・弧状列石は加曾利E3式IV期に出現して加曾利E4式期に終焉すると考えられるが、それがどのような構造を有しているのかを個々に分析する必要がある。先の13遺跡の環状・弧状列石は、調査範囲が狭小なことや後世の攪乱等を受けているケースが多いために、その全貌が明らかになっているものは極めて少ない。従って、その内容把握もかなり制約を余儀なくされるとともに限定的なものにならざるを得ないが、構造を分析するに当たって以下のような項目立てをして、各遺跡における環状・弧状列石の諸属性のあり方を見てみよう。

a. 列石帯の規模による分類。

- ・I類：長軸長ないし直径が30m以上のもの。
 - ・II類：長軸長ないし直径が30m未満のもの。
- b. 列石帯の平面形態による分類。従来、環状列石として一括されてきたが、列石帯の走行・区画方向や断続状態により明確な細分が可能である。

- ・A類：隅丸形状
- ・B類：円形状
- ・C類：弧状

c. 列石帯の重層性による分類

- ・1類：一重（単列）
- ・2類：二重（2列）
- ・3類：三重（3列）

d. 列石帯の構築方法による分類

- ・a類：乱石配列
- ・b類：平積み
- ・c類：小牧野式

規模による分類は、換言すれば大規模なI類と小規模なII類とすることができるが、II類の中でその長さや直径が20mを超えるものはない。また、I類には直径が1mを超えるような巨石を始め多量の石材が用いられており、そこに投下された労働力の大きさなどの点でも両者の差異は際立っている。I類には横壁中村・久森・空沢・野村・東平井寺西・田篠中原などの6遺跡が、またII類には坪井・三原田・長久保大畑・白川傘松・下鎌田など

の5遺跡が存在する。

平面形態の分類では、隅丸方形のA類に野村遺跡の「環状列石」（図8）と久森遺跡の「内縁環状列石」（図9）とを上げることができるが、部分的調査ながら東平井寺西遺跡の「環状列石」も、その主体となる大形礫の配列状況から見て同類に比定される可能性が高い¹⁰⁾。円形のB類として確定なのは、三原田遺跡の「1区75号配石遺構」（図16-b）と坂本北裏遺跡の「環状配石遺構1」（図16-c）の2例である。このA・B類は、環状列石の名称に相応する内容を有しており、その呼称については両類にのみ限定して用いることにする。また、弧状のC類は、坪井遺跡の「弧状列石」（図16-d）、白川傘松遺跡の「2号石組列1号配石」（図16-e）¹¹⁾、田篠中原遺跡の「環状列石」（図10）、それと下鎌田遺跡の「1号配石」に確実な例が認められる。この弧状形態については、A類やB類が後世の攪乱を受けて弧状に残存したという可能性も皆無ではないが、野村遺跡の環状列石外縁部の「列石1〜3」はその最終形態が弧状であることから見て、一つの完成形態として存在したものと理解される。横壁中村遺跡（図11）や空沢遺跡（図12）の例も、部分的調査ながら弧状形態を持つと想定して良いだろう¹²⁾。これら以外の形態として、直線状の列石も想定されるが、小規模な場合にはC類の弧状との区別が難しく、存在自体が不明瞭である。ただし、後述するように列石内の各単位配石を連結する場合には、直線状となる箇所も認められることから、単独の完成形態としてではなく、環状列石や弧状列石に付帯する部分的なものとしてならば、存在し得るであろう。

列石帯の重層性の分類では、二重あるいは三重の配列を有するものに横壁中村・久森・空沢・野村などの4遺跡がある。先の分類では、ともに大規模なI類に帰属するもので占められていることや、II類にはそうした重層性が認められない点は注目する必要がある。

この3項目の分類結果を総合的に見るならば、先ず大規模なI類にはA類の隅丸形状とC類の弧状の2形態だけが存在し、また二・三重に列石を配置する重層構造をもつものはこのI A類とI C類の両者にのみ認められることから、I A・C類と2・3類とが相互に密接な関係を有することが理解される。換言するならば、こうした重層の配列は、I A・C類の大規模環状・弧状列石の特徴の一つとして認識されるものであり、II類B・C類の小規模な円形状・弧状列石には基本的に随伴しない要素であると考えられる。

構築方法については、前述のようなa〜cの3項目との明確な関係性は認められず、大半の環状・弧状列石が大小の礫を混在させる不整然とした配列や石積み（とりあえずこれを「乱石配列」と呼称しておく）をしている。一方、野村遺跡例は人頭大の扁平な河床礫を用いて、そ

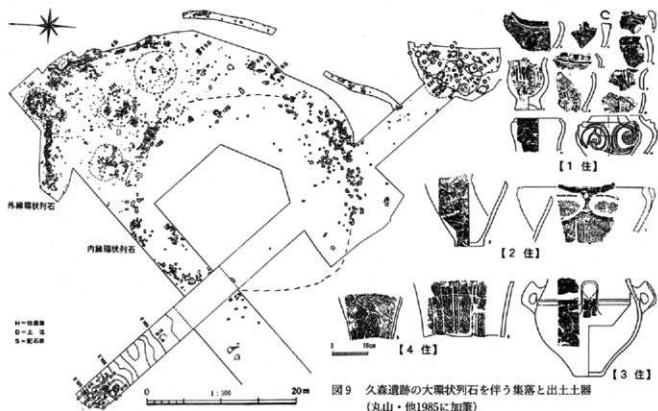


図9 久森遺跡の大環状列石を伴う集落と出土土器
(丸山・他1985に加筆)

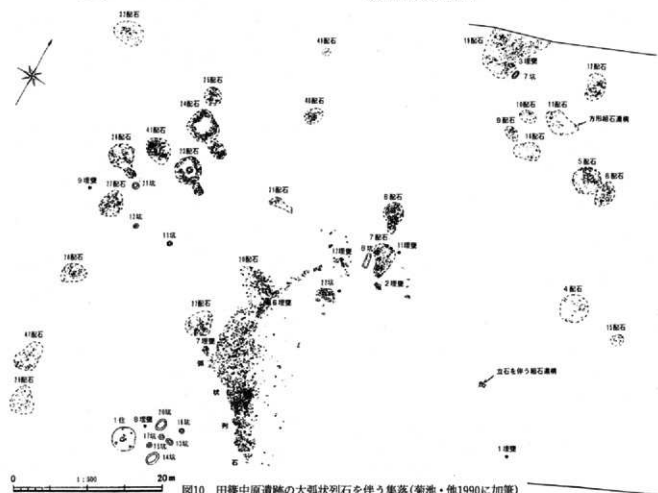


図10 田篠中原遺跡の大弧状列石を伴う集落(菊池・他1990に加筆)

の平坦面を上下にして縦位直列状に3~4段積み上げる古墳の葺き石に類似した「平積み」をしており、他とは異なる様相を呈している。一見すると、青森県小牧野遺跡の環状列石に見る「小牧野式」に近似するが、立石状の配置と平積みを交互に繰り返さない点でその違いは大きい。基本的に同一の手法ではなく、相互にその系統を違えていると考えられる。この「小牧野式」構築方法は、東北地方では既に中期末葉段階の環状列石に用いられていることが、山形県小林遺跡の環状列石¹⁰（佐藤他1976）や青森県三内丸山遺跡の環状配石墓（佐々木2001）の事例から窺い知ることができる。しかし、こうした構築方法は、少なくとも中期末葉段階の当該域には採用されなかったと見て良い。

列石を構成する遺構 環状・弧状列石を構成する石材の配置状況を観察すると、その内部には小規模な不定形の配石や立石状の大形礫を中心とした小配石などが点在し、それを列状配石で連結するような状況が認められる。こうしたあり方については、既に田村公夫により指摘されているが（丸山1985・田村1998）、横壁中村・久森・東平井寺西・田篠中原などの大規模環状・弧状列石だけでなく、白川傘松遺跡などの小規模環状列石にも認められる。また、一見整然とした列状配石で連続構成される野村遺跡のような環状列石でも、一定の間隔で2石配置を単位とするようなあり方が認められるようであり¹¹、その内容にはやや複雑なものがある。いずれにしても、上記のようなあり方を含めて環状・弧状列石の構築は、単純な連続的作業でなされたものではなく、小規模配石を単位として、それを連結するようになされたものと考えられる。

また、その構築に当たっては複数の基点が存在した可能性も想定される。後述する後期の浅田遺跡（図19-d）では、柄鏡形敷石住居の右側に接続する列石に段違い状の不連続とそれを修復するかのよう不自然な配列が認められており、相互に基点を違えたために生じた齟齬の可能性が窺える。

立石については、大形石棒を用いる例が野村遺跡に認められるが、久森・田篠中原・坂本北裏などの遺跡では、棒状の大形河床礫を立位にしたものである。列石内におけるこうした立石の配置に関しては、野村遺跡で季節的な日の出・日没などの太陽の運行との関係が指摘されているが（千田・小野2001）、実証的な検討が必要なものもあり、ここでは立ち入らない。また、後述するように、列石内には他の石材に混じって男性原理や女性原理を象徴する石棒や多孔石などが多数存在し、生命や生産に関わる呪術や祭祀的な要素が濃厚に認められる点は重視する必要がある。

埋設土器については、列石下に存在する例が久森・田篠中原・坂本北裏などの遺跡で確認され、比較的大規模

な環状・弧状列石に伴出していることから、相互の密接な関係性が想定される¹²。一方、野村遺跡では埋設土器ではないが、中央部の環状列石下に4体の深鉢土器を破砕して敷き詰めたような状態が認められ、その構築に先立って何らかの儀礼的行為が存在したと考えられる。また、環状列石下ではないものの、それに近接して5基の埋設土器と地面に逆位に置いたような伏壺5基が検出されており、先の例と同様に大規模な環状列石との関係が窺える。このような列石に伴う埋設土器については、幼児埋葬ではなく「祭祀用具・施設として機能した」（山本1977）とされているが、伏壺も含めて祭祀的用途が想定される。

また、環状や弧状の列石で囲繞される内側のエリアには、各遺跡ともに同時期の遺構は何ら存在せず、広場状の空間部が形成されていたと見て良い。土器や石器などの遺物出土についても極めて希薄であり、外縁部の状況とは一線を画することができる。

環状・弧状列石の構築順序 久森遺跡や野村遺跡のように、隅丸形状列石を中心にしてその外縁部に同心円的な弧状列石を複数配置するケースでは、その構築順序のあり方が問題となろう。この点については、図8・9に示したように列石下の埋設土器や近接あるいは重複する柄鏡形敷石住居の時期から判断できる。

久森遺跡では、中央部の「内環状列石」はその外縁に近接する加曾利E3式IV期の2・4号住居から同式期に、また「外環状列石」は西端列石下の加曾利E3式IV期の埋設土器や列石と融合的に配置される加曾利E4式期の1号住居から同E3式IV期~同E4式期にそれぞれ比定される。

野村遺跡の場合は、中央部の「環状列石」は北側列石下に意識的に破砕・遺棄された加曾利E3式IV期の土器群から同期に、「列石2」はその南側に加曾利E3式IV期のJ-18・J-21・J-22などの住居が並び、列石を挟んでその北側に加曾利E4式期のJ-11~J-15などの住居が位置することから同E3式IV期~同E4式期に、「列石1」は先の加曾利E4式期の住居群が南側に位置することや、その1棟のJ-14が列石と融合的に配置されることから同E4式期にそれぞれ比定できる。

この両遺跡では、先ず中心部の隅丸形状の環状列石が加曾利E3式IV期に形成され、その外縁部の弧状列石については、環状列石に近接するものから順次構築されていったことが解る。

このように、重層構造を有する大規模な環状列石においては、その構築順序に内環~外環への明確な方向性が認められ、これを重視しなければならない。また、弧状列石ながら重層性をもつ横壁中村遺跡や空沢遺跡などでは、列石下の埋設土器や出土土器の状況が不明瞭であり、現段階では上記と同様の構築順序が存在するの否か判



図11 横壁中村遺跡の大弧状列石を伴う集落 (群埋文1996)

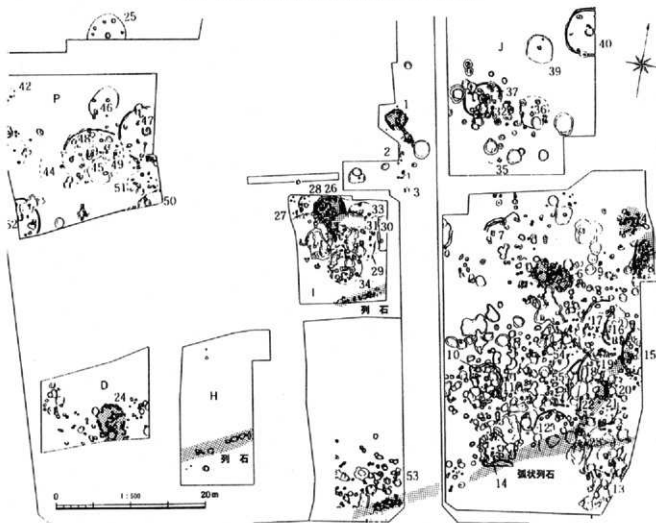


図12 空沢遺跡の大弧状列石を伴う集落 (大塚1993)

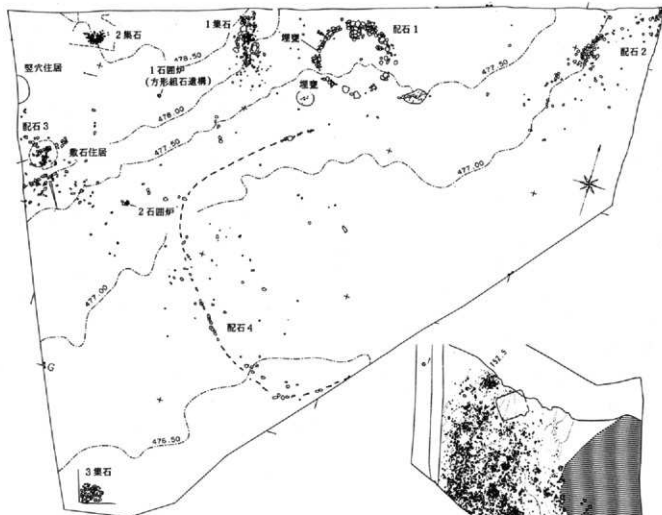


図13 坂本北裏遺跡の環状・弧状列石を伴う集落 (金子・他1999に加筆)

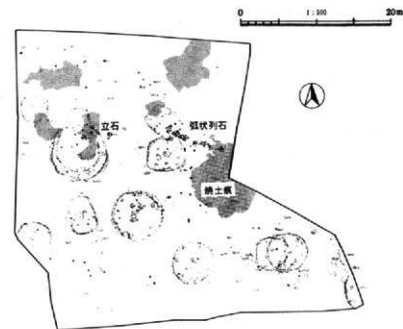
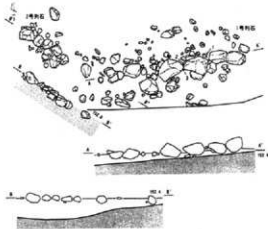


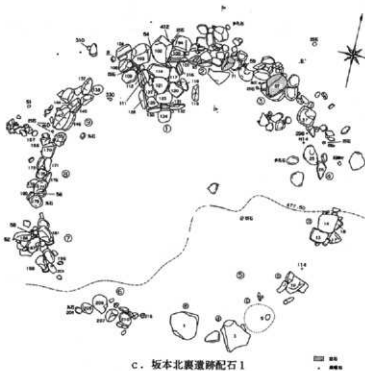
図14 坪井遺跡の小弧状列石を伴う集落 (富田2000に加筆)



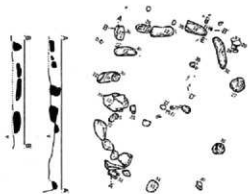
図15 長久保大畑遺跡の小弧状列石を伴う集落 (田村・他2000に加筆)



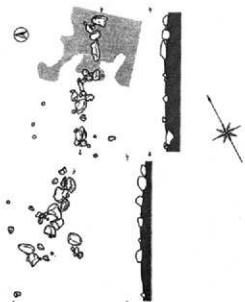
a. 長久保大畑遺跡1・2号列石



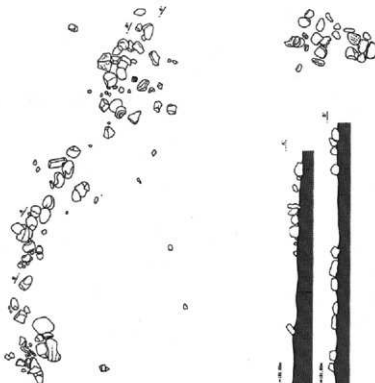
c. 板本北裏遺跡配石1



b. 三原田遺跡1区75号配石



d. 坪井遺跡 弧状列石



e. 白川傘松遺跡2号石組列・1号配石



図16 各遺跡の小隅状・弧状列石

断できない。しかし、久森・野村の両遺跡に共通するいわば「原理」とも言えるものであり、その可能性は高いと思われる。

切り盛り土による整地行為 環状・弧状列石の築造に伴って、傾斜面上方の地表を掘削して下方へ盛り土し、数段の平坦面を造成するような整地行為が野村遺跡で確認されている。当遺跡の平石積みは、その掘削面や盛り土端部の法面を被覆するように構築されており、かなり大規模な土木的工事を行っていることが解る。他に久森遺跡などでもそうした整地行為が存在した可能性を想定できるが、明確なのは現在のところこの1例のみである。青森県小牧野遺跡では、環状列石の構築に際して平坦地を意識的に選んで斜面地を選定し、地面の掘削・整地作業をしていることが指摘されている（小林1995、遠藤1997）。野村遺跡では周辺の地形全体が斜面地でもあり、そうした意識的な選択の有無を判断することは難しいが、掘削・整地工事に多大な労力を投下してまで同地点に固執するあり方には、各集団の領域関係のみでは理解できない背景の存在を窺わせる。

集落内における構築位置 環状・弧状列石の構築が、集落内のどの地点を占地しているのかは、規模や形態によって差異が認められる。先ず、IA類の大規模かつ隅丸方形的環状列石をもつ野村遺跡や久森遺跡では、柄鏡形敷石住居がその外縁部に配置されており、環状列石が集落の中心部に位置することが解る。IB類の大規模な環状列石をもつ田篠中原遺跡でも同様な状況が認められるが、空沢遺跡の場合には集落端部の斜面下方に位置するようであり、いわば集落の外縁部に弧状配置されると考えられる。横壁中村遺跡例も、この空沢遺跡例に類似した様相を呈している。II A・B類の小規模な環状・弧状列石の三原田・白川傘松・下鎌田などの遺跡では、前段階の環状集落の中央空開部とは直接的な関係は認められず、加曾利E 3式IV期や加曾利E 4式期の住居に近接したあり方を示している。白川傘松遺跡の1・2号配石（図4）はかつての中央空開部に位置するようにも見えるが、むしろその北側に存在する中央空開部へと侵出した柄鏡形敷石住居（II地区1住）との近接関係でとらえるべきであろう。なぜなら、その東側50mには中央空開部とは関係しない7号配石が存在し、それに近接して3棟の柄鏡形敷石住居（同9・10・17住）が認められるからである。このように、規模の大・小や形態などの差によって、集落内における配置状況に差異が認められる点は、各環状・弧状列石が集落内において担っていた機能・性格の差を反映したものである可能性が高い。

② 環状・弧状列石の外縁部の遺構状況

墓坑・方形状組石・集石土坑・配石遺構等のあり方 環状・弧状列石の外縁部には、柄鏡形敷石住居を始め様々な遺構が存在するが、規模の大小によってその構成内容

にはかなりの差異が認められる。

先ず、墓や墓坑については、列石内にあるいは列石下に存在する事例は皆無であり、基本的に中期末葉の環状・弧状列石には付随しないと思われ。ただし、その外縁部には上部に標石状の立石や小配石を伴う墓坑の存在するケースが、坪井・三原田・白川傘松・坂本北裏・東平井寺西・田篠中原（図17-h）・下鎌田などの多くの遺跡で認められる¹⁹。こうした標石状の配石を伴う墓坑は、中期後半段階の集落内に既に認められるものであり、環状・弧状列石を伴出する集落のみに随伴する要素ではないが、同時期の加曾利E 3式IV期や同4式期の小規模集落には希薄でもあることから、相互に何らかの関連性を持つことが予測される。またそれらの遺跡における墓坑は、柄鏡形敷石住居の周辺部に散在する状況を呈し、特定の区域に集中したり整然とした配列などが認められないことから、墓坑基は形成されていなかったと考えられる。

一方、野村遺跡や久森遺跡などの大規模環状列石を伴う集落では、墓坑の存在が希薄となっている。久森遺跡は部分的な調査であることから、未調査区域に存在する可能性もあるが、野村遺跡の場合には周辺部での確認ができないようである¹⁹。現段階での明言はできないが、大規模環状列石を伴う集落の墓坑は、鹿屋基や集落外に存在した可能性を考慮する必要もあるだろう。

墓坑と同様に、環状・弧状列石と直接的な位置関係を持たないものに、方形状の組石遺構と集石土坑の存在がある。前者については、径20～30cmの丸石や長さ1m弱の棒状礫を中心に据えてその周囲を方形状に石囲いするもので、その下位には墓坑などの施設を伴わない特徴を有する。田篠中原遺跡（図17-b・c）と坂本北裏遺跡（図17-a）で計3例が確認されている。丸石を囲繞するものは、形態的に石組炉に類似することから炉と誤認されたりしているが¹⁹、後述する浅田・前中後・行田梅木平などの後期遺跡の列石や配石墓内にも存在しており、またその組石のあり方を示すものとして注目される。また、この組石遺構は、丸石と立石を中心にする2タイプに分離され、各々が次段階へと変遷すると考えられる。

集石土坑については、長久保大畑（図17-e・f）・白川傘松・坂本北裏・東平井寺西・田篠中原の各遺跡で検出されているが、特に東平井寺西遺跡では5～10基と多数が存在し¹⁹、明瞭に被熱を受けたものが認められることから、何らかの調理的な行為がなされたと推察される点とともに、大規模な環状・弧状列石に多数基が随伴する点で注意を要する。こうした遺構は、縄文時代の集石遺構を分析した谷口康浩の分類に準拠するならば、「I群乙種」に比定されるものであり、前期の阿久遺跡を例として「儀礼的炊爨が、葬送に際して個々に演じられた」遺構の可能性が指摘されている（谷口：1986a）。葬送云々

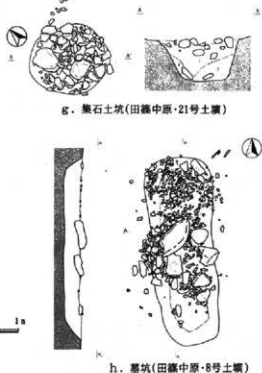
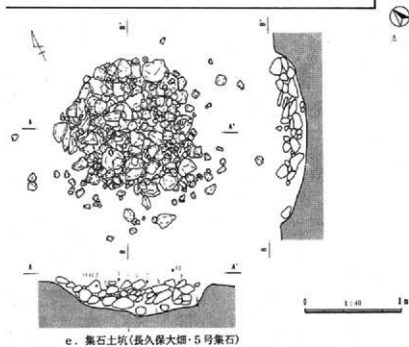
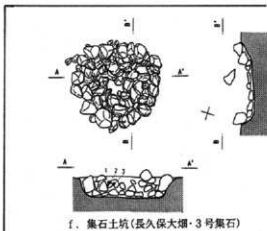
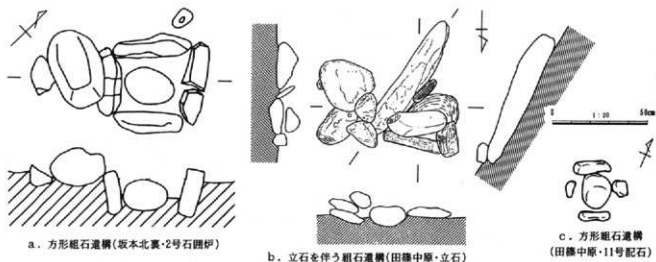


図17 環状・弧状列石の周辺部に存在する遺構(方形・円形組石遺構、集石土坑、墓坑)

や集石土坑の全てが儀礼的な目的のみに使用されたか否かは別に置くとして、中期末葉の環状列石でもこのような集石土坑による「儀礼的炊爨」行為の存在を認定することができよう。これに関連するものに、田篠中原遺跡の柄鏡形敷石住居や環状列石を構成する石材における被熱痕、坪井遺跡の弧状列石周辺部での焚火行為などの存在がある。環状・弧状列石内やその周辺からの焼骨片の検出事例はないが、集石土坑なども含めて儀礼的な行為に伴う火の使用がなされたことが想定される。

列石や配石墓とは区別される配石遺構が外縁部に存在するとされる事例は、長久保大畑遺跡で8基が、田篠中原遺跡で36基がそれぞれ報告されている。掲載写真や実測図などの報告内容から見る限り、両遺跡ともに外石の配置状況は極めて散在的であり、各々が確実な遺構として認定できるだけの要件を満たしているとは思えない。遺構確認面が現地表から浅いことにより、柄鏡形敷石住居が攪乱・破壊されたものであることも想定され、その認定に当たっては慎重を期すべきであろう¹⁷⁾。ただし、環状・弧状列石の外縁部に円形や方形の配石遺構が存在する可能性を否定するつもりはない。なぜなら、山形県小林遺跡の中期末葉の環状列石外縁部には、長さ4.4×短辺3.0mの方形の配石遺構が併存するからである。

報告内容に不備点が多いことや各遺構の時期が確定できないこともあり、前述の分析項目の中では取り上げなかったが、坂本北裏遺跡(図13)ではそのような環状列石と配石遺構との関係を窺うことができる。報告者は、「環状配石1」を中心にして「配石2~4」がそれを圍繞するような二重の環状構造を想定しているが、遺構配置からはそのような認定は困難である。詳細な図や記載がないためにこの全体図から判読せざるを得ないが、断続的なが南北及び東方向へ延びる「配石4」の列石を繋げるならば、点線で示したような隅丸方形の列石形態が浮上してくる。これは野村遺跡や久森遺跡の環状列石と同一形態であり、この場合「配石1」はその外縁部に位置することになる。「配石2・3」は、敷石住居との重複や部分的な検出であるために判然としなが、「列石3」の場合はやや小規模ながらも「配石1」と同様の円形配石となる可能性もある。各配石の時期については、「配石1」が列石下位の埋設土器により、また「配石3」がその下位の敷石住居との関係から、ともに加曾利E3式末葉段階よりも新しいことは確実であるが、伴出土器には堀之内1式も少なからず認められることから断定することは難しい。仮に、これらの配石が中期末葉の同時期に比定されるならば、大規模環状列石に小規模環状列石が付随する構造を持つことになる。こうした想定が正しければ、田篠中原遺跡などにおいても同様の配置構造が存在した可能性は残ることになるだろう。

上記以外には、転石状の大形礫を圍繞するように小形

礫を不規則に配置するような事例が、坂本北裏遺跡で一例確認されている。図13の「1号集石」とされているものであり、特定の礫を圍繞するあり方に先の方組石遺構との類似性も感じられるが、これが他の列石と同様に意識的な配置なのか否か、見極めるのが難しい。山体からの垂角礫の転石供給を受けて、人為的な配石との区別が難しい横壁中村遺跡でも類例が存在するようである¹⁸⁾。列石構築時に邪魔な石材を巨石の周辺部に集積しただけの可能性もある。従って、現段階では環状列石の外縁部を構成する遺構としての認定を差し控えておきたい。

柄鏡形敷石住居との関係 これら以外の遺構としては、柄鏡形敷石住居との関係がある。注意されるのは、環状や弧状列石と重複するケースであり、久森遺跡の「外縁環状列石」と1号住居(図9)、野村遺跡の「列石1」とJ-13号住居(図10)などの例のように大規模なIA類の環状列石にのみ認められ、弧状列石のIB類や小規模なII類には認められない点である。この両者の重複関係は、それが時間的な新旧関係によるのか、あるいは両者が融合・一体化したものなのかを識別するのは難しいが、後述するような後期前半段階の弧状列石と柄鏡形敷石住居との融合的なあり方から見て、中期末葉段階に既にその祖型的な関係が成立していた可能性はあるだろう。特に、この両遺跡例では、加曾利E3式IV期の柄鏡形敷石住居が中心部に位置する隅丸方形列石およびそれに近接した弧状列石とは重複せずに、一段階時期の下った加曾利E4式期の、しかも特定の柄鏡形敷石住居と最外縁部の弧状列石のみが重複関係を持つ点は、環状列石構築の最終段階にて生じたことを示すものであり、後期への過渡的様相として注目される。

環状・弧状列石と住居配列との関係は、大半の遺跡が部分的調査であるために確定できないが、集落中心部に大規模環状列石を有する久森遺跡や野村遺跡では、外縁部の斜面上方に同段階の柄鏡形敷石住居が集中し、いずれも出入口を環状列石の中心部へ向けている。また、先に類似してその中心部に弧状列石を配する田篠中原遺跡では、弧状列石の北西部外縁に柄鏡形敷石住居が集中し、やはり出入口を弧状列石の中心方向に合わせているものが多い。しかし、大規模な弧状列石の中でも空沢遺跡のように、弧状列石が集落の外縁部に配置される場合には、それらのような関係は認められない。また、中心部との関係性の希薄な小規模環状・弧状列石においても同様である。こうした例から見て、中心部に大規模な環状・弧状列石が位置する集落では、住居の入口方向はその中心方向に規制される状況が認められるが、中心部との関係が希薄な弧状列石を伴う集落の場合は、その規模の大小に係わらず先のような求心的住居配列にならないことが解る。ただし、この両者のケースにおいても、各住居は環状列石あるいは弧状列石を圍繞するような配列をもた

ないことが想定できる³⁰⁾。つまり、加曾利E3式III期まで存在した環状集落のような居住層構成は、環状・弧状列石を伴う集落には認められないと言うことであり、両者における「環状原理」は相互に異質なものであることを示している。

4 環状列石を伴う集落の機能・性格

(1) 環状・弧状列石を伴う集落の石器組成

環状・弧状列石を伴う集落は、その遺構内容や石棒・多孔石などの呪術的遺物の多さによって、従来から特殊な性格を付与されてきたが、必ずしも詳細な諸属性の分析・検討を経てそうした結論が導かれてきたわけではない。ここでは、環状・弧状列石を伴う集落だけでなく、同時期の代表的な小規模集落や環状集落における石器組成³⁰⁾を分析し、それら相互の異同や特殊性の实体を検討してみたい。ただし、石器の組成内容により各遺跡の生業形態や性格を見定めることは、かなり難しいことである。それはこれまでも指摘されてきているように、遺跡外で消費・廃棄される石器が少なからず存在することが想定され、遺跡内に遺棄された石器群が当時の組成内容を直接指示しないからである。また、各遺跡における石器の分析サンプル数の違いによる誤差も、かなり大きなものであることが予測される。こうした点を踏まえれば、以下の分析結果も判断材料の一つに過ぎないことになるが、おおよその傾向を把握することは可能と思われる。

尚、分析対象遺跡の柄鏡形数石居出土の石器を中心に、各時期別の組成比率と住居1棟当たりの時期別石器保有数を図18に示した。

環状・弧状列石を伴う集落の石器組成 大規模な環状・弧状列石を伴う集落（以下、大環状・弧状列石集落と呼称）例に久森・田篠中原・坂本北裏の3遺跡を、小規模な環状・弧状列石集落（以下、小環状・弧状列石集落と呼称）例に坪井・長久保大畑・三原田・白川傘松の4遺跡を取り上げたが、他については未報告あるいは石器の出土数が不明記であったりするため除外した。各遺跡とも出土量が少ないために個別的な差異がかなり著しいが、前段階に環状集落が存在した三原田・白川傘松の2遺跡でも加曾利E3式IV期〜同E4式期の各出土総量は100点前後であり、さほど大きな差はない。呪術的石器としての石棒や多孔石は、田篠中原遺跡では各時期を通じて30〜40%割の高い比率が認められ、やや特異なあり方を示すが、久森・坂本北裏・坪井の各遺跡では10〜20%、長久保大畑遺跡では5%に満たない。三原田遺跡では、加曾利E4式期に多孔石を主体として20%近い比率が認められ、かなり急激な増加現象を看取できる。白川傘松遺跡でも加曾利E3式IV期にそのピークがあるが、弧状列石出現期以前の加曾利E3式III期にも近似する比率が認められ、漸増的現象であることが窺える。

一方、削器・打製石斧・磨石類・石皿などの実用的石器は、各遺跡ともに70〜80%を占め、その中でも打製石斧や磨石類の比率が高い。こうした傾向は、久森遺跡や田篠中原遺跡などの環状・弧状列石を構成する石材内に含まれる石器のあり方も、ほぼ同様と認められる³¹⁾。また、田篠中原遺跡を除いて、各遺跡に5%前後の石鏝が組成する点は注目される。

こうした組成比率を、住居1棟当たりの石器保有数に置き換えてみると、呪術的石器はやはり田篠中原遺跡で2.2〜4.7個と多いが、坪井遺跡でも0.3〜3.3個とそれに類似した数量が認められる。実用的石器については、坪井遺跡を除いて各遺跡とも5〜16個と大差なく、先の比率で検討したのと同様の傾向が認められる。坪井遺跡の加曾利E3式III期に63個という突出した数量が認められるが、これは1棟からのやや特殊な出土であり、サンプル数が僅少なことに因る例外的なものである。

小規模集落の石器組成 次に環状・弧状列石を伴わないが、柄鏡形数石居を主体とする小規模集落における石器組成のあり方を見てみよう。加曾利E3式〜堀之内1式期までの代表的な遺跡として、荒砥二之堰・三ツ子沢中・芳賀北曲輪・芳賀東部団地の4遺跡と前段階に環状集落が存在した新堀東源ヶ原遺跡を取り上げたが、出土数量の少ないのは先の環状・弧状列石を伴う集落と同様であり、やはり各遺跡相互の差異が著しい。呪術的石器の石棒や多孔石は、荒砥二之堰遺跡では加曾利E3式III期に40%のピークが存在し、以降減少して10〜30%台を前後する。同期の新堀東源ヶ原遺跡や後期初頭の芳賀東部団地遺跡における比率は10%に満たないが、三ツ子沢中・芳賀北曲輪の2遺跡では10〜25%を前後しており、相当の保有状況が窺える。実用的石器については、呪術具の多い荒砥二之堰遺跡を除き、各遺跡ともに磨石類や打製石斧を主体に70〜80%台を占めるが、その内の10〜20%台は石鏝が占めている。

住居1棟当たりの石器保有数の状況を見ると、呪術的石器では三ツ子沢中遺跡で1.5〜5.0個とかなり突出し、上記の田篠中原遺跡例に匹敵する保有量を持つ。実用的石器では、各遺跡ともに5〜10個程度とあまり大きな差は認められない。

各集落の異質性と同質性 以上のように、各遺跡における総体的な石器組成のあり方から見るならば、特定の遺跡を除いて大環状・弧状列石集落と小環状・弧状列石集落および小規模集落との相互間には、大きな差異は認められないのではないだろうか。例えば、「第二の道具」としての石棒や多孔石のあり方を見ても、田篠中原遺跡で突出するものの、それは環状・弧状列石集落全体に認められる現象ではない。また、同期の小規模集落である荒砥二之堰遺跡や三ツ子沢中遺跡などにも多数の保有が認められ、住居1棟当たりに換算するならば田篠中原遺

跡との差はそう大きなものではない。

換言するならば、田籾中原遺跡のような大弧状列石集落に呪術的石器が多量保有される傾向は認められるものの、小規模集落にも多数の呪術的石器を保有する遺跡が存在することは、その保有が環状・弧状列石の有無に規制されたものではない可能性を示唆している。総体的に見れば、呪術的石器が増加するのは加曾利E3式期～加曾利E4式期における集落到通な事象と考えられよう。

一方、実用的石器については、田籾中原遺跡でも加曾利E3式～同4式期の住居1棟当たり5.9～16.5個が認められ、その保有数は他の小規模集落よりもむしろ多いと言つて良い。

他の環状・弧状列石集落遺跡での分析サンプル数が少ないこともあり、田籾中原遺跡例をもって環状・弧状列石集落の生業形態を云々することはできないが、少なくとも他の小規模集落と類似する生業活動や生活が存在したと想定することはできよう。そうした点では、環状・弧状列石の有無にかかわらず、各集落遺跡に共通する同質性を認め得るのではないだろうか。

(2) 環状・弧状列石を伴う集落の規模

環状・弧状列石出現期以前の集落様相 環状・弧状列石が形成される集落遺跡では、その出現以前にどのような直接的契機が存在したのかを、各遺跡における居住や集落の動向から分析することも重要であろう。表1に示したように、大環状列石集落の野村遺跡や久森遺跡では、加曾利E3式II期に小規模集落が形成されるが、単発的のその後に居住の断絶が認められる。また大弧状列石集落の田籾中原遺跡では、加曾利E3式III期以前には集落形成がなく、しかも当該期の集落規模も小さい。小環状・弧状列石集落の場合、三原田・白川傘松・下鎌田などの環状集落遺跡のように、中期初頭～末葉にかけて長期継続的かつ大規模な居住が存在するものと、坪井遺跡のように加曾利E2式期～同E3式III期にかけて若干の継続性を持つ小規模集落に分かれる。これら以外に、その詳細が不明な大弧状列石集落の横壁中村遺跡や空沢遺跡などの例があるが、ここでは加曾利E1式期～同E3式III期にかけての中規模程度の集落が形成されるようである。

これらの事例から見ると、大弧状列石集落や小環状・弧状列石集落には幾つかのパラエティが認められ、齊一的な様相を窺うことは難しいが、大環状列石集落の場合にはその形成期直前段階には集落が存在しない居住空間地になっている状況を取看することができると考えられる。また、別な観点からとらえるならば、大環状列石集落は環状集落跡地に立地することはなく、小環状・弧状列石集落の場合にはその形成が前段階の集落規模に何ら影響を受けていないことを明示するものでもあろう。

このように、環状・弧状列石集落の形成がその直前段

階の居住動向に左右されないあり方は、加曾利E3式IV期において新たに生じた文化的動向を直接反映したものであることを窺わせる。これは先に見てきたように、加曾利E3式IV期に新たに出現する上原・三角遺跡や荒砥北原遺跡などを始めとした小規模集落の立地動向と共通するものでもあり、両者が文化的な相関・連動性の中で存在したことを示している。

環状・弧状列石存続期の集落規模 次に、環状・弧状列石における規模・形態や配列の重層性などの様相差と集落規模とが、どのような相関性を有するのかについて見てみよう。集落の全面調査を行っているのは、大環状列石集落の野村遺跡と小環状・弧状列石集落の三原田遺跡・下鎌田遺跡のみであるが、下鎌田遺跡はその報告内容に不備が多いことから除外し、2遺跡におけるおおよその傾向を見てみたい。

まず、大環状列石集落の野村遺跡では14棟の柄杓形敷石住居が存在し、その内の3棟が加曾利E3式IV期、5棟が加曾利E4式期、他の7棟は時期不明であるが、後期の土器を含まないことや柄杓形敷石住居の出現期から考えて、この時期不明のものもどちらかの時期に属することは確実であろう。とすれば、各期ともに7～8棟前後の規模となるが、各住居は5m以内に近接することから一時期の規模は5棟前後であろう。小環状・弧状列石集落の三原田遺跡は、加曾利E3式IV期が19棟、同E4式期が14棟であるが、住居相互間で重複や近接状況が認められ、一時期の規模は各時期ともその半分以上、つまり6～8棟前後となることが推定される。ワンモーメントの集落規模を確定することはなかなか困難なことであるが、こうした想定が正しいと仮定すれば、大環状列石集落と小環状列石集落とは、居住規模にそう大きな差異が認められないことになろう。ただし、この場合の小環状列石集落は、環状集落跡地に形成されるものであり、坪井遺跡の小弧状列石集落例とはまた異なる可能性もある。

いずれにしても、大環状列石集落の居住規模は、同時期の上原・三角遺跡や荒砥北原遺跡などの小規模集落を若干上回る程度であることから、少なくともかつての環状集落のような集約的居住は存在しなかったと考えられる。

(3) 環状集落と大規模環状列石の相関性

環状集落の崩壊・消滅の意味 環状・弧状列石を随伴する集落の機能・性格を考察する前に、その出現前段階に存在する大規模環状集落の機能・性格を見定める必要がある。

前々項で評述したように、群馬県域における中期の環状集落は17遺跡を数えるが、各遺跡とも勝飯3式期前後を環状形態の形成期として加曾利E4式期まで集中的居住が継続的に営まれるために、その痕跡が100～300棟ほ

どの大規模となるのが共通した特徴である。また、遠隔地から運ばれる黒曜石や硬玉製大珠などが多数認められ、稀少な交易品の集積・分配に関与した場所であることも窺える。利根川中流域の赤城山南麓端部や榛名山東麓端部などでは、環状集落の分布かなり集中する状況にあるが、相互に5〜7kmほどの距離を置いて立地し、各環状集落を中心として領域が分割されている状況が看取される。これらの地域では、環状集落の周辺部に形成期を同じくする数多くの中・小規模集落の存在が明らかにされている(石坂・原1984、鬼形1985、能登1986)、それらはいずれも環状の集落形態をとらない。

大規模な環状集落の機能・性格については、こうした文化的現象とともに、その出現が総体的な遺跡数の急増期と合致していることも重視する必要がある。このことについて小林達雄は、一定の領域内における単位集団数や居住人口の増加に伴い、それら集団構成員間の社会的関係を取り結ぶために「公共広場での共同行事を通じて、統合体としての紐帯を維持し、規律を確認する」場として、こうした環状集落を必要としたと見なしている(小林1986)。

このような見地に立てば、各環状集落に見る加曾利E3式IV期での環状形態の崩壊現象は、そうした集団内の共通観念や原理の崩壊を反映したものと理解できるだろう。換言するならば、そうした拠点集落の消滅は集団統合の場を失うことと同時に、由来の統合原理がその効力を持ち得なくなったことを意味している。

こうした文化的変動は、既に指摘されてきたように東関東を除く関東地方全域や中部地方などでも確認されるものであり、人口増加に関わる内的要因と気候の冷涼化による自然環境悪化という外的要因を背景に、広域に生じた斉一的現象でもある(山本1977・1979・1981)。

同一時期に顕著な集落規模の縮小に見る散在的居住への移行は、直接的には環状集落の崩壊を契機とするものであるが、総体的な遺跡数の減少とも連動している点は、先のような要因を十分に反映した結果でもあろう。

環状列石を伴う集落出現の意味 中期末葉段階に環状・弧状列石が出現する背景については、従来多くの研究者により論述されてきたが、基本的には前述の外的・内的要因により困窮した状況を打破するために、「大地の恵みを祈る祭祀が発達し、祭祀の場として配石が活発に構築されはじめた」(山本1981)という考え方に集約されるだろう。前段階との文化的変移を大枠で説明するには、こうした考え方が有効性を持つが、多様な環状・弧状列石と集落との有機的関係を含めて詳述するためには、また別の視点からの分析が必要と思われる。

現在13遺跡で確認されている環状・弧状列石には、規模の大小やそれに付随した隅丸形状・円形状・弧状などの形態のパラエティが認められ、各遺跡が均一な内

容を有しているわけではない。隅丸形状の大規模環状列石は野村・久森・東平井寺西・坂本北裏²³⁾の4遺跡に、また大規模環状列石は横壁中村・空沢・田篠中原の3遺跡にそれぞれ限定され、他は全て小規模な環状・弧状列石という状況にある。

こうしたあり方は、その分布状況にも反映されている。例えば、環状・弧状列石集落の分布密度が濃い西毛の鶴川や碓氷川流域でのあり方を見ると、大環状・弧状列石集落は相互に10〜15kmの距離を置いて点在し、その間隙を埋めるかのように小環状・弧状列石集落が散在している。またそれらの周辺域には、そうした環状・弧状列石を伴わない小規模集落も少なからず存在するという状況を呈している。これらの各集落を、構成内容の複雑さの度合いや数的な多寡を基準にして序列化すれば、大環状列石集落→大弧状列石集落→小環状・弧状列石集落→無列石小規模集落の順となるだろう。

このような序列的差異が、どのようなセトルメントシステムを指示しているのが問題となる。各集落が小規模で分散的な居住形態を有することから見て、前段階の環状集落を中心とする集約的なシステムとは異なっていると考えなければならないが、加曾利E3式IV期から加曾利E4式期にかけての時期では、大環状・弧状列石集落が各領域内集団の結集点として、つまり拠点集落としての役割を担っていたと想定されるのである。

ただし、大環状列石と大弧状列石とでは、その構造や構築に関わる投下労働量に少なからず差異があり²⁴⁾、両者が同質の機能・性格を有していた訳ではないだろう。特に、大環状列石の場合には、前段階の環状集落跡地に継続立地しないだけでなく、前段階まで遺跡立地が存在しないような居住空地を選定して立地するなどの傾向を有する点で、その違いは大きい。

それでは何故、大環状列石集落が環状集落跡地に立地しないのであろうか。先に見てきたように、前段階での各環状集落の斉一的崩壊は、各領域における集団統合原理や価値観の崩壊を社会的背景としてしていると考えられるが、それは同時に各領域内だけでなく隣接する領域間相互においても少なからず混乱や緊張関係を生じさせるものでもあったろう。しかし、環状集落の崩壊を契機として、居住形態が集中的居住から散在的居住へと変化した後も各領域内においては居住が継続しており、単位集団内だけでなく隣接する各集団との関係を取り結ぶための新たな統合原理が必要とされたことは明らかなことと思われる。つまり、環状集落の崩壊と統合を一にして出現する大環状列石集落は、それまでの統合原理や価値観の限界性を揚げて、新たな統合原理と価値観のもとに地域拠点集落として形成されたと考えられることができるのではないだろうか。

環状列石の出現そのものが、新たな観念や価値観の形

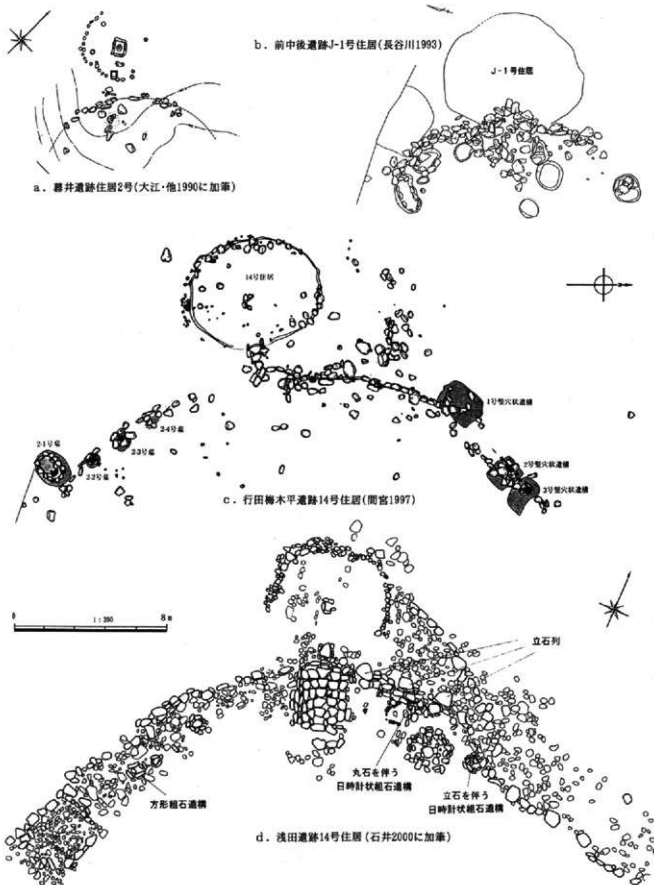


図19 後期前半の弧状列石と融合した柄鏡形敷石住居

成を背景にしていることは言うまでもないことであるが、大環状列石集落が環状集落跡地を避ける傾向や、居住空間地を立地場所に選定している点などは、前段階の「穢れ」を嫌忌して新天地を希求した結果と見なすことも可能だろう。こうした大環状列石集落における立地傾向は、中部地方においても存在することが指摘されており（佐野・小宮山1994）、群馬県域だけでなく関東山地に近接した地域での普遍的なものであることが窺える。

また、環状列石の重層性や環状構造を前段階の環状集落との共通性としてとらえがちであるが、その基本的構造は大きく異なっている。なぜなら、三原田遺跡を代表とする環状集落の居住帯は、時間の経過とともに外環から内環へとその占め範囲を縮小する方向性をもつに對し、野村遺跡や久森遺跡などの大環状列石集落は、内環から外環へと放射・拡散的に構築されており、両者は正反対の方向性を有しているからである。大環状列石集落は、このような基本的原理や価値観の変革を伴って形成されたものと言えるだろう。

(4) 環状・弧状列石に見る階層的様相

野村遺跡や久森遺跡に代表される大規模環状列石の構築が、その周囲に検出される数棟の柄鏡形敷石住居の居住者だけにより行われたものでないことは、列石に使用される多数の石材や1個が有に数百kgを越すような大形礫の存在から見て明らかである。おそらく、周辺の複数集落に居住する同系集団の協働によって、中期末葉の一定期間内で継続的に構築されたものであり、同時に周辺集落を統合する機能・性格を有した拠点集落として存在したと考えられる。そうした意味では、周辺域の小環状・弧状列石集落や小規模集落に対する大環状列石集落の優越性を認定することもできよう。ただし、坪井・三原田・白川傘松・下藤田などの遺跡に代表的な小環状・弧状列石は、その規模や構造の単純さから見て、一集落の集団内で構築・保持されたものと想定される。

また、坂本北裏遺跡例が先に想定したような複数の大規模の環状・弧状列石により組成されるとすれば、大規模環状列石においても久森遺跡や野村遺跡などのタイプとは別な構造を有すると見なければならぬ。

このような環状・弧状列石に見る規模・形態・構成内容などの多様さは、塚原正典が既述しているように環状・弧状列石における「祭祀活動が社会組織のいろいろなレベルで行われた」ことを示すものであり、また「一集落のみの小規模な祭祀活動、近隣の2、3の集落での共同祭祀、さらに上の段階の多数の集落での共同祭祀」（塚原1987）と言うような、環状・弧状列石を媒介とする祭祀行為に階層的構造が存在した可能性を示唆するものであろう。換言するならば、そうした階層的構造は大環状列石集落を頂点に序列化されたものであったと想定される。

環状・弧状列石には、それを構成する石材配置により構築単位が存在することを前述したが、これは構築に関わる複数の小集団の存在を示す可能性も考慮される。また、白川傘松遺跡では約50mの間隔を置いて2つの弧状列石が存在し、それぞれに近接して加曾利E4式期の複数棟の柄鏡形敷石住居が2地点に散在する。これらが同時併存すると仮定すれば、同一集落内で2つのグループが弧状列石による祭祀を分有していたことになる。

こうした複雑な様相を呈する環状・弧状列石の祭祀構造が、塚原のように「リニージ構造」に照応させることで理解できるほど単純なものとは思えないが、そうした祭祀構造の背後に社会的集団の分節的・階層的構造が存在する可能性は高いだろう。

5 後期の環状・弧状列石や配石墓との断絶

これまで検討してきたように、中期における環状・弧状列石は加曾利E3式IV期に出現して同E4式期には終焉を迎えるという、存続期間の極めて短いものが想定できる。また、その列石内や下部には、基本的に墓を伴わないことも明らかであり、後期の環状・弧状列石や配石墓を伴う集落が継続立地することも皆無である。こうしたことは、後期の後半段階に顕著となる配石墓と融合した列石には、直接連繋しないことを示唆するものである。

しかし、後期初頭段階のあり方に関しては、詳細な検討が行われている訳ではなく、中期末葉の環状・弧状列石との連繋が皆無なのか否か、あるいはそれがどのように変質を遂げてゆくのか否かを見定めておく必要があるだろう。

後期初頭の環状・弧状列石については、堀之内1式期では暮井遺跡、堀之内2式期では浅田・前中後²⁹⁾・行田梅木平などの遺跡例が知られている。図19のようにこの4遺跡例に共通しているのは、柄鏡形敷石住居に接続してその前面部左右に弧状の列石を配置するというあり方である。行田梅木平遺跡を除いて、他の3遺跡はいずれも集落の部分的調査のために、列石が環状なのかあるいは円弧状に配列されるのか判然としないが、柄鏡形敷石住居と列石とが融合した状況にあることが解る。また、行田梅木平遺跡や浅田遺跡の例で見ると、このような融合的關係は特定の柄鏡形敷石住居に限定されていることが窺える。

一方、こうした弧状列石下には、行田梅木平遺跡や前中後遺跡のように、その長軸を弧状列石の中心部方向に揃えた集団墓的な土坑墓や配石墓を伴うものもあり、中期末葉の環状・弧状列石とは明らかに異なっている。しかし、堀之内1式期の暮井遺跡では、列石下に墓坑を伴っていないことから、列石と墓との関係性は状況的に見れば堀之内2式期に顕在化するものとも言えよう。換言するならば、堀之内1式期の弧状列石と同2式期の弧状列石

とでは、その機能・性格に少なからず質的差異が存在すると考えられる。

行田梅木平・前中後遺跡の遺跡における弧状列石の構築状態を見ると、列石が単純に連続配置されているのではなく、土坑墓上面の方形組石遺構や配石墓を基点として、それを相互に連携するように配石する状況が看取される。先に見てきたように、野村遺跡や久森遺跡などの加曾利E4式期における大環状列石集落では、特定の柄鏡形敷石住居と弧状列石との融合関係に加え、墓との関係性は持たないものの、列石の構築が幾つかの基点を単位に行われるという状況が認められた。また、田篠中原遺跡や坂本北裏遺跡では、墓坑を伴わないが円礫や立石を圍繞する方形組石遺構が環状・弧状列石の外縁部に存在していた。このような中期末葉の様相は、後期初頭における弧状列石のあり方も類似するものであり、双方の環状・弧状列石に何らかの脈絡が存在していた可能性を窺わせる。

しかし、弧状列石と柄鏡形敷石住居の融合関係は、堀之内1式期の暮井遺跡だけでなく横壁中村遺跡²⁹¹でも認められるものの、これまでのところ当該期を遡る事例は確認されていない。つまり、称名寺I・II式期においては、このような両者の関係が認められないだけでなく、環状・弧状列石そのものが見あたらない状況である。

こうした現況を踏まえると、加曾利E4式期と堀之内1・2式期の環状・弧状列石の類似性を直接的な系統関係に置き換えることに少なからず躊躇を覚えるが、列石と融合した集団墓的な墓坑や配石墓の存在を除くすれば、両者の脈絡は極めて明瞭かつスムーズなものにも見える。例えば、柄鏡形敷石住居と列石との融合関係が見たときに、加曾利E4式期では萌芽の様相であったものが堀之内1式期で顕在化し、さらに堀之内2式期では何らかの構造的変革により墓坑や配石墓が付加されてゆく方向性が看取されるのである²⁹²。墓坑を伴わない中期末葉の方形組石遺構が、堀之内2式期には墓坑上面の墓標的な遺構に置換されてゆくのも、同様の方向性の中で理解することができよう。

それでは、なぜ堀之内2式期において墓坑や配石墓が組み込まれてゆくのだろうか。浅田遺跡では、堀之内2式期に比定される弧状列石や日時計式の円形組石遺構(図17-d)、「小牧野式」構築法が採用されている²⁹³。この構築法は、既述したように山形県小林遺跡や青森県三内丸山遺跡などの中期末葉段階の環状列石や配石遺構に採用されていることから、東北地方北部域において他地域に先駆けて出現し、同域の青森県小牧野遺跡や秋田県伊勢堂岱遺跡の後期環状列石へと、連続的に受け継がれていったことが想定できる。浅田遺跡例は、群馬県内を始めて中部・関東圏域では初例となるが、その受容が堀之内2式期まで下ることは、東北地方北部域からの文化

的影響の顕在化が、当該期にあることを物語るものであろう。

また、浅田遺跡の日時計状組石遺構は、円形状を呈するとともにその下位に墓坑を随伴しないことから、中期末葉の田篠中原遺跡や坂本北裏遺跡など事例だけでなく、堀之内2式期の前中後遺跡や行田梅木平遺跡例とも異なっている。「小牧野式」による造作を加味すれば、それらの方組石遺構とは異なり、秋田県大湯環状列石を始めとした東北北部域の環状列石に多見される日時計状組石遺構との系統関係が想定し得るであろう。

このような堀之内式期における東北地方北部域の文化的影響は、既に大工原豊らが天神原遺跡の後期配石墓研究の中で指摘しているように(大工原・林1995)、他地域に先駆けた配石墓の動向にも認められており、ともに一連の文化的伝播現象として理解することができよう。

当該期の堀之内2式期における弧状列石には、少なくとも行田梅木平遺跡や前中後遺跡のように各墓坑を連結して一体化するタイプと、浅田遺跡のように墓坑とは直接関連しないタイプの2者が存在する。これに類似したあり方は、東北地方北部の環状列石でも認められており、富樫泰時は前者のあり方を「大湯万座型」、後者のあり方を「小牧野型」として分類し、その背景に死者に対する考え方や葬送儀礼の違いが存在するとしている(富樫1997)。行田梅木平遺跡や浅田遺跡の事例は、その形態が弧状列石と想定されることや柄鏡形敷石住居と融合するなど、東北地方の事例とは多くの相違点を有するが、この2つのタイプの存在はそこそこの投影された観念や価値観が相互に異なっていたことを示すものであろう。この両タイプが、後期後半以降の当該域においてどのような変遷を辿るのか興味深い問題であるが、頁数との兼ね合いもあり、指摘するだけに止めておく。

ところで、前中後遺跡や行田梅木平遺跡のように、土坑墓・配石墓と一体化した弧状列石を伴う柄鏡形敷石住居は、どのような機能・性格を有するのだろうか。石井寛は神奈川県小丸遺跡などの加曾利B1式期の集落を分析する中で、「多重複住居址」の前面を中心として弧状に墓坑が設定されることを指摘し、この住居を集落の「長」が住まう「核家屋」と呼称するとともに、その住人を「集落全体の祭祀を司る立場にいた人物」としている(石井1994)。前中後遺跡や行田梅木平遺跡の事例は、多重複や頻繁な建て替えの痕跡に乏しいが、特定の柄鏡形敷石住居の前面に土坑墓や配石墓を弧状に配列する点などは、「核家屋」と同様の要件を備えていると考えられる。

石井が主張するように、こうした住居が集落内において特別の機能・性格を保持していた可能性は大きく、これを他住居との階層的関係に置き換えることもあながち間違いではあるまい。このような「核家屋」が、群馬県域において既に堀之内2式期に認められる点は注目され

るところであるが、堀之内1式期を含めて、当該期の特定の集落にしか存在しない点にも注意を払う必要があるだろう。

つまり、こうした「核家屋」を中心とする集落は、中期末葉の野村遺跡や久森遺跡のように、各領域の拠点集落としての役割を担っていた可能性が高いと考えられる。ただし、中期末葉段階での大環状列石集落では、明確な階層的様相が認められないことから見ても、両者の拠点集落としての質的差異は大きなものであったと想定される。

中期末葉から後期前半を通観すれば、各領域において集団統合としての機能・性格を担う拠点集落の変遷は、①段階：環状集落→②段階：大環状列石集落→③段階：「核家屋」を中心とする集落、という図式を描くことができよう。①段階から②段階への変遷過程では、環状原理の方向性や祭祀・呪術体系の変革を、また②段階から③段階へは柄鏡形敷石住居と弧状列石の融合・一体化を経て、集団墓の形成と特定の柄鏡形敷石住居＝「核家屋」を中心とする階層的構造への変質をそれぞれ伴うものであった。

中期末葉の大環状列石集落を頂点とする祭祀形態にも階層的構造を窺うことができるが、後期前半段階の「核家屋」を中心とした集落への変移は、そうした階層化の深化過程としてとらえることができるのではないだろうか。称名寺式期での様相が欠落するものの、このような変遷過程のあり方は、少なくとも中期末葉の加曾利E3式IV期～同E4式期と後期の堀之内1・2式期との間に文化的な画期が存在したことを物語っている。また同時に、堀之内1式期と同2式期との間にも、配石墓・土坑墓の随伴に象徴される祭祀・葬送儀礼の変革という画期が存在したと見なければならぬだろう。またそのことは、環状・弧状列石を伴う各時期の拠点集落が、相互に同一地点での継続立地を避ける傾向の中にも窺うことができよう。

6 結語

以上、中期末葉に出現する環状列石について、価値観や集団統合原理の転換を伴った新たな拠点集落の形成という観点から論じてみた。もちろん、こうした質的転換の内容は環状列石の形成だけに止まらず、「屋内敷石風習は屋内埋壙との結びつきにおいて、柄鏡形敷石住居へと変質し、幼児埋葬は屋内埋壙から屋外埋壙へと転化し、また、屋内腐屋葬はすなわち、集団墓の構築へと変化する」(山本1981) というような多くの文化事象の変化を随伴するものであった。

その変革を促す直接的契機は、遺跡数の増加に象徴される人口増加を維持するためのバイオマスが、気候の冷涼化により大きなダメージを受けたことにあるとされて

きたが、そうした環境悪化を受動的にはなく、むしろ積極的に乗り越えるための新しい集団統合システムとして、大環状列石集落を核とする階層的な祭祀体系を構築していったのではないだろうか。それは、前段階の環状集落を結集地とする集団統合システムとは、大きな質的差異を有するものであったと考えられる。

このような環状・弧状列石を媒介とする祭祀の階層性を、集落間やそこに居住する単位集団間の階層性にまで止揚できるものなのか否かの考定は、現在の筆者の力量を超えた問題である。しかし、後期前半の拠点集落に見られる特定の住居＝「核家屋」を中心とした集団統合原理の存在を考慮すると、そこには集落間だけに止まらず一集落内においても階層的な様相が窺えるのであり、このような社会的関係の萌芽を中期末葉段階の大環状列石集落に見出すことも不可能なことではあるまい。

いずれにしても、中期末葉の大環状列石集落における短期間での終焉や次期への継続性の乏しさ、さらには集団墓的な墓坑群が欠落するなどの状況は、後期前半の拠点集落とは直接的な系譜関係を持たないだけでなく、その質的差異の大きさを物語っている。

両者の脈絡がどのようにたどれるのか、またそれが後期後半以降の配石墓群を中心とするセトルメントシステムにどのように連繋するのかなど、今後において見極めなければならない課題である。

尚、本稿では環状・弧状列石について地域集団を統合する拠点集落という観点からの分析を主としたために、個別の環状・弧状列石がどのような機能・性格を有していたのか、またそれらの場ではどのような祭祀的儀礼が執り行われたのかについては全く触れることができなかった。このことに研究的関心がなかった訳ではなく、むしろそこで踏み込むための知識的背景が無かったことに他ならない。

また、近年その装いを新たに主張されてきている、丘陵・山地部に偏在する環状列石の選地と山岳信仰や天体運行との関連については、実証的な検討が必要なものもあり、先と同様に扱うことができなかった。しかし、筆者としてはこのような考え方が、全くの荒唐無稽なものであるとは思っていない。それは、野村遺跡で見られたように、環状・弧状列石の築造に伴って傾斜面上方の地表を掘削して下方へ盛り土し、数段の平坦面を造成するような整地行為をしてまで、当該地に固執する背景がよく理解できないからである。民族誌で見る未開集落の造形や配置には、太陽の運行や宇宙観などが反映された事例が数多く認められるようであり(ダグラス・フレイザー1984)、縄文時代の中期社会にも類似した観念が存在したとしても何ら不思議はないだろう。

ただし、群馬県城は山地地形が卓越する地域でもあり、どの地点においても何らかの山体を望むことができる。

天体の運行や特定の山体との関連性をめぐる解釈を妥当なものとするためには、更なる検証作業を積み重ねる必要があるのではないだろうか。

いささか冗長に文を重ねてきてしまったが、本稿は群馬県域における中期末葉の環状・弧状列石を伴う集落の機能・性格について、分析を試みたに過ぎず、この結果を他地域に直接敷衍することはできない。各地域においては、また独自の個別的様相が存在すると思われる。隣接する周辺域の文化的諸様相とも比較検討する中で、地域的な縄文社会のあり方を分析していく必要があると思考している。

また、前稿では資料操作に粗さがあり、基本的な遺構時期などの認定で誤った部分もある。そうした点については、本稿にて訂正することに了解されんことを願うとともに、前稿の補遺とする次第である。

(2002年3月8日稿了)

謝 辞

本稿をまとめるにあたり、石井克己氏を始め千田茂雄氏、軽部達也氏、堀口幸則氏の方々には、資料の実見に際して数々の便宜を取りはからっていただき、また下記の方々からは多大なるご指導とご教示をいただいた。文末ながら記して深甚なる感謝の意を表する次第である(五十音順 敬称は省略させていただいた)。
赤山容造、阿部昭典、佐藤雅一、佐藤正俊、関 俊明、大工原 豊、田村公夫、富田孝彦、能登 健、長谷川福次、藤巻幸男、古郡正志、松原孝志 諸田康成

註

- 1) 加曾利E式土器の編分については、諸説あって各研究者の一致を見ない状況にあるが、本稿で用いた編年表については従前より提示してきた内容に準拠している(能登・石坂1981、石坂・藤巻1985、藤巻幸男・板岡正信1989、石坂茂・藤巻幸男・板岡正信1988・1991)。また、加曾利E3式については、図6のように4段階に区分した。
- 2) 各口康造は、壑穴住居が配置される圏帯を「居住帯」と呼称している(古口2001)。本稿でもこれに倣った。
- 3) 環状集落の「居住帯」変遷が、外側から内側へと推移する現象については、生活残存を「居住帯」の外側に実施するために、住居の改・新築時には残存を避ける必要から、常に内側へと造らざるを得ないとして、「環状原理」とは無関係とする見解もある。しかし、三原田遺跡の環状原理の崩壊した加曾利E3式IV段階(一称名目式期)における集落は、やや不整然ながらその段階中の「居住帯」の外側へと拡散する状況も窺えることから、やはり藤巻E3式期+加曾利E3式IV段階にかけての「居住帯」縮小の方向性には、「環状原理」の規制が働いている可能性が高い。
- 4) 十二原I遺跡では、環状列石が存在したとされている(菊池1986)。しかし、内容的には50点弱の灰層が極めて散漫に分布するだけであり、これを環状列石と認定することは困難であることから除外しておきたい。
- 5) 東平井寺西遺跡については報告書を作成中であり、担当者の軽部達也氏よりその内容に関してのご教示を得た。
- 6) 巨積において、中期末葉の環状列石の縦横・消滅時期を堀之内式期にあるとしたが(石坂・大工原2001)、この点に関しては本稿をもって訂正しておきたい。
- 7) 註5)と同じ。
- 8) 釋文中では、2号石組列と1号配石とは別個のものとして扱われて

いるが、相互の配置状況から見て本来は一連の弧状列石と判断される。

- 9) 図11に掲載した横壁中環状遺跡例は、発掘途中の状況をパレット用(「遺跡は今」第3号)に固定したものであり、上方の山体から露出した自然露と区別がなされていないために不正確であるが、担当者の藤巻幸男氏のご教示によると、長さ40m前後の弧状列石が少なくとも二重に配置されるようである。
- 10) 小林遺跡の堀文中には明示されておらず、担当者の佐藤正俊氏よりその環状列石に「小牧野式」と同様の構築方法が採用されていたことのご教示を得た。
- 11) 野村遺跡の環状列石は、南半部の配石状態が希薄となっている。調査担当者の千田茂雄氏のご教示によれば、この南半部には散在的なものが2石を1単位にした一定間隔の配列が、北半部の形状とシンメトリーに存在するということであり、その基本的形態が隅丸方形であることは間違いないと思われる。野村遺跡は現在報告書作成中であり、その刊行後に再度詳細な検討を行いたい。
- 12) この埋設土器の機能・用途については、その内容物が検出されないこともあり、埋葬儀礼・幼児埋葬施設・胎前収納施設など諸説見られるが、田原中環状遺跡では胎前分析により胎前収納施設を採っている。胎前分析については、藤巻広二らによって厳しく批判されており(藤巻・岡安・角巻2001)、今日的には少なからず問題のある「科学的分析法」であろう。
- 13) 田原中環状遺跡では、長さ197×短辺65×高さ18cmの長方形形状を呈する8号土坑(図17-h)の上部に標石状の立石が存在し、配石基として認定されている。その時期を明示するような遺物は見られなかったが、墓室時期との関係から中期末葉に比定されるとともに、その規模や形態、埋設土の状況などから見て墓坑の可能性は高い。この配石基については、「環状列石」下から検出され、墓室は列石に連なっていた(菊池1990)とされているが、掘削された実測図や写真からはそうした状況は認められない。弧状列石に比較的近接してはいるものの、むしろその辺部に存在した墓坑と考えられる。同遺跡で7号土坑以外の配石基には、3・5・7・9・11・12・14・15・18・19号土坑などの10基を想定できる。
- 14) 長根安坪遺跡では、小規模な環状列石の下部より墓坑が検出されたとしている(菊池1997)。これは、散在的な分布より弧状配石と見なしたことによるが、そうした認識には無理がある。むしろ、1・3・5・6号などの各土坑の掘込み上位面に標石状に配置されていた用石が、後世などの擾乱により部分的に散見するなどして、類似的な列状を呈するようになったと見なす方が整合的である。1号列石から東側に外れた10・12号土坑の上部にも複数個の墓が認められ、この区域に標石の配石を伴う墓坑の集中する状況が見える。
- 15) 千田茂雄氏のご教示による。
- 16) 田原中環状遺跡では11号配石の一部として、また坂本北環状遺跡では2号石組列として扱われている。
- 17) 長久保大畑遺跡では、集石土坑に類似した集石遺構が76基検出されているが、報告者はこれらを墓坑と認定している(田村2000)。現存状況の良好な3・5号は、浅い土坑状の掘込みを伴い、その坑底や壁面に土の敷き詰めや積み上げを行った後に小竈を構築した状況が観察できる。この敷き詰めは、土は敷いたあり方は、坂本北環状遺跡や東平井寺西遺跡の集石土坑でも確認されており、ここでは石材と同様な性質の灰土が認められている(註5)と同じく、軽部達也氏のご教示による)。長久保大畑遺跡例には明確な後熟の痕跡が認められないようであるが、それ以外のあり方は高ではなく調理施設的な集石土坑として認定し得るものである。
- 18) 田原中環状遺跡の配石遺構のうち、6・7・9・12・20・22号などは扁平状の敷設状況から見て、柄杓形集石住居の残骸である可能性が高い。また長久保大畑遺跡の場合、遺構構築面上層には東部の陣馬高野丘の崩落により供給された多数の垂角礫が堆積するために、遺構の用材との区別を難しくしている。土器を伴っている1・2・7号などの配石遺構は、田原中環状遺跡と同様に柄杓形集石住居の可能性が高い。
- 19) 藤巻幸男氏のご教示による。
- 20) 野村遺跡では、環状列石の外縁部を連続するような居住配置が存在するが、環状列石の外縁部側面に異なる住居の伴出土層を実現したところ、時間的に環状列石よりも1〜2段階程度古いものであり、環状列石構築時の居住帯が環状を呈することはないだろう。

- 20) 図8の凡例中で「磨石」としたものは、磨石を殆ど凹み石や敲石などの「磨る・敲く」機能を有する小片断状の石器を包括したものである。また、「砕石」は長さ15cm、幅4cm、厚さ2cmほどの扁平な結晶片岩の砕けた破片を素材として、その周縁部に敲打と研削を施して整形した石器であり、その機能・用途については明確になっていない。しかし、結晶片岩は各遺跡ともに10~20mも離れた細川水系の河床に存在する石材であり、石礫などに多用されることを考慮すると、喫削的石器の一種として存在した可能性もあろう。
- 21) 環状・弧状列石を構成する石材には、石礫や多孔石などの突眼の石器以外にも多数の打製石片・石皿や凹み石・磨石などの実用的石器が含まれている。これらの実用的石器はその機能を失った素材として転用されたのではなく、環状・弧状列石がそれら石の「モノ遣りの場」としての性格も有していたのではないだろうか。
- 22) 坂本北遺跡の場合、不確定な要素が多いが、ここでは「環状配石遺跡」を扇九角形の大規模環状列石と仮定しておきたい。
- 23) 列石規模とその構築に投下された労働量の大きさは、必ずしも正比例の関係ではない。なぜなら、その石材供給地との距離的条件が個々の遺跡で異なっているからである。例えば、大弧状列石を持つ環状中村・空沢・田原中原などの遺跡では、近隣の山側斜面からの転石や河川沿い旧地表面からの河床礫などの供給を得易く、外見には大規模であっても、そう大きな労働量が必要ないことも考えられる。しかし、野村遺跡や久森遺跡などの大環状列石の場合にはかなり状況が異なり、野村遺跡は標高差40m、環状距離で約200m離れた秋田川から、久森遺跡は崖下にある標高差40~50mの沢渡川からそれぞれ石材を選び上げている。久森遺跡例は野村遺跡例には及ばないものの、ともに前者の構築中村遺跡例などとの差異は非常に大きなものがある。
- 24) 環状遺跡では、土坑基や配石基を擁する弧状列石とJ-1型住居とが連続している。概観のみでもその詳細は不明だが、堀口幸明氏のご厚意により写真資料を実現した範囲では、このJ-1型住居は数石のやや希薄な柄杓形敷石住居の可能性があり、本稿では弧状列石と総合的な事例として扱った。詳細は、本報告の刊行後に再検討したい。
- 25) 環状中村遺跡では、2001年に中期末葉の環状列石遺跡と地点を連続して立地する後期前半~後半にかけての遺跡を調査している。報告書中であり、藤巻孝男氏よりご教示を蒙った。
- 26) 石井寛は、野村遺跡や久森遺跡のように、柄杓形敷石住居の配置が時期が新しくなるに従い内縁~外縁へと移動してゆくあり方について、遺跡地の「要」である斜面上方へと立地を変える後期の「秋家屋」との関係において理解しようとしている(石井2001)。これについて筆者は、先述したように前後期の環状集落の異なる外周~内周という基本原理と相対する対極的原理として捉用されたものと理解したが、いずれにしても両遺跡に見る加曾利E4式期の柄杓形敷石住居が弧状列石と総合化する傾向を見ている点は、後期期之内1式期の恒型的な様相として評価できるだろう。
- 27) 浅田遺跡は出土資料の整理中であり、石井克巳氏のご厚意により土質や写真資料を実現させていただいた。

引用・参考文献

- 相沢貞典・三七秋英 1988 『新治村役場遺跡』[群馬県史 資料編1] 原始古代1(旧石器・縄文)
- 赤山晋造 他 1980 『三原田遺跡(住居層)』第一巻 群馬県企業局
- 赤山晋造 1988 『三原田遺跡』[群馬県史 資料編1] 原始古代1(旧石器・縄文)
- 赤山晋造 他 1990 『三原田遺跡』第二巻 群馬県企業局
- 秋元宗夫 1997 『大湯環状列石』[日本考古学協会1997年度大会 シンポジウム1 縄文時代の集落と環状列石 研究発表要旨] 日本考古学協会
- 秋元宗夫 1999 『遺構研究 環状列石』[縄文時代10 縄文時代文化研究会]
- 阿部昭典 1998 『縄文時代の環状列石—新潟県中魚沼郡津南町尻手遺跡・堂平遺跡を中心として—』[新潟考古学協会誌] 第18号 新潟考古学協会
- 阿部昭典 2000 『縄文時代中期末葉—後期前葉の変動—掘式石を有する住居の消失と柄杓形敷石住居の波及—』[物質文化] 第69号

- 阿部昭典 2001 『縄文時代中期末葉の集落構造の考察』[新潟考古] 第12号
- 五十嵐一治 1999 『伊勢宮古墳遺跡—泉道木戸石室築造建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—』秋田県教育委員会
- 池田政志 他 2000 『三ツツ子中遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石井克巳 1988 『坪出遺跡』[群馬県史 資料編1] 原始古代1(旧石器・縄文)
- 石井克巳 2000 『浅田遺跡』子持村教育委員会
- 石井 寛 1977 『縄文時代における集団移動と地域組織』[縄文研究集録] 2
- 石井 寛 1994 『縄文時代後期集落の構成に関する一試論—関東地方西部地域を中心に—』[縄文時代] 5 縄文時代文化研究会
- 石井 寛 1995 『縄文時代祖立柱建物址に関する諸論』[京大文学部山梨文化財研究所研究報告] 第6集 京大文学部山梨文化財研究所
- 石井 寛 2001 『関東地方における集落変遷の概観と研究の現状』[第1回研究発表 発表要旨 縄文時代集落研究の現況] 縄文時代文化研究会
- 石坂 茂 原 雅信 1984 『縄文時代の遺跡分布』[新里村の遺跡] 新里村教育委員会
- 石坂 茂・藤巻孝男 1985 『1 加曾利E式土器について』[筑前前遺跡・赤石城址] 群馬県埋蔵文化財事業団
- 石坂 茂 他 1985 『筑前二之環遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石坂 茂 1985 『群馬県三原田遺跡(縄文時代の集落址)』[探訪 縄文の遺跡 東日本] 有楽園書房R
- 石坂 茂 1986 『筑前北原遺跡 今井神社古墳群 筑前前遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石坂 茂・藤巻孝男・板岡正信 1988 『加曾利E式土器に関する一考察—いわゆる「割形器土器」の承継—』[10周年記念論文集 群馬の考古学] 群馬県埋蔵文化財事業団
- 石坂 茂・藤巻孝男・板岡正信 1991 『縄文時代後期初期における加曾利E式土器の一種—群馬県域出土の資料を中心とした編年的分析—』[群馬県史] 第34号
- 石坂 茂・大工原 豊 2001 『群馬県における縄文時代集落の諸様相』[第1回研究発表 基礎資料集 列石における縄文時代集落の諸様相] 縄文時代文化研究会
- 伊藤善吉・増田 修 他 1977 『千綱谷戸遺跡発掘調査概報』群馬県教育委員会
- 伊藤善吉・増田 修 他 1978 『千綱谷戸遺跡発掘調査報告書』群馬県教育委員会
- 伊藤善吉・増田 修 他 1988 『千綱谷戸遺跡』[群馬県史 資料編1] 原始古代1(旧石器・縄文)
- 井野誠一 他 1990 『芳賀東部旧地遺跡』[群馬県教育委員会] 上井原 俊 1999 『砂押遺跡』[中野各野地区遺跡群発掘調査概報5] 安中市教育委員会
- 井上雅孝 1997 『湯舟沢II遺跡の調査』[日本考古学協会1997年度大会 シンポジウム1 縄文時代の集落と環状列石 研究発表要旨] 日本考古学協会
- 上野佳也 1984 『配石遺構についての一考察』[東京大学文学部 考古学研究室研究紀要] 第3号
- 上野佳也 1986 『配石遺構の諸問題』[北奥古代文化] 第17号 北奥古代文化研究会
- 内田藤吉 他 1984 『新里村の遺跡』新里村教育委員会
- 内田藤吉 1982 『上輪ヶ谷遺跡』新里村教育委員会
- 江坂輝彦 1985 『配石遺構とは』[考古学ジャーナル] №254
- 遠藤正夫 1997 『青森県小牧野遺跡—その掘削・整地・配石作業—』[考古学ジャーナル] №412
- 遠藤正夫 1997 『小牧野遺跡環状列石に見る構築概念』[日本考古学協会1997年度大会 シンポジウム1 縄文時代の集落と環状列石 研究発表要旨] 日本考古学協会
- 大江正行 他 1990 『仁田遺跡 暮井遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大賀 健 他 1997 『下藤遺跡』下仁田町遺跡調査会
- 大塚昌彦 他 1979 『笠沢遺跡』横浜市教育委員会
- 大塚昌彦 他 1980 『空沢遺跡第2次・諏訪ノ木遺跡発掘調査概報』横浜市教育委員会

- 大塚昌彦 他 1982『空沢遺跡(第3次)』茨城県教育委員会
大塚昌彦 1985『空沢遺跡第5次 1・J・K・L地点発掘調査報告』茨城県教育委員会
大塚昌彦 1993『第一章 原始・古代』『茨川市誌』通史編・上 原始・近世 茨川市誌編さん委員会
大林大良 1971『縄文時代の社会組織』『季刊人類学』2-2
近江龍成 1991『横狭遺跡群 II 前編 群馬県文化財調査団
鬼形芳夫 1985『赤城山麓における縄文文化の展開』『群馬県史研究』21 群馬県埋蔵文化財調査事業団
鬼形芳夫 1988『遺跡の動態と集団関係一棒山山南麓における縄文時代遺跡の現状と課題』
鬼形芳夫・内木真琴 1988『鍋川右岸下流域段丘上における縄文時代遺跡分布調査』『群馬の考古学』群馬県埋蔵文化財調査事業団
野和之・他 1999『横狭中村遺跡1・横狭中村遺跡2』『年報』18 群馬県埋蔵文化財調査事業団
か
可児達宏 1993『縄文時代のセトルメントパターン』『季刊考古学』44号 雄山閣
葛西 励 1986『青森県における縄文時代の組石遺構』『北奥古代文化』第17号 北奥古代文化研究会
金子正人 1990『芳賀白輪曲遺跡』前橋市埋蔵文化財調査団
金子也也 2001『天ヶ塚遺跡』『平成13年度調査遺跡発表会』群馬県埋蔵文化財調査事業団
金子正人・他 1999『坂本北遺跡群』松井町埋蔵文化財調査会
加納 実 2001『鞍形住居跡分析の一視点—縄文時代後期前半集落の解明にむけて—』『土壌考古学』第25号 土壌考古学研究会
軽部達也・茂木 努 1995『藤岡北山B遺跡』藤岡市教育委員会
群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996『遺跡は今』第3号
菊池 実 1988『三波沢遺跡・十二原II遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
菊池 実 1988a『縄文時代の環状列石—群馬県内における調査事例から—』『東国史論』第3号 群馬県考古学研究会
菊池 実 1988b『群馬県における縄文時代の配石遺構調査』『群馬の考古学—創立十四周年記念論叢—』群馬県埋蔵文化財調査事業団
菊池 実 1990『縄文時代の配石遺構調査報告』『東国史論』第5号 群馬県考古学研究会
菊池 実・他 1990『田中中原遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
黒尾和久 1988『縄文時代中期の居住形態』『歴史学誌』№454
小杉 康 1991『縄文時代に階級社会は存在したのか』『考古学研究』第37巻第4号 考古学研究会
小杉 康 1995『縄文時代後半期における大規模配石記念物の成立—「御高草制」の構造と機能—』『戦国史学』第93号 戦国史学会
児玉大成・他 1996~2001『小牧野遺跡発掘調査報告書』1~VI 青森市教育委員会
小林 修 2001『史跡澁沢石器時代遺跡の学史的考察』『赤城村歴史資料紀要』第3巻 赤城村教育委員会
小林 克 1997『伊勢堂遺跡について』『日本考古学協会1997年度大会シンポジウム I 縄文時代の集落と環状列石 研究発表要旨』日本考古学協会
小林謙一 1988『縄文時代中期環状式・阿玉台式土器成立期におけるセトルメント・システムの分析—地域文化成立過程の考古学的研究(2)』『神奈川考古』24
小林達雄 1973『多摩ニュータウンの先住者—主として縄文時代のセトルメント・システムについて—』『月刊文化財』112号
小林達雄 1986『2 原始集落』『岩波講座 日本考古学』4 集落と祭祀 岩波書店
小林達雄 1988『スペースデザインと円』『古代史復元三 縄文人の道具類』講談社
小林達雄 1993『縄文集団における二者の対立と合一性』『論叢考古学』天山舎
小林達雄 1994『縄文土器と集団』『季刊考古学』48 雄山閣
小林達雄 1995『縄文時代の「自然の社会化」』『縄文時代における自然の社会化(季刊考古学・別冊6)』雄山閣
小林達雄 1999『シンボジウム祭祀儀礼空間の形成と展開』『祭祀空間・儀礼空間』雄山閣
小林良光・他 1991『空沢遺跡第10次-V・W・X・Y地点発掘調査報告書』茨城県教育委員会
き
板岡正信・他 1986『上野国分僧寺・尼寺中間地帯』群馬県埋蔵文化財調査事業団
依木木重裕 2001『三内丸山遺跡最新情報—発掘調査から—』『三内丸山遺跡・縄文シンポジウム2001全国キャラバン 縄文遺跡大集合 北からのメッセージ』青森県教育委員会
佐々木藤雄 1981『縄文時代の遺構』『信濃』第33巻第9号
佐々木藤雄 1982『集落を通して縄文時代の社会性を探る』『考古学ジャーナル』№203
佐々木藤雄 1983『縄文時代の親族構造』『異説』10
佐々木藤雄 1993『和泉高森遺跡と考古学の新しい流れ—歴史的な縄文時代集落論』『異説』13
佐々木藤雄 1997『縄文時代の土器分布図と家族・親族・部族(上)』『先史考古学論集』6
佐々木藤雄 1998『縄文時代の土器分布図と家族・親族・部族(下)』『先史考古学論集』7
佐藤明人・他 1992『三原田遺跡』第三巻 群馬県企業局
佐藤敏雄・佐藤正和・他 1976『小林遺跡発掘調査報告書』山形県教育委員会
佐野 隆・小宮山隆 1994『縄文時代配石研究の一視点』『山梨考古学論集』III 山梨県考古学協会
下条 正・女屋和志雄・他 1987『深沢遺跡 前田遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
下条 正・他 1989『大平台遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
下条 正・女屋和志雄・谷藤保彦・中束耕三 1989『縄文時代後期における配石基の構造—深沢遺跡の形成過程を中心として—』『研究紀要』6 群馬県埋蔵文化財調査事業団
新藤 彰 1988『下新井遺跡』『群馬県史 資料編1 原始古代1(旧石器・縄文)』
鈴木正博 1980『婚姻動態から見た大森貝塚』『古代』67
鈴木保彦 1980『関東・中部地方を中心とする配石基の研究』『神奈川考古』9
鈴木保彦 1985『続・配石基の研究』『神奈川考古』22
鈴木保彦 1987『縄文集落の衰退と配石遺構の出現』『日本史の黎明—八橋一郎先生顕彰記念考古学論集—』六興出版
鈴木保彦 1998『定形的集落の成立と基城の確立』『長野県考古学論集』第57号 長野県考古学協会
関根慎二・他 1997『白川幸松遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
千田茂樹・小野和之 2001『野村遺跡(中期)』『安中市誌 第四巻 原始古代中世資料編』
千田幸生・他 1997『新堀東ヶ原遺跡』松井町町遺跡調査会
廣田芳夫 1972『群馬県利生市千野谷J-C-E5地点の調査(須永式土器1号)』利生市教育委員会
廣田芳夫・他 1977『熊野・藤生沢遺跡発掘調査報告書』新里村教育委員会
大工原 豊・関根慎二・林 克彦・他 1994『中野各谷地区遺跡群』安中市教育委員会
大工原 豊・林 克彦 1995『配石基と環状列石—群馬県天原遺跡群の事例を中心として—』『信濃』第47巻第4号
大工原 豊 1999『関東甲信地方における祭祀遺跡—祭祀遺構—「環」状構造のもつ意味—』『シンポジウム 21世紀と縄文文化』観土舞台文化事業部
田口一郎・鳥羽政之 1988『中善地・宮地遺跡』『群馬県史 資料編1』ダグラス・フリーザー、渡辺洋子訳 1984『未開社会の集落』井上書院
谷口康浩 1986a『縄文時代「集石遺構」に関する試論—関東・中部地方における早・中・中期の事例を中心として—』『東京考古』4 東京 考古学協会
谷口康浩 1986b『縄文時代の親族組織と集団象徴としての土器型式]

『考古学雑誌』48号 雄山閣

谷口康浩 1993「セトルメント・システム論」『季刊考古学』48号

谷口康浩 1998「環状集落形成論—縄文時代中期集落の分析を中心として—」『古代文化』第50巻第4号

谷口康浩 1998「縄文時代集落の争点」『国学院大学考古学資料紀要』第14輯

田村公夫 1998「群馬県における縄文中期の環状列石遺構について—久森環状列石遺跡を中心に—」『群馬考古学手帳』8 群馬土器協会

田村公夫 他 2000「久保大畑遺跡 新田入口遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団

原田正典 1987『考古学ライブラリー49 配石遺構』ニュー・サイエンス社

寺内敏郎 他 1988「C7 神明北遺跡 C8 谷地遺跡」藤岡市教育委員会

寺内敏郎 1988「谷地遺跡」『群馬県史』資料編1 原始古代1(旧石器・縄文)

土井義夫 1985「縄文時代集落論の原則的問題—集落遺跡の二つのあり方をめぐって—」『東京考古』3

土井義夫 1988「セトルメント・パターン」の再検討」『史観』第20号

土井義夫 1991「研究メソッド 定住・移動と領域論」『貝塚』45

富樫泰時 1995「秋田県大湯遺跡」『縄文時代における自然の社会化(季刊考古学・別冊6)』雄山閣

富樫泰時 1997「配石の遺構」『季刊考古学』第59号 雄山閣

富田孝彦 2000「坪井遺跡II」群馬県吾妻郡長野原町教育委員会

富田孝彦 2000「坪井遺跡II」群馬県吾妻郡長野原町教育委員会

仲田茂司 1986「配石遺構の諸問題」『北奥古代文化』第17号 北奥古代文化研究会

中村良幸 1986「配石遺構の諸問題」『北奥古代文化』第17号 北奥古代文化研究会

藤波二・岡安光彦・角沢淳一 2001「考古学的指折分析の問題点」『日本考古学協会第67回総会 研究発表要旨』日本考古学協会

西田正規 1989「縄文の生態史観」東京大学出版会

丹羽佑一 1993「縄文集落の住居形態はなぜ円のか」『論考古学』天香山舎

能登 健・石坂 茂 1981「群馬県縄文中期土器10段階区分図(説明)」『日本考古学協会昭和56年度大会 シンポジウム』北関東を中心とする縄文中期の諸問題 資料1 日本考古学協会

能登 健・石坂 茂 1984「群馬県における縄文時代集落の研究」『日本考古学協会昭和59年度大会 シンポジウム縄文時代集落の変遷』日本考古学協会

能登 健 1986「I 遺跡分布調査による縄文集落変遷の分析—特に前期・中期の地形別分布偏差について—」『船山村遺跡』船山村教育委員会

能登 健 1989「群馬県赤城山麓の遺跡群調査—縄文時代前期から中期の連続立地の変遷について—」『研究論叢(第1回多摩ニュータウン遺跡群を考えるシンポジウムの記録)』IV 東京都埋蔵文化財センター

能登 健 1992f(3)「日本村落史と日本史研究」『日本村落史講座1 総論』雄山閣

長谷川福次 1993「前中後I遺跡」『村内遺跡1』北橋村教育委員会

長谷川福次 1999「箱田遺跡群(上原・三角遺跡) 真鍮環状遺跡」北橋村教育委員会

長谷川福次・山口逸弘 他 2001「遺跡前編」北橋村教育委員会

羽生淳子 1990「縄文時代の集落研究と探査—探査民研究との接点」『物質文化』53

羽生淳子 1993「探査・探査民の生業・集落と民族誌—生態学的アプローチに基づいた民族誌モデルを中心として—」『考古学研究』第41巻第1号 考古学研究会

羽生淳子 2000「縄文人の定住性(上)・(下)」『古代文化』第52巻第2号、同3号 古代学協会

林 謙作 1977「縄文期の探査 第II部 遺体の配列、特に頭位方向」『考古学雑誌』第63巻第3号 日本考古学協会

林 謙作 1991「大湯環状列石の配石編1」『よゑろ考古』第7号 よゑろ考古学会

林 謙作 1993「大湯環状列石の配石編2」『よゑろ考古』第8号 よゑろ考古学会

平林 彰 他 1993「中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告11・北村遺跡」長野県埋蔵文化財センター

福山俊彰 他 1997「五科平遺跡 五科野々久保遺跡 五科稲荷谷遺跡」松井田町遺跡調査会

藤巻幸男・能登 健 1988「布施遺跡」『群馬県史 資料編1 原始古代1(旧石器・縄文)』

藤巻幸男・坂根正信 1989「群馬県における加賀川E4式土器について」『第3回縄文セミナー 縄文中期の諸問題』縄文セミナーの会

藤巻幸男 2000「横壁中村遺跡」『年報』19 群馬県埋蔵文化財調査事業団

吉部正志 他 2000「第1章 第3節 縄文時代の藤岡 列石遺構」『藤岡市史 通史編 原始・古代・中世』

古原敬太郎 1996「環状土壇群・列石の方位と配置の規則性について」『動物考古』第6号 動物考古学研究会

細野高台 他 1992「石之間前田遺跡」群馬県宮城村教育委員会

細野高台 他 1996「鼻毛石中山遺跡」群馬県宮城村教育委員会

堀口 恭 他 1997「赤城村考古資料図録1 国指定史跡 濃澤石器時代遺跡」群馬県吾妻郡赤城村教育委員会

ま

前原 豊 他 1989「熊野谷遺跡」前橋市埋蔵文化財発掘調査団

増田 豊・萩原清史 1991「千綱谷戸遺跡」19発掘調査概報 桐生市教育委員会

松村一昭 1979「鹿沢遺跡発掘調査概報」赤城村教育委員会

松村和男 他 1986「下海老遺跡」群馬県教育委員会

松村和男 他 1999「沼南遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団

関宮政光 1997「行田橋本平遺跡」松井田町遺跡調査会

丸山公夫 他 1985「久森環状列石遺跡」『上沢環状遺跡群』群馬県吾妻郡中之条町教育委員会

宮野淳一 1988「中央広場からみた縄文集落の構成」『新千禧先生生甲記念考古学論叢』

茂木 芳・志村 哲 1988「山間遺跡」『群馬県史 資料編1 原始古代1(旧石器・縄文)』

や

矢吹俊男 1986「北海道の配石遺構」『北奥古代文化』第17号 北奥古代文化研究会

山田昌久 1990「縄文文化」の構図(下)』『古代文化』第42巻第12号 古代学協会

山梨県考古学協会 1990「シンポジウム 縄文時代屋外配石の変遷—地域的特色とその論議—」山梨県考古学協会秋大会資料集

山本順久 1977「縄文時代中期末・後期初期の屋外埋蔵について」『信濃』第29巻第11・12号

山本順久 1979「石神原の遺跡」『古代文化』第31巻第11・12号

山本順久 1981「縄文時代中期後半期における屋外配石の展開—関東・中部地方の配石遺跡の分析を通じて—」『信濃』第33巻第4号

山本順久 1986「縄文時代後期前期の集落」『神奈川考古同人会10周年記念論叢(神奈川考古22号)』

山本順久 1991「環状集落址と基城」『古代探検』III 早稲田大学

山本順久 1992「神奈川県下における集落変遷の分析」『かゝるがの考古学』第2集 神奈川県埋蔵文化財センター

山本順久 1999「遺構研究 配石遺構」『縄文時代10 縄文時代文化研究会』

吉岡恭平 1986「配石遺構の諸問題」『北奥古代文化』第17号 北奥古代文化研究会

わ

石月省哲 1983「7 清原寺裏遺跡」『笠懸村誌 別巻 原始古代編』笠懸町教育委員会

鍋貫邦男 他 1997「長野原一本松遺跡」『年報』16 群馬県埋蔵文化財調査事業団

鍋貫邦男 他 1997「横壁中村遺跡」『年報』16 群馬県埋蔵文化財調査事業団

渡辺 仁 1990「縄文式階層化社会」六興出版

SUMMERY

Disappearance of the Circular Settlement and arrival of the Stone Circle at the end of the Middle Jomon Period

— One study from the viewpoint of formation of the Base Camp in each period —

SHIGERU Ishizaka

In this paper I tried to analyze about the stone circle of the end of the Middle Jomon Period in the present area of Gumma Prefecture (Gumma area). The results of this study are as follows summarized:

At the latter half of the Middle Jomon Period, the circular settlements consisting of an open plaza, which was ringed by residences, newly appeared in the east part of Japan. These residences had the function to integrate each territory as base camp, but they disappeared at once at the end of the Middle Jomon Period. At the very same period, the structure of dwelling cluster, which was accompanied with stone circle, began to appear in the Gumma area. On this turning point, supported by a lot of social change (for example, the appearance of the handmirror-formed flagstone-floored residence: Ekagami-gata Shiki-ishi Jukyo; , the development of the funeral rite with the Infant-Burial-jars: Ume-Game; , the development of the festival with the stone rod, the diminution of the number of sites, the transition of residence system into the smaller structure of the dwelling cluster), the structure of the rituals and residence system were changed.

In the Gumma area, the stone circle of the end of the Middle Jomon Period had a few different types, especially in the viewpoint of scale, form, and some components of the structure. This variation can be classified into two types: One type had a large size of 30 meters in diameter, and the rectangle form with rounded corner. The other type had a small size of 15 meters or less in diameter, and had the form of circle or arc. In addition, there was a clear difference between these two types: The large scaled type consisted of huge stones with large number, which were carried from far away over the years by dozens of people within a territorial group. On the contrary, the small scaled type is supposed to have built by a few people within a domestic dwelling cluster only in a few days. That is to say, from these facts we can guess the generation of the classified ritual style, in which the rituals of the large scale type meant to be superior to the small scale type's.

The structure of dwelling cluster with the larger stone circle differed from the circular settlement, which consisted of an open plaza ringed by residences, in the viewpoint of the principle of the integration of territorial group and the principle of the settlement system, but it can be said, that also the dwelling cluster with the large scaled stone circle, which newly appeared in the end of Middle Jomon period, played the role of the base camp, which has the function of the integration of the territorial group.

In the Gumma area, all the dwelling cluster with the large scaled stone circles did not have any burial pits under its stone-alignments as a cemetery, and disappeared during the end stage of the Middle Jomon period. Taking this fact into consideration, the style of such a stone circle had no direct relations to the typical stone circle with a burial of the Late Jomon period, which was outlined or enclosed or covered by stone alignments. There was a clear difference in the structure of the rituals between the end of Middle and the Late Jomon period, but stratified structure of the rituals between the large scaled and the small scaled stone circle in the end of the Middle Jomon period indicates the gradual shift into the stratified society of the Late Jomon period, in which the domestic chief executed the rituals.

Key Words

Middle and Late Jomon period, base camp, circular settlement, stone circle, domestic chief, structure of the rituals, stratified society, local features, Gumma Prefecture

群馬県玉村町所在・砂町遺跡出土の北陸系土器の位置づけをめぐる

深澤敦仁・中里正憲

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 はじめに | 4 編年の位置づけ |
| 2 動向・目的 | 5 おわりに |
| 3 砂町遺跡出土の北陸系土器 | |

— 要 旨 —

本稿は、群馬県佐波郡玉村町所在・砂町遺跡出土の北陸系土器を編年的に位置づけることを目的とする。

組上に載せる2点の土器は、その製作地は定かでないものの、形態及び技法的特徴から、古墳時代前期に北陸地域に分布する甕形土器であり、群馬県内の北陸系土器としても良好な資料である。しかし、この2点の北陸系土器には共伴遺物がなく、在地編年との直接対比ができない。そこで、3つの作業を経ることで、この土器の編年の位置づけを試みた。

【作業1】では、北陸地域における「千種壺」の型式変化とその時期について確認し、その結果との対比を行った。

【作業2】では、砂町遺跡が所在する「前橋南部地域」における北陸系土器の様相をS字壺編年を軸に伺い、その様相に対比させた。

【作業3】では、群馬県内各地域における北陸系土器の様相を、S字壺・樽式及び樽式系壺・吉ヶ谷式系壺を軸に伺い、【作業1・2】によって導き出された編年の位置が、群馬県における存在動向に矛盾なく理解できるかを検証した。

これらの結果、砂町遺跡の2点の北陸系土器は「本俣時期の2期」「新潟シンボ編年6期」に位置づけることが最も妥当である、という結論を導き出すこととなった。

キーワード

対象時代 古墳時代前期

対象地域 群馬県

研究対象 古式土師器・北陸系土器

1 はじめに

本稿は、群馬県佐波郡玉村町所在・砂町〔すなまち〕遺跡出土の埴形土器（以下、「形土器」は省略）2点に対し、複眼的検討を加えることにより、その編年の位置付けを行う、研究ノートである。

2 動向・目的

(1) 最近の動向

近年、群馬県では、古墳時代前期研究に新たな光を当てるが如き、動向がある。それは、「前橋南部地域」や「伊勢崎北部地域」など、それまでは当該時期の遺構遺物資料が少なかった地域において、新資料の発見が増加していることである。土器・水田・水路・周溝墓・粘土探掘坑など、どれをとっても、その存在は気になるところであるが、それらに混じり、北陸系土器¹⁾が若干量存在している。

(2) 調査と研究

群馬県における北陸系土器への注目、田口一郎氏による元島名将軍塚古墳溝4出土の「能登形埴または千種形埴（田嶋1986；以下、千種埴）」の抽出・指摘（田口1981）に始まった訳であるが、以来20年が過ぎた。

この間、有馬遺跡（佐藤1990）、町田小沢II遺跡（小池1994）、荒砥之上坊遺跡（小島1995）などの調査報告や、友廣哲也氏（友廣1996）や川村浩司氏（川村1998・1999）・田口氏（田口2000）らによる研究・問題提議がある。

群馬県出土の北陸系土器は、量的には東海系土器を圧倒的に下回ってしまう現状は否めない。しかし、先の三氏らの指摘を踏まえるならば、その存在が大切な意味をもっているとは容易に理解できる。さらに、最近増加中の北陸系土器のありかたを考えあわせるならば、これらをつくり、使った人々の存在には、群馬の古墳時代幕開けに関する重要な歴史性が内在している、ということが推測できる。

(3) 本稿の目的

そこで、本稿では、今後の研究において、より一層重要な位置を占めるであろう、北陸系土器の新資料を紹介することを第一の目的とする。そして、その編年の位置付けを行うことを第二の目的とする。

なお、執筆の分担については、3（1）（2）を中里、1・2・3（4）（5）・4・5を深澤、3（3）については中里・深澤で協議し、深澤が執筆することとした。

3 玉村町・砂町遺跡出土の北陸系土器

(1) 遺跡の概要（図1・2）

玉村町は、前橋市・高崎市・伊勢崎市・藤岡市等と境を接し、町域北部を利根川が貫流する。前橋台地と呼称される洪積台地の南端部に位置し、標高は57～72mで北西から南東にかけてなだらかに傾斜する平坦地である。

砂町遺跡は大字上福島に所在し、町の北部公園整備事業にともない約37,000m²が発掘された。1998年4月より第1次から第3次までの計画で発掘調査が進められ、1999年10月に終了している。玉村町の土地改良は昭和30年代からはじまり、遺跡の所在する周辺においても昭和48年に実施され、旧地形を留めていない。そのため、覆土が薄いところでは遺構が破壊され、中・近世の面はほとんどが後世の耕作により覆われてしまった。

調査した遺構は、古墳時代の水路・用水路、奈良時代の道路遺構（推定東山道）、平安時代のB水田、中世の溝、近世・近代の用水路・水田、弥生時代～昭和初期までの河川である。古墳時代の水路は4世紀初め頃で、上層をAs-C混入土で覆われている。この水路は地形の高低差により、北西から南東にかけて数条が走り、それらの溝同士を直交して繋ぐ小溝が設けられている。溝の規模は、幅0.5～1.0m、最大で5m、深さ0.4～0.6m程で、断面形状はゆるいU字状・漏斗状のものが多い。底面はほぼフラットで北西から南東にかけて緩やかに傾斜している。底面近くに砂が堆積する箇所があり、水が流れていた形跡も認められる。また壘状の遺構（杭列）が存在することなどから、水田に伴う水路の可能性が高い。4世紀後半の用水路は、幅5～7m、深さ1.2mと規模が大きく、蛇行しながら北西から南東にかけて延びている。蛇行するカーブ部分に杭列があり、水の流れをうまく利用した配水構造となっている。

道路遺構は、東西方向に直線的に延びる2条の側溝として確認された。東端は、河川跡の影響で不明瞭となり、



図1 砂町遺跡位置図（S=1/20,000）

西端については、近世の用水路により破壊されていたが、部分的に遺存し、これまでの調査で約240mの範囲を確認している。走行方向はN-101°-Eで、規模は側溝間中心距離で、9~10m、側溝は上幅が広く底が浅い皿状を呈している。時期は出土遺物から7世紀後半から8世紀後半頃とされ、古代東山道と考えられている。

平安時代のB水田はほぼ全面で調査されたが、遺存状態が悪く畦畔については部分的な確認となった。このような中でも、旧河川や湿地帯、古い時代の遺構（4世紀後半の用水路など）があったところはAs-Bが良好に堆積し、畦畔および水田が確認された。しかしながら、旧地形の影響を受けているため計画的な地割りができず、その土地の状況に応じた整備をおこなった形態をとっている。ただし、条里にともなう大畦畔に関しては、旧地形の影響を受けず、8世紀後半まで遡る大畦畔も確認している（中里2000）。

おもな遺構は上述した内容となるが、北陸系土器は第2次調査の35溝と絡む倒木痕の一角から出土している。

(2) 出土遺構とその状況（図3・写真1）

〔遺構名〕 倒木痕利用の土坑状遺構

〔位置〕 砂町遺跡第2次調査（35溝と重複）

〔形状〕 三日月状を呈している（倒木痕は楕円形）

〔覆土〕 As-Cを多く含む濃灰褐色土と黒褐色の粘質土

〔出土遺物〕 ほぼ完形となる北陸系土器（甕）2点のみ

〔出土状況〕 土器は重なりあうよう出土している

〔重複〕 35溝を切り、大畦畔（8世紀後半）が上層に重なる

〔時期〕 溝に堆積するAs-C混入土や土坑状遺構内のAs-Cを多く含む灰褐色土から、As-C降下後の、より降下

に近い時期と考えられる

〔特徴〕 倒木した空間を2次利用した遺構

〔所見〕 古墳時代の溝は、調査区全面で確認され、計画的に敷設された水田耕作にともなう水路の可能性が高い。溝の時期は、上層にAs-C混入層があり、間層にAs-Cを混入しない黒色粘質土を挟み、最下層で部分的に砂層が確認できることから、ある程度埋没した段階でAs-Cが降下したと考えられる。As-Cの純層はなく、比較的高密度の高いAs-Cが上層に堆積していた。溝には掘り返しなどの痕跡は無く、遺物も出土していないことから存続期間は短い。以上のことから、As-C降下前に掘削された溝であり、より降下に近い時期と考えられる。一方、倒木痕利用の土坑状遺構の覆土は、As-Cが土器出土レベルで密度が非常に高く7・8割は軽石であった。上層は溝の覆土と同程度の混入量（5・6割）となる。土坑の形状は三日月状を呈し、木が東方向に倒れ、根が盛り上がった空間を利用したと推測できる。土器出土面より下層では、黒色腐食土や木の根が確認された。このような状況から、倒木直後にAs-Cが下層に2次堆積したと考えられる。

土器の出土状況は、2個体とも部品の片目が細かく割れていることから、衝撃を受けて破損したことを示す。つまり、設置され土圧などの力により割れたのではなく、何らかの人的作用が働き、破損したということが考えられる。周囲にこの時代の集落は確認できず、調査面積37,000㎡からこの2個体のみが出土したのは、遺物・遺構の性格を考える上で重要なポイントである。倒木痕を利用した土坑なのか、あるいは樹木祭祀の一種なのか、今後の課題としたい。

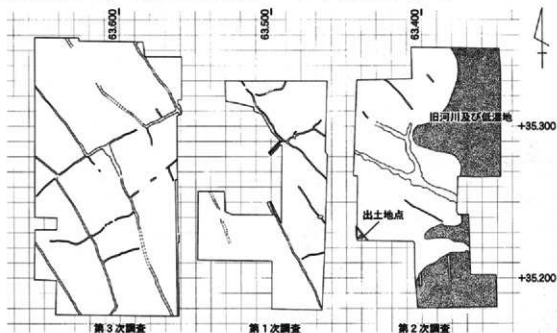


図2 変1・2の出土地点（S=1/2,500）

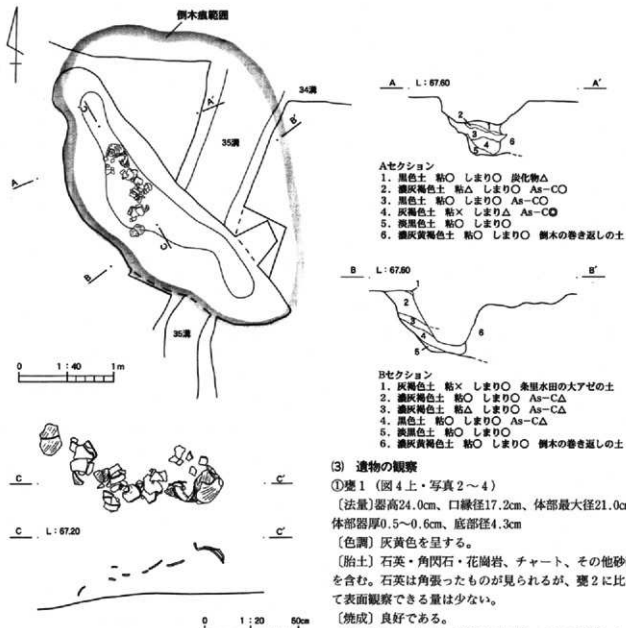


図3 壙1・2出土状況



写真1 壙1・2出土状況 (NE→)

(3) 遺物の観察

①壙1 (図4上・写真2~4)

〔法量〕器高24.0cm、口縁径17.2cm、体部最大径21.0cm、体部器厚0.5~0.6cm、底部径4.3cm

〔色調〕灰黄色を呈する。

〔胎土〕石英・角閃石・花崗岩、チャート、その他砂礫を含む。石英は角張ったものが見られるが、壙2に比べて表面観察できる量は少ない。

〔焼成〕良好である。

〔形態〕短い口縁部、倒卵形の胴部、小さな底部、という特徴をもつ。

口縁部は短く、やや外反気味に開く。端部外面には幅7mmの均一な面が一周する。

頸部は断面「く」の字状を呈しているが、シャープさに欠けており、やや丸みをもつ。

体部は中位やや上に最大径をもつ、倒卵形である。

底部は明確な平底をつくり出している。

〔成整形技法〕口縁部は内外面ともヨコナデを施しており、さらに外面端部はつまみ上げるようにして面を丁寧につくり出している。

頸部は外面においてはタテハケ後、粘土を貼り付け、そしてヨコナデを丁寧に施している。内面においてはエビナデが施されており、屈曲部のやや下位に口縁部粘土の輪積み痕跡が段状に残っている。

体部は、外面においては底部→口縁方向のハケ(4~5条/cm)を、下半はタテ方向、上半は左ナメ上方向に、短いストロークで丁寧に施している。なお、成形のためのヘラケズリについては、その存否は観察できなかった。内面においては同じくハケおよびヘラナデを施している。

底部は、ナデによって整形されており、ケズリは施されていない。

②壺2 (図4下・写真5~7)

〔法量〕器高22.8cm、口縁径19.0cm、体部最大径22.0cm、体部器厚0.3~0.4cm、底部径3.5cm

〔色調〕淡い黄橙色を呈する。

〔胎土〕石英・角閃石・花崗岩・チャート・その他砂礫を含む。特に石英は多く、長さ3mm程度の角張ったものが多く含まれていることが特徴である。

〔焼成〕良好である。

〔形態〕短い口縁部、縦詰まり気味の倒卵形の胴部、小さい底部、という特徴をもつ。器壁が薄いこともあり、極めて軽量である。

口縁部は短くやや反気味に開く。端部外面には幅4mmの均一な面が一周する。

頸部は「く」の字状で、比較的シャープな屈曲を持つ。

体部は中位のやや上に最大径をもつ縦詰まり気味の倒卵形である。

底部は尖底状平底であり、やや上げ底状になっている。

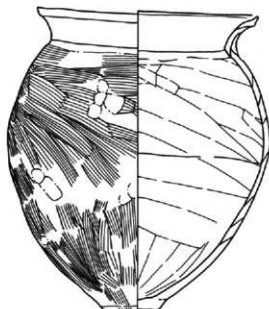
〔成整形技法〕口縁部は、内外面ともヨコナデを施し、さらに外面端部においては、つまみ上げるようにして面を丁寧に作り出している。

頸部は、外面においてはヨコナデ後、斜横位の小刻みなハケを施している。屈曲部には工具小口部の痕跡が残る。内面においてはヘラ(またはユビ)ナデが施されており、屈曲部のやや下位に口縁部粘土帯の輪積み痕跡が段状に残っている。

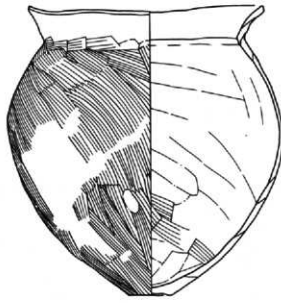
体部は、外面においてはヘラケズリを施した後、底部→口縁方向のハケ(4条/cm)を全面にわたって丁寧に施している。内面においては、同じくハケおよびヘラナデを施して

いる。また、内面においては、中位に僅かな段差が認められ、この部分で成形のタイムラグがあったことが推測できる。

極めて小ぶりの底部は、ケズリによって上げ底気味につくられている。



壺1



壺2

図4 壺1 (上)・壺2 (下) 実測図 (S=1/3)

(4) 北陸系土器とした根拠

壺1・2は、形態や技法を詳細に観察した結果、北陸地方の在地産のひとつである、「千種壺」の範疇で理解できる。

そのように考えた根拠は²⁾、以下の通りである。

〔形態〕

①口縁部は短く、やや外反気味に開き、その端部に明瞭な面が存在すること。

②口縁部径が胴部最大径に匹敵するくらい大きいのに対し、底部径は非常に小さいこと。

③体部が倒卵形を呈していること。

〔技法〕

④外面整形において、口縁部にはヨコナデ・体部には斜ハケが施された後に、頸部に丁寧なヨコナデ(壺1)や系統的なヨコハケ(壺2)が施されること(写真3・6)。

⑤内面成形において、ハケを用いていること。

⑥内面において、体部中に縦口縁状の段差が確認でき、成形時のタイムラグを想定できること。

⑦頸部内面において、屈曲部のやや下に、口縁貼り付け粘土帯の輪積み痕跡が残ること(写真4・7)。

⑧体部の器壁が薄く仕上げられていること(壺2)。

(5) 製作地の推測

壺1・2が「千種壺」の特徴を具備していることが確認できたわけだが、次に、これらが北陸からの搬入品なのか、群馬での在地産品なのかということが気になる。

まず、形態的にはやや群馬に地色があるように見えなくてもないが、基本的には「千種壺」のデザインと踏襲しているといえる。また、技法的には北陸の壺製作技法に多くの共通性が見いだせる。

次に、胎土に関してだが、色彩的には、こうした灰白色系に焼き上がる胎土は玉村地域では異質な存在であり、出所の違いを窺わせる³⁾。胎土の混入物的には、大粒の石英が多いことが、やや異質である。この2つの異質性から、壺1・2が砂町遺跡周辺での在地産でない可能性も考えられる。

形態・技法における北陸地域の壺との共通性と、胎土における砂町遺跡周辺での異質性を考えあわせると、壺1・2は、もしかすると搬入品であるかもしれない。但し、北陸各地での比較検討を行っていない現状では、搬入品の可能性が高いと、力説する勇氣はない。よって、製作地の問題については、①北陸からの搬入品(若狭分類「北陸レベル0」(若狭1998))または②群馬に地産としても忠実模倣品(若狭分類「レベル1」)というように幅を持たせることが妥当である。

そして、本稿においては、①②の2つの可能性があることを前提に論を進めていく。

4 編年の位置づけ

(1) 作業の手法

壺1・2にはは伴遺物がない。それ故に、「共存する在地土器の編年順と横並び」をさせることができない。そこで、本稿では壺1・2の編年の位置づけを行うために、次の3つの作業を経ることとする。

【作業1】北陸各地の編年研究において、「千種壺」がどのように型式変化し、その変化時期はいつなのか?ということを概観する。そして、その内容を壺1・2の形態・技法の特徴と比較し、「壺1・2は、北陸各地の編年順においてどの時期に位置づけられるのか?」という点を類推する。

【作業2】砂町遺跡の所在する前橋南部地域での在地編年を軸に、同地域における北陸系土器のあり方を確認する。そして、その存在性と壺1・2の持つ諸属性とを照らしあわせることにより、壺1・2の、在地における編年の位置づけを試みる。

【作業3】群馬県各地域での北陸系土器の編年の位置及び動向を確認する。そして、【作業1・2】で導かれた壺1・2の位置が、県内の北陸系土器の動向に合致するのか?、矛盾はないのか?を検討し、壺1・2の存在性、さらにはその蓋然性についても考える。

そして、上記3つの作業によって得られたことを本稿の結論とする。

(2) 【作業1】北陸編年との対比(表1)

「千種壺」は北陸地方に広く分布する壺であり、その存在期間は「日本考古学協会新潟大会シンポ編年」(日本考古学協会新潟大会実行委員会1993;以下、シンポ編年)での3期(それ以前)から9・10期までにおよび、所謂「古墳時代前期」を通じて存在することが明らかになっている。但し、その存在ボリュームは地域によって大きく異なり、各地域の実態に関しては多くの先行研究がある(吉岡1967・1991、谷内尾1983、田輪1986・1988、小田木1991、坂井・川村1993、栃木1994、春日1994・1998、高橋1995、川村1993・2000など多数)。

こうした諸研究は、勿論のこと、方法論・編年観において、全てが同調するものではなく、対峙点多々ある。しかし、これらと比較検討した結果、型式変化のあり方については概ね同一の方向性があることが確認でき、変化の時期についても大きな時間幅の中では纏められるという結果が導かれたので、その内容について以下に示す。

①形態について

〔口縁部〕端部の変化が顕著である。「A)端部外面を面取りするもの→B)端部を丸く上げるもの」という存在主体の変化がある。さらにA)については、面取り幅が「a)広いもの→b)狭いもの」、つまみあげが「a)有る→b)無い」という、変化の傾向がある。

春日真実氏は、一之口遺跡東地区において、A・a)→



写真2 甕1 全体



写真5 甕2 全体

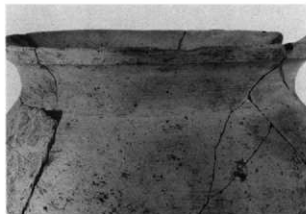


写真3 甕1 口縁～肩部外面



写真6 甕2 口縁～肩部外面



写真4 甕1 頸部内面

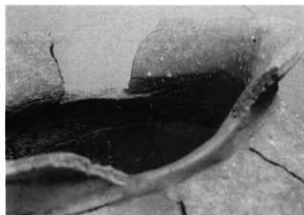


写真7 甕口頸部内面

$A \cdot \beta \rightarrow B$ の変化時期を「一之口 I 期 → 一之口 II 期 → 一之口 III 期」とした(春日1994)。さらに同氏は、緒立遺跡における、存在主体の変化としての $A \rightarrow B$ という変化時期を「緒立 1 期 → 緒立 2 期」とし、 $a \rightarrow b$ の変化時期についても「緒立 1 期 → 緒立 2 期」とした(春日1998)。

川村浩司氏は関川流域の編年分析を行う中で、存在主体の変化について、 $A \cdot \alpha \rightarrow A \cdot \beta$ および B の変化時期を「2 段階 → 3 段階」としている(川村2000)。

高橋浩二氏は北陸全域の分析を行う中で、存在主体の変化について「 $A \rightarrow B$ 」の変化時期を「I b 式・II a 式 → II b 式」としている(高橋1995)。

【体部】「A」倒卵形 → B) 球形」という、プロポーションの変化がある。

川村氏は関川流域の変化について、B) への変化の現れを「3 段階」としている(川村2000)。

高橋氏は北陸全域を扱う中で、「 $A \rightarrow B$ 」への変化開始 → B) の変化時期を「I a 式 → I b 式 → II b 式」としている(高橋1995)。

【底部】「A」明瞭な平底 → B) 極小の尖底状平底 → C) 丸底」という変化が想定されている。

高橋氏は北陸全域を扱う中で、「 $A \rightarrow B \rightarrow C$ 」の存在主体の変化時期を「I a 式 → I b 式 → II b 式」としている(高橋1995)。

春日氏は緒立遺跡の分析において「 $A \rightarrow B$ 」の存在主体の変化時期を「緒立 1 期 → 緒立 2 期」としている(春日1998)。

②調整について

【外面調整】体部のケズリ調整が「A) ある・B) ない」という差異が抽出されている。

田嶋明人氏は、漆町遺跡の分析において、「A)」の存在時期を「漆町 5 群 ~ 7 群」とした(田嶋1986)。

川村氏は、関川流域の資料を扱う中で「A)」の存在時期「4 段階以降」とし、新しい属性と考え、上野からの影響ということも示唆した(川村2000)。

【内面調整】「A) ケズリ調整 → B) ハケ調整」という変化が想定される。

高橋氏は、「 $A \rightarrow B$ 」という存在主体の変化時期を「I a 式 → I b 式 → II a 式」としている(高橋1995)。

春日氏は、緒立遺跡の分析の中で「 $A \rightarrow B$ 」の存在主体の変化時期を「緒立 1 期 → 緒立 2 期」としている(春日1998)。

小田木治太郎氏は、北陸東北部資料の分析の中でケズリ調整の「a) 多用 → b) 少用」の変化を示し、その変化時期を「椋相 1 → 椋相 2」としている(小田木1991)。

以上、技法・調整の属性別の型式変化とその時期についてまとめてみたが、これらの変化は漸移的なものである。よって、厳密には区分することが難しく、あくまで存在主体の変化というように考えている。

③「有段口縁甕」との関係について

ところで、「千種甕」とともに北陸地方の在在として「有段口縁甕(以下、月影甕)」がある。この2つの甕は「千種甕」が北陸北東部、「月影甕」が北陸南東部に、それぞれ分布の核を持っているとされるが、双方の分布圏は重複している。そしてこの両者の関係については、北陸南西部を中心に「月影甕」が盛行する地域においても「月影甕 → 千種甕」という存在主体の変化が生じていることがわかっている。この変化の時期については、田嶋氏は「漆町 5 ~ 7 群」(田嶋1986)、小田木氏は「椋相 2 ~ 椋相 3」(小田木1991)、高橋氏は「I b 式 → II a 式」(高橋1995)、春日氏は「緒立 2 期 → 緒立 3 期」(春日1998)と想定している。

※

以上、北陸における「千種甕」の型式変化およびその時期を、先行研究を参考にまとめてみた。そして、この【作業 1】の結果に基づき、砂町遺跡 1・2 の位置付けを考えると次のように考えられる。

1) 甕 1・2 の新旧要素

甕 1・2 の型式学的新旧関係については、「甕 1 (古) → 甕 2 (新)」という流れが考えられる。

その根拠としては、次のことがあげられる。

- ・口縁面取り幅が「広い」(甕 1) → 「狭い」(甕 2)
 - ・底部が「平底」(甕 1) → 「尖底状平底」(甕 2)
 - ・外面ケズリ成形が「ない(?)」(甕 1) → 「ある」(甕 2)
- 但し、これはあくまで型式学的前後関係をしめたものであり、同時存在していることに矛盾はない。

2) 【作業 1】から導かれる甕 1・2 の時間幅

甕 1・2 のもつ属性を北陸編年の中でうかがうと、編年の時期に関してはシンボ編年 5 期 ~ 8 期という時期幅の中で考えることができる。さらに、属性の存在ボリュームが大きくなる時期を絞り込むならば、甕 1・2 は、シンボ編年 6・7 期の範囲で捉えることが妥当である。

3) 甕 1・2 の故地について

「千種甕」ということで、甕 1・2 (或いはその製作技術)の故地は北陸北東部にある可能性が高いことには違いない。だが、北陸南西部でも、シンボ編年 6 ~ 7 期(幅をみて 5 ~ 8 期)の間に、「千種甕」は存在するので、北陸南西部が故地である可能性も残しておきたい。

表 1 北陸地域の編年対応表

吉野	新野	田嶋	小田木	飯井用治	春日	春日	高橋	川村	砂町1・2
1991	1993	1993	1991	1993	1994	1998	1995	2000	2002
北陸		漆町	越中・後	越後	一之口	緒立	北陸	越後	上野
W-2	3期	3群							
W-3	4期	4群	椋相1	I 最新			I a 式		
I-1	5期	5群		II-1		1期		1段階	
I-2	6期	6群	椋相2	II-2		2期	I b 式	2段階	
II-1	7期	7群		II-3	I 期	3期		3段階	
II-2	8期	8群	椋相3	III	II 期		II a 式	4段階	
	9期	9群						5段階	
	10期	10群	椋相4	IV	III 期		II b 式	6段階	

(2) 【作業2】在地編年による検証

①編年の現状

シンボ編年4期から9・10期までの群馬県内地域の土器編年は田口一郎氏(田口1981・1987・2000)・若狭徹氏(若狭1990)・友廣哲也氏(友廣1992)・橋本博文氏(橋本1993)らによるものがある。なお、筆者である深澤もその素案を提示している(深澤1998・1999)。

ところで、これらの分析はいずれも「在来土器(樽式土器)が、外来系土器の影響をどのように受容し、様相を変容させていくのか?いかにないか?」という点に軸をおいたものであり、一部に分析手法的再検討の余地を残しつつも、概ね同一の方向性を示していると把握できる。共通項としては「外来系土器の受容状況は県内一様でなく、概ね西・東・北部の地域毎に様相を異にする」ということが挙げられる。もちろん、さらなる小地域毎の差異も指摘されているものの、十分な分析・検討を経た、総合的編年案は未だ提出されていない。

②検出の基軸

これらの中で、県内古式土器の分析上、基軸となる分析は若狭氏による樽式系土器の分析(若狭1990)と田口氏によるS字甕の分析(田口1981・2000、以下田口編年)(図5)であると考える。とりわけ、本稿では田口編年を展開基軸とする立場をとる。その理由として、第一に、砂町遺跡の位置する前橋南部地域は東海西部系の外来系土器の影響を強く受けていた可能性が高く(若狭2000)、S字甕は分析媒体として有効と考えたからである。第二には、本稿での結論が将来的に広域編年の組にのせられることができるとするならば、付随するS字甕の位置づけを根拠にすることが、現時点では、最も汎用性をもつ根拠になるだろうと考えたからである。

なお、参考として、筆者らが現状で考えうる、田口編年の各期における基準資料を示しておく⁹⁾(表2)。

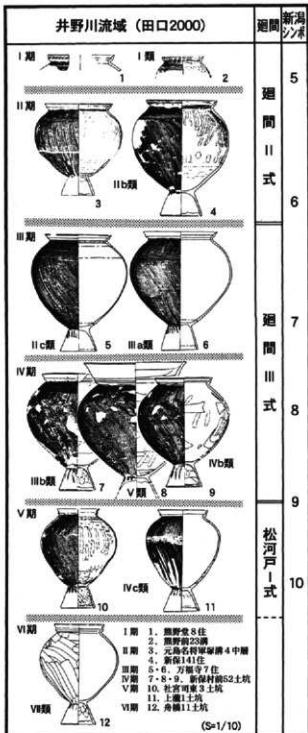
表2 S字甕編年の基準資料

田口2000 S字甕	基準資料	
I期	保渡田Ⅷ16住	地野堂Ⅲ8住
II期	新保141住	元島名将軍塚Ⅳ4中層
III期	元島名将軍塚Ⅳ4上層	倉野万形寺7住
IV期	下佐野7区45住	倉野万形寺4住
V期	上磯1住	鈴ノ宮48住
VI期		舟橋9区11坑

注:田口2000編年表内におけるS字甕の編年表と対照し、「新7区東部寺古字アーム5字甕を考へる」

③在地での位置付け

前橋南部地域は、前橋八幡山古墳・前橋天神山古墳を域内に含み、古墳時代前期における筆頭的開発拠点と目されているが、それを裏付ける公表データは未だ少ない(図6)。筆者は「少数資料のみからの結論では蓋然性が低い」ことを十分承知している。だがその上で、今後への投げかけという意味もこめ、そして砂町遺跡Ⅰ・Ⅱの位置付けのために、当該地域のS字甕変遷案および共存する北陸系土器の状況を伺ってみる(図7)。



- I類→口縁部刺突が特徴(赤塚Ⅷ類に对应)
 II類→口縁部刺突の喪失。頸部内面ハケムが特徴。口縁部刺突・肩縁部刺突等の属性によりa・b・c類に三級分(赤塚Ⅷ類古・中に対応)
 III類→頸部から下った肩縁部刺突。頸部内面ハケムの喪失。胴部外面ハケム以前のヘラズリが主な特徴。胴部一層の張る縁部から見出し、口縁部一面をもつ・枕縁化・丸く仕上げられる等の属性でa・bに二級分
 IV類→肩縁部刺突の喪失。胴部外面のハケム以前のヘラズリが主な特徴。胴部一層の張る縁部から見出し、口縁部一面をもつ・枕縁化・丸く仕上げられる。口縁の立ち上がり外に開く・上部が立ち上がる等の属性によりa・b・c類に三級分
 V類→通常のS字甕口縁部の上に張部が付加される(舟橋山陸系甕との折衷)。通常のS字甕口縁の3倍の長さの口縁部が多い。
 VI類→V類変遷から、模倣された「S字甕もどき」か、位置付け付帯。
 VII類→胴部外面ハケムの喪失。

図5 井野川流域におけるS字甕編年(田口2000を引用・一部加筆)

【I期】山王若宮II遺跡H-1号住居址(小峯・吉沢2000) 田口S字壺分類I類壺(以下、「田口〇類壺」と表記)(図7-1)に、千種壺が伴う。千種壺(図7-2・3)は口縁端部のつまみ上げがシャープであり、県内の千種壺の中でも古相を示す。

【II期】山王若宮II遺跡O-1号落ち込み(小峯・吉沢2000)

田口II b類壺(図7-4)に、千種壺が伴う。千種壺(図7-5)は、口縁部が大きく外反し、端部に面を持つ。頸部にはハケ調整後のヨコナデが施されており、御当地の作法を忠実に踏まえている。さらに、折衷的な壺(図7-6)が伴する。なお、舟渡遺跡C地点出土品(坂井・大西1984)は、表採品ゆえに、参考資料の域を超えないものの、土器群の特徴からこの段階に位置すると考えている。田口II b類壺(図7-7・8)と千種壺(図7-9~11)がある。千種壺は大小サイズすべてが口縁端部を明確に面取りするものである。技法的にも御当地の作法に忠実である。

【III~IV期】上之手八王子遺跡BH-116(三浦1991)/山王若宮II遺跡H-2号住居址(小峯・吉沢2000)

上之手八王子遺跡BH-116資料は田口III a・b類とIV b類壺(図7-12~14)が伴するが、北陸系土器の共伴はない。山王若宮II遺跡H-2号住居址資料は田口III a・IV b・VI類壺(図7-15~18)が伴するが、北陸系土器の共伴はない。なお、本旨には直接関係しないが、このH-2号住居址からは布留形壺が出土している。



図6 前橋南部(佐波南)地域の本橋関連遺跡(S=1/100,000)

【V期】横手早稲田遺跡Ⅲ区4号住居(斉藤2001) 田口IV b?・c類壺(図7-19~21)が出土するが、北陸系土器の共伴はない。

【VI期】角河城遺跡1号特殊遺構(笠原2001) 田口VII類壺(図7-22・23)が出土するが、北陸系土器の共伴はない。

ところで、横手早稲田遺跡と山王若宮遺跡(飯田・佐藤1998)ではグリッド出土遺物として有透装飾器台(図7-24)が取り上げられている。注目される遺物であるが、こうした出土状況ゆえに、共伴土器も特定できず、時期を限定することは厳しい。だが、あえて、他のグリッド遺物の様相から判断するならば、上記II期からIII期の範囲で取められるのではないかと、ひそかに考えている。

※

田口編年に基づいて、当該地域での北陸系土器の消長をうかがうと、次のことがわかる。

1) 器種について

壺ではば占められる。しかも、確認されている壺は全て「千種壺」である。客体的な存在として器台もある。

2) 形態・技法等について

形態・技法は御当地・北陸のものに酷似する。胎土分析や北陸各地の土器との厳密な検討を経ていない現在においては、忠実な模倣品(レベル1)と考えておくことが妥当である。ただし、北陸地方からの搬入品(北陸レベル0)が含まれている可能性も残しておくたい。

3) 帰属時期について

帰属時期は田口編年I~II期に限定される。さらに、参考資料としての舟渡遺跡C地点の資料を介在させることが許されるならば、とりわけ田口編年II期に集中する傾向にあるといえよう。

なお、田口編年III期以降については次の通りである。


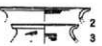



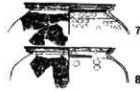
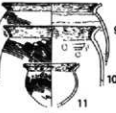

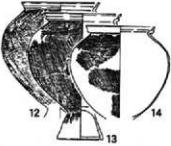


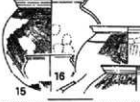



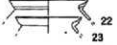

III~IV期においては、千種壺の属性の一部が変容したものが²⁾希に存在する程度で、基本的には原姿は失われてしまう。少なくとも、III~IV期に北陸系土器が到来するような、新たな波及現象はないといえよう。

V~VI期においては、全く片鱗さえ伺えなくなる。

4) 【作業2】から導かれる壺1・2の時間幅

壺1・2は、「田口編年を基軸とした、前橋南部地域の様相」を見る限りでは、田口編年II期におくことができる。理由としては、第一に、当該地域出土の北陸系土器はI~II期に北陸レベル0またはレベル1の土器が集中する傾向にあり、壺1・2もこうした傾向の中に位置づけておくことが妥当といえること、第二には、壺1・2の型的特徴がI期の土器よりも、II期の土器に類似していること、が挙げられる。

さらに、広域編年網での位置付けとしては、シンガ編年6期併行といえよう。その理由は、田口編年の他地域との併行関係(図7)に拠る。

田口 2000	S字壺	千種壺	砂町遺跡壺 1・2	赤塚 1990	田嶋 1993	坂井川村 1993	青木 1996	新潟シンボ 1993
I				廻間 II 式	漆町 5・6 群	越後 II-1 段階	北平 4 期	5 期
								
II				廻間 III 式	漆町 7・8 群	越後 II-2 段階	北平 5 期	6 期
			 (参考資料)					
III				廻間 III 式	漆町 7・8 群	越後 II-3 段階	北平 5 期	7 期
IV								
V			1~3…山王若宮Ⅱ H-1住 4~6…山王若宮Ⅱ O-1落ち込み 7~11…舟渡C地点 12~14…上之手八王子 BH-116 15~18…山王若宮Ⅱ H-2住 19~21…横手早稲田 Ⅲ区 4住 22・23…角洲城 Ⅰ特殊遺構 24…横手早稲田 グリッド	松戸Ⅰ式	漆町 9・10 群	越後Ⅲ段階	北平 6 期	8 期
VI								

(S=1/10)

図7 砂町遺跡周辺地域の様相

(3) 【作業3】周辺地域との比較検討

壺1・2は【作業1・2】において、「シンボ編年6・7期」という位置付けが見通せた。だが、この見通しには、「検討資料が少なく、蓋然性に乏しい」という欠陥がある。そこで、ここでは、この欠陥を補うために、前橋南部地域以外の群馬県各地域での北陸系土器のあり方について検証し、先に得られた位置づけには存在動向としての蓋然性があるのか？、ないのか？ということについて考えてみたい。

①比較検討の基軸

冒頭にも述べたが、群馬県の弥生時代後期末から古墳時代前期にかけての土器様相は一様でない。よって、【作業2】で用いた「田口編年」は井野川流域や前橋南部地域では編年分析の基軸となることは確かだが、他地域、特にS字壺が壺形式の主体でない地域において、S字壺卓越地域と同等な扱いをすることは、現状では避けるべきである。そこで、それに代わる基軸としては、①樽式系壺の型式変化(若狭1990)と、②吉ヶ谷式系壺の型式変化(深澤1999)、2つの壺の変化を基軸に用いることとする。

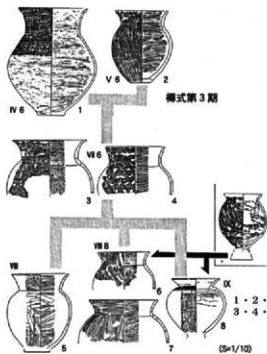


図8(上) 樽式系壺の型式変化(若狭1990)

図9(右) 吉ヶ谷(旧・赤井戸)式系壺の型式変化(深澤1999)

する。

樽式系壺の型式変化には、「①樽式3期壺が、外来系の器形と技法を受容していく変化」と、「②樽式3期壺が伝統的器形を保持しつつ、文様が喪失していく変化」とがある。そして、これらの変化は、その末期には「壺ミガキ技法」のみが残存するという様相に転じる(図8)。さらに、この壺の伝統性の残存具合には、地域差があるとするが、全体的にドラスティックな変化がおこる時期としては樽式系I~II段階が考えられる。

吉ヶ谷式系壺の型式変化は、「①器面外面に施文された縄文が喪失していく変化」と「②頸部の屈曲度が増し、口縁部における輪積み痕の装飾の効果が増加していく変化」とがある。そして、これらの変化は、①→②の順番で生じ、その末期には「口縁部の輪積み装飾」のみが残存するという様相に転じる(図9)。さらに、この壺の変化がおこる時期として、①の変化は吉ヶ谷式系I~II段階、②の変化は吉ヶ谷式系III~IV段階と考えている。

なお、「本稿1~5期(以下、本稿略)」と各壺の型式変化に基づく設定段階の併行関係を示しておく(表3)。

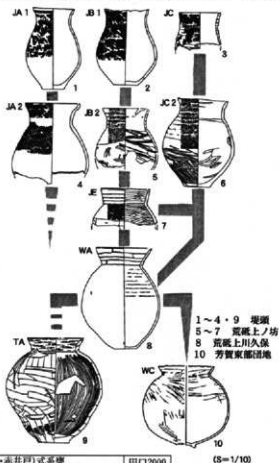


表3 本稿時期と基軸編年との対応表

本稿時期	若狭1990	樽式系壺					深澤1999	吉ヶ谷(旧・赤井戸)式系壺					田口2000 S字壺
		IV	V 6	V 8	IX	VII 7		JA/B	JC	JE	WA	WC	
1期	I段階						I段階						I期
2期	II段階						II段階						II期
3期	III段階						III段階						III期
4期													IV期
5期							IV期						V期
													VI期

(S=1/10)

②地域の区分とその様相

【作業3】での地域区分は、若狭氏による区分（若狭2000）を基準にする（図10）。この区分は、弥生時代後期末から古墳時代前期にかけての「伝統性」「閑散性」と「外来受容性」「新聞性」に依拠した区分であり、当該時期の群馬県の土器様相の差異を反映させているものである。よって、これを基準にすることが妥当と考えた。

- 各範囲は次の通りである（若狭2000引用、一部略）。
- (A) 「佐波南地域」（＝前橋南部地域）…利根川低地帯南岸地域。前橋市南部、高崎市東端部、玉村町など。
 - (B) 「利根地域」…利根川上流で、片品川との合流部。沼田市、昭和村、川場村など。
 - (C) 「北群馬地域」…榛名山東麓で利根川と吾妻川の合流部周辺。渋川市、北橋村、赤城村、子持村など。
 - (D) 「勢多地域」…赤城山南麓地域。前橋市北東部、柏川村、新里村、富士見村など。
 - (E) 「群馬地域」…榛名山東南麓の井野川流域を核とした地域。高崎市、群馬町、箕郷町など。
 - (F) 「佐波北地域」…利根川低地帯北岸地域。勢多地域に至近。前橋市東部、伊勢崎市など。
 - (G) 「新田地域」…利根川中流域の北岸。太田市、新田町、尾島町など。
 - (H) 「碓氷地域」…碓氷川流域の高崎市西端部から安中市、松井田町など。
 - (I) 「甘菜地域」…澗川流域の谷地域。富岡市、甘菜町、吉井町、妙義町など。

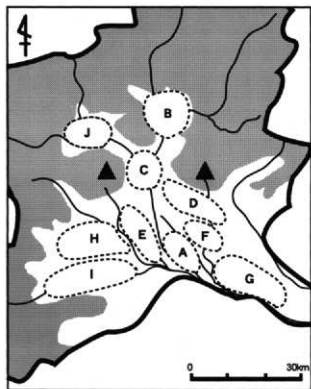


図10 地域区分図（若狭2000を参考に作成）

なお、この他に、(J)吾妻地域がある。本稿のテーマを考える上で、この地域の様相理解が重要なことであることは、筆者は十分承知している。だが、資料検討が不十分なため、本稿ではその理解を保留することとした。

なお、本稿では、川村氏が指摘された北陸系土器（川村1999）を主に取り扱い、その他、最近の資料について



図11 北陸系土器出土遺跡の分布（川村1999を参考に作成）

時期	S字壺	樽式・樽式系壺	吉ヶ谷式系壺	北陸系土器
（博3）	1・2→町田小沢Ⅱ1住			
	3→伊神遺跡15住			
	4→高野部グリップ			
	5→高野部5住			
	6→伊神遺跡36住			
	7→伊神遺跡87住			
	8→角井宮前125住			
	1・2			
3				
5				

図12 (B) 利根地域の様相

は、筆者が確認したものを加えた(図11)。

(B) 利根地域 (図12)

本地域は、樽式3期に一定の遺跡ボリュームをもつ⁹⁾。この樽式の伝統は、11~2期にも根強く残るが、その一方で、13期以降、吉ヶ谷式系甕の存在が目立つようになる。よって樽式3期から「2期」については樽式及び樽式系甕が時期認定の軸、「3期」以降については樽式系甕及び吉ヶ谷式系甕が軸、S字甕が補助軸となる。

北陸系土器は、樽式3期に「器種のみが」在地器種組成の中に入り込むが、その後、構成比率を増やすことはなく、属性が姿を消してしまう。一部、11~2期まで、属性の名残が見受けられるものもあるが、それは極微量である。「3期」以降は、全く残存していない。

町田小沢II遺跡1号住居の甕(図12 2)は搬入品(北陸レベル0)とされる千種甕である⁹⁾。L緑の面取り、倒卵形の体部、尖凸状の小径の底部、胴部上位にある斜行

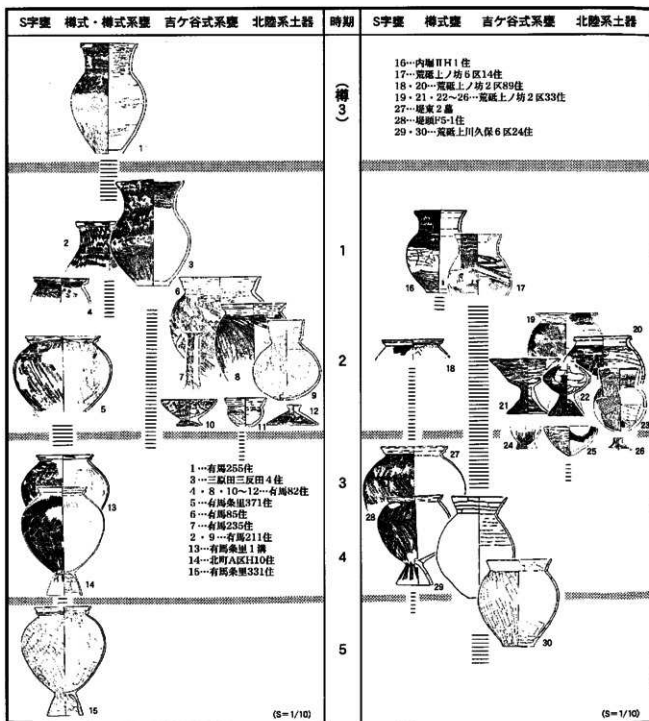


図13 (C) 北群馬地域(左)と(D) 勢多地域(右)の様相

位置	正	誤
116頁 図13の右上	樽式甕	樽式系甕

刺突文の存在など、いずれも古相を伺わせる。共伴土器は各器種とも在地の樽式3期土器であり、その中に1点のみ存在することから、樽式3期段階の搬入と考えられる。

(C) 北群馬地域 (図13左)

本地域は、樽式3期に一定の遺跡ボリュームをもつ。「1～2期」には樽式系壺が伝統性を維持するものの、S字壺や吉ヶ谷式系壺が加わる。「3期」以降はS字壺が主体となり、樽式系及び吉ヶ谷式系壺は姿を消していく。このことから、樽式3期から「1期」までは樽式及び樽式系壺を、「2期」以降はS字壺 (図13-4) を介在させることにより¹⁰⁾、S字壺を時期認定の主軸とする。

北陸系土器は、「1～2期」に複数器種が存在し、在地土器に変わって、主体的に存在する。「3期」には、一部に、属性の名残が見受けられるものもあるが、それは極微量である。4期以降は、残存していない。

有馬遺跡の82号住居の壺・低脚杯・鉢・蓋 (図13-8・10～12)・85号住居の壺 (図13-6)・211号住居の壺 (図13-9)、235号住居の高杯 (図13-7) は、いずれも形態・技法的特徴から北陸系土器といえる。211号住居の樽式系壺 (図13-2)、82号住居の田口I類壺 (図13-4) の共伴と、有馬遺跡の遺跡自体の存続期間を勘案し、これらを「1～2期」と位置づけた。

(D) 勢多地域 (図13右)

本地域は、樽式3期併行期には遺跡の分布が極めて希薄な、閑散地域である。点的な生活痕跡はあるだろうが、核となる遺跡は存在しない。ところが、「1～2期」には吉ヶ谷式系壺を筆頭に、樽式系壺・S字壺、他にも単口縁台付壺や十玉台・二軒屋式系壺などが他地域の壺が存在する。「3期」以降は吉ヶ谷式系壺が優勢となり、S字壺が客体的存在となる。このことから、吉ヶ谷式系壺を時期認定の主軸とし、S字壺を補助軸とする。

北陸系土器は、「1～2期」に複数器種が存在し、在地土器に変わって主体的に存在したり、単器種で、客体的に存在したりと存在のあり方にバリエーションがある。「3期」には、属性の名残が見受けられるものもあるが、極微量である。「4期」以降は、残存していない。

荒砥上ノ坊遺跡の2区33号住居の壺・高杯・盥台・壺・低脚杯・有孔鉢・蓋 (図13-19・21～26)・2区89号住居の壺 (図13-19) はいずれも形態・技法的特徴から北陸系土器といえる。2区89号住居の田口II b類壺 (図13-18) の共伴と、荒砥上ノ坊遺跡自体の存続期間を勘案し、これらを「2期」と位置づけた。

(E) 群馬馬地域 (図14)

本地域は、樽式3期に一定のボリュームの遺跡をもつが、「1期」にはS字壺を含む外来系壺が参画し、樽式系壺は急速に変容する。「2期」にはS字壺が主体を占め、樽式系壺は次第に姿を消す。吉ヶ谷式系壺は存在は確認

できるが、極微量である。「3期」以降はS字壺が主体となる。こうした状況から、S字壺を時期認定の主軸とし、「1期」については、樽式系壺を補助軸とする。

北陸系土器は、「1～2期」に複数器種が存在するが、遺跡・遺構単位で北陸系土器が主要器種を占有することではなく、構成器種の中の1～2器種を占めるといった状況である。「3～4期」には、確実な北陸系土器の存在は確認されなくなるが、そのニュアンスをもつ土器は若干存在する。「5期」にはなくなる。

上大畑北宅地遺跡1号周溝基の器台 (図14-6)、形態の特徴から北陸系土器といえる。樽式系壺の出土はない

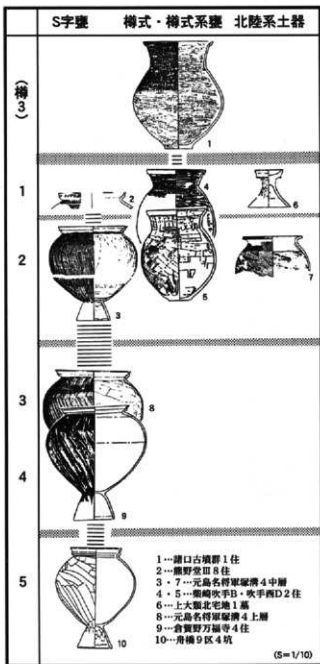


図14 (E) 群馬馬地域の様相

が、併行する時期の樽式系甕の共伴と、その他出土遺物の様相から、「1期」と位置づけた。元島名将軍塚溝4中層の甕(図14-7)は搬入品(レベル0)とされる千種甕である¹⁴⁾。田口II b類甕(図14-3)やその他一括遺物の共伴関係から、「2期」と位置づけた。

(F) 佐波北地域(図15左)

本地域は、樽式3期併行期には遺跡の分布が希薄な、閑散地域と考えられる。点的な生活痕跡はあるだろうが、核となる遺跡は存在しない¹⁵⁾。「1~2期」には次第に遺跡が増加し始めるが、中核的な遺跡に乏しく、S字甕のほか、多種の甕が散在する。ところが、「3~4期」になると、S字甕が主体となり、吉ヶ谷式系甕・樽式系甕は極めて客体的存在となる。このことから、S字甕を時期認定の主軸とする。

北陸系土器は、「1~2期」に数器種が存在するものの、遺構毎には単器種での存在である。但し、これらの一部には、「3期」に下る可能性をもつものもある点は注意したい。「3期」においては、「2期」のもので時期が下る可能性あるものを除けば、確実な北陸系土器は見あたらない。「4期」以降は、残存していない。

喜多町遺跡の器台(図15-3)、波志江中野面遺跡A区7号方形周溝墓の千種甕(図16-4)については形態・技法的特徴から、三和工業団地I遺跡25号住居の鉢(図15-5)については形態的な特徴から、いずれも北陸系土

器といえる。喜多町遺跡の器台は、出土遺構が不明であるため、限定的な位置付けはできないが、共に出土している田口I類甕(図15-1)の存在や、他の遺物のあり方から「1~2期」に位置づけた。波志江中野面遺跡の千種甕は、共伴遺物が「2~3期」の時間幅をもつ。S字甕では田口III a類甕がある。ところが一方で、他の出土遺物には「2期」のものも含まれており、墓出土という性格も加味し、「2~3期」の範疇で位置づけることとする。三和工業団地I遺跡の鉢は、S字甕の共伴があるが、脚部のみ残存のため、細分類ができない。そこで、他器種の様相を踏まえて、「2~3期」の範疇で位置づけることとする。

(G) 新田地域(図15右)

本地域は、樽式3期併行期には遺跡の分布が極めて希薄な、閑散地域である。核となる遺跡は存在しない。「1~2期」にはS字甕のほか、単口縁台付甕など、他地域の甕が混在する。「3~4期」には、S字甕が主体となる。このことから、S字甕を時期認定の主軸とする。

北陸系土器は、「2期」に単器種が存在する。「3期」には、変容した北陸系土器(レベル2)の事例もあるが、その数は少ない。「4期」以降は、残存していない。

下田中遺跡4号住居の鉢(図15-10)は形態的特徴から北陸系土器といえる。田口II b類甕の共伴から、「2期」に位置づけられる。

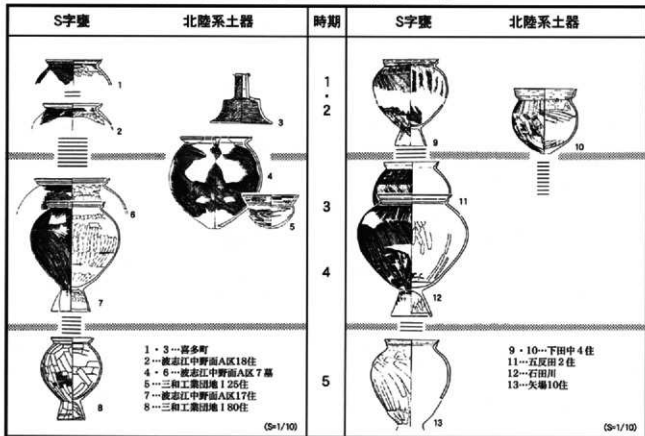


図15 (F) 佐波北地域(左)と(G) 新田地域(右)の様相

00 碓氷地域 (図16左)

本地域は、樽式3期に一定の遺跡ボリュームをもち、吉ヶ谷式壺が客体的に存在する。「1～2期」には樽式系壺が伝統性を維持するもの、S字壺や吉ヶ谷式系壺が存在し、「3期」以降はS字壺と吉ヶ谷式系壺が主体となり、樽式系壺は姿を消していく¹³⁾。このことから、樽式3期から「1期」までは樽式及び樽式系壺を、そして、諏訪ノ木遺跡Y107号住居の共存関係 (図16-3～5) を介させることにより、「1期」以降はS字壺と吉ヶ谷式系壺を時期認定の主軸とする。

北陸系土器は、「1～2期」に単器種で存在する場合と、複数器種で存在する場合とがある。「3期」には、属性の名残が見受けられるものもあるが、極微量である。「4期」以降は、残存していない。

八幡遺跡119号住居の鉢 (図16-6) は形態的特徴から北陸系土器といえる。樽式系壺と吉ヶ谷式系壺が共存することから「1～2期」と位置づけた。豊岡後原遺跡II-1号方形周溝墓の壺・鉢・蓋 (図16-7～9) は形態・技法的特徴から北陸系土器といえる。樽式系壺が共存す

ること、明らかな「3期」以降の遺物が共存しないことから「1～2期」と位置づけた。

(1) 甘楽地域 (図16右)

本地域は、樽式3期に一定の遺跡ボリュームをもち、樽式壺と共に吉ヶ谷式壺が高比率で存在する (図16-14・15)。「1～2期」には樽式系壺が伝統性を維持するものの、S字壺や吉ヶ谷式系壺が存在し、「3期」以降はS字壺と吉ヶ谷式系壺が主体となり、樽式系壺は姿を消していく。このことから、樽式3期から「1期」までは樽式及び樽式系壺、「1期」以降は、阿曾岡権現堂遺跡阿曾岡地区65号住居の共存関係 (図16-16・17) を介させることで、S字壺と吉ヶ谷式系壺を時期認定の主軸とする。

北陸系土器は、「1～2期」に単器種で存在する場合と、複数器種で存在する場合とがある。「3期」以降は、確認できず、残存しないと思われる。

阿曾岡権現堂遺跡阿曾岡地区11号住居の壺 (図16-18) は形態・技法的特徴から北陸系土器といえる。S字壺・樽式系・吉ヶ谷式系壺の共存はないが、他器種の位置づけと阿曾岡権現堂遺跡自体の存続期間を勘案し、「2期」

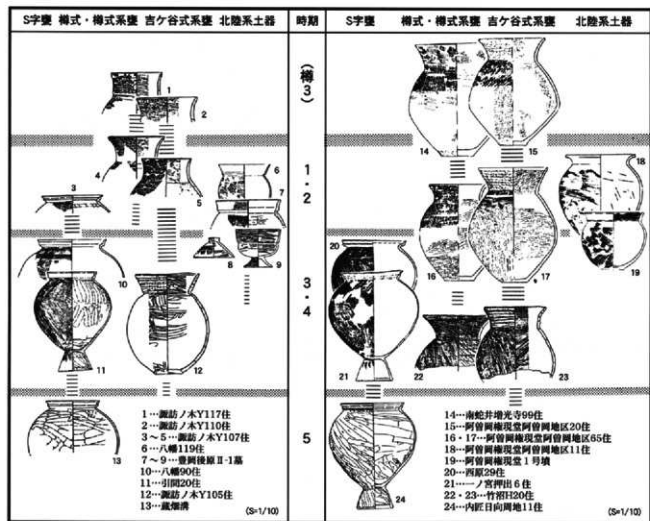


図16 (H) 碓氷地域 (左) と (I) 甘楽地域 (右) の様相

と位置づけた。阿曾岡権現堂遺跡1号墳の壘(図16-19)は形態・技法的特徴から北陸系土器といえる。S字壘の共有があるが、脚部のみ残存のため、細分類が難しい。そこで、他器種の様相を踏まえ、かつ、墓出土という性格を加味し、「2～3期」の範疇で位置づけることとする。

※

各地域の北陸系土器の様相として次のことがわかる。

1) 時期について

樽式3期段階に存在する地域として、唯一、利根地域があるが、他の地域では全て「1～2期」、特に「2期」に集中して存在する。「3期」以降は、佐波北地域・新田地域でその存在に少ないボリュームが認められそうだが、他の地域では僅かな変容品を除いて、基本的には残存しなくなる。「3期」以降に初登場する地域はない。

2) 出土遺構について

住居など集落遺構からの出土は群馬地域以外の全ての地域で認められる。墳墓からの出土は、群馬・佐波北・碓氷・甘菜の各地域で認められる。

3) 出土器種について

単器種での存在の場合、壘または鉢が多い。器台もある。複数器種での存在の場合、壘や小型壺、高坏など、中小型の主要器種がそろった状況が確認できる。

4) 組成中のあり方について

在土器(樽式土器)組成の中に、単一器種で存在するというあり方は、利根地域で見られる。北陸系土器で主要器種を構成し、その中に在土器や他の外来系土器を含むというあり方は、北群馬と勢多地域が挙げられる。前者は在地系、後者は他の外来系土器との共有が顕著である。なお、碓氷地域でも、これに近いあり方をしめす。

在土器や他の外来系土器で主要器種を構成する中に、1～2器種が点的に存在するというあり方としては、群馬・佐波南・佐波北・新田・碓氷・甘菜地域と勢多地域の一部が挙げられる。なお、利根地域でも変容品が、このあり方をしている可能性もある。

5) 存在型の抽出(図17)

各地域の様相を見ていくと、北陸系土器の存在型は大きな意味で3つの型が存在することがわかる。なお、群馬県内の外来系土器の様相に関する類型化は、すでに田口氏(田口2000)によって指摘されている。

A型…樽式3期に、集落の在土器種構成の中に北陸系土器が壘が単器種で少数参入する型。指標は利根地域(町田小沢II遺跡例)の様相。

B1型…「1・2期」に、集落遺跡・遺構単位で、北陸系土器が主要形式を占有する型。相伴土器に在土色が強いものをB1a型とし、指標は北群馬地域(有馬遺跡例)の様相とする。また、相伴土器に外来色が強いものをB1b型とし、指標は勢多地域の一部(荒砥上之坊遺跡例)の様相とする。

B2型…「1・2期」に、墳墓において北陸系土器が主要形式を占有、または数形式を占有する型。指標は碓氷地域の一部(豊岡後原遺跡例)の様相。

C1型…「1・2期」に、集落の器種構成の中に北陸系土器が1～2器種で少数参入する型。相伴土器に在土色が強いものをC1a型とし、指標は碓氷地域の一部(八幡遺跡例)の様相とする。また、相伴土器に外来色が強いものをC1b型とし、指標は甘菜地域の一部(阿曾岡権現堂遺跡例)の様相とする。

C2型…「1・2期」に、墳墓において、器種構成の中

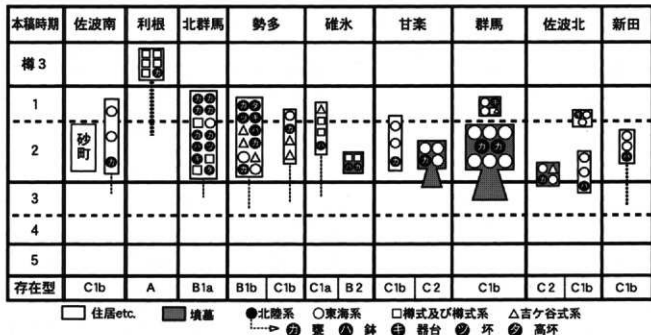


図17 群馬県各地域での北陸系土器のあり方

に北陸系土器が1～2器種で少数参入する型。指標は群馬地域（元高島名将塚溝4例）の様相。

上記の存在型の「田口氏の類型」との関係は、B1型＝田口A類型、B2型＝田口B類型、A・C1・C2型＝田口C類型、となる。

6) 【作業1～3】から導かれる壜1・2の時間幅

群馬県各地域の北陸系土器の存在型は、時期・遺構・遺物量という視点から分類すると、上記の通り、別でできる。こうした5つの存在型から佐波南地域の様相に近いものは、C1b型である。その理由は次の通りである。

- ①時期…北陸系土器は「1～2期」に集中する。
- ②遺構…出土遺構には不明なものもあるが、明らかにものは全て集落関連遺構である。
- ③遺物量…外来系土器（特に東海系土器）が共存する。器種は壜が圧倒的に多く、他器種がほとんどない。よって、主要器種が占有する状況は、現時点では考えにくい。

※

ところで、関東各地における北陸系土器の動態に関しては、川村氏の一連の研究（川村1994・1998・1999）があるが、これによれば、群馬県内の北陸系土器の動態は、「第1波及期＝樽式3期」「第2波及期＝樽式Ⅱ～Ⅲ段階」とされている。本稿における5つの存在型は、こうした川村氏の分析に、概ね矛盾するところがなく、一定の信憑性が保証されたと考えてよいと思う。

このことから、佐波南地域がC1b型という存在型を示すことは、周辺の他地域の存在型との関係においても、さらには、北陸系土器の動向に関する先行研究にも概ね合致し、大きな矛盾はないといえる。

したがって、この佐波南地域内に存在する、砂町遺跡壜1・2は、その編年の位置を、「本稿2期」「シンボ6期」におくことが、最も真実に迫っていると考え、このことを本稿の結論とする。

5 おわりに

本稿では、当初の目的通り、砂町遺跡出土の北陸系土器の編年の位置づけを行った。数多くの先行研究の成果に支えられながら、筆者としての一応の結論を導き出すことができたことには、ある種の達成感を覚える。しかしその反面、「北陸系土器が群馬県内で出土すること」の本質的意義の解明には、まだまだ多くの分析が必要であることを知った。

このことを真摯に受け止め、今後に継いでいきたい。

※

本稿を草するに際して、次の方々に、ご助言・ご協力をいただきました。文末ながら、記して感謝の意を表します。ありがとうございました。

川村浩司・前山精明・渡辺ますみ・小池義人・三ツ井朋子・荒川隆史・谷内尾晋司・栃木英道・柿田祐司・青

木一男・井上太・田口一郎・若狭徹・小池雅典・真塩欣一・小峯篤・吉沢貴・横澤真一・大木紳一郎・坂井隆・友廣哲也・大西雅広・春山秀幸・斉藤幸男・小保方香里・反町るみ・竹内成美・渡辺博子・渡辺由美（敬称略）

註

- 1) 本稿でいう「北陸系土器」とは、「①弥生時代後期～古墳時代前期に北陸地方でつくられた、北陸地方独自の在産性を有する土器」または「②弥生時代後期～古墳時代前期に、北陸地方独自の在産性を模倣しつつ、北陸地方以外の地でつくられた土器」のことを意味する。
- 2) この点に関しては、川村浩司氏からのご指示によるところが多い。
- 3) 胎土の白色指向は、古相の古式土器に見受けられる特徴でもある（若狭2000）。
- 4) 基本資料の提示は、田口氏の提示資料（田口1981）によるところが多い。
- 5) 形勢的には類似しないが、口縁部部の緩やかな面取りや、頸部外面のヨコナデなどが、部分的に千變の要素が見受けられるものを指す。
- 6) 古ヶ谷式系壜の型式変化については、赤城山麓地域で資料で検証したものであり、厳密には他地域での採用には慎重にならなければならない。ただし、各地域の古ヶ谷式系壜の様相を見限り、変化の方向では、同一であると思われ、よって本稿では、便宜的に、この型式変化を採用することとした。
- 7) 筆者は、前稿（澤野1999）において、「赤井戸式Ⅰ～Ⅳ段階」という呼称を用いた。しかし、従来「赤井戸式Ⅰ」と呼ばれていたものが「古ヶ谷式系壜」の範疇で理解できるとの指摘（若狭2000）に、筆者自身が同意するため、本稿以降では「古ヶ谷式系Ⅰ～Ⅳ段階」と改称することとする。
- 8) 樽式・樽式系壜の一部には善光寺平地域によく見られる、肩部に発達した形態の壜（図12-3）も見られ、千曲川流域（青木一男氏区分の「I地域」）との親密性も示唆される（青木1998）。
- 9) 川村浩司氏及び小池義典氏から、ご指示を受けた。
- 10) 有馬遺跡2号住居のS字壜（図13-4）は、田口編年I期の属性をもっているが、実物は樽式系壜類似の作りである。この資料にはS字壜製作の情報は入っていないものの、存在自体となる力は弱く感じられ、この段階（I期）の主軸をS字壜としなかった。
- 11) 川村浩司氏及び田口一郎氏・若狭徹氏から、ご指示を受けた。
- 12) 伊勢崎市・武古遺跡などは「1・2期」の中核資料となりそうである。
- 13) 碓氷地域については、今後の資料の蓄積により、様相が変わる可能性もあり得る。

参考・引用文献

- 青木一男 1996 「北平1号墳の時間的位置づけ」『大里山古墳群・北平1号墳』鶴岡野史学文化財センター
- 青木一男 1998 「信濃における土器群の面影と交流—箱崎水式土器文化圏の区内併存期を中心として—」『庄内式土器研究』XVI
- 赤塚孝道 1990 「V. 考査」『越後遺跡』鶴岡野史学文化財センター
- 飯島克己・若狭徹 1988 「樽式土器編年の再構成」『信濃』40-9
- 小田木治太郎 1991 「北陸北東部における古墳時代開始期の土器様相」『北陸の考古学』1
- 笠原仁史 2001 「角間城遺跡」玉村町教育委員会
- 春日真英 1994 「古墳時代前期の遺物」『愛知県東地区』鶴岡野史学文化財調査事業団
- 春日真英 1998 「続出遺跡 弥生時代末～古墳時代の遺物 小結」『黒塚町史』資料編1
- 川村浩司 1983 「北陸北東部における古墳出現前後の土器組成」『關日本海地域比較史研究』2
- 川村浩司 1994 「関東南部における北陸系土器の様相について」『庄内式土器研究』VI
- 川村浩司 1998 「土器の交流からみる北陸地方と群馬地域」『かみつての里博物館 第2回特別展図録 人が動く・土器も動く』
- 川村浩司 1999 「庄内並存期における上野出土の北陸系土器について」『庄内式土器研究』XIX

- 川村吉司 2000『上越市の古墳時代の土器様相—関川右岸下流域を中心に—』『上越市史研究』5
- 小池義典 1994『町田小沢日遺跡』沼田市教育委員会
- 小島純一 1995『荒砥上之坊遺跡1』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 小島孝・吉沢貴 2000『山王宮日遺跡1』前橋市教育委員会
- 斉藤利昭 2001『亀里平塚遺跡・横手宮田遺跡・横手早稲田遺跡・横手南川端遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂井隆・大西雅広 1984『前橋市新堀町古墳遺跡探査遺物について』『上毛野』創刊号
- 坂井秀典・川村吉司 1993『古墳出現前後における越後の土器様相』『磐城地方における古墳文化形成過程の研究』
- 佐藤明人 1990『有馬遺跡II』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 高橋浩二 1995『北陸における古墳出現期の社会構造—土器の計量的分析と古墳から—』『考古学雑誌』80-3
- 田口一郎 1981『元島名将軍塚遺跡』高崎市教育委員会
- 田口一郎 1987『パレス・スタイルの末裔たち』『穴山式土器とその前後研究—報告編』
- 田口一郎 1998『新たな土器が成り立つとき』『かみつけの里博物館 第2回特別展図録 人が動く・土器も動く』
- 田口一郎 2000『北関東西部におけるS字口縁甕の波及と定着』『第7回東海考古学フォーラム S字甕を考える』
- 佐藤明人 1986『津町遺跡出土土器の編年学的考察』『津町遺跡1』石川県立埋蔵文化財センター
- 佐藤明人 1988 奥美智『北陸の「定型化」した古墳以前の基制』『定型化する古墳以前の基制』
- 田嶋明人 1993『北陸南西部の古墳確立前後の様相』『東日本における古墳出現過程の再検討』
- 栃木英道 1994『能登地域の庄内式土器流行期の土器群の定着—基準資料にかえて—』『庄内式土器研究』Ⅶ
- 友賀直也 1991『群馬県における古墳時代前期の土器様相』『群馬考古学手帳』2
- 友賀直也 1996『群馬県の北陸土器と古墳時代集落の展開』『古代』102
- 友賀直也 2000『砂町遺跡における大塚群の調査例』『群馬考古学手帳』10
- 日本考古学協会新大会実行委員会 1993『東日本における古墳出現過程の再検討』
- 橋本博文 1993『関東北部の古墳出現前後の様相』『東日本における古墳出現過程の再検討』
- 三浦京子 1991『上之手八王子遺跡』群馬県企業局・玉村町教育委員会
- 谷内尾吉司 1983『北加賀における古墳出現期の土器について』『北陸の考古学』
- 吉岡康暢 1967『北陸における土器群の編年』『考古学ジャーナル』5
- 吉岡康暢 1991『日本海地域の土器—陶磁器』『古代編』六頁出版
- 若狭敏 1990『群馬県における弥生土器の形成過程』『群馬考古学手帳』1
- 若狭敏 1998『群馬の弥生土器が終るとき』『かみつけの里博物館 第2回特別展図録 人が動く・土器も動く』
- 若狭敏 2000『S字口縁甕波及期の様式変革と集団動態—群馬県地域の場合—』『第7回東海考古学フォーラム S字甕を考える』
- 深澤敏仁 1998『上野における土器の交流と展開』『庄内式土器研究』ⅩⅡ
- 深澤敏仁 1999『「赤井戸式」土器の行方』『群馬考古学手帳』9
- 伊藤肇・依田治雄 1992『南蛇井光寺遺跡1』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 梅澤重昭 1978『五反田・諏訪下遺跡』太田市教育委員会
- 大賀健ほか 1983『倉賀野万福寺遺跡』高崎市倉賀野万福寺遺跡調査会
- 崎野喜太郎・今井新次・松島榮治 1968『石田川』『石田川』刊行会
- 神戶聖徳ほか 1979『関遺跡』高崎市教育委員会
- 神戶聖徳ほか 1989『八幡遺跡』高崎市教育委員会
- 菊池健一 1984『諸口古墳調査報告』群馬町教育委員会
- 久保孝博・飯沼泰 1983『上大塚北宅地遺跡』高崎市教育委員会
- 群馬県史編さん委員会 1981『喜多町遺跡』『群馬県史 資料編 2』
- 藤原徳司・東宏和 1997『東八木遺跡・阿曾岡・榎見堂遺跡』富岡市教育委員会
- 小島純一 1988『堤塚遺跡』粕川村教育委員会
- 小林修・長井正次 2001『三原田三反田遺跡』赤城村教育委員会
- 坂井隆・飯塚卓二 1984『熊野堂遺跡田地区、西谷遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂口一 1989『有馬来道遺跡1』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂口一 1999『三和工業団地1遺跡(2)—縄文・古墳・奈良・平安時代他編—』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂井隆・林秀子 1990『上埴市宮町東・舟田北遺跡 下滝高井前・赤城遺跡』高崎市埋蔵文化財調査事業団
- 佐藤明人ほか 1981『八幡原A・B 上流 元島名A』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 佐藤明人 1988『新保遺跡II 弥生・古墳時代集落編』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 佐藤明人 1991『壹野遺跡・下田中遺跡・穴塚遺跡』群馬県企業局
- 関口修・池田敏 1998『豊阿後原1・日遺跡』高崎市教育委員会
- 園部守史・加藤二生 1989『内城遺跡群II』前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 高崎市史編さん委員会 2000『新編 高崎市史 資料編2 原始古代II』
- 田口一郎 1991『喜多町遺跡』『東海系土器の移動から見た東日本の後期弥生土器』
- 角田芳昭 2001『波志江中野遺跡(1)—古墳時代以降編—』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 新倉明彦・三浦京子 1990『戸神諏訪遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 他登健 1982『荒砥上川久保遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 長谷川篤次 1996『北町遺跡・田ノ保遺跡』北橋村教育委員会
- 中條之・下城正ほか 1989『門前橋跡・坪海戸遺跡 高野原遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 廣津英一 1998『榮崎野前遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 前原英一・綿貫敏次郎 1978『竹沼遺跡』藤岡市教育委員会
- 松島榮治・松本浩一・相川貞順ほか 1984『芳賀東原田遺跡1』前橋市教育委員会
- 松田信ほか 1985『東東遺跡』群馬県教育委員会
- 松田政基ほか 1994『天神1遺跡・天神II遺跡・西原遺跡—松葉忌学寺遺跡』甘藷町教育委員会
- 横田公男 1994『ノ宮御出遺跡』富岡市教育委員会
- 若狭敏 1989『保茂田遺跡(1)』群馬町教育委員会

群馬県内条里制研究資料の収集と解題

田 中 雄

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 はじめに | 4 おわりに |
| 2 群馬県の条里制研究の概要と現状 | |
| 3 群馬県内の条里制研究史 | 付表 群馬県内条里関連遺構発掘調査一覧 |

要 旨

群馬県内ではこれまで浅間山や榛名山の噴火による噴出物によって埋没した水田や畠が多く検出されてきた。特に平安時代の水田について注目すると、12世紀初めの天仁元(1108)年に降下した浅間B軽石(以下、As-B)に埋没した水田の発掘例は、昭和48(1973)年に高崎市下小島地区で初めて調査が行われて以来、急激に増加してきており、資料もかなりの量が蓄積されてきている。

この、As-Bに埋没した水田の発掘調査に注目してみると、古代の耕地区画である条里地割の影響を受けていると判断し得る水田跡が県内各所で見つかっている。そして、本県は古くから条里制により区画された地割が残存している地域であることが知られており、戦後に撮影された航空写真や明治時代・昭和時代はじめに作成された古地図などに注目してみると、条里地割の特徴である方格地割によって区画された耕地が確認できる。また、「○○条里」、「○○田んぼ」といった名称をもつ地区が県南部を中心に各地に点在する。

このような状況の中で、群馬県の条里制についての研究は、大まかに言うと、①航空写真や古地図から条里を見出し復原する方法、②文献史料の分析、③発掘調査結果の分析、の三つの要素を複合的に組み合わせる方法で研究が進められてきた。これらの研究成果は、これからも条里水田の調査・研究をおこなっていく上で大変有用なものであるが、筆者にとって、これまで県内で条里制に関する研究・分析や発掘調査がどのようにおこなわれてきたかについては未知の部分が多い。

そこで、本稿では本県における条里制研究がどのように進められてきたか、また、条里遺構がどのような地域で確認されているのか、再確認する意味で条里制に関する研究論文や文献、発掘事例などを抽出してまとめていきたい。

キーワード

- 対象時代 奈良時代、平安時代
対象地域 群馬県
研究対象 条里制研究史

1 はじめに

本県一帯は古来より、度重なる浅間山や榛名山の噴火に伴う噴出物によって、大地が覆われてきた。現在、発掘調査をおこなうと、その噴出物の下層に噴火当時の人びとの生活の痕跡が発見される。それは居住の跡であったり、生産の跡であったり様々なるものである。中でも特徴的なものは、水田や畠といった耕地跡の遺構である。本来は後世の擾乱などにより喪失してしまう水田や畠の跡であるが、噴出物にバックされたため破壊されずに残存し検出される例が多く、弥生時代から江戸時代の各時期において、噴出物によって埋没した水田や畠が多く検出されてきている。また、このような火山噴出物に埋没した生産跡以外にも、洪水により埋没した水田や畠も検出される例も増加してきている。

これらの自然災害によって埋没した水田や畠は、被災当時の耕地の様相を検討する上で重要な資料となる。12世紀初めの天仁元(1108)年に降下した浅間B軽石(以下、As-B)に埋没した水田の発掘調査例は、昭和48(1973)年に高崎市下小島地区で初めて調査が行われて以来、着々と増加し、資料もかなりの量が蓄積されてきている。ここで、これら水田の発掘調査結果に注目してみると、古代の耕地区画である条里地割の形状をとると判断できる水田跡が、県内各所で見つがっている。また、本県は古くから、条里制により区画された方格地割が現在まで各地に残存している地域であることが知られている。

筆者は甘菜郡甘菜町付近に所在し、条里地割が残存するとされる「甘菜条里」の北西地点において平成10(1998)年度に発掘調査業務をおこなった。また、平成11(1999)年度には同遺跡の整理作業をおこない、同地点の発掘調査報告書「甘菜条里遺跡(大山前地区)・福島椿森遺跡」を編集した。この中で、甘菜条里についての基礎的な分析をおこなってきた(能登ら2000)。その際、痛切に感じたことは、筆者にとって、これまで県内で条里制に関する研究や発掘がどのようにおこなわれてきたかについて未知の部分が多く、県内の条里制研究がどのような方法で進められてきたのか、知識がほとんどないという点であった。このことから、本稿ではこれまで本県の条里制研究がどのようになされてきたか振り返り、これからの条里制研究の展望を見出すための一助としたい。

2 群馬県の条里制研究の概要と現状

群馬県の条里制についての研究の始まりは、昭和11(1936)年に深谷正秋氏によって、条里地割が存在することが指摘されたことであるが、これ以降、多くの研究者によって本県の条里制に関する研究がおこなわれている。条里制研究の方法を大まかに表せば、①古地図や地形図、航空写真から条里を見出し復原する方法、②文献史料分析による条里施行時の時代背景の把握、③発掘調

査結果の分析・検討、の三点を挙げることができよう。群馬県内の条里制研究は、この三つの要素を複合的に組み合わせて検討し、研究が進められてきたといえる。

県内の条里制研究は開始当初、専ら上記の①と②の要素を研究資料として取り上げ、分析・研究を進めていくものであり、上記③の「発掘調査結果の分析」については、条里を調査対象とした発掘調査がおこなわれる例がなく、発掘調査で見つかった条里地割を分析する例はなかった。しかし、昭和48(1973)年、As-Bに埋没した水田跡が高崎市下小島地区の発掘調査で確認されて以降、県内各地でこのような水田跡が確認されるようになった。このAs-Bは天仁元(1108)年に降下したものと考えられ、この軽石に埋没した条里跡は、現地表で確認できる地割に比べ、より条里施行年代に近づいた時点における条里地割を分析できると考えられる。そのため、条里制を考察する上での大きな資料となり、発掘調査結果を条里制分析の一つの資料として用いることが可能となってきた。また、近年ではAs-B下水田よりさらに時期がさかのぼると見られる水田跡もいくつかの遺跡で確認されており、より条里施行時点に近づいた条里地割を検討することのできる資料の増加も期待されている。

以上が群馬県内における条里制研究の開始から現在に至るまでの大まかな流れである。次項からはこれまでの県内の条里制研究について、時代を追ってさらに詳しく見ていきたい。

3 群馬県内の条里研究史

(1) 三友国五郎氏の研究

群馬県の条里制についての研究の始まりは、昭和11年に、深谷正秋氏によって「高崎市西方、太田町」に条里地割が存在することが指摘されたことであるが、最初の具体的な条里制研究として位置づけられるのは、三友国五郎氏によるものである。三友氏の研究内容は、条里の復原、国府位置の推定、条里起源についての考察など、現在も県内条里制の研究において重要視される領域を取り扱っているものであり、以後の条里研究に大きな指針を与えたものであった。また、戦後大きく進められた耕地整理前に、いち早く県内条里の様相を把握しようとしたことは大きな成果であったといえる。以下に、三友国五郎氏の研究の内容をまとめた。

条里復原作業 三友氏は「関東地方の条里」(三友1959)の中で関東地方各地の条里の分布を調査している。その調査方法は、文献や地形図から条里地割の残存する地域を推定し、現地調査をおこない、二万五千分の一や五万分の一の地形図にその位置を示し、さらに、航空写真で検討を加え条里を抽出する方法であった。

この調査を群馬県のほか、埼玉県、東京都、神奈川県、栃木県、茨城県、千葉県といった関東各地についておこ

ない、条里を抽出し分析をしている。特に群馬県の条里の調査についてここでふれると、条里の存在する地域は、①前橋・高崎・伊勢崎を結ぶ三角地帯（下図第1図参照）、②太田市付近、③澗川流域（特に吉井町）、④藤岡市の条里であるとし、それぞれについて検討し、五万分の一地形図に条里地割の畦畔を記入した。

このような条里抽出方法は現在もおこなわれる方法であり、三友氏の研究は以後の条里研究に大きな筋道をつけたといえる。条里遺構は非常に広い範囲に大規模な土木工事によって施工されたものであり、その区画は現在の土地区画にも大きな影響を与えることが知られている。この条里全体の発掘調査をおこない、古代の地割の



第1図 三友氏が設定した前橋・高崎付近の条里地割
 (三友国五郎 1959「関東地方の条里」p.7掲載図を拡大、加筆して使用)

全体を直接目にして確認し、検討や研究を進めることはほとんど不可能であるといえる。地形図や古地図、航空写真を資料とする三友氏の条里復原方法は、全体の発掘調査不可能な条里を現地においてある程度確認することができるとあり、この作業は調査対象地域に条里が存在していたことを確認する上で重要な作業であるといえよう。

上野国府の位置の推定 三友氏は前橋・高崎・伊勢崎地域の条里を復原した後、上野国府の位置についても推定している。三友氏はまず、地図上の地割の残存状況、大字界に注目し条里の南北基本線を導き出した(第1図)。また、この線に沿って条里の坪が整い連続してみられることから、この線を条里の一つの基本線とし条里施工の起点と考えた。そして、当時、国府の位置を推定していた米倉二郎氏の説と上記基本線の延長を合わせて考察し、前橋市大友町西方の条里交点が「国府庁にあたる」としている。同時に、この基本線が和名抄に示される「国分爲東西二部府中間」が示す国府を貫く南北境界線ではないかとした。さらに、三友氏は群馬県に見られる条里の施行時期についても考察し、上毛国交替実録帳からその時期を推定、奈良時代までさかのぼることに言及している。以降、この条里基準線と国府城に関する分析・考察は高崎市東部の発掘調査や国府城の調査において進められていくことになる。

(2) 条里制遺構発掘調査の開始

三友五郎氏の研究に始まった本県における、地形図や航空写真からの条里地割の復原、文献資料に注目した条里施行時の時代背景の研究などが進められていく中で、昭和四十年代後半以降、県内各地で条里地割と見られる遺構の発掘調査例が見られるようになり、発掘調査結果も条里研究の有力な資料として取り上げることができるようになってきた。このことにより、現地表における条里の存在の確認だけでなく、より条里制施行時点に近づいた時期における条里の検討がおこなえるようになった。それと同時に、現地表で見られる条里地割と古代の条里地割との比較も可能となったのである。

ここでは、県内で最初にAs-B下水田遺構を発掘調査した高崎下小島地区調査と、面的に条里地割を確認した大八木水田遺跡の調査を取り上げ、その調査成果と、これ以降の条里発掘調査の契機となった両遺跡の調査の意義をまとめたい。

高崎下小島地区の調査 昭和四十年代後半になると上越新幹線建設に伴い、これに先立つ路線内の発掘調査が県内各地でおこなわれるようになっていった。昭和48(1973)年、高崎下小島地区の発掘調査においてAs-B軽石下水田が確認され、それに伴う畦畔や溝などが検出された。下小島遺跡は高崎市北部、標高は100m程度に位置する。調査対象地は自然堤防からなる微高地と低

地帯であり、As-B下水田はこの低地帯で検出された。この発掘調査において、石川正之助氏は「古代条里遺構」の検出の可能性を視野に入れて調査、研究を進めた。まず、石川氏はAs-Bの降下年代の検討をおこない、水田を被覆した軽石を浅間山の天仁元年(1108年)の噴火の噴出物と断定した。そして、この遺跡調査で検出されたAs-B下水田の溝を、江戸時代天明3(1783)年降下のAs-B下に検出された農業用水がトレースしていることから、現況地割から過去の地割を推定できることを予測し、遺跡周辺の六百分の一現況図に注目、遺跡周辺の現況では、遺跡内で検出された畦畔と同一方位で109m角の区画が認められることを述べ、この地域の条里地割の存在を明らかにした。さらに、この遺跡が古代の群馬郡大八木郷にあたりと指摘し、同じ群馬郡内の高崎市倉賀野、渋川市有馬の条里地割と連続した条里地割が敷かれた可能性があることを予測したのである(石川1975)。

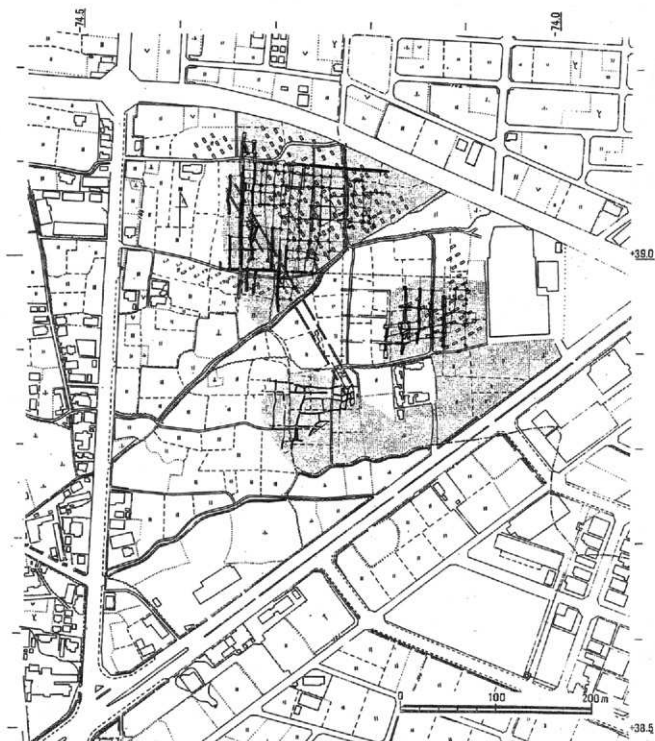
この下小島地区の調査は、本県で初めてAs-B下水田の調査がおこなわれたものであるが、この調査結果は、以後の古代水田や条里の発掘調査方法や研究に大きな指針を与えることになった。石川氏はこの遺跡の発掘調査報告書において、「As-B下の遺跡調査において確認される水田は、当時の耕地や集落の様子、条里地割、郷、農業技術、地域古代史の具体的な把握に関わる重要な資料となる」ことを指摘している。

大八木条里水田の調査 昭和52(1977)年、土地区画整理事業に伴い高崎下小島地区で発掘調査が行われた。検出されたAs-B下水田において一辺約110m前後の条里の一町方面地割を区画すると見られる畦畔が確認され、面的に条里地割が確認された(第2図)。検出された幅0.8~1mの南北・東西走向の畦畔や溝は一辺約110mの一町区画を形成しており、条里制遺構と判断できたのである。この遺構については、発掘調査報告書「大八木水田遺跡」(田島他1979)の中で考察がおこなわれ、その結果がまとめられている。この中で、発掘調査された遺構の特徴として、①坪内を区画する細い畦畔の走向は一町を区画する畦畔と平行すること、②一町を区画する水路はその区画、つまり、一町分の配水、排水に利用されたものと見られること、③As-B下水田と現況水田の地割を比較すると遺構のコーナー部分や大畦畔などが重なること、などが挙げられている。

この調査によりAs-B下水田における条里の坪交点を確認し、条里の辺長や傾きなど条里の施行規格を考察する資料を得られたのは大きな成果であり、以後の発掘調査においても坪交点の確認は重要な視点となった。また、現況地割とAs-B下水田の地割が重なることが示された点も大きな成果といえよう。

(3) 高崎市東部地域における条里地割の研究

上で取り上げた大八木水田遺跡が調査された同年の昭



第2図 大八木水田遺跡検出のAs-B下水田と現況地割(トーンはAs-Bの残存範囲)
 (高崎市教育委員会 1979『大八木水田遺跡』p.10 第2図を拡大、加筆して使用)

和52(1977)年、関越自動車道建設に先立ち発掘調査されていた高崎市の日高遺跡においてAs-B下水田が調査され、条里地割が検出されている。また、このほかにAs-B水田下層の浅間C軽石(As-C、4世紀初頭降下)の下からも水田が検出され同一地点において、年代の異なる火山噴出物に覆われた水田が重層的に存在することがわ

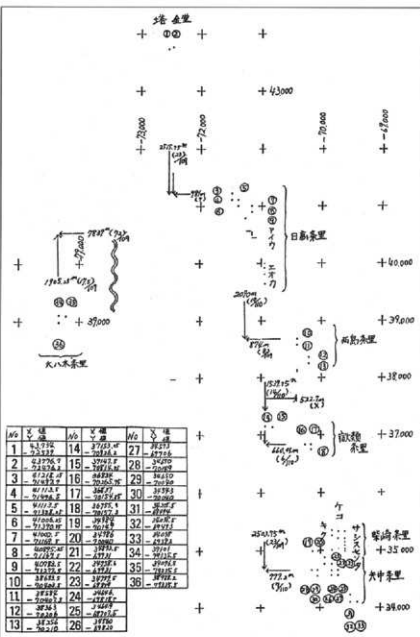
かってきた(大江他1982)。このことは、古代における耕地変遷を比較してみるという、新たな視点を与えた。日高遺跡は推定上野国府の南方に位置し、国府の南側地域の条里復原に関する資料をもち得る遺跡として注目され、検出された条里地割の調査や研究が進められた。

また、この日高遺跡の調査以降、1980年代になると日

高遺跡の南方にある、西高遺跡群や宿大類遺跡群、柴崎遺跡群、矢中遺跡群などで、土地改良事業などに伴う発掘調査がおこなわれ、As-B下において多くの水田跡が検出された。その結果、各調査地で条里の一町を区画すると見られる畦畔や溝などが検出され、As-B降下当時の条里地割が復原された。これらの調査結果や新たに得られた知見は『新編高崎市史』資料編2 原始古代II（高崎市史編さん委員会、以下高史編2000）に掲載されている。以下ではそれらの研究についての概略をまとめたい。

国府周辺の条里研究 上記のような高崎市東部地域の条里地割発掘調査結果を踏まえて、横倉興一氏により、この地域の条里についての研究がおこなわれた。この研究は日高遺跡の発掘調査をはじめとして、高崎市東部の各地でおこなわれたAs-B下水田の発掘調査結果をまとめ、上野国府周辺の条里地割の復原、条里施行時点の検討、条里施行の起点や基準畦畔の位置の推定など幅広い視点から条里施行当時のこの地域の景観についての復原をおこなったものである。これらの成果は各遺跡の発掘調査報告書や1986（昭和61）年開催の第2回条里制研究会（横倉1986）、『新編高崎市史』などにおいて発表されている。以下ではこの研究内容を取り上げ、大まかではあるがまとめていきたい。

①条里地割の復原 日高遺跡、大八木水田遺跡の発掘調査以降、1980年代に入ると、高崎市内各所においてAs-B下水田の調査がおこなわれたが、これらの調査結果は各発掘調査報告書に報告され、それぞれの地点で検出された水田について、条里地割の復原がおこなわれた。条里地割はこれまで、日高遺跡や西高遺跡群、宿大類遺跡群、柴崎遺跡群、矢中遺跡群などで確認されている。これらの条里地割はまとめると34点の坪交点か認められ、復原された地割は国家座標を基準に割り出した方眼にのせたところ、同一の方眼にのることがわかり、同一の規格で条里地割設定されている可能性が示された。そして、この規格の性格を割り出すため、各地区において地割の方位や地割間の距離計測がおこなわれている。横倉氏はこの条里方眼の方位は、IX系座標軸に近い値（ $0^{\circ}07'55''$ 東偏）であり、条里方眼の距離については東西109.815m（測点



第3図 横倉氏作成の条里水田坪交点位置図

（横倉興一 1986『上野国府周辺における条里遺構の問題点』図-2を拡大して転載）

10箇所間の平均距離)、南北は109.395m（測点10箇所間の平均）と計画している（横倉1986）。

②条里地割による都市計画 上記のように、国府周辺の条里地割を復原していく中で、この条里が東山道の進路や国分寺の建設位置に影響を与えている様子が見られることも指摘された（横倉1986）。これは、条里地割がこの地域を開発する上で、当時の都市計画の役割を担った可能性に注目したものである。横倉氏は地形図などに注目し、①東山道の直線道路が条里地割に対して国府の南西付近で東西十二町、南北六町の長方形（条里東西二里、南北一条）の対角線として設定され地割を斜行して

いる。②国分寺の位置が糸里地割に合わせて設定されている、といったことを挙げた。また、「和名類聚抄」にみられる「久留末国分爲東西二郡府中間国府」という記述に注目し、この記事が表す群馬郡を東西に分割する基準線は日高糸里で検出された道路上遺構であり、平安時代中頃には上野国府を原点とする「四象限表記方法」がとられていたのではないかとした。

③糸里の施行時点 As-B下で検出された地割は糸里施工時点からある程度、時間が経ったものと判断でき、糸里施工時点の水田形態とは若干の相違があると考えられる。糸里地割がいつ施行されたかについては、丹念に文献や水田下層より検出される遺構・出土遺物を検討していかなくてはならない。この地域の糸里の調査においても、施行時点を明らかにするため、As-B下水田下層において検出された遺構や出土遺物、文献などから施行時点の検討がなされ、施行当時の時代背景にも考察が及んでいる。

横倉氏はこの地域の糸里施行時点についてまず第一に、「糸里地割の設定時期」を推測している。糸里地割設定時期は糸里方眼が国分寺設定を規制していることから天平勝宝元(749)年以前、天平14(742)年段階で設定はほぼ終了していたのではないかとし、この地割設定に取り組んだのは都の改変時期に当たる持統朝から和銅初朝(7世紀末)の国司の手によると推定した(横倉1986)。次に、「地割の構築時期」を検出遺構や出土遺物から割り出した。国府に近い日高遺跡では出土遺物から、水利が不安定な地区では8世紀中頃以前、安定的な水供給をおこなうことができたと思われる地点で8世紀初め頃に糸里地割が施行されたとした(横倉・西川1982、高史編2000)。また、国府からやや離れた地域である宿大野遺跡群や矢中遺跡群付近ではAs-B下水田および水田下層出土遺物から8世紀末から9世紀初めが開発時期とした(横倉1986)。

④坪内の区画について 各地点の発掘調査で検出された糸里地割に関して、さらに坪内の地割についても考察がなされた。この地域の調査では坪内の区画が明確にいわゆる半折型や長地型といえる方法で分割された水田跡は検出されていない。しかし、坪内の区画方法は糸里施工時点や斑田方法、水田経営の方法などを考察する上で重要な資料となる。そのため、各遺跡で検出された水田の一枚一枚に注目し、畦畔で囲まれた水田一枚の面積や畦畔の長さが計測され資料が収集されると同時に、斑田方法の分析や水田構築の時代背景に焦点があてられ、坪内の区画方法に関する考察がおこなわれた。

以上、高崎市東部地域における糸里水田の発掘調査と研究を大まかにまとめた。この時期には上記高崎市の調査のほか、前橋市においても国府域に関する発掘調

査・研究¹⁾や利根川左岸の糸里水田を対象とした発掘調査がおこなわれるなど、ある程度広い範囲に視点を置いて糸里を分析、考察することが可能となってきた。

この状況の中で、高崎市東部地域において、As-B下水田の発掘調査結果に基づき、広い地域に関して糸里地割の復元をおこなったことは、As-B降下時には県内地域において広い範囲で糸里施行がなされていたことを示すことになった。これをきっかけに、急激に増加しつつあった県内のAs-B下水田調査について、各地で糸里地割の検出や同一地割の施行範囲などを念頭においた発掘調査が進められ、糸里地割の復元もおこなわれていった。また、高崎東部地域における糸里研究は糸里地割の分析方法にも新たな視点を与えた。検出された坪分析に国土座標にあわせて座標値を与え、糸里を数値的に分析しようとしたことは、従来の地図上における地割の復元から一歩進んで、糸里地割の性格を辺長や地割の傾きなどさらに細かく正確な視点で分析する方法を提示した。さらに、奈良時代から平安時代における、上野国中心地=上野国府周辺地域の景観・社会情勢を、糸里と主要施設との位置関係や糸里施行時期を考察することによって把握しようとしたことは、国府周辺の研究に関する新たな方法・視点を与えたと言えるのではないかと。

(4) 各地の糸里地割の調査

糸里地割復元と発掘調査一

三友の研究以降、各地で発掘調査が進んでいく一方で、県内各地の糸里を地形図や古地図、航空写真から復原する方法がおこなわれた。また、糸里地割は特徴的な区画であることから、「〇〇糸里」や「〇〇田んぼ」などと呼ばれ、糸里遺構の存在が周知されている地域も存在した。これらの糸里は遺跡地図や各市町村誌などに示されている。糸里を市町村史(誌)内で取り上げているものは次頁表1のとおりである。それぞれの文献において、糸里の存在する地域が挙げられているほか、糸里に関すると思われる地名の提示、発掘調査結果の検討などを記すものもあり、県内各地の糸里の存在を知る上では重要な資料となる。

これらの市町村史(誌)の中には、さらに一歩進んで糸里を詳しく取り上げて分析するものがある。また、発掘調査報告書の中には、発掘調査された遺跡について、その性格を知っていく上で重要な考察資料となる遺跡周辺地域の糸里を研究したものもある。以下では、この方法で糸里が確認、研究されたものをいくつか取り上げて見ていきたい。

なお、これまで本稿は「研究史」を取り上げるという性格上、時代を追って古い方から各研究を取り上げるようにしてきた。しかし、ここでは便宜上、研究の取り上げ方について、時代が前後しているものもあるのでご容赦願いたい。

表1 遺跡地図・市町村誌・市町村史などに示された糸里

①糸里の存在が記載された地域 (市町村名五十音順)

市町村名	地理確認地域	記載内容の概要	掲載文献				
			刊行年	著者	掲載箇所	掲載文献	編纂機関
伊勢崎市	伊勢崎古山西部(三藏川西側)・藤川流域	風俗等の条項について地割の存在や地名などに注目し糸里復原・分析をおこなう。郡政部内の糸里は統一の条項でありと考えられる。『文芸春秋』に示される「東上糸」は伊勢崎古新井町や東・西上之宮町にあたるとし、糸里遺構の存在に示唆される。	1987	峰岸純夫	第二回報告書「伊勢崎市 通史編」原始古代中世	伊勢崎市	
大塚町	古水、萩田	地図上で太古田南側から大塚町古水、萩田にかけて糸里地割が見られる。	1983	船澤幸則	第1章第6節「田圃の発達と土地の開発」	『大塚町誌(下巻) 歴史編』	大塚町誌編纂委員会 島 幸章
太田市	太田市中心部地域(飯沼町から東久島町、西久島町の一帯、飯沼町・富沢町東方、藤阿久間から藤吉町にかけての惣田内)	国道40号線は糸里地割の一つののり道とみられる。糸里地割の存在は田圃を田圃に設定された可能性を推定。飯沼道太田一丁目線(ほぼ国道407号線)ほそ線とほぼ符合。藤阿久間の西側の田圃の位置にある八歳田が糸里地区に一致して開墾された域である可能性を示唆する。	1996	南澤重昭	第五回第四節「高尾水山の遺跡と家業」、三宮城の糸里跡(惣田)	『太田市史 通史編 原始古代』	太田市
	金山南東部地域(家本町から東員町にかけての地域)	東員町内の一丁目、畑呼という小字あり。一田には南北二町、東西三町、南岸には南北四町。東西町の土地開墾あり。太田市南部地域の糸里と同一規格で施工した土地区画の可能性が高い。					
	金山北東部地域(矢田畑町西側)	地図上で、南北四町、東西七町の範囲に土地開墾が見られる。矢田畑町内には一丁目の小字が現れる。					
	矢場川西部地域(沖之郷町東部から足利市荒島西方)	沖之郷町の東部地域には「二之沖」という小字が残る。この地域の復元開墾の位置推定であったことを述べ、糸里田開墾の背景を考察している。					
甘藷町	飯谷、飯島付近	飯谷、飯島地区付近に糸里地割が存在する。	1979		古代(一四)「甘藷町に残る糸里遺構」	『甘藷町史』	甘藷町史編さん委員会
渋川市	行幸田、荻島、八木原地区	昭和三十年代以降の埋立地帯に古い地層は消滅したが、昭和三十八年当時の水田遺構は東西約十六段、南北約八〜九町の糸里地割が確認された。	1993		第一巻第六節五「糸里の地割と水田開墾」	『渋川市誌 第二巻 通史編上』原始・近代	渋川市市誌編さん委員会
高崎市	高崎市内	高崎市内外田遺跡一括発掘を掲載。市内で発掘されたAs-B下水田を1/6,000の図に投影し、As-B水田の分布を示した。また、糸里(高崎古水田・高)をAs-B下水田と糸里を区別し、当時の糸里地割の存在、水利、成立時期などを概説している。また、市内で発掘された糸里古水田遺跡の分布、特にAs-B下水田に関しては各地の発掘調査においてこれまでおこなわれてきた糸里の研究、分析をまとめる。	2000	橋本浩一ほか	第2巻「発掘された水田・高」	『新編 高崎市史 資料編』原始古代II	高崎市史編さん委員会
玉村町	玉村町南東部(飯石、小島、川井、飯倉地区、飯倉地区など玉村町全域)	糸里遺構と土層遺構の昭和26年の空中写真及び、これを基にしたもの、土地改良時作成の現況計画図などから復元を試みる。付図2に糸里地割を記入。	1992		第四巻第二節「玉村町の遺跡と水田開墾」	『玉村町の遺跡一町内遺跡詳細分冊調査報告書』	玉村町教育委員会
	玉村町西側周辺	玉村町西側周辺に見られる溝線区画を糸里地割に一致するものがあるものとして示す。	1992		第四巻第二節「玉村町の遺跡と水田開墾」	『玉村町誌 原始古代編』	
富岡市	高瀬小学校西側	埋立地帯には約110mの溝線区画が見られた。昭和35年の調査で発掘水田より低部にAs-Bが見られることを報告。現地地帯における地割の存在や上記水田の検出、小字名に糸里に関するものがある点から糸里跡と見られる可能性が示唆されている。	1987	渡江 紀	第四巻第五節「(一)糸里(高水田)」	『富岡町史 自然編 原始・古代・中世編』	富岡町史編さん委員会
	上小林、神成から南麓にかけての一帯	糸里跡水田の名残が見られる地域として挙げられている。					
藤岡市	小野地区	小野地区水田遺跡において、主要地方道(橋・長野線)を基準にはびこりに平行する同規模の南北溝線が確認されている。また、これに直交する東西方向の溝もほぼ一町間隔の距離で数条検出されている。	2000	菅原匡子ほか	第二章第五節「農業・工業の発展」	『藤岡町史 通史編 原始・古代・中世』	藤岡町教育委員会
前橋市	横倉町、後閑町付近	東西南北の土地区画境界が比較整然としていた。	1971	尾崎善吉ほか	第四巻第二節「前橋町」	『前橋町史 第一巻』	前橋市史編さん委員会

②糸里が存在した可能性のある地域

市町村名	地理確認地域	記載内容の概要	掲載文献				
			刊行年	著者	掲載箇所	掲載文献	編纂機関
尾島町	なし	この地域を狭く伊勢崎や太田地区には糸里地割が見られるため、この地域にも当然地割があったと思われる。現在では地割は確認されていない。地割が存在しない理由はAs-B跡下による水田耕種放棄に原因があると考えられている。	1993	船澤 敏	原始古代編第六巻「尾島町の水田と島を語る」	『尾島町誌 通史編 上巻』	尾島町誌発行委員会
中之島町	なし	糸里跡が発行されたかどうかは不明。中之島は中野に中条と一致し糸里跡との関係について取り上げられ、字小川には昭和40年代前半まで墾田とした地割があり、注目されたこともあった。	1976	西沢武史	第一巻第一節五「中之島町」	中之島町誌第1巻	中之島町誌編纂委員会

渋川市有馬条里の発見と研究 渋川市有馬、行幸田地区には昭和三十年代まで「有馬たんば」、「行幸田たんば」と呼ばれた整然とした方格地割を呈する水田地帯があり、昭和38(1953)年当時作成の区画図では東西約十六町、南北約八〜九町の条里制地割が確認できた。この地割は有馬条里と呼ばれている。

萩原直氏は昭和37(1962)年、甲波宿神社社務の「行幸田文庫」の調査を行った際に、湯上村(江戸時代の行幸田付近の旧称)の絵地図を見て条里の存在の可能性に言及した。その後、昭和38(1963)年には丸山清康氏らによって、当地域に関する資料(米軍撮影航空写真、上記絵地図など)の検討、現地踏査がおこなわれ条里地割が確認された。この成果を受け、昭和41(1966)年に丸山清康氏は「渋川市有馬の条里制について」と題して地元住民に対して講演をおこなっている(丸山1970)。講演では有馬条里が唐尺によって地割が設定されていること、条里方位はN-4〜5°-Eであること、条里には茂沢川の水が利用されている可能性がある点を述べている。

さらに、後年、有馬庵寺の調査に伴い有馬条里の分析がおこなわれた。昭和61(1986)年、有馬庵寺の発掘調査がおこなわれ、昭和63(1988)年3月には報告書が刊行されたが、大江正行氏はその中で有馬庵寺についての考察をおこなっている(大江1988)。この考察において、有馬庵寺の存在背景を考えていく中で、有馬条里についての検討をおこなっている。この中で、昭和38年の区画図を元に、有馬条里の地割の復原をおこなった。そして、条里地割周辺の地勢、地形や灌漑方法、坪地割内の区画の様子などに注目し、条里施行時期の検討をしている。

大江氏は有馬条里の施行時点について、①灌漑方法が、地形の様子や小字名、堰の様子から、奈良時代の条里施行に見られる「高落差灌漑」と判断できる点、②条里方位がN-1°30'-Wである点、③条里が展開する地勢が周辺から隔絶された低谷地水田である点、④坪内の区画方法は長地、半折両者の地割が見られ、奈良時代の班田に則した営田の可能性がある点、などから戦後まで存在した有馬田園の施工時点をAs-B降下時期を遡る条里制施行下に近い時期におきうるとした。

太田市付近の条里研究 太田市付近の条里については既に述べた三友氏の研究によって、条里地割が復原され、条里の存在が知られてきた。

①『太田市史』における条里分析 『太田市史』において、梅澤重昭氏は太田市の条里について、太田南部地域、金山南東麓地域、金山北東麓地域、矢場川地域の四地域に存在する条里についてふれ、それぞれの考察をおこなった(梅澤1996)。以下にそれぞれの概略を示す。

(太田南部地域の条里) この地域は現在の太田市街地付近にあたる。梅澤氏はこの地域を南北に走る旧国道407

号線に注目し、その線を条里南北基準線ではないかとしている。この基準線の南端は現高林交差点の南東の辺りにあり、寺院址が推定される東矢島遺跡が存在し、東矢島古墳群の中心にあたる。また、この南北線の北側の延長上に金山山頂がある。このことからこの条里基準線が金山山頂と東矢島地区の主要部位とを結ぶ形で設定した可能性を述べている。さらに、八瀬川の流路は上記基準線から西にほぼ六町の位置を南北に流れており、条里地割に合わせて開削した場である可能性を述べた。

(金山南東麓地域の条里) この地域の条里について梅澤氏は上記南部地域の条里と一連のものとしている。ここでは、この地域が古代山田郡となった背景を条里開発とその水利から考察を進めた。地勢的にこの地域の条里は新田郡域にあたり、同じく新田郡域にあたる上記太田南部の条里と合わせて施行されたとした。そしてこの地域が山田郡となった理由について、この地域が山田郡域の渡良瀬水系からの引水が必要となる部分であるため新田郡域から分離されたのではないかとしている。

(金山北東麓地域の条里) この地域について、地名「古水」が郡衙の存在を表すものならば当地の条里は山田郡中樞部の条里である可能性を示唆した。

(矢場川流域の条里) 矢場川は太田市、足利市、邑楽町など群馬県と栃木県の境を南流する河川であり旧渡良瀬川の河道であったとされる。この矢場川右岸の太田市沖之郷や足利市荒金町、邑楽町秋妻・藤川付近には条里が存在するとされる。かつては矢場川は渡良瀬川の流路であったためこの地域は条里施行当時は湿地であったと考えられている。そのため、窪川下流の藤川が、この地域に広がっていた湿地帯の排水路として開田が進んだのではないかとした。また、沖之郷東部の条里は矢場川左岸の下野国足利郡南部の地割と一致しないことに注目し、この地域の条里開発はが周辺地域よりやや遅れた開田時期になることを理由を挙げて説明している。

②八幡遺跡周辺の古代地割復元 太田市八幡遺跡は太田市島山にあり、大間々扇状地の台地末端部に位置する。平成2(1990)年に同遺跡の報告書が刊行されたが(大江1990)、この中で大江正行氏によって遺跡周辺の条里地割の復原がおこなわれている。大江氏は当地域に一町(108m)方眼を合わせ、A、B、Cの3つの土地区画を推定した。そして、それぞれの地割の方位を計測し、土地区画AはN-0°30'-W、土地区画BはN-1°45'-W、土地区画CはN-22°-Wであることを表した。同時に、それぞれの区画の成立時期も考察している。

鍋川流域の条里研究 鍋川流域の条里は三友氏も「吉井町付近」に条里の存在を確認しており、早くから注目されていた。鍋川流域は当時の国府からやや離れた地域であるにもかかわらず、小規模な平野に至るまで条

里が施行されている様子が確認でき、特徴的な地域となっている。この地域の条里についていくつかの研究がなされているのでここでふれる。

①鍋川流域の条里抽出 関口功一氏は昭和61(1986)年に鍋川流域における条里制について航空写真判読による条里復原を行った(関口1986)。関口氏は、鍋川流域に見られる条里を鍋川上流から順次取り上げ、耕地図や空中写真、都市計画図などから抽出した条里地割を二万五千分の一地形図におとした。取り上げられた条里は南蛇井付近から吉井町多胡碑周辺にみられるものまで13箇所である。関口氏はそれぞれの条里について地表にみられる地割の規模や小字名などに注目して分析を進め、現在まで残る条里の痕跡を明らかにしようとした。さらに、鍋川流域の条里施行背景について考察をおこなった。ここでは文献史料から当時中央政府が東北経営を進めたことに注目、上野国や尾張国の開発をおこなったとされる「群朝臣安麻呂」と当地域の開発の関連を考察した。

②甘楽条里の基礎的分析 甘楽町福島付近は現在も条里制による方格地割が存在する地域として知られている。この甘楽条里北西部に位置する甘楽条里遺跡(大山前地区)について、平成10年度に発掘調査がおこなわれ、平成11(1999)年度には整理業務がおこなわれた。調査ではAs-B下水田が検出され、さらにその下層に微高地と谷地が確認された。微高地では9世紀後半頃の遺物包含層、微高地と谷地の境から谷地にかけての地点では弥生時代からAs-B下水田開田まで継続的に作られたと見られる溝群が確認された。

この遺跡の発掘調査報告書においては、甘楽条里の基礎的な分析がおこなわれている(能登ら2000)。分析では、まず初めに甘楽条里にあたる部分の都市計画図をデジタルデータとして取り込み、方格地割を抽出して条里図を作成し分析の元図とした。その元図をもとに、甘楽条里内の地名についての検討、発掘調査地点の耕地変遷の把握、発掘調査結果と現地地割との比較、条里施行単位の検討をおこなっている。その結果、①地名については条里の配列を示す地名がない、②甘楽条里北西部の調査区付近のAs-B下水田の開田時期は出土遺物から9世紀後半から10世紀頃、③甘楽条里ではいくつかの条里施行単位が認められる点、などを挙げている。

(5) 群馬県史における条里制研究

既に述べた高崎市や前橋市以外でも、各地の発掘調査において火山噴出物直下の水田の発掘調査例は増加した。このような状況の中で、群馬県史編纂に伴い、県内各地の条里制の総括、検討が行われた。

『群馬県史』通史編2原始古代2は平成3(1991)年に刊行されたが、この中で、岡田隆夫氏は「特論 上野国の条里制」において県内で確認された条里地割について分析、研究をおこなった(岡田1991)。この論文では、これ

までおこなわれた条里制の研究方法についてふれ、さらに、県内の条里制研究史に言及し、条里研究の概略の把握をおこなっている。そのうちに、県内各地の条里に関して具体的な研究、分析を進めている。その方法は条里を数値的データに置き換えてとらえ、加えてAs-B下水田の発掘調査結果や航空写真・古地図の観察、文献の検討、地理的な見方など、多角的な視点から条里分析を進めるものであった。以下にその研究をまとめる。

①条里分析材料の準備 岡田氏は条里の分析・研究をおこなうため、まずはじめに、群馬県内の小字名について、明治8年報告の「上野国郡村誌」、明治16年の「小字名調査」、昭和時代(戦前)に県内各地で作成された「耕地図」を参考にして、小字名を集成、コンピュータを入力し一覧表を作成した。これにより条里関係地名の抽出をおこなえるようにしている。同時に、昭和39(1964)年の航空写真上に小字名、字界を記入した。これは「群馬県史」通史編2原始古代2に付図として添付されている。

次に、本論文における条里計測方法を提示した。これは、条里の坪を区画する地割が格子状に走っている点に注目し、これら地割を国土座標上の直線のグラフと見て、数式として把握し、坪交点や直線の相互関係を計算によりできるだけ正確に把握しようとしたものである。この条里分析の方法で、注目すべき点は条里の坪交点を国土座標に合わせた座標で把握し、坪交点同士の座標値から地割を一次関数としてとらえ、その関数にあらわれた数値により、条里地割の傾きや地割一辺の距離を割り出すこととなる。この方法により地割という確実なデータを介して条里を分析することが可能となった。この方法の利点は条里計測の曖昧さのある程度払拭できると同時に、分析対象の条里の傾きや地割一辺の距離などを客観的に把握することができる点である。

こうした準備をおこなった上で、以下のように県内各地の条里地割の分析をおこなった。

②群馬郡の条里地割の検討 岡田氏はこの論文の中で、県内各地の条里を網羅的に取り上げ分析・研究を進めているが、特に群馬郡の条里については、前述の横倉氏らによる高崎市東部の条里についての研究や、国府城の推定など、多くの研究がなされていたため、それらの総括と再検討をおこなった。

高崎市東部で検出されたAs-B下の条里地割について、計測した坪交点の数値的データを材料として、横倉氏がききに設定した「条里水田坪交点位置図」(第3図)について、再度、坪交点の設定や交点間の計測をおこなった。ここでは、高崎市東部地域に広がる南北六五坪、東西四五坪の条里地割の傾きや辺長の計測をおこない、施行規格について数値的な面からの分析を試みた。結果、坪の辺長のばらつきが確認されており、同一の規格ですべてが施工されたとはいえないとした。

つづいて、上野国府周辺の条里について、条里地割と国府、東山道、上野国分寺との関係についても分析している。この岡田氏の分析に先だって、東山道や上野国分寺の位置設定に対する条里地割の影響が論じられてきたが、ここではそれらの論の再検討がおこなわれた。条里と東山道の関係については、まずはじめに、現地表で見られる地割や小八木遺跡の発掘調査結果から、条里の北限を再設定した。その後、東山道の直道が条里地割を斜行しているとはされる地域について、遺跡発掘調査結果や地勢に注目して条里地割が当地域に存在しないと分析、東山道が条里の北方地域を通ることから、周辺の地割を規制するものではなかったと述べている。

次に、国府付近で見られる条里地割と日高条里との関係についても検討している。現地表で見られる地割の様子や、発掘調査結果、日高遺跡からの条里線の延長線を照らし合わせ、推定国府城周辺の条里地割も日高から連続する条里方格にのることを指摘した。また、国分寺と条里の関係については、国分寺の寺地の重要な位置が塔と一町や半町という関係にない点、塔の中軸線の方向が基準畦畔の傾斜と異なる点から、日高や元総社の条里と同一規格性を想定するには問題が残るとした。また、これまで国府南面の基準点から南に伸び、群馬郡を東西に分かつ基準線ではないかとされてきた基準畦畔については、「基準点」と「日高地区で発掘された道路状遺構上の交点」の距離を、109ないし110mの規格で割ると57.5ないし43.5mと半坪近いずれが生ずるため、基準点設定は難しいのではないかとした。

上記の高崎市東部の条里のほか、同じ群馬郡内の高崎市倉賀野や渋川市有馬、利根川左岸の条里についても数値的な面から、群馬郡中心付近の条里と規格が一連のものであるか確認をおこなっている。

③県内各地の条里分析 上記群馬郡の条里のほか、那波、緑野、多胡、甘楽、碓氷、新田、山田の各郡の条里についても分析をおこなっている。下の第4図はこの



第4図 群馬県の条里制遺構
(『群馬県史』通史編2 原始古代2 p.913 図95を縮小して転載)

『群馬県史』通史編2 古代編2の中で取り上げられた条里の位置が示されたものである。ここでは各郡毎に確認されている条里を取り上げ分析を進めている。地割が明瞭に確認できるときは坪交点が設定できる条里については坪交点の座標を計測し、地割の辺長や傾きを明らかにした。この作業により、各地の条里の性格の把握をおこない、さらに他郡や隣接地区の条里との間の連続性の確認をおこなっている。また、地割が小規模、あるいは明瞭でない地点についても航空写真や地名に注目し条里地割の存在の確定や有無を追究した。

以上、『群馬県史』においておこなわれた研究を概観してきた。ここでは『群馬県史』の研究が条里制研究の進展にどのような影響を与えたか考えてみたい。

この研究により多くの成果があったといえるが、そのうちの特筆すべきものの一つは、県内各地の条里地割を網羅的に数値で把握し分析した点であろう。群馬郡をはじめ、県内各地の条里の坪交点に国土座標に基づいた座標値を与えることにより、各地の条里地割の辺長や傾きを数値で表すことができた。このことにより、これまで以上に精度の高い条里地割の計測や条里施行単位の抽出、離れた地点にある地割同士を比較を可能にしたのである。

次に挙げられる点は、これまでおこなわれてきた県内の条里制研究の総括がなされたことである。県内の小字地名の集成や航空写真への地名・小字境の記入をおこなうなど、条里制研究のための資料の収集と基礎的な分析をした。このことにより県内条里制研究の基礎を固めたと言える。さらに、各地の条里の様子や研究状況を網羅的に取り上げて、現状を把握し、再検討をおこなった。この『群馬県史』における県内各地の条里の分析と研究は、今後の条里制研究を進めるための資料と分析方法を新たに与えたものであったと言える。

(6) 増加する古代水田の発掘調査

As-B下水田資料の増加 『群馬県史』編纂後も、条里地割をもつ水田の検出遺跡は着実に増加した。下小島地区の発掘調査以降、県内各地において多くの水田や畠などといった耕地遺構が発掘調査されていった。それらの総数は平成13年12現在で県内のAs-B下水田の検出例は471遺跡にものぼっている²⁾。このような中で、上記水田に関して条里地割や条里の水供給に関わると見られる溝などの遺構が各地で見ついている。ここではこれらの遺跡を全て取り上げてふれることはできないので文末の付表に各遺跡の調査結果の概要をまとめた。

As-B水田下層の条里地割 古代の水田調査が進められる中で、さらに注目すべき点は、洪水などによって埋没したAs-B降下以前の水田跡において条里地割が確認されている例も増えてきていることである。これらの

発掘調査結果は、より条里施工時点に近い遺構の重要な資料となる。県内各地で水田調査がおこなわれていく中で、前橋市の中原遺跡群³⁾、佐波郡赤堀町の五日牛清水水田遺跡(藤巻1993)など、As-B降下以前の条里地割が検出される例が増えてきた。また、As-B降下時の耕土中、または下層で時期の特定が可能な遺構や遺物が確認される例も増加している。これらの遺構や遺物により各地域の条里地割の開田時期をある程度考察できる。このような発掘調査の成果は、より条里施工時点に近い地割を確認することができたり、条里施行時期をある程度、特定できたりすることができ、条里制分析の大きな資料の一つになるといえる。

新井仁氏は前橋台地南部における水田開発の様相を見ていく中で、これらの発掘成果に注目して、As-B下水田より下層で確認された水田や遺構などを取り上げ、As-B下水田との比較やAs-B下水田の開田時期を追究した(新井2001)。「群馬県における平安時代の水田開発について—前橋台地南部を中心とした試論—」の中で新井氏は、前橋台地南部地域の条里地割による水田経営は9世紀以降、As-B降下以前の間の段階とし、中原遺跡群において9世紀前半の条里地割が確認されていることから、周辺の地域においてもその時期をそれほど降らない頃には条里地割が成立したのではないかとしている。また、条里地割の成立について、条里プランは班田收受とは関係なく私有地の増加に伴うもので、律令解体期にすでに在地勢力による大規模開発が進められた可能性を述べた。そして、条里地割への変化の契機は牛馬耕の導入であることに言及している。

4 おわりに

以上、群馬県内の条里制研究について、時代を追って概観してきた。これまで述べてきたが、群馬県内においては古くから条里地割の存在が知られ、多くの研究がなされてきた。本稿のはじめに挙げた条里制研究の三つの要素のうち、①航空写真や古地図から条里を見出し復原する方法¹⁾、②発掘調査結果の分析²⁾の二要素は条里制研究が開始された当初に比べるとかなり充実してきたと言える。条里地割の復原については坪交点に国土座標ののつった座標をあてることにより、かなり正確に条里の性格を捉えることが可能となってきた。また、発掘調査例も着実に増え、As-B下のみならず、さらに下層のより条里施行時点に近い条里地割の検討もある程度可能になってきた。

一方、調査される条里の多様性も指摘されている。岡田氏は「群馬県史」の中で本県で確認される条里地割について、①現地地表で見える条里と下層の条里が一致するもの、②現地地表では条里が見えるが古代の面では存在しないもの、③現地地表で条里はないが古代の時点で存在

するもの、④現地地表で確認される条里と下層条里がずれのもの、があると条里地割の存在状況の多様性を述べており、一概にはこれまでの方法で条里地割を判断できないという問題点を述べている。

このような状況におかれている群馬県内の条里研究で必要なことは、現在までに蓄積されてきた資料の集成と整理であろう。現在確認されている各地の古代の条里地割をより精度が高く、誰もが共用できる方法で集成していく必要がある。そのためには調査された遺跡の資料が共通の認識で使用できるよう、国家座標などにより遺跡位置、遺構図などの位置を明確に示す必要がある。資料の整理、集成を進めることにより、各地域の条里の特徴を把握し、様々な課題に対応するための道筋を得られるのではないだろうか。

また、県内各地の条里がいつ、どのような形で成立したのかを探ることもこれからの研究で大きな課題となる。As-B下の耕地より下層の遺物や遺構にも注目し記録を残していく必要がある。

同時にこれら発掘調査結果と合わせて、これまでおこなわれてきた航空写真や古地図の観察、地名の収集、文献史料の検討なども進め、様々な学問の視点から条里制研究を進めていくことが必要であろう。

最後に、今回、群馬県内の条里制研究史を見ていく中で、多くの研究者の方々の論考を読む機会が得られたが、読むほどに、筆者の条里制に関する知識不足と理解の未熟さを痛感した。また、本稿を読み返していても筆者の力量不足から、条里制の研究をただ書き並べるだけで各氏の研究の要点を把握しきれない部分があることも否めない。さらに、文末の付表も資料が不足している状況であり、これからも加筆、修正をしていく必要がある。このように反省点ばかりが目立ってしまう本稿であったが、条里制について新たな知見が得られるよう、これからも興味をもって取り組んでいきたいと思う。

本稿を執筆するにあたり、相原建史・春山秀幸・新井仁、齋藤英敏の各氏には、ご教示をいただくとともに、諸氏が収集・集成された資料を利用させていただくという身勝手なお願いを快諾していただいた。ここに改めて感謝の意を表したい。また、上記各氏に加え、麻生敏隆・石守晃・大江正行・神谷佳明・関俊明・能登健の各氏をはじめとするたくさんの方々にご教示をいただいた。そして、紀要編集委員長の石守晃氏ならびに編集委員各氏、特に担当委員の小保方香里氏には筆者の執筆の遅れから多大なご迷惑をおかけした。あわせてここにお詫びと感謝の意を表したい。

(本稿は平成13年度群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究活動指定研究の成果の一部である。)